ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

租税特集 $\frac{2022.5}{\mathbf{Q/11}}$



財務省 財務総合政策研究所 編

(財政金融統計) 月報第841号)

目 次

─ 租 税 特 集 ─

	──統	,	<u> </u>
	I. — 般 統 計		
	頁		
	国民所得に対する租税負担率の国際比較 … 10		連結納税制度の概要・・・・・・132
	1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較14	l .	グループ通算制度の概要・・・・・・136
	国税の税目別収入の累年比較 ・・・・・・・18		償却制度の概要・・・・・・142
4.	国税の税目別収入の国際比較22		減価償却の実施状況・・・・・・14-
5.	歳出及び歳入に対する租税収入の割合の国際比較24		資本金階級別交際費等支出額の状況等・・・・・・14:
	一般会計歳入構成の累年比較28	34.	交際費の損金不算入制度の沿革・・・・・・146
7.	租税及び印紙収入(一般会計)予算額並びに決算額		Ⅳ. 相 続 税 等
	等の累年比較30	35.	相続税の課税状況・・・・・・14:
8.	令和4年度租税及び印紙収入予算額(一般会計)・・・・・・32		贈与税の課税状況・・・・・・150
9.	一般会計歳出の主要経費別予算額・・・・・・33		令和3年分都道府県庁所在都市の最高路線価・・・・・・15
10.	令和4年度経済見通し(令和4年1月17日閣議決定)・・・・・34	38.	相続税及び贈与税の制度の概要・・・・・・・・・・152
11.	令和4年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算36		V. 間 接 税
	Ⅱ. 所 得 税	39.	消費税の課税状況等・・・・・・156
	所得税負担額の累年比較(給与所得者)・・・・・・・・・・40		(付表) 課税事業者等届出件数 · · · · · · · 156
13.	所得税負担額の国際比較(給与所得者)・・・・・・・・・・44	40.	酒税の課税状況・・・・・・15%
14.	所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)・・・・・・・46	41.	主要酒類の酒税等負担率表・・・・・・15%
15.	所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が		(付表) 酒税等の負担率の推移・・・・・・・15%
	等しくなる給与収入の国際比較(給与所得者)・・・・・・・47	42.	主要間接税の課税状況・・・・・・158
16.	給与所得者数,納税者数の累年比較・・・・・・・・・47	43.	主要間接税の関係場数の累年比較・・・・・・・158
17.	給与所得者数,給与額,税額の累年比較 … 47	44.	主要間接税制度の概要・・・・・・159
18.	所得税の控除及び税率の推移・・・・・・・・・48	45.	自動車関係諸税の概要・・・・・・166
	(付表) 個人住民税の控除及び税率・・・・・・76		VI. 国 際 課 税
19.	申告所得税の課税状況の累年比較88	46.	外国法人・非居住者の課税状況の推移・・・・・・16
20.	源泉所得税の課税状況 ・・・・・・88	47.	外国法人・非居住者の課税状況(源泉所得税)の内訳 … 162
21.	利子・配当課税制度等の概要 (所得税・個人住民税)・・・・90	48.	我が国の締結した租税条約等の概要・・・・・・168
22.	譲渡所得課税制度の概要・・・・・・92		Ⅷ. 地 方 税
	(参考) 土地譲渡益課税制度の沿革・・・・・・110	49.	地方税収入の構成の累年比較・・・・・・・・172
	Ⅲ. 法 人 税	50.	国及び地方公共団体の歳入構造の推移・・・・・・・174
23.	法人税率の推移118	51.	地方税(道府県税)収入の都道府県別所在状況
24.	法人の種類別法人数,所得金額及び税額120		(令和2年度人口1人当たり指数)・・・・・・・175
25.	法人の資本金階級別の所得階級別表122	52.	租税収入の国と地方団体との配分の累年比較176
26.	法人数(普通法人)の業種別の資本金階級別表122	53.	国税及び地方税の徴税費の累年比較178
27.	法人数の累年比較 ・・・・・・123	54.	所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較・・・・・・178
28.	法人税制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124		

欧米主要国における近年の税制改革の動向

上田 健太

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延してから早2年が経過した。変異株の発生による感染の再拡大が繰り返されており、未だ完全な感染の終息は見られないものの、各国も水際対策を緩和し、行動制限の解除も進むなど、パンデミックへの対応策は一つの転換点を迎えている。経済面に目を向けても、欧米主要国において、パンデミックで大きく落ち込んだ実質GDP成長率は、各種の経済対策や行動制限等の緩和による経済活動の再開等により、2021年にはプラスに転じている。一方、パンデミックで抑制されていた需要の急激な回復や、ウクライナ危機等に伴うエネルギー価格の高騰等により、インフレ率の急速な上昇が見られるなど、先行きに不透明さも見られるところである。

こうした現状認識の下,本稿では近年の欧米主要国の政治・経済情勢及び税制措置を概観するが,その中でも,各国で進められているパンデミック後の社会へ向けた具体的な取組について取り上げている。

各国における代表的な取組としては、パンデミックによる 歳出拡大への対応と財政規律の回復が挙げられる。

例えば、米国においては、バイデン大統領の下、2022年度の大統領予算教書において、長期的な経済再生プランとして、「American Jobs Plan(米国雇用計画)」及び「American Families Plan(米国家族計画)」を打ち出し、大規模な財政出動を伴いつつ、同時に大企業や高所得者を中心に負担を求める税制改正案も提案し、必要な財源を賄うとともに、長期的な財政赤字の削減を進める方針を示している。

英国では、2021年6月に成立した財政法において、パンデミックの影響で悪化した財政を立て直すため、2023年4月以降に法人税率を引き上げることを発表したほか、9月に発表した医療・介護制度改革計画においては、パンデミックの影響等で疲弊した国民保健サービスを立て直し、介護サービスを改革する財源として、2022年4月から、新たに医療・介護負担金を導入するとともに、配当所得課税の税率を引き上げることが発表された。

ドイツでは、新型コロナ対応のため、2020年以降、新規公債の発行が行われてきたが、2023年以降は、連邦政府の財政収支を原則均衡させる連邦基本法に基づき、財政収支均衡原則に立ち戻る見込みが示されている。

また、パンデミックからの復興を持続的な経済成長に結び つけるべく、投資促進等の政策も各国で進められている。

例えば、フランスでは、マクロン大統領の1期目最後の予算法案となった2022年予算法において、2021年と併せて500

億ユーロ規模の減税を進めることで、「再興と投資」による 持続的成長の実現を目指す方針を掲げた。

同様の政策は英国においても見られ、2021年10月に発表されたAutumn Budget 2021において、法人税に関する130%の初年度償却措置の延長や小売業、接客業、レジャー産業を対象とする非居住用不動産に課される税であるビジネスレートの50%減税等の措置を打ち出した。

このようなパンデミック後の社会を見据えた取組が進む中で、新たな課題も存在する。パンデミックからの復興による需要の急激な増加に加え、本年2月に発生したウクライナ危機によるエネルギー価格の高騰等の課題は、パンデミックから立ち直りつつある経済に大きな影響を与えている。こうした中、英国では、3月に向こう1年間のガソリン及びディーゼルに対する燃料税の税率引下げを行い、ドイツでは、6月から3か月間、エネルギー税の時限的な引下げを行う一方、フランスでは、4月からガソリンの元受けに対して補助金の給付を始めるなど、各国とも対応に追われている。

また、政治分野においても、本記事執筆段階(2022年5月末)においては、フランスの大統領選挙が終了したばかりであるが、本年11月には米国でバイデン政権の今後の政策実現に大きな影響をもたらす中間選挙が行われ、英国においても来年、下院総選挙が実施される予定である。

このように、多くの分野において、大きな転換点を迎えつ つある欧米主要国の現在の姿を理解し、これからの展望を描 いていくうえで、本稿がその一助となれば幸いである。

Ⅱ. 米国

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2020年11月3日に実施された大統領選挙では、共和党・現職のトランプ大統領と、民主党のバイデン前副大統領とが争った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、人種差別問題に対する抗議の広がり(Black Lives Matter運動)も相まって、バイデン前副大統領が史上最多得票(約8,100万票)にて当選した。ただし、トランプ大統領に対しても、史上2番目の得票数である約7,400万票が投じられたことから、米国における社会的分断の大きさが指摘されている(2020年以前の全大統領候補の史上最多得票は、2008年にオバマ元大統領が獲得した約6,900万票)。

多数政党が議会の重要委員会の委員長を決めることができるため、大統領の政策遂行能力は、所属政党が議会の上下両院を支配しているかどうかに影響されるところ、同日に実施された議会選挙では、上下両院において民主党がかろうじて多数派を確保することができ(表1参照)、大統領及び上下両院の過半数を民主党が占める「トリプルブルー」の状態となった。しかし、上院において議事妨害(フィリバスター)を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、共和党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢となっている。

このように、上下両院ともに民主党と共和党の議席数が拮抗しているため、法案の可決のためには民主党議員全員の賛成が必要であるが、必ずしも民主党議員も一枚岩ではなく、例えば「Build Back Better法案」(後述)は、2021年11月19日に、下院において可決されたものの、上院では一部の民主党議員の反対により、現在も成立の見通しが立っていない。

2022年11月8日に中間選挙が行われる予定で、上院の全 100議席のうち3分の1と下院の全議席(435議席)が改選す る(上院議員の任期は6年で、2年ごとに3分の1議席が改 選。下院議員は2年ごとに全議席が改選)。バイデン大統領 が残りの任期の間,政策を実現するためには,中間選挙で民 主党が勝利し,「トリプルブルー」の状態を維持することが 鍵となる。

【表1:米国連邦議会上下院の議席数(2022年5月16日現在)】

	連邦議会下院(435議席) ※空席6議席	連邦議会上院(100議席)
民主党	221議席	50議席(民主党系無所属 2議席含む)
共和党	208議席	50議席

(備考)上院は、議席数が民主党(民主党系無所属含む)50対共和党50であるものの、採決で賛否同数の場合、上院議長(ハリス副大統領)が決定票を投じるため、実質的に51対50で民主党多数となる。

2. 経済

2022年第1四半期の実質GDP成長率 (速報値) は,前期比で年率▲1.4% (前期:6.9%)となり、2020年第2四半期 (▲31.2%)以来、7四半期ぶりのマイナス成長となった。項目別に見ると、個人消費は2.7% (前期:2.5%)とプラス成長を維持し、民間設備投資は9.2%と、前期(2.9%)から大きく上昇した。また、輸入が17.7% (前期17.9%)となる一方、輸出は▲5.9% (前期:22.4%)とマイナスに転じたため、純輸出のマイナス寄与は拡大した。なお、実質GDPの水準は、コロナ危機前の2019年第4四半期の水準を上回っている。

3. 財政

2021年5月に、バイデン大統領の就任後初めて公表された、2022会計年度の大統領予算教書では、長期的な経済再生プランである「American Jobs Plan(米国雇用計画)」及び「American Families Plan(米国家族計画)」(いずれもIIにて後述)の内容が含まれている。ベースラインと比較して、短期的には財政状況が悪化する見通しだが、長期的には、税制改正によって財政赤字を削減し、財政の見通しを改善させることとされている。

2022年3月に公表された2023年会計年度の大統領予算教書では、雇用の創出、家計負担の軽減、生産能力の拡大、気候変動対策や安全保障への投資を提案。大企業や富裕層に対する税制改正により、10年間で1兆ドル以上の財政赤字が削減

【表2:米国「2023会計年度予算教書」における名目GDP等の予測】

(単位:名目GDPは10億ドル,その他の項目は%)

暦年	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
名目GDP	22,899	24,631	25,853	26,966	28,064	29,200	30,380	31,626
名目GDP成長率	9.6	7.6	5.0	4.3	4.1	4.0	4.0	4.1
実質GDP成長率	5.5	4.2	2.8	2.2	2.0	2.0	2.0	2.1
CPI上昇率	4.6	4.7	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	5.4	3.9	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8
長期金利	1.5	2.1	2.5	2.7	2.8	3.0	3.1	3.1

(出典) 米国行政管理予算局 (OMB) 「2023会計年度大統領予算教書」

できるとしている。

【表3:米国「2023会計年度予算教書」における財政収支,債務残高の見通し】

	財政収支	財政収支 対GDP比	債務残高	債務残高 対GDP比
2022年度	▲1.4兆ドル	▲5.8%	24.8兆ドル	102.4%
2023年度	▲1.2兆ドル	▲ 4.5%	26.0兆ドル	101.8%
2032年度	▲1.8兆ドル	▲ 4.8%	39.5兆ドル	106.7%

(出典) 米国行政管理予算局 (OMB) 「2023会計年度大統領予算教書」

Ⅱ. 税制改正の内容

バイデン大統領は、「American Rescue Plan(米国救済計画)」並びに長期的な経済再生プランとして公表した「American Jobs Plan(米国雇用計画)」及び「American Families Plan(米国家族計画)」(これら一連の経済対策を「Build Back Better」と総称)において、以下の税制措置を盛り込んだ。

【American Rescue Planにおける主な税制措置】(2021年3月11日成立)

・児童税額控除を含む各種税額控除の引上げ・要件緩和

【American Jobs Planにおける主な税制措置】 (2021年3月31日公表)

- ・法人税率の引上げ(21%→28%)
- ・米国多国籍企業のGILTI(国外軽課税無形資産所得)に対 する実効税率の21%への引上げ

【American Families Planにおける主な税制措置】(2021年4月28日公表)

- ・児童税額控除拡充の2025年までの延長
- ・高所得者等への課税執行強化
- ・所得税の最高税率引上げ(37%→39.6%)
- ・キャピタルゲイン課税の強化等

バイデン大統領の計画を踏まえ、民主党と共和党の間で議論が行われ、「American Jobs Plan」の一部の施策については、超党派インフラ法(5年間で5,500億ドル規模の新規支出)として、11月15日に成立した。既存のコロナ関連予算の振替えや暗号資産取引に係る報告義務の強化等を財源としており、法人税の引上げ等の税制措置は含まれなかった。

その後、「American Jobs Plan」の中で超党派インフラ法 (Infrastructure Investment and Jobs Act) に含まれなかった 施策や「American Families Plan」に含まれた施策を中心に、「Build Back Better法案」として議論が行われた。しかし、下院民主党内での折り合いがつかず、所得税の最高税率引上げ(37%→39.6%)、キャピタルゲイン課税の強化、法人税

率の引上げ(21%→28%)といった税制措置が法案の内容から除かれた。11月19日に下院において可決された法案の内容には、主に以下の項目が含まれる。

- ・利益が10億ドル以上の大企業に対する15%の最低課税
- ・自社株買いに対する1%の課税
- ・GILTI (国外軽課税無形資産所得) の実効税率引上げ
- ・高所得者に対する追加課税 (1,000万ドルを超える所得に 5%, 2,500万ドルを超える所得にさらに 3%)
- 事業損失の損益通算の制限
- ・純投資所得課税(高所得者の金融所得等への追加課税)の 適用範囲拡大
- ・州税・地方税の控除に係る上限拡大
- ・内国歳入庁 (IRS) による高所得者への徴税の強化等

「Build Back Better法案」は現在、上院にて審議中である。 しかし、上院民主党内で、規模や内容に関し意見が対立して おり、法案の成立に至っていない。なお、仮に上院において 法案の内容に修正があった場合、再度下院で可決する必要が ある。

Ⅲ. 英国

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2019年12月の解散総選挙で単独過半数を獲得したジョンソン政権は、コロナ対策におけるワクチン調達の成功などにより、2020年10月には41%まで下がっていた支持率を2021年3月には53%まで回復させた。

しかし、新型コロナウイルス感染者が再び増加したことにより、再び下降傾向に転じた支持率は、年末の感染拡大を受けた行動制限の実施やロックダウン中に首相官邸でパーティーが開催されていた問題が明るみになったこと等により低迷。一時29%まで下落、保守党内でもコロナ規制に係る政府案に対する造反などが相次ぐに至った。

その後、ウクライナ侵攻の対応に関する外交面での評価の 上昇等の影響もあり、支持率は3月末時点で39%まで回復し たが、ジョンソン首相自身がロックダウン中に首相官邸で開 かれた集まりに参加していたことで罰金を科されたこと等を 受け、足元では下降傾向。また、5月5日に投票が行われた 英国地方選では、保守党が大きく議席を減らすなど、苦戦を 強いられた。次回の下院の総選挙は2023年に予定されてお り、ジョンソン政権の今後の動向に注視が必要である。

(注:本節は他の部分と同様,2022年5月時点の情報に基づき,執筆している。)

【表4:英国政党別の上下院議席数(2022年4月時点)】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	360	199	45	13	8	25	650
	保守党	クロスベンチ (中立)	労働党	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	257	184	168	83	50	24	766

※下院:定数650議席. 上院:定数なし

【表5:英国実質GDP成長率の推移(対前年比)】

(単位:%)

	2020年 (実績)	2021年 (実績)	2022年 (見通し)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)	2026年 (見通し)
2022年3月(経済財政見通し)	- 9.4	7.5	3.8	1.8	2.1	1.8	1.7
2021年3月(経済財政見通し)	- 9.9	4.0	7.3	1.7	1.6	1.7	_
変化幅	[0.5]	[3.5]	[△ 3.5]	[0.1]	[0.5]	[0.1]	_

(出典) 2021年3月経済財政見通し、2022年3月経済財政見通し(予算責任庁)

【表6:英国財政に係る諸指標の推移(対GDP比)】

(単位:%)

	2020年度 (実績)	2021年度 (見通し)	2022年度 (見通し)	2023年度 (見通し)	2024年度 (見通し)	2025年度 (見通し)	2026年度 (見通し)
財政赤字	15.0	5.4	3.9	1.9	1.3	1.2	1.1
構造的財政赤字	14.9	6.1	4.4	1.9	1.3	1.3	1.1
純債務残高	94.0	95.6	95.5	94.1	91.2	85.8	83.1

(出典) 2022年3月経済財政見通し(予算責任庁)

2. 経済

予算責任庁が公表した経済財政見通し (2022年3月) によると、ウクライナ侵攻によるエネルギー価格の上昇は、パンデミックから立ち直る過程にあった英国経済に大きな影響を与えた。エネルギー価格の上昇によりインフレ率は、今年の第4四半期には第二次オイルショック以来40年ぶりの高水準となる8.7%に達する見込である。その影響を受け、今年のGDP成長率の見通しは、昨年10月の経済財政見通しで発表された6.0%から3.8%まで低下した。インフレ率が名目所得の伸びを上回ることや4月から増税が行われることも実質生活水準を低下させ、パンデミック以前の水準を回復するのは2024年度になる予定。

2023年にはパンデミックからの反動が薄れ、生活費の圧迫が続く一方、財政支援の一部が終了、金融政策も引き締めに向かうことにより、実質GDP成長率はさらに鈍化する見通し。しかし、その後、エネルギー価格の低下によるインフレ率の低下が実質所得を下支えすることなどから、2024年には成長率は2.1%まで回復する見通し。

3. 財政

昨年10月,スナク財務大臣は、秋季予算の公表に合わせ、 予算責任憲章を発表した。そこでは、次の危機の際に行動で きる財政余力を持てるよう、財政を強化する必要があるとし て

- ① 公的部門の経常的収支(財政収支から純投資額を除いた もの)を2024年度までに均衡させる
- ② 公的部門の純投資対GDP比を2026年度まで平均3%以内 に抑制する
- ③ 公的部門の純債務残高対GDP比を2024年度までに減少させる

の3点を目標として掲げた。

足下の財政状況については、予算責任庁が公表した経済財政見通し(2022年3月)によると、厳しい経済状況にもかかわらず、パンデミック禍から回復を続けている。税収の増加もあり、政府借入額は2020年度の3,220億ポンドから2021年度には1,280億ポンドまで減少し、対GDP比においても15%から5.4%まで大きく減少した。これは昨年10月の経済財政見

通しでの想定を大きく上回るペースでの減少となっている。

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 概要

2021年6月に成立した財政法(Finance Act 2021)では、2021年3月の予算演説で発表された方針に基づき、コロナの影響で悪化した財政の立直しを目指し、2023年4月以降の法人税率の引上げ(現行の一律19%から最高25%へ引上げ)に加えて、所得税の基礎控除額等のインフレ調整を2025年度まで凍結することが決まった。

2021年9月には、コロナ禍からの復興計画の一環として医療・介護制度改革計画が発表され、コロナの影響等で疲弊した国民保健サービス(National Health Service)を立て直すとともに、介護サービスを改革する財源として、2022年度以降、医療・介護負担金(Health and Social Care Levy)の導入、配当所得課税の一律1.25%の税率引上げが行われることとなった。

2021年10月に発表されたAutumn Budgetにおいては、投資 促進、ポストコロナ経済への備えの観点から、法人税に関す る130%の初年度償却措置(Super Deduction)の延長や小売 業、接客業、レジャー産業を対象とする非居住用不動産に課 されるビジネスレートの50%減税(上限あり)等の措置を盛 り込んだ。

2022年3月に発表されたSpring Statementにおいては、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、コロナ禍後のグローバルなサプライチェーン問題が英国全土の家計の生活費を圧迫している問題に対応するため、家計の生活費支援が発表された。具体的には向こう12ヶ月のガソリン及びディーゼルに対する燃料税の引下げなどの税制措置を行うとともに、経済成長の公平な分配の観点から2024年以降の所得税の引下げも発表した。

2. 主な税制関係の改正事項

2021年9月から2022年3月までに発表された主な税制改正 案は以下の通り。なお、表中の数字は政府発表の当該措置に よる増減収見込額(単位:100万ポンド)。

<2021年9月に発表されたもの>

- ○医療・介護負担金の導入
- ・2022年4月以降,給与収入(※)及び利益(自営業者)に対する1.25%の医療・介護負担金(Health and Social Care Levy)の導入。2023年度以降は国民年金の受給対象年齢で働く者も負担金の対象となる。

※給与収入については雇用主・従業員双方が1.25%ずつ負担。

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
+ 45	+ 16,505	+ 16,805	+ 16,905	+17,290	

○配当所得課税の引上げ

・2022年4月. 配当所得課税の一律1.25%引上げ

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
- 15	+1,340	-540	+650	+815	

<2021年10月に発表されたもの>

○アルコール税制の改革

・主要税率の数の削減による税制の抜本的な簡素化,アルコール度数が高いほど税率が高くなる制度の構築,小規模 生産者優遇税制

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	-20	-115	- 125	-140	- 155

○非居住用不動産に係るビジネスレートの引下げ

・小売業,接客業,レジャー産業向けに,非居住用不動産に 係るビジネスレートの50%減税(上限11万ポンド)

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
+ 35	- 1860	+40	-10	_	

- ○非居住用不動産に係るビジネスレートの算出に用いる乗数の引上げ中止
- ・2022年に予定されていた非居住用不動産に係るビジネス レートの算出に用いる乗数の引上げを中止。

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
+15	-845	-900	- 965	- 965	

<2022年3月に発表されたもの>

○国民保険料の基礎控除額増額

・2022年7月以降,国民保険料の基礎控除額9,880ポンドから12,570ポンドに増額。

2021	2022	2023	2024	2025	2026	
年度	年度	年度	年度	年度	年度	
_	-6,250	-5,960	-4,855	-4,330		

○付加価値税のゼロ税率の適応範囲拡大

・2022年4月から5年間、省エネルギー設備に適用される付加価値税率を0%に引下げ。

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	- 45	-50	-60	-60	

○ガソリン税の引下げ

・12ヶ月間, ガソリン及びディーゼルに対する燃料税を1 リットルあたり57.95ペンスから52.95ペンスへと, 5ペンス引下げ。

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
- 45	-2,385	_	_	_	_

○所得税率の引下げ

2024年度以降,所得税の基本税率(Basic rate)を20%から 19%に引下げ。

2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	_	_	- 5,335	-6,055	

Ⅳ. ドイツ

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

ドイツでは、2021年9月に、4年に1度の連邦議会選挙が行われた。今期で引退を表明していたメルケル首相に代わり、ラシェット党首が率いた与党キリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)は、48議席を失い第二党に転じた。CDU/CSUとともに連立政権を担っていた社会民主党(SPD)は、メルケル政権で連邦財務大臣を務めたショルツ氏の下、史上最低の得票率だった前回の選挙から53議席を伸ばして206議席を獲得し、第一党となった。また、緑の党は近年の環境問題に対する意識の高まりも追い風となり、51議席増で第三党に躍進した。その他の政党は、自由民主党(FDP)が議席を増や

したが、左翼党や前回の選挙で初めて議席を獲得した「ドイツのための選択肢(AfD)」はいずれも議席数を減らした。

選挙の結果、SPDが2002年以来19年ぶりに第一党になったものの、CDU/CSUとの議席数の差は小さく、両党とも単独では過半数に届かないことから、連立の結果次第ではどちらも次の首相を輩出できる状況であった。また、SPD、CDU/CSUともに、両党による大連立を再び繰り返すことに消極的であり、3党による連立になる可能性が高いことからも、連立交渉の動向に注目が集まった。

選挙公約において、SPDと緑の党は所得税率の引上げや富裕税の再導入等、増税を訴えていたのに対し、CDU/CSU 及びFDPは増税には反対する立場を表明していた。10月7日にSPDが緑の党及びFDPと予備協議を開始した。予備協議について各党が承認することで、連立政権樹立に向けた連立交渉に入るが、翌週に公表された予備協議の概要では、「資産に対する新たな課税や、所得税、法人税、付加価値税等の増税を行わない」旨の記述が盛り込まれ、増税の否定及び財政規律の維持をレッドラインとして交渉に臨むとしていたFDPの要求が、結果的にどちらも受け入れられる形となった。

その後10月21日には連立交渉が始まり、11月24日に三党が合意すると、12月8日に新政権が誕生した。各党のイメージカラーにちなみ信号連立と呼ばれる新政権では、SPDのショルツ氏が首相、FDPのリントナー党首が連邦財務大臣、緑の党のベーアボック共同党首が連邦外務大臣に就任した。

2. 経済

2021年11月に連邦政府経済諮問委員会(いわゆる五賢人委員会)は、2021年及び2022年の経済見通しを発表した。実質国内総生産(GDP)は、2022年第1四半期にコロナ危機以前の2019年第4四半期の水準に戻るとし、2021年は2.7%増、2022年は4.6%増と予測した。

しかし、2022年3月に発表した2022年及び2023年の経済見通しにおいては、ロシアによるウクライナへの侵略戦争が成

【表7:ドイツ政党別の連邦議会議席数】

	社会民主党 (SPD)	キリスト教 民主/社会 同盟 (CDU/CSU)	同盟90/ 緑の党	自由民主党 (FDP)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	左翼党	無所属	合計
連邦議会	206	197	118	92	80	39	4	736

※連邦議会(法定定数598議席,超過議席138議席)における各党の議席数は2022年4月時点。

【表8. ドイツ実質GDP成長率等の予測】

		- · · -			
	2019	2020	2021	2022 E	2023 E
実質GDP成長率	1.1%	▲ 4.6%	2.8%	2.1%	2.7%
インフレ率	1.4%	0.4%	3.2%	5.5%	2.9%
失業率	3.2%	3.8%	3.5%	3.2%	3.2%
経常収支*	7.6%	7.1%	7.4%	5.9%	6.9%

(出典) IMF世界経済見通し(2022年4月)

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

長を鈍化させ、エネルギーや消費者物価の更なる上昇をもたらすとして、2022年のGDP成長率を1.8%増に下方修正した。また、コロナ危機以前の2019年第4四半期の水準に戻るのは、2022年第3四半期以降になると予測した。

2022年5月に公表された2022年第1四半期の実質GDP成長率は、前期比+0.2%(前期比年率+0.9%)と、前期(前期比▲0.3%、前期比年率▲1.4%)から回復した。ドイツ連邦統計局によると、資本形成がGDP増加の主な要因となった一方、純輸出はGDPを下押しした。

3. 財政

2022年3月,ドイツ連邦政府は2022年連邦予算案及び2026年までの中期財政計画を閣議決定した。予算措置に関する主なポイントとしては、以下のようなものがある。

- 連邦基本法(憲法)により、連邦政府の財政収支は原則 均衡とされているが、新型コロナ対応のため、2020年、 2021年に引き続き、2022年も新規公債を発行する。この公 債については、連邦基本法のルールに基づき、2058年まで の償還計画が併せて公表されている。なお、2023年からは、 財政収支均衡原則を再び遵守する予定である。
- 持続可能で、気候中立かつデジタルな経済へと転換するため、気候保護やデジタル化、教育・研究、インフラの分野に重点的に予算配分を行っている。国防強化のために特別基金を設置し、1,000億ユーロを上限とする起債を可能とすることとしている。当該債務については、償還方法を法律で定める予定である。また、基金の使途は毎年議会で議決することとしている。

財政状況についてみると、2010年の経済危機時に一般政府債務残高対GDP比は81.0%となっていたが、その後債務を削減

し、2019年は58.9%であった。新型コロナ対応により、2022年は70.9%に達する見込みだが、2010年の経済危機時と比べて低い水準に抑えられている。

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 税収等

2021年11月,連邦財務省は2022年度から2026年度の税収見積もりを公表した。コロナの影響に対処するための支援策の効果が出ており、2021年5月の試算と比較すると、全ての年について大幅増と予測された。

2. 2022年度の主な税制改正事項

① 外食(飲料品を除く)に対する付加価値税の軽減措置の 延長

コロナ対策として、2020年7月より時限的に導入されている外食(飲料品を除く)に対する付加価値税の軽減措置について、導入当初の期限は2020年12月末までの半年間であったが、2022年12月末まで延長されている。これは、度重なるロックダウンの影響により、支援対象である飲食店の多くが税率引下げの恩恵を受けることができないことが理由とされ、外食(飲料品を除く)に係る付加価値税は、2022年12月末まで軽減税率の7%が適用される。2023年1月以降は、標準税率19%に戻る予定。

② ホームオフィスに関する費用の定率控除 (予定)

2021年末までの措置として導入されたホームオフィスに関する費用の定率控除について、期限が1年間延長される予定。第4次コロナ租税支援法が成立すれば、2022年末まで、ホームオフィスがない、または費用が控除されていな

【表9. ドイツ2026年までの中期財政計画】	(※ドイツの会計年度は毎年1月~12月)
-------------------------	----------------------

					•
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	(第2次政府草案)	(予算案基準値)	(予算案基準値)	(予算案基準値)	(予算案基準値)
歳出	4,576	4,127	4,157	4,169	4,231
(うち投資支出)	(508)	(510)	(509)	(512)	(514)
歳入	4,576	4,127	4,157	4,169	4,231
(うち税収)	(3,325)	(3,500)	(3,635)	(3,769)	(3,908)
新規国債発行	997	75	106	118	137

(出典) ドイツ連邦財務省

単位:億ユーロ

【表10. ドイツ財政収支等の予測】

	2019	2020	2021	2022 E	2023 E
財政収支	1.5%	▲ 4.3%	▲3.7%	▲3.3%	▲0.7%
基礎的財政収支	2.0%	▲3.9%	▲3.3%	▲2.9%	▲0.3%
公的債務残高	58.9%	68.7%	70.2%	70.9%	67.7%

(出典) IMF財政モニター (2022年4月)

※全て対GDP比。

【表11. ドイツ税収見積もり】

	2022	2023	2024	2025	2026
連邦	3,284	3,455	3,595	3,724	3,855
州	3,564	3,679	3,831	3,967	4,110
市町村	1,225	1,271	1,337	1,403	1,456
合計	8,489	8,821	9,190	9,538	9,875

(出典) ドイツ連邦財務省

単位:億ユーロ

い場合、納税者は1日あたり5ユーロ、年間600ユーロまで控除することができる。

(注) ホームオフィスとは、自宅のうち、そのほとんどを 仕事のために使用している部屋や場所のこと。

③ 欠損金の繰戻し還付最大額引上げ措置の期限延長(予定)

危機に必要な流動性を供給し、柔軟な支援を提供する目的で、2020年及び2021年につき増額されていた欠損金の繰戻し還付(※)は、2022年及び2023年についても引き続き増額される予定。第4次コロナ租税支援法が成立すれば、欠損金の繰戻し還付最大額が1,000万ユーロ(夫婦合算の場合は2,000万ユーロ)に増額される。

(※) ドイツでは、今年度に損失がある場合、前年度の利益と相殺し(最大100万ユーロ・夫婦合算の場合は200万ユーロ)、所得税・法人税の還付を受けることができる。

Ⅴ. フランス

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

マクロン大統領(共和国前進)は、2017年の就任以来、失業率の改善など一定の成果をあげたが、燃料税の引き上げ等に対する反マクロン政権のデモ、「黄色いベスト」運動や新型コロナウイルスへの対応に追われ、年金制度の簡素化等を目指す改革など一部の政策を成し遂げることはできなかった。

今回のマクロン大統領の任期(5年)満了に伴う選挙は、このような状況下での実施となったが、マクロン大統領を含む12名の立候補者のうち、右派のルペン氏(国民連合)、左派のメランション氏(不服従のフランス)が、エネルギーに対する減税、定年の62歳から60歳への引き下げ等ポピュリスト色の強い公約を掲げ、物価高騰等に、特に苦しむ比較的貧しい地域を中心に支持を伸ばした。一方、マクロン大統領も、ウクライナ危機対応等で国民の評価を集め、第1回投票では、現職のマクロン大統領、ルペン氏が、得票率上位2名となり、両者が、2017年選挙と同様に、第2回決選投票に進ん

+3

第2回投票の結果、58.6%の得票率で現職のマクロン大統領が再選を果たした。一方、得票率については、前回選挙時の66.1%と比較して約7.5%支持を減らす結果となった。なお、今回の選挙でマクロン大統領は、同棲パートナーに対する所得税共同申告の解禁や、相続税・贈与税の基礎控除の拡大等の税制政策を掲げていた。

今後,新内閣の組閣を経て,6月に予定される国民議会選挙に臨むこととなる。マクロン大統領の勢力が過半数を獲得して安定した政権基盤を構築できるか,左右の野党が選挙協力に成功して一定の議席を獲得できるかが注目される。

2. 経済

実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年に前年比▲8.0%に落ち込んだ後、2021年は7.0%に回復。2022年には2.9%と予測されている。失業率については、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢の悪化で、2020年(8.0%)以降横ばいとなる見込み。

3. 財政

2020年12月にカステックス首相が設置した「財政の将来に関する委員会」は、3月18日に報告書を公表。報告書では、①財政の持続可能性は、長期にわたり、歳出増を歳入増よりも抑えることに立脚すべき、②コロナの支援措置は時限的なものとし、最も影響を受けた分野に集中すべき、といったことが提言された。

2021年4月発表の財政安定化プログラムでは、①2027年までに債務残高対GDP比を安定化させ、その後削減する、②2022~27年に、毎年の歳出の増加率を0.7%に抑制することが目標とされており、財政赤字(対GDP比)について、2021年の \triangle 9.0%(※2021年2次補正予算法では \triangle 8.2%と見込まれている)から2027年には \triangle 2.8%への改善を見込んでいる。

2022年予算法では、一般会計のコロナによる財政赤字拡大 分に相当する債務(1,650億ユーロ)を区分し、「公庫公債」 を通じて2042年までに償還する旨を発表。

2022年3月,マクロン大統領は大統領選に向けた公約発表にて、2026年から債務残高対GDP比を低下させ、2027年に財政赤字対GDP比を3%以下にする旨を発言。

【表12. 下院(国民議会)の政党別議席数 議席定数577(欠員2)】

	共和国 前進	共和党	民主運動 (MoDem)	社会党	民主・ 独立連合 (UDI)・ 独立諸派	自由・地方	不服従のフランス	共同 行動	民主· 共和主 義左派	無所属	合計
下院	269	105	58	29	19	17	17	21	16	24	575

※2021年1月時点

【表13. 上院(元老院)の政党別議席数 議席定数348】

	共和党	社会党· 環境· 共和主義	中道連合	民主 · 進歩 · 独立連合	欧州民主· 社会主義連合	共産党・ 共和・ 市民環境主義	共和国・地方 : 独立派	連帯・地方 :環境主義	その他	合計
上院	148	65	54	23	15	15	13	12	3	348

※2021年1月時点

【表14. フランスの経済・財政指標】

	2018	2019	2020	2021	2022 E	2023 E
実質GDP成長率	1.8%	1.8%	▲8.0%	7.0%	2.9%	1.4%
インフレ率	2.1%	1.3%	0.5%	2.1%	4.1%	1.8%
失業率	9.0%	8.4%	8.0%	7.9%	7.8%	7.6%
経常収支	▲0.8%	▲0.3%	▲ 1.9%	▲0.9%	▲1.8%	▲1.7%

(出典) IMF世界経済見通し(2022年4月)

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 概要

2022年予算法は、マクロン大統領の現任期中の最後の予算 法案で、「Quoi qu'il en côute (Whatever it takes)」を終了し、 持続的成長を実現するための「再興と投資」の予算との位置 づけ。

2021年に実施された「生産に対する税」の減税及び所得税の減税(0, 14, 30, 41, 45%の5段階のうち14% $\rightarrow 11$ %) 等と合わせて、マクロン政権下では、500億ユーロ(6.5兆円)規模の減税となっている。

2. 主な税制関係の改正事項

2022年度の主な税制改正事項は、以下のとおり。

<法人税関連>

(1) 法人税率の引下げ 【増収額(2022年分):30億ユーロ (3.900億円)】

法人税率について、すべての企業の法人税を25%まで引下 げ。

※2018年予算法において、2022年までに33.33%(当時)から 段階的に25%まで引き下げることとしている。 (2) 税収が少なく徴収コストが高い税目や非効率的な租特 の廃止

税制の簡素化・合理化の観点から、税収が少なく徴収コストが高い税目や非効率的な租税特別措置として、13の税目・租税特別措置を廃止することとしている。2018年から同様の取組みを行っており、これまでに64の税目(7億3,000万ユーロ(950億円)規模)・48の租税特別措置が廃止されている。

<資産税関連>

- (3)住居税の段階的廃止【減収額(2022年分):▲9億ユーロ(1,170億円)】
- 上位20%の世帯に係る住居税の段階的廃止が維持されている。2018年から2020年にかけて、80%の世帯に係る住居税の段階的廃止が行われてきたが、所得上位20%の世帯についても、2021年から2023年にかけて段階的に廃止されることとなる。
- (備考) 邦貨換算レート: 1ポンド=154円, 1ユーロ=130円(裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。端数については四捨五入している。特記なき限り、記載は2022年5月時点の情報に基づくものであることに留意。

1. 国 民 所 得 に 対 す る

			1	日				本		
区 分	番	国 民	国内		税負担	額	租税負 (対国民	負担率 所得比)	(付) 租利 (対国内約	说負担率 注生産比)
	号	所 得 (A)	総生産 (B)	国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 (<u>C</u> B)	合 計 (<u>E</u>)
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
昭和50年度	1	1,239,907	1,523,616	145,043			11.7		9.5	14.9
55	2	2,038,787	2,483,759	283,688			13.9		11.4	17.8
60	3	2,605,599	3,303,968	391,502			15.0		11.8	18.9
平成 2	4	3,468,929	4,516,830	627,798			18.1	27.7	13.9	21.3
7	5	3,801,581	5,253,045	549,630			14.5	23.3	10.5	16.9
12······	6	3,901,638	5,376,162	527,209			13.5		9.8	16.4
22	7	3,881,164	5,341,097	522,905	348,044		13.5		9.8	16.3
23	8 9	3,646,882 3,574,735	5,048,721 5,000,405	437,074 451,754			12.0 12.6		8.7 9.0	15.5 15. <i>9</i>
24		3,581,562	4,994,239	470,492			13.1	22.2	9.4	16.3
25	10	3,581,502	5,126,856	470,492 512,274			13.1		10.0	16.9
26	12	3,766,776	5,234,183	578,492			15.7		11.1	18.1
27	13	3,700,770	5,407,394	599,694			15.4		11.1	18.3
28	14	3,922,939	5,448,272	589,563			15.0		10.8	18.1
29	15	4,005,164	5,557,219	623,803			15.6		11.2	18.4
30	16	4,022,687	5,563,037	642,241	407,514		16.0		11.5	18.9
令和元	17	4,006,470	5,573,065	621,751			15.5		11.2	18.6
2	18	3,756,954	5,355,099	649,330			17.3		12.1	19.7
3	19	3,835,000	5,449,000	684,925			17.9	28.7	12.6	20.2
4	20	4,038,000	5,646,000	700,383			17.3		12.4	19.9
			0,040,000	700,000	722,020	1,122,407	17.5	27.0	12.4	1 / . /
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0,040,000		722,020	1,122,407	17.5	玉	12.4	17.7
又 分	番	国民	国内	英	税負担	額	租税負(対国民	国 担率		说負担率
区分	番号			英	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		租税負	国 担率	(付) 租利	说負担率
		国 民 所 得 (A) 百万ポンド	国 内 総生産 (B) 百万ポンド	英 租 国税(C) 百万ポンド	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド	額 合計 (E) 百万ポンド	租税負 (対国民 国 税 (<u>C</u> A)	国 負担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A)	(付) 租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B)	送負担率 (生産比) 合 計 (<u>E</u>) %
昭和50年度	号 1	国 民 所 得 (A) 百万ポンド 96,395	国 内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127	額 合計 (E) 百万ポンド 30,803	租税負 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) % 27.7	国 担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A)	(付) 租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4	税負担率 (生産比) 合計 (<u>E</u>) % 28.2
昭和50年度····· 55······	号 1 2	国 民 所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342	国 内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575	額 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622	租税負 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5	国 (担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 32.0 35.0	(付) 租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3	発負担率 注産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8
昭和50年度······ 55········ 60······	号 1 2 3	国 民 所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415	国 内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582	額 合計(E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4	国 (担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 32.0 35.0 37.0	(付)租租 (対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3	於負担率 於生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8
昭和50年度····· 55······ 60······ 平成 2······	号 1 2 3 4	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146	額 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4 32.9	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9	(付)租利 (対国内新 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 7·····	号 1 2 3 4 5	国 民 所 得 (A) 百万ポンド 96.395 193.342 297.415 467.315 620,260	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303	額 合 計 (E) 百万ポンド 30.803 67.622 109,932 167,911 205,200	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4 32.9 31.6	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1	(付)租利 (対国内新 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0	送負担率 送生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 7······ 12·····	号 1 2 3 4 5 6	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96.395 193.342 297.415 467.315 620.260 829.204	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96,350 153,765 195.897 284,089	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067	額 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302	租税負 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0	(付)租利 (対国内新 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9	送負担率 注産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 7·····	号 1 2 3 4 5 6 7	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758	国内総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255	額 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3	(付)租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9	送負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 7······ 12······ 17·····	号 1 2 3 4 5 6	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3 32.3	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0	(付)租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9	送負担率 送生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 12······ 17····· 22·····	号 1 2 3 4 5 6 7 8	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758	国内総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673	額 合計(E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.0 34.3	(付)租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9	送負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······ 12······ 17····· 22···· 23····	日 1 2 3 4 5 6 7 8 9	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428	国内総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033	額 合計(E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520	相稅貸 (対国民 国 稅 (<u>C</u> A) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8	(付)租利 (対国内約 国 税 (<u>C</u> B) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0	送負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) ※ 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021	国内総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391,202 417.457 418.487 434.633 451.635	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015	額 合計(E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650	租税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2	(付)租租 (対国内総 国 税 (CB) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 25.0 24.9 24.3 25.0 24.9 24.3 25.3 25.0 24.9 24.9 24.3 25.3 25.0 25.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26	送負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015	額 合計(E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650	相税貸 (対国民 国 税 (<u>C</u> A) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9	(付)租租 (対国内総 国 税 (CB) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.2 24.1 24.1	送負担率 送生産比) 合 計 (E) 8 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.6 25.7
昭和50年度····· 55····· 60····· 平成 2······ 12····· 17····· 22····· 23····· 24····· 25···· 26···· 27···· 28·····	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26,676 59,047 96,350 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656	相税集 (対国民 国 税 (CA) 9% 27.7 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.3 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0 34.5	国 (担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.2 36.2	(付)租租 (対国内総 国 税 (CB) 9% 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.9 24.3 25.0 24.9 24.3 25.0 24.9 24.3 25.3 25.0 24.9 24.3 25.3 25.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26	送負担率 (生産比) 合 計 (<u>E</u>) 8 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.6 25.7 26.0
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,7565 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391.202 417.457 418.487 434.633 467.035 467.035 493.305 516.235	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364	相税負 (対国民 国 税 (CA) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.0 34.5 34.0	国 (担率 所得比) 合 計 (E / A) 32.0 35.0 37.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.2	(付)租租(対国内総 国 税 (CB) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 25.0 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 8% 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.9 25.8 25.9 25.9 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391,202 417.457 418.487 434.633 451.635 467.035 493.305 516.235 533.489	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	相稅負 (対国民 国 稅 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.0 34.5 34.2 34.2	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 35.0 35.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.4 36.5	(付)租租(対国内総 (対国内総 (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文)	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 828.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.8 25.7 26.0 26.2 26.2
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,7565 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143	要 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391.202 417.457 418.487 434.633 467.035 467.035 493.305 516.235	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	相税負 (対国民 国 税 (CA) 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.0 34.5 34.0	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 35.0 35.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.4 36.5	(付)租租(対国内総 国 税 (CB) % 24.4 24.3 25.3 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 25.0 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 8% 28.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.9 25.8 25.9 25.9 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0 26.0
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391,202 417.457 418.487 434.633 451.635 467.035 493.305 516.235 533.489	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	相稅負 (対国民 国 稅 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.0 34.5 34.2 34.2	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 35.0 35.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.4 36.5	(付)租租(対国内総 (対国内総 (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文)	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 828.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.8 25.7 26.0 26.2 26.2
昭和50年度 55	号 1 2 3 4 5 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	国 民所 得 (A) 百万ポンド 96,395 193,342 297,415 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834	国内 総生産 (B) 百万ポンド 109,274 243,097 381,251 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380	英 租 国 税 (C) 百万ポンド 26.676 59.047 96.350 153.765 195.897 284.089 348.758 391,202 417.457 418.487 434.633 451.635 467.035 493.305 516.235 533.489	税 負 担 地方税 (D) 百万ポンド 4,127 8,575 13,582 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650	福 合 計 (E) 百万ポンド 30,803 67,622 109,932 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	相稅負 (対国民 国 稅 (<u>C</u> A) % 27.7 30.5 32.4 32.9 31.6 34.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.0 34.5 34.2 34.2	国 (担率 所得比) 合 計 (EA) 35.0 35.0 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.4 36.5	(付)租租(対国内総 (対国内総 (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文) (文)	於負担率 注生産比) 合 計 (<u>E</u>) 828.2 27.8 28.8 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.8 25.7 26.0 26.2 26.2

(備考)

H

米

^{1.} 国民所得及び国内総生産は、昭和50年度は「国民経済計算(1968SNA)」、昭和55年度から平成2年度までは「国民経済計算(1993SNA)」 及び平成7年度から令和2年度までは「国民経済計算(2008SNA)」による実績額であり、それぞれ接続しない。ただし、令和3年度及び令和4年度は「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。 本 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。令和2年度以前は決算額であり、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は予算額で

る。 3. 地方税は地方交付税及び地方譲与税を含まず、令和2年度以前は決算額、令和3年度は実績見込額、令和4年度は見込額である。

 ^{[1.} 国民所得,国内総生産については平成23年以降は08SNAペーム、咱和150平から「202」

 Accounts")。

 [2. 租税負担額は、"Revenue Statistics" "Revenue Statistics" のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。

 [3. 連邦の会計年度は10月/9月(ただし、昭和50年度については7月/6月)であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租税負担率の国際比較

米

			7	`			旦	=				316.
国 民	国内		租税負	担 額			且税負担率 国民所得」		(付 (対 l)租税負担 国内総生産	^{]率} 比)	番
所 得 (A)	総生産 (B)	連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 (<u>C</u>)	州 税 (<u>D</u>)	$\frac{c}{\left(\frac{F}{A}\right)}$	連邦税 (<u>C</u>)	州 税 (<u>D</u>)	合計 $\left(\frac{F}{B}\right)$	号
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%	
13,152	16,849	1,885	808	611	3,303	14.3	6.1	25.1	11.2	4.8	19.6	1
22,281	28,573	3,468	1,376	864	5,709	15.6	6.2	25.6	12.1	4.8	20.0	2
33,832	43,390	4,506	2,157	1,345	8,008	13.3	6.4	23.7	10.4	5.0	18.5	3
46,158	59,631	6,322	3,097	2,136	11,554	13.7	6.7	25.0	10.6	5.2	19.4	4
59,292	76,397	8,406	4,065	2,707	15,179	14.2	6.9	25.6	11.0	5.3	19.9	5
82,097	102,523	13,166	5,476	3,532	22,174	16.0	6.7	27.0	12.8	5.3	21.6	6
103,140	130,366	13,928	6,823	4,963	25,715	13.5	6.6	24.9	10.7	5.2	19.7	7
117,739	149,921	12,887	7,239	5,872	25,997	10.9	6.1	22.1	8.6	4.8	17.3	8
123,318	155,426	14,880	7,757	5,958	28,595	12.1	6.3	23.2	9.6	5.0	18.4	9
130,215	161,970	15,870	8,100	6,099	30,069	12.2	6.2	23.1	9.8	5.0	18.6	10
133,782	167,848	17,658	8,677		32,617	13.2	6.5	24.4	10.5	5.2	19.4	11
140,453	175,272	19,188	8,906	6,563	34,657	13.7	6.3	24.7	10.9	5.1	19.8	12
145,316	182,383	20,444	9,267		36,482	14.1	6.4	25.1	11.2	5.1	20.0	13
147,834	187,451	20,404	9,374		36,843	13.8	6.3	24.9	10.9	5.0	19.7	14
154,708	195,430	22,886	9,841	7,405	40,133	14.8	6.4	25.9	11.7	5.0	20.5	15
162,919	206,119	20,397			38,556	12.5	6.5	23.7	9.9	5.1	18.7	16
168,555	214,332	21,478	11,016	7,811	40,305	12.7	6.5	23.9	10.0	5.1	18.8	17
100,000	214,002	21,470	11,010	7,011	40,505	12.7	0.5	25.7	10.0	5.1	10.0	18
												19
												20
												20
			Γ	:	1		"		/**			釆
国民	国内			負 担 額	1	利 (対	且税負担率 国民所得」	七)		国内総生産	比)	番
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	連邦税 (C)			合 計 (F)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	且税負担率					番号
所 得 (A)	総生産 (B)	(C)	租 税 負 州 税 (D)	き 担 額 市 町 村 税	合 計 (F) 百万ユーロ	利 (対 連邦税	組税負担率 国民所得」 州 税	(t) 合 計	連邦税	国内総生産 州 税	比) 合 計 / F \	-
所 得 (A)	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172	(C) 百万ユーロ 65,614	租税 第 州税 (D) 百万ユーロ 42,116	刊 市 町 村 (E) 百万ユーロ 17,042	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876	(対 連邦税 (<u>C</u> A)	且税負担率 国民所得上 州 税 (<u>D</u> A) %	性) 合計 (<u>F</u> A)	(対 連邦税 (<u>C</u> B)	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.8	比) 合計 (<u>F</u>)	号 1
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500	租税負 州税 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870	市 町 村 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714	連邦税 (対 (<u>C</u> A) (3.8 14.5	田税負担率 国民所得上 州 税 (<u>D</u>) % 8.9 9.7	性) 合計 (<u>F</u> A) % 26.3 28.1	(対 連邦税 (<u>C</u>) % 10.6 11.0	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.8 7.3	比) 合計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4	号 1 2
所 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996	租税負 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980	市 町 村 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559	東邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8	田税負担率 国民所得上 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3	と) 合計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 10.6 11.0 10.5	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.8 7.3 7.1	比) 合計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4 20.5	号 1 2 3
所 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080	租税負 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 13.2	田税負担率 国民所得上 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7	と) 合計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4	連邦税 (<u>C</u> B) % 10.6 11.0 10.5 10.1	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.8 7.3 7.1 6.7	比) 合計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4	号 1 2 3 4
所得(A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348	租 税 身 川 税 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916	連邦税 (<u>C</u> A) 38 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) 88.9 9.7 9.3 8.7 10.4	会 (<u>F</u> A) (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9	比) 合計 (<u>F</u>) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2	号 1 2 3 4 5
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582	租 税 身 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 172,062	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606	連邦税 (<u>C</u> A) 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4	田税負担率 国民所得」 州 税 (DA) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1	会 (<u>F</u> A) (<u>F</u> A) % 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2	比) 合計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2	号 1 2 3 4 5 6
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054	租 税 身 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081	連邦税 (<u>C</u> A) 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4 14.1	田税負担率 国民所得」 州 税 (DA) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2	会 (<u>F</u> A) (<u>F</u> A) (<u>F</u> A) (26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6	比) 合計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8	号 1 2 3 4 5 6 7
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414	租 税 身 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841	連邦税 (<u>C</u> A) 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A)	会 (上) 合 計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7	比) 合 計 (<u>F</u>) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7	号 1 2 3 4 5 6 7 8
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423	租税 第 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343	市 町 税 (E) 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.1	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) 88.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5	会 (上) 合 計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8	(対[連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9	比) 合 計 (<u>F</u>) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810	租 税 貸 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77.793 148.902 172.062 174.581 198.057 212.343 224.780	市 町 税 (E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502	(対 連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0	と 会計 (<u>F</u> A) % 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2	比) 合 計 (<u>F</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142	租 税 貸 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77.7980 97.773 148.902 172.062 174.581 198.057 212.343 224.780 233.380	市村(E) 相 額 市村(E) 市 税 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524	(対 連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.5 11.0 11.2	と) 合 計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3	比) 合計 (<u>F</u>) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911 2,173,996	総生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480	租 税 貸 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77.980 97.793 148.902 174.581 198.057 212.343 224.780 233.380 243.591	市村(E) 相 額 市村(E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 13.8 14.5 13.8 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2	と) 合 計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 11.5 11.7 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3	比) 合計 (<u>F</u>) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239	市村(E) 相 額 市村(E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790	東邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.7 15.7 15.6 15.6	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2	会計 (<u>F</u> A) % 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 11.5 11.7 11.7 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3	比) 合 計 (FB) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508	租 税 貸 (D) 百万ユーロ 42,116 64,870 77,980 97,793 148,902 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997	東邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.7 15.7 15.6 15.6 15.6	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 11.5 11.0 11.2 11.2	会計 (<u>F</u> A) % 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 27.9 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5	(対 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.6 11.3 11.7 11.7 11.7 11.6 11.6	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.6 9.0	比) 合 計 (<u>F</u> B) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5	号 1 2 3 4 4 5 6 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448	市村(E) 相 額 市村(E) 17,042 26,224 31,475 38,441 50,666 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7 15.6 15.6 15.3 15.3	田税負担率 国民所得」 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.0 11.2 11.2 11.2 11.2	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> B) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9	比) 合 計 (<u>F</u> B) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 2,040,788 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675 2,535,947	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17.042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 607,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 14.5 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.5	田税負担率 国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9 9.1	比) 合 計 (<u>F</u> <u>B</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0	号 1 2 3 4 4 5 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576 2,017,123 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17.042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7 15.6 15.6 15.3 15.3	田税負担率 国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> B) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9	比) 合 計 (<u>F</u> B) 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4	号 1 2 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 2,040,788 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675 2,535,947	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17.042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 607,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 14.5 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.5	田税負担率 国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9 9.1	比) 合 計 (<u>F</u> <u>B</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0	号 1 2 3 4 5 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 2,040,788 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675 2,535,947	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17.042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 607,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 14.5 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.5	田税負担率 国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9 9.1	比) 合 計 (<u>F</u> <u>B</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0	号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
所 得 (A) 百万ユーロ 473,979 671,174 838,589 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 2,040,788 2,040,788 2,087,911 2,173,996 2,250,373 2,344,136 2,442,675 2,535,947	形生産 (B) 百万ユーロ 617,172 883,200 1,102,612 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	(C) 百万ユーロ 65,614 97,500 115,996 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	租 税 貸 州 税 (D) 百万ユーロ 42.116 64.870 77,980 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市村(E) 市村(E) 百万ユーロ 17.042 26,224 31,475 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 124,876 188,714 225,559 284,315 419,916 467,606 476,081 556,841 607,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.8 14.5 13.8 14.5 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.5	田税負担率 国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 8.9 9.7 9.3 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	会計 (<u>F</u> A) 26.3 28.1 26.9 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対E 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 10.6 11.0 10.5 10.1 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.8 7.3 7.1 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9 9.1	比) 合 計 (<u>F</u> <u>B</u>) % 20.2 21.4 20.5 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0	号 1 2 3 4 5 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

玉

^{[1.} 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。[2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。[3. 会計年度は、4月/3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

 ^{(3.} 云計・長は、4月/3万 にめるが、資料の関係工層年前数へかしてめる。
 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(それ以前は68SSNA ベース)。平成2年以前は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
 4. 超税収入は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
 3. 会計年度は昭和36年度以降4月/3月から1月/12月に変更されたが、資料の関係上暦年計数で示してある。
 4. 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある(なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった。)。

1. 国 民 所 得 に 対 す る

				フ	·	ラ			ン		ス		
区 分	番	国民	国	内	租	税負	担額		租税負(対国民)	担率 所得比)	(付 (対	·) 租税負 国内総生	負担率 三産比)
	号	所 得 (A)			国 税 (C)	地方税 (D)	合 (I	p1 .	国 税 (<u>C</u> A)	合 計 (<u>E</u>)	国 (<u>C</u> B		合 計 (<u>E</u>)
		百万ユー	 -ロ 百万	iユーロ	百万ユーロ	百万ユー	- ロ 百万	iユーロ	(A) %	\ A /	%	%	%
昭和50年度	1			235,876	42,823		248	49,071				18.2	20.8
55	2	330,	665 4	51,770	89,684	12,0	557 1	102,341	27.1	3	1.0	19.9	22.7
60	3	544,	014 7	757,689	152,866	27,6	593 1	180,559	28.1	3	3.2	20.2	23.8
平成 2	4	762,)53,546	202,429	40,2	202 2	242,631	26.5		1.8	19.2	23.0
7	5	868,		218,273	241,644	56,6		298,305	27.8		4.3	19.8	24.5
12	6	1,076,		78,585	348,933			13,652	32.4		8.4	23.6	28.0
17	7	1,272,		765,905	393,534	87,0		480,547	30.9		7.8	22.3	27.2
22	8	1,437,		995,289	433,209	89,2		522,502	30.1		6.4	21.7	26.2
23	9	1,476,)58,369	445,291	115,8		561,114	30.2		8.0	21.6	27.3
24······· 25······	10	1,481,)88,804	465,344	121,		586,501	31.4		9.6	22.3	28.1
26	11 12	1,497, 1,525,		117,189 149,765	486,506 490,441	123,0 126,0		509,883 517,127	32.5 32.2		0.7 0.5	23.0 22.8	28.8 28.7
27	13	1,567,		198,432	500,402	131,3		517,127	31.9		0.3	22.8	28.7
28	14	1,585,		234,129	508,050	136,		644,765	32.0		0.7	22.7	28.9
29	15	1,623,		297,242	536,312			577,904	33.0		1.7	23.3	29.5
30	16	1,666,		363,306	562,749			709,646	33.8		2.6	23.8	30.0
令和元	17	1,703,	791 2,4	437,635	586,654	148,4	431 7	735,085	34.4	4	3.1	24.1	30.2
2	18												
3	19												
4	20												
	釆			カ			7				ダ		
区分	番	国 民	国内		租税負	1担額		利	且税負担率 国民所得.		(付)	租税負	
区 分	番号	国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	連邦税	州稅	地方税	合 計	利 (対 連邦税	国民所得.	比) 合 計	(付) (対国 連邦税	内総生 州 税	全比) 合計
区 分		所 得 (A)	総生産 (B)	連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A)	国民所得. 州 税 (<u>D</u>)	比) 合 計 (<u>F</u> A)	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B)	内総生 州 税 (<u>D</u>)	$\frac{\hat{E}$ 比) $\frac{\hat{E}}{\hat{B}}$
	号	所 得 (A)	総生産 (B)	連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E) 面ភカナタ・ドル	合 計 (F) ^{百万カナダ・ドル}	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A)	国民所得. 州 税 (<u>D</u>) %	比) $\frac{f}{\left(\frac{F}{A}\right)}$ %	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B)	内総生産 州 税 (<u>D</u>) %	産比) 合 計 (<u>F</u>) %
昭和50年度	号 1	所 得 (A) ^{百万カナダ・ドル} 130,249	総生産 (B) ^{西万カナダ・ドル} 176,824	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438	州 税 (D) ・ 百万カナダ・ドル 18,721	地方税 (E) 面がカナダ・ドル 5,685	合計 (F) 百万カナダ・ドル 51,844	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A) % 21.1	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4	比) 合計 (<u>F</u> A) % 39.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5	内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 10.6	産比) 合計 (<u>F</u>) % 29.3
昭和50年度·····	号 1 2	所 得 (A) TTTカナダ・ドル 130,249 234,233	総生産 (B) 百万カナダ・ドル 176,824 320,190	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703	州 税 (D) 百万カナダ・ドル 18,721 36,719	地方税 (E) ^{百万カナダ・ドル} 5,685 9,944	合 計 (F) 51,844 90,366	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A) % 21.1 18.7	国民所得 州 税 (<u>D</u>) % 14.4 15.7	比) 合計 (<u>F</u> A) % 39.8 38.6	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5 13.6	内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 10.6 11.5	産比) 合計 (<u>F</u>) % 5 29.3 5 28.2
昭和50年度	号 1	所 得 (A) ^{百万カナダ・ドル} 130,249	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110	州 税 (D) 百万カナダ・ドル 18,721 36,719 57,910	地方税 (E) 面がカナダ・ドル 5,685	合計 (F) 百万カナダ・ドル 51,844	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A) % 21.1 18.7 18.4	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2	比) 合計 (<u>F</u> A) % 39.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5	内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 10.6	産比)
昭和50年度····· 55······· 60······	号 1 2 3	所 得 (A) ^{百万カナダ・ドル} 130,249 234,233 358,434	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997	連邦税 (C) ^{百万カナダ・ドル} 27,438 43,703 66,110 101,701	州 税 (D) 可	地方税 (E) 百万カナダ・ドル 5,685 9,944 14,982	合 計 (F) 51,844 90,366 139,002	東邦税 (<u>C</u> A) % 21.1 18.7 18.4 21.3	国民所得 州 税 (<u>D</u>) % 14.4 15.7 16.2 18.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) 15.5 13.6 13.3	内総生産 州 税 (<u>D</u>) (10.6 11.5 11.6	産比) 合計 (FB) % 6 29.3 5 28.2 5 27.9 7 31.0
昭和50年度····· 55······· 60······ 平成 2······	号 1 2 3 4	所 得 (A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997	連邦税 (C) 107,438 43,703 66,110 101,701 113,397	州 税 (D) ・ 百万カナダ・ドル ・ 18.721 ・ 36.719 ・ 57.910 89.274 ・ 107.439	地方税 (E) ^{百万カナダ・ドル} 5,685 9,944 14,982 23,524	合 計 (F) 百万カナダ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499	東邦税 (<u>C</u> A) % 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8	比) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7	内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 10.6 11.5 11.6 12.9	産比) 合計 (<u>F</u> B) % 5 29.3 6 28.2 9 27.9 7 31.0 3 30.1
昭和50年度····· 55······ 60······ 平成 2······ 12······ 17·····	号 1 2 3 4 5 6 7	所 得 (A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573	連邦税 (C) 百万カナゲ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564	州 税 (D) ・ 百万カナダ・ドル ・ 18,721 ・ 36,719 ・ 57,910 ・ 89,274 ・ 107,439 ・ 139,905 ・ 164,397	地方税 (E) BTカナダ・ドル 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811	合 計 (F) 百万カナゲ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 8 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 15.9	比) 合 計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 15.0	内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 10.6 11.5 12.9 13.0	産比) 合計 (<u>F</u>) 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30
昭和50年度····· 55···· 60····· 平成 2····· 7····· 12····· 17···· 22····	号 1 2 3 4 5 6 7 8	所 得 (A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046	連邦税 (C) 百万カナゲ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911	州 税 (D) 百万カナゲ・ドル 18,721 36,719 57,910 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436	合 計 (F) 百万ヵ十ダ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 8 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 15.9	<u>ド</u>) 合 計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7	内総生産 州 税 (<u>D</u>) 10.6 11.5 11.6 12.9 13.0 12.6 11.4	産比) 合計 (FB) 96 29.3 50 28.2 60 27.9 70 30.1 50 30.5 50 27.8 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40
昭和50年度····· 55···· 60···· 平成 2····· 12····· 17···· 22···· 23····	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443	州 税 (D) 百万カナダ・ドル 5 18.721 5 36.719 57.910 89.274 1 107.439 1 139.905 1 164.397 189.456 2 200,455	地方税 (E) 前 万 市 ナ チ ・ ド ル 5 .685 9 .944 14 .982 23.524 28 .483 31.550 42 .811 55 .436 57 .052	合 計 (F) 百万ヵ十ダ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 8 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7	内総生産 州 税 (<u>D</u>)	産比) 合計 (FB) 96 29.3 28.2 27.9 7 31.0 30.1 5 30.5 27.8 4 26.4 3 26.4
昭和50年度····· 55···· 60···· 平成 2····· 12····· 17···· 22···· 23···· 24···	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496	総生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27.438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249	州 税 (D) * 百万カナダ・ドル * 18.721 * 36.719 * 57.910 * 89.274 * 107.439 * 139.905 * 164.397 * 189.456 * 200.455 * 211.768	地方税 (E) 前 万 市 ナ ゲ に 5 ら 8 5 の 9 4 4 1 4 9 8 2 2 3 5 2 4 2 8 4 8 3 3 1 5 5 4 2 8 5 7 0 5 5 7 7 6 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	合 計 (F) 6 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809	東邦税 (文 (<u>C</u> A) 8 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.0 30.1 30.1 30.5 27.8 426.4 36.3 36.3 36.3
昭和50年度····· 55··· 60··· 平成 2···· 12···· 17··· 22··· 23··· 24·· 25··	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	所 得 (A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679	部生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249	連邦税 (C) 百万カナゲ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171	州 税 (D) 百万カナダ・ドル 5 18.721 6 36.719 57.910 89.274 1 107.439 1 139.905 1 164.397 1 189.456 6 200.455 2 211.768 2 219.516	地方税 (E) 6万为十ゲ・ドル 5.685 9.944 14.982 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124	合 計 (F) 百万ヵ十ダ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812	東邦税 (対 (文A) (CA) (A) (21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.0 15.7	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6	内総生産 州 税 (DB) 10.6 11.5 11.6 12.9 13.0 14.6 11.3 11.6 11.1	産比) 合計 (FB) 30.0 5
昭和50年度····· 55···· 60··· 平成 2···· 12···· 17··· 22··· 23··· 24··· 25·· 26··	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990	商万カナザ・ドル 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,065 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538	州 税 (D) 可 百万カナダ・ドル 6 18.721 6 36.719 7 57.910 89.274 7 107.439 1 139.905 1 164.397 1 189.456 6 200.455 7 211.768 2 219.516 6 231.072	地方税 (E) 前 万 市 十 ゲ 下 が 5 6 8 5 9 9 4 4 1 4 9 8 2 2 3 5 2 4 2 8 4 8 3 3 1 5 5 4 2 8 6 7 7 5 6 6 7 7 6 6 7 7 6 6 7 7 6 6 7 7 6 7 7 6 7 7 6 7	合 計 (F) 51.844 90.366 139.002 214,499 249.319 337,125 3395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368	東邦税 (文 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.1 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.29.3 50.27.9 60.30.5 60.3
昭和50年度····· 55······ 60····· 平成 2····· 12····· 17···· 22···· 23···· 24···· 25···· 26···· 27····	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429	商万カナザ・ドル 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521	州 税 (D) 可 百万カナダ・ドル 6 18.721 6 36.719 7 57.910 89.274 7 107.439 1 139.905 1 164.397 1 189.456 2 200.455 2 211.768 2 219.516 3 231.072 2 243.511	地方税 (E) 前 万 市 十 ゲ 下 が 5 6 8 5 9 7 4 4 1 4 7 8 2 2 3 5 2 4 2 8 4 8 3 3 1 5 5 4 2 8 6 7 7 6 6 7 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 7 8 6 6 8 6 6 8 6 6 8 6 8	合 計 (F) 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898	東邦税 (文 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.2 16.2 16.2	国民所得. 州 税 (<u>D</u> A) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3	内総生産 州 税 (DB) 10.6 11.5 11.6 12.9 13.0 12.6 11.4 11.3 11.6 11.5 11.6 12.2	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.27.9 70.30.1 60.30.5 60.3
昭和50年度····· 55···· 60··· 平成 2···· 12···· 17··· 22··· 23··· 24··· 25·· 26··	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756	商万カナザ・ドル 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,999,442 2,025,533	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846	所 税 (D) 18.721 36.719 57.910 89.274 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072 243.511 252.592	地方税 (E) 5.685 9.944 14.982 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 62,124 64,758 67.866 70,216	合 計 (F) 6 計 (F) 6 13+5・Fル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4	内総生産 州 税 (DB)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.29.3 50.27.9 70.30.1 70.3
昭和50年度····· 55······ 60····· 平成 2····· 12····· 17···· 22···· 23···· 24···· 25···· 26···· 27···· 28····	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644	商万カナザ・ドル 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704	所 税 (D) 18.721 36.719 57.910 89.274 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072 243.511 252.592 267.032	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630	合 計 (F) 6 計 (F) 6 13+4・ドル 51,844 90.366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654 608,366	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6 17.8	国民所得 州 税 (DA) 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3	内総生産 州 税 (DB) 10.6 11.5 11.6 12.9 13.0 12.6 11.4 11.3 11.6 11.5 11.6 12.2	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.29.3 50.27.9 70.30.1 70.3
昭和50年度····· 55······ 60····· 平成 2····· 12····· 17···· 22···· 23···· 24···· 25···· 26···· 27···· 28···· 29····	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	商万カナザ・ドル 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,999,442 2,025,533	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	所 (D) 前カナザ・ドル 18,721 36,719 57,910 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443	合 計 (F) 6 計 (F) 6 13+4・ドル 51,844 90.366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654 608,366	東邦税 (対 (<u>C</u> A) % 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (DA) % 14.4 15.7 16.2 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7 17.8	性) 合計 (<u>F</u> A) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.27.9 70.30.1 70.30.5 70.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5
昭和50年度····· 55······ 60····· 平成 2····· 12···· 17···· 22··· 23··· 24···· 25··· 26··· 27··· 28··· 29··· 30···	号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	部生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	所 (D) 前カナザ・ドル 18,721 36,719 57,910 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443	合計(F) 百万カナゲ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7 17.8	性) 合計 (FA) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.27.9 70.30.1 70.30.5 70.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5
昭和50年度····· 55······· 60····· 平成 2······ 12····· 17····· 22···· 23···· 24···· 25···· 26···· 27···· 28···· 29··· 30·· 令和元··	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	部生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	所 (D) 前カナザ・ドル 18,721 36,719 57,910 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443	合計(F) 百万カナゲ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7 17.8	性) 合計 (FA) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.27.9 70.30.1 70.30.5 70.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5
昭和50年度····· 55······ 60····· 7···· 12···· 17···· 22···· 23···· 24···· 25···· 26···· 27··· 28··· 29··· 30·· \$\phi\$\phi\$\phi\$\phi\$\phi\$\phi\$\phi\$\phi	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	所(A) 130,249 234,233 358,434 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	部生産 (B) 176,824 320,190 498,075 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672	連邦税 (C) 百万カナダ・ドル 27,438 43,703 66,110 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	所 (D) 前カナザ・ドル 18,721 36,719 57,910 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 5,685 9,944 14,982 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443	合計(F) 百万カナゲ・ドル 51,844 90,366 139,002 214,499 249,319 337,125 395,771 439,803 465,950 483,809 501,812 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 21.1 18.7 18.4 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) % 14.4 15.7 16.2 18.7 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7 17.8	性) 合計 (FA) 39.8 38.6 38.8 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8	(付) (対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 15.5 13.6 13.3 14.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6	内総生産 州 税 (D B)	産比) 合計 (FB) 30.29.3 50.27.9 70.30.1 70.30.5 70.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5 70.30.5

イタリア 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース、昭和50年から平成23年は93SNA による 計数である(それ以前は68SNA ベース)。 2. 租税収入は、OECD "Revenus Statistics" に基づく。計数は決算額である。

租税負担率の 国際比較(続)

		1	タ		IJ	ア			-TF-
国民	国内	租	税負担	額	租税負(対国民)	听得比)	(対国内総		番
所 得 (A)	総生産 (B)	国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 (<u>C</u> A)	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 (<u>C</u>)	合計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	号
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	
63,097	76,779	9,991	168	10,159	15.8	16.1	13.0	13.2	1
172,295	211,091	36,432	1,013	37,446	21.1	21.7	17.3	17.7	2
352,863	445,932	91,018	3,347	94,365	25.8	26.7	20.4	21.2	3
560,125	730,941	170,166	7,695	177,861	30.4	31.8	23.3	24.3	4
735,489	988,243	239,906	20,514	260,420	32.6	35.4 40.1	24.3	26.4 29.0	5
895,708 1,073,972	1,241,513 1,493,635	282,314 306,952	77,153 96,899	359,467 403,851	31.5 28.6	37.6	22.7 20.6	27.0	6 7
1,127,044	1,611,279	359,556	103,234	462,790	31.9	41.1	22.3	28.7	8
1,148,438	1,648,756	367,603	107,260	474,863	32.0	41.3	22.3	28.8	9
1,107,338	1,624,359	382,823	114,784	497,607	34.6	44.9	23.6	30.6	10
1,105,620	1,612,751	382,434	113,933	496,367	34.6	44.9	23.7	30.8	11
1,116,930	1,627,406	378,685	116,696	495,381	33.9	44.4	23.3	30.4	12
1,125,000	1,655,355	379,599	117,139	496,738	33.7	44.2	22.9	30.0	13
1,189,628	1,695,787	419,217	81,244	500,461	35.2	42.1	24.7	29.5	14
1,218,846	1,736,593	424,153	83,063	507,216	34.8	41.6	24.4	29.2	15
1,255,329	1,771,391	423,610	85,940	509,550	33.7	40.6	23.9	28.8	16
1,266,605	1,794,935	435,913	86,374	522,287	34.4	41.2	24.3	29.1	17
									18
									19
									20
		ス	<u></u> ウ ュ		デ	ン			
国 民	国内		ウ ェ 税 負 担 ã	-	デ 租税負 (対国民)	担率	(付)租移 (対国内総	党負担率 (生産比)	- 番
所 得	総生産	租	税負担額	額	租税負(対国民)	担率 所得比) 合 計	国 税	生産比) 合 計	番
				-	租税負(対国民)	担率 所得比) 合 計 / E \	国 税	生産比) 合 計	
所 得 (A)	総生産 (B)	租 国 税 (C)	税 負 担 ¾ 地方税 (D)	類 合計 (E)	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A)	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u>)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B)	(<u>E</u>)	番
所 得 (A) 百万クローネ	総生産 (B) 百万クローネ	租 国 税 (C) 百万クローネ	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ	額 合計 (E) 百万クローネ	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A)	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A)	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) %	<u>全産比)</u> 合 計 (<u>E</u>)	- 番 号
所 得 (A) 百万クローネ 230,541	総生産 (B) 百万クローネ 344,157	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38,564	質 合計 (E) 百万クローネ 106,217	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 46.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7	生産比) 合計 (<u>E</u>) % 30.9	番 号 1
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693	合 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6	担率 所得比) 合 計 (EA) % 46.1 37.3	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0	注生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 30.9 30.7	- 番 号 1 2
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600	合 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7	担率 所得比) 合 計 (EA) % 46.1 37.3 41.6	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7	<u>全</u> 達比) 合計 (<u>E</u>) % 30.9 30.7 33.1	- 番 号 1 2 3
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693	合 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6	担率 所得比) 合 計 (EA) % 46.1 37.3	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0	注生産比) 合 計 (<u>E</u>) % 30.9 30.7	- 番 - 号 1 2 3 4
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 46.1 37.3 41.6 44.6	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2	<u>全</u> 達比) 合計 (<u>E</u>) % 30.9 30.7 33.1 35.5	- 番 号 1 2 3
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7	<u>全</u> 産比) 合計 (<u>E</u>) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6	号 1 2 3 4 5
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693 131,600 221,017 265,854 336,304	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819	租税集(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5	#担率 所得比) 合計 (<u>E</u> A) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4 58.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3	<u>全</u> 産比) 合計 (<u>E</u>) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3	- 番 号 1 2 3 4 5 6
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085	租 国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983	税 負 担 4 地方税 (D)	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561	租税兵 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9	#担率 所得比) 合 計 (EA)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0	<u>全</u> 生産比) 合計 (<u>E</u>) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9	- 番 号 1 2 3 4 5 6 7
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581	国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693 131,600 221,017 265.854 336,304 435.577 536,887	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591	租税兵 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0	#担率 所得比) 合 計 (EA)	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1	<u>会に</u> 会計 (<u>E</u>) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1	号 1 2 3 4 5 6 7 8
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905	国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746	税 負 担 4 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557	音 計 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302	租税兵 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5	#担率 所得比) 合 計 (上A) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4	<u>会に</u> 会計 (<u>E</u>) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3	番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730	国 税 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223	百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398	相稅負 (対国民) 国 稅 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1	#担率 所得比) 合 計 (上A) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0	生産比) 合計 (EB) % 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4	号 1234566789101112
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671	TE 税 (C) (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693 131.600 221.017 265.854 336.304 435.577 536.887 552.557 576.198 597.340 618.223 651.654	百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352	相稅負 (対国民) 国 稅 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7	担率 所得比) 合 計 (EA) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B)	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1	- 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031	国 税 (C) 百万クローネ 67.653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38.564 82.693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915	音子 (E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797	租稅負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 25.9 27.7 29.4	担率 所得比) 合 計 (EA) % 46.1 37.3 41.6 44.6 49.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4 53.9	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2	- 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421 2,976,913	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094	国 税 (C) 百万クローネ 67.653 101.876 193.668 329,069 355.848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017	音子(E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,237	租稅負 (対国民) (対国民) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百	担率 所得比)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6 19.0	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2 34.5	- 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,445,092 2,445,092 2,445,141 2,743,580 2,795,421 2,976,913 3,102,442	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094 4,828,306	型 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221 905,938	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017 744,271	音子(E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,237 1,650,210	租稅負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5 29.2	#担率 所得比)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6 19.0 18.8	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2 34.5 34.2	号 1 2 3 4 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421 2,976,913	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094	国 税 (C) 百万クローネ 67.653 101.876 193.668 329,069 355.848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017	音子(E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,237	租稅負 (対国民) (対国民) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百) (大百	担率 所得比)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6 19.0	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2 34.5	- 番 号 1 2 3 4 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,445,092 2,445,092 2,445,141 2,743,580 2,795,421 2,976,913 3,102,442	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094 4,828,306	型 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221 905,938	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017 744,271	音子(E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,237 1,650,210	租稅負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5 29.2	#担率 所得比)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6 19.0 18.8	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2 34.5 34.2	- 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
所 得 (A) 百万クローネ 230,541 494,514 782,737 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,445,092 2,445,092 2,445,141 2,743,580 2,795,421 2,976,913 3,102,442	総生産 (B) 百万クローネ 344,157 600,993 981,908 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094 4,828,306	型 (C) 百万クローネ 67,653 101,876 193,668 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221 905,938	税 負 担 3 地方税 (D) 百万クローネ 38,564 82,693 131,600 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017 744,271	音子(E) 百万クローネ 106,217 184,569 325,268 550,086 621,702 897,819 1,022,561 1,147,591 1,202,302 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,237 1,650,210	租稅負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) 29.3 20.6 24.7 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5 29.2	#担率 所得比)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 19.7 17.0 19.7 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.8 18.6 19.0 18.8	生産比) 合計 (EB) 30.9 30.7 33.1 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1 32.3 32.1 32.6 32.4 33.1 34.2 34.5 34.2	- 番 号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

カ ナ ダ 【1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。平成23年以降は08SNA ベース,昭和50年から平成22年は93SNA による計数である(それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。
3. 連邦及び州の会計年度は4月/3月,地方政府の会計年度は1月/12月である。

スウェーデ 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース,昭和50年から平成23年は93SNA による計 数である(それ以前は68SNA ベース)。 2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。 3. 会計年度は 1 月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

			日			
区 分	番	1 人 当 た り	1人当たり私	且税負担額		
	号	国民所得	国 税	国税, 地方税計	人	
		円	円	円		万人
昭和50	1	1,108,644	129,687	202,602		11,184
55	2	1,742,702	242,489	378,345		11,699
60	3	2,153,922	323,636	516,382		12,097
平成 2	4	2,807,485	508,092	778,814		12,356
7	5	3,029,196	437,959	706,290		12,550
12	6	3,074,843	415,488	695,626		12,689
17	7	3,037,832	409,284	681,702		12,776
22	8	2,848,392	341,376	609,403		12,803
23	9	2,797,767	353,565	621,008		12,777
24	10	2,807,505	368,808	638,938		12,757
25	11	2,924,572	402,121	679,800		12,739
26	12	2,960,906	454,729	743,883		12,722
27	13	3,089,477	471,880	779,534		12,709
28	14	3,088,637	464,179	774,325		12,701
28(邦貨換算)	15					
29	16	3,156,257	491,586	806,051		12,690
29(邦貨換算)	17					
30	18	3,174,294	506,791	828,360		12,673
30(邦貨換算)	19					
令和元	20	3,166,544	491,406	817,124		12,653
令和元(邦貨換算)	21					
2	22	2,977,904	514,684	838,283		12,616

						英			国		
区	分	番	1	人当た	ŋ		1人当たり	租税負担額	頁		
<u> </u>	,,	号	国		得	国	税	国税,	地方税計		
					ポンド		ポンド		ポンド		万人
昭和50		1			1,717		475		549		5,615
55		2			3,440		1,050)	1,203	3	5,621
60		3			5,272		1,708	3	1,949	7	5,641
平成 2	•••••	4			8,179		2,691		2,939	7	5,713
7		5			10,707		3,381		3,542	2	5,793
12		6			14,073		4,821		5,063	3	5,892
17		7			17,893		5,785	,	6,137	7	6,029
22		8			18,803		6,165	;	6,578	3	6,346
23		9			19,203		6,521		6,937	7	6,402
24		10			19,264		6,486)	6,905	5	6,453
25		11			19,659		6,688	3	7,120)	6,498
26		12			20,452		6,903	}	7,347	7	6,542
27		13			20,864		7,091		7,546	ó	6,586
28		14			21,576		7,441		7,914	+	6,630
28(邦貨	(換算)	15		(3,32	22,777)		(1,145,873)		(1,218,697)		
29		16			22,600		7,736)	8,233	3	6,673
29(邦貨	(換算)	17		(3,48	30,465)		(1,191,415)		(1,267,874)		
30		18			23,232		7,946)	8,477	7	6,714
30(邦貨	(換算)	19		(3,57	77,725)		(1,223,642)		(1,305,411)		
令和元		20			24,289		8,068	}	8,624	4	6,753
令和元(邦貨	(換算)	21		(3,74	0,524)		(1,242,436)		(1,328,051)		
2		22									

⁽備考)1. 各国の国民所得及び租税負担額については第1表の備考を参照のこと。 2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である。(令和2年9月までは国勢調査に基づく補間補正結果) 3. 諸外国の人口は United Nations"World Population Prospects 2019" による。

び租税負担額の国際比較

	米		玉		
1 人 当 た り		1人当たり租税負担額			番
国民所得	連邦税	州 税	連邦税, 州税, 地方政府税計	人口	号
ドル	ドル	ドル	ドル	万人	
6,003	860	369	1,508	21,908	1
9,709	1,511	600	2,488	22,948	2
14,067	1,873	897	3,330	24,050	3
18,308	2,507	1,228	4,583	25,212	4
22,361	3,170	1,533	5,724	26,516	5
29,142	4,674	1,944	7,871	28,171	6
34,963	4,721	2,313	8,717	29,499	7
38,102	4,170	2,343	8,413	30,901	8
39,578	4,776	2,489	9,177	31,158	9
41,464	5,054	2,579	9,575	31,404	10
42,282	5,581	2,743	10,309	31,640	11
44,074	6,021	2,795	10,876	31,867	12
45,287	6,371	2,888	11,369	32,088	13
45,767	6,317	2,902	11,406	32,302	14
(5,217,408)	(720,091)	(330,836)	(1,300,287)		15
47,590	7,040	3,027	12,345	32,508	16
(5,425,276)	(802,578)	(345,118)	(1,407,362)		17
49,808	6,236	3,227	11,787	32,710	18
(5,678,065)	(710,896)	(367,906)	(1,343,755)		19
51,222	6,527	3,348	(12,248)	32,906	20
(5,839,364)	(744,092)	(381,627)	(1,396,310)		21 22

	F	1	ツ		
1 人 当 た り		1人当たり租税負担額			番
国民所得	連邦税	州 税	連邦税, 州税, 市町村税計	人口	号
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人	
6,011	832	534	1,584	7,886	1
8,574	1,245	829	2,411	7,828	2
10,794	1,493	1,004	2,903	7,769	3
14,148	1,873	1,237	3,596	7,905	4
17,568	2,716	1,835	5,175	8,114	5
19,033	2,931	2,114	5,744	8,140	6
20,884	2,954	2,139	5,834	8,160	7
23,588	3,556	2,450	6,889	8,083	8
24,947	3,839	2,626	7,426	8,086	9
25,203	3,962	2,776	7,750	8,097	10
25,721	4,042	2,875	7,965	8,117	11
26,691	4,156	2,991	8,226	8,145	12
27,515	4,283	3,170	8,593	8,179	13
28,520	4,362	3,417	8,979	8,219	14
(3,707,552)	(567,026)	(444,221)	(1,167,237)		15
29,551	4,491	3,514	9,263	8,266	16
(3,841,687)	(583,788)	(456,799)	(1,204,143)		17
30,508	4,690	3,693	9,704	8,312	18
(3,966,020)	(609,754)	(480,031)	(1,261,487)		19
31,212	4,798	3,821	9,976	8,352	20
(4,057,551)	(623,694)	(496,667)	(1,296,886)		21 22

^{4.} 諸外国欄の () 書は邦貨換算額である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

			フ ラ	ンス		
区 分	番	1 人 当 た り	1人当た	り租税負担額		
	号	国民所得	国 税	国税, 地方税計	人	
		ユーロ	ユー			万人
昭和50	1		8	931		5,269
55	2	6,138	1,6	1,900		5,387
60	3	9,846	2,7	767 3,268		5,525
平成 2	4	13,460	3,5	572 4,282		5,667
7	5	15,029	4,1	81 5,161		5,780
12·····	6	18,241	5,9	7,009		5,902
17·····	7	20,821	6,4	.39 7,862		6,112
22	8	22,858	6,8	8,310		6,288
23	9	23,359	7,0	943 8,875		6,322
24	10	23,305	7,3	9,227		6,356
25	11	23,434	7,6	9,545		6,389
26	12	23,760	7,6	9,614		6,419
27·····	13	24,325	7,7	9,802		6,445
28	14	24,520	7,8	9,970		6,467
28(邦貨換算)	15	(3,187,573)	(1,021,32	(1,296,159)		
29	16	25,044	8,2	71 10,455		6,484
29(邦貨換算)	17	(3,255,686)	(1,075,22	(1,359,101)		
30	18	25,644	8,6	59 10,919		6,499
30(邦貨換算)	19	(3,333,749)	(1,125,66	(1,419,499)		
令和元·····	20	26,160	9,0	11,286		6,513
令和元(邦貨換算)	21	(3,400,794)	(1,170,97	(1,467,242)		
2	22					

	_		カ	ナ	ダ		
区 分	番	1 人 当 た り		人当たり租税負担額	ĺ		
	号	国民所得	連邦税	州税	連邦税, 州税, 地方税計	人	П
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル		万人
昭和50	1	5,648	1,190	812	2,248		2,306
55	2	9,593	1,790	1,504	3,701		2,442
60	3	13,923	2,568	2,249	5,399		2,574
平成 2	4	17,377	3,693	3,241	7,788		2,754
7	5	19,626	3,888	3,684	8,549		2,916
12	6	25,574	5,416	4,574	11,021		3,059
17	7	32,047	5,863	5,111	12,305		3,216
22	8	34,704	5,708	5,548	12,879		3,415
23	9	36,909	6,035	5,804	13,490		3,454
24	10	37,440	6,078	6,064	13,854		3,492
25	11	38,607	6,238	6,219	14,217		3,530
26	12	40,040	6,576	6,479	14,871		3,566
27	13	38,733	6,815	6,759	15,458		3,603
28	14	38,968	6,922	6,943	15,795		3,638
28(邦貨換算)	15	(3,507,084)	(622,987)	(624,833)	(1,421,514)		
29	16	41,180	7,292	7,270	16,562		3,673
29(邦貨換算)	17	(3,706,240)	(656,280)	(654,274)	(1,490,601)		
30	18	42,529	7,680	7,558	17,372		3,707
30(邦貨換算)	19	(3,827,574)	(691,200)	(680,251)	(1,563,497)		
令和元·····	20	43,917	8,079	7,865	17,985		3,741
令和元(邦貨換算)	21	(3,952,517)	(727,120)	(707,805)	(1,618,647)		
2	22						

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

			ア	タ	1	
			旦額	1人当たり利		1 人 当 た り
	. 🗆	人	国税,地方税計	邦税	連	国 民 所 得
人	万人	ユーロ	ユー	ユーロ		ユーロ
27	5,527	184	1	181		1,142
35	5,635	665	6	647		3,058
94	5,694	1,657	1,6	1,599		6,197
05	5,705	3,118	3,1	2,983		9,818
17	5,717	4,555	4,5	4,196		12,864
59	5,669	6,341	6,3	4,980		15,799
28	5,828	6,929	6,9	5,267		18,427
33	5,933	7,801	7,8	6,061		18,998
59	5,959	7,969	7,9	6,169		19,273
88	5,988	8,310	8,3	6,393		18,493
17	6,017	8,250	8,2	6,356		18,376
41	6,041	8,200	8,2	6,269		18,489
58	6,058	8,200	8,2	6,266		18,571
56	6,066	8,250	8,2	6,911		19,610
		72,480)	(1,072,48	(898,375)		(2,549,354)
67	6,067	8,360	8,3	6,991		20,089
		86,766)	(1,086,76	(908,795)		(2,611,509)
53	6,063	8,405	8,4	6,987		20,706
		92,603)	(1,092,60	(908,326)		(2,691,738)
55	6,055	8,626	8,6	7,199		20,918
		21,340)	(1,121,34	(935,897)		(2,719,380)

	ス ウ ェ	ー デ ン		
1 人 当 た り	1 人当たり	租税負担額		
国民所得	国 税	国税, 地方税計	人	
クローネ	クローネ	クローネ	万人	
28,124	8,253	12,957	820)
59,463	12,250	22,194	832	!
93,655	23,173	38,919	836	ı
143,973	38,410	64,207	857	,
142,548	40,271	70,357	884	
173,101	63,222	101,087	888	j
210,319	64,942	113,132	904	,
249,889	65,037	122,212	939	,
258,840	68,635	127,003	947	,
256,223	65,490	125,870	954	,
259,424	67,645	129,751	962	1
269,859	69,869	133,655	969	,
280,962	77,799	144,532	976	J
284,203	83,558	153,294	984	,
(3,694,638)	(1,086,260)	(1,992,817)		
300,550	88,766	161,156	990)
(3,907,146)	(1,153,962)	(2,095,034)		
311,127	90,852	165,490	997	,
(4,044,649)	(1,181,071)	(2,151,376)		
330,485	92,985	169,390	1,004	
(4,296,303)	(1,208,811)	(2,202,074)		

別 3. 国 税 の 税 目

	7		番	昭和25	5年度	30	0	3	5	40)
区	分		号	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
 直	接	税	1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3	19,416	59.2
所	得	税	2	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7	9,704	29.6
∫源	泉	分	3	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3	7,122	21.7
\ #	告	分	4	926	16.2	646	6.9	977	5.4	2,581	7.9
法	人	税	5	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8	9,271	28.3
会 社	臨 時 特 別	J 税	6	_	_	_	_	_	_	_	_
相	続	税	7	27	0.5	56	0.6	123	0.7	440	1.3
旧		税	8	_	_	_	_	_	_	_	_
再	評 価	税	9	64	1.1	43	0.5	21	0.1		0.0
そ	0)	他	10	6	0.1	5	0.1	0	0.0	} 0	0.0
間	接税	等	11	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7	13,369	40.8
酒		税	12	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8	3,529	10.8
た	ばこ	税	13	_	_	_	_	_	_	_	_
砂	糖 消 費	税	14	7	0.1	476	5.1	281	1.6	289	0.9
揮	発 油	税	15	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7	2,545	7.8
石	油ガス	税	16	_	_	_	_	_	_	0	0.0
航 空	呈 機 燃 料	税	17	_	_	_	_	_	_	_	_
石	油	税	18	_	_	_	_	_	_	_	_
物	口口	税	19	165	2.9	269	2.9	822	4.6	1,379	4.2
トラ	ランプ 類	税	20	_	_	_	_	3	0.0	5	0.0
取	引 所	税	21	_	_	2	0.0	6	0.0	25	0.1
有 価	証券取引	税	22	0	0.0	8	0.1	111	0.6	82	0.3
通	行	税	23	11	0.2	24	0.3	43	0.2	42	0.1
入	場	税	24	_	_	144	1.5	164	0.9	104	0.3
自 動	東 重 量	税	25	_	_	_	_	_	_	_	_
関		税	26	1		270	2.9	1,098	6.1	2,220	6.8
ک	λ	税	27	} 16	0.3	3	0.0	8	0.0	29	0.1
日 本	銀行券発行	亍 税	28	_	_	5	0.1	5	0.0	4	0.0
印	紙 収	入	29	92	1.6	233	2.5	506	2.8	827	2.5
日本	専 売 公 社 納 1	付 金	30	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1	1,793	5.5
地方		(特)	31	_	_	77	0.8	188	1.0	461	1.4
	ガス税(譲与分)		32	_	_	_	_	_	_	0	0.0
	燃料税(譲与分)		33	_	_	_	_	_	_	_	_
	重量税(譲与分)		34	_	_	_	_	_	_	_	_
特別		(特)	35	_	_	_	_	11	0.1	36	0.1
原重		(特)	36	_	_	_	_	_	_	_	_
	開発促進税		37	_	_	_	_	_	_	_	_
		(特)	38	_	_	_	_	_	_	_	_
そ	0	他	39	8	0.1	0	0.0	_	_	_	_
^		=1	40							60 - 5-	
合		計	40	5,702	100.0	9,363	100.0	18,010	100.0	32,785	100.0

⁽備考) 1. 令和2年度以前は決算額,3年度は補正後予算額,4年度は予算額である。2. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。3. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。4. 揮発油税(特)は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

収入の累年比較

(単位 億円, %)

4:	5	50)	55	5			番
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	- 号
51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	285,170	72.8	1
24,282	31.2		37.8	107,996	38.1	154,350	39.4	2
17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	122,495	31.3	3
6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	31,855	8.1	4
25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	120,207	30.7	5
_	_	1,374	0.9	0	0.0	_	_	6
1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	10,613	2.7	7
0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	8
)								9
} _	_	_	_	_	_	_	_	10
26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	106,332	27.2	11
6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	19,315	4.9	12
_	_	_	_	_	_	8,837	2.3	13
442	0.6	426	0.3	430	0.2	408	0.1	14
4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	15,568	4.0	15
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	16
_	_	183	0.1	488	0.2	521	0.1	17
_	_	_	_	4,041	1.4	4,004	1.0	18
3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	15,279	3.9	19
6	0.0	9	0.0	5	0.0	4	0.0	20
49	0.1	97	0.1	152	0.1	111	0.0	21
158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	6,709	1.7	22
122	0.2	345	0.2	637	0.2	753	0.2	23
135	0.2	26	0.0	54	0.0	50	0.0	24
_	_	2,203	1.5	3,951	1.4	4,523	1.2	25
3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	6,369	1.6	26
51	0.1	67	0.0	89	0.0	86	0.0	27
8	0.0	40	0.0	_	_	_	_	28
2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	14,126	3.6	29
2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	_	-	30
903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	2,999	0.8	31
122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	32
_	_	33	0.0	89	0.0	95	0.0	33
_	_	734	0.5	1,317	0.5	1,508	0.4	34
63	0.1	84	0.1	111	0.0	107	0.0	35
963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	1,204	0.3	36
_	-	299	0.2	1,085	0.4	2,335	0.6	37
_	_	_	_	_	_	1,110	0.3	
_	_	_	_	_	_	_	_	39
77,732	100.0	145,043	100.0	283,688	100.0	391,502	100.0	40

3. 国 税 の 税 目 別

	番	平成	,2	7		12	2	17	7
区 分	号	金 額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
直 接 税	1	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	315,413	60.3
所 得 税	2	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6	155,859	29.8
∫源 泉 分	3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1	129,558	24.8
自申 告 分	4	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104	5.5	26,301	5.0
法 人 税	5	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3	132,736	25.4
法 人 特 別 税	6	_	_	44	0.0	1	0.0	_	_
相 続 税	7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4	15,657	3.0
地 価 税	8	_	_	4,063	0.7	9	0.0	2	0.0
旧税	9	0	0.0	_	_	0	0.0	0	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	10	_	-	4	0.0	_	_	_	_
所 得 税(譲与分)(特)	11	_	_	_	_	_	_	11,159	2.1
地 方 法 人 税(特)	12	_	_	_	_	_	_	_	_
地方法人特別税(特)	13	_	_	_	_	_	_	_	_
特別法人事業税(特)	14	_	_	_	_	_	_	_	_
復興特別所得税(特)	15	_	_	_	_	_	_	_	_
復興特別法人税(特)	16	_	_	_	_	_	_	_	_
間接税等	17	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7	207,492	39.7
消費税	18	46,227	7.4	57,901	10.5	•	18.6		20.2
酒	19	19,350	3.1	20,610	3.7		3.4		3.0
ただるこれ	20	9,959	1.6	10,420	1.9		1.7		1.7
砂糖消費税	21	7,757 △0	△0.0	10,420	1.7	0,755	-	0,007	-
	22					20,752	3.9		
		15,055	2.4	18,651	3.4				4.1
石油ガス税	23	157	0.0	153	0.0	142	0.0		0.0
航空機燃料稅 石油石炭稅	24	641	0.1	855	0.2	880	0.2	886	0.2
(15年9月30日までは石油税)	25	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	4,931	0.9
電源開発促進税	26	_	_	_	_	_	_	_	_
物品税	27	46	0.0	3	0.0	_	_	_	_
トランプ類税	28	0	0.0	_	_	_	_	_	_
取 引 所 税	29	413	0.1	438	0.1	_	_	_	_
有 価 証 券 取 引 税	30	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0	_	_
通 行 税	31	△4	△0.0	_	_	_	_	_	_
入 場 税	32	0	0.0	0	0.0	_	_	_	_
自 動 車 重 量 税	33	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6	7,574	1.4
国 際 観 光 旅 客 税	34	_	_	_	_	_	_	_	_
関税	35	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6	8,857	1.7
と ん 税	36	89	0.0	87	0.0	88	0.0	91	0.0
印 紙 収 入	37	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9	11,688	2.2
消 費 税 (譲与分) (特) 地 方 揮 発 油 税	38	11,557	1.8	14,475	2.6	-	-	_	-
(20年度までは地方道路税)(特)	39	3,608	0.6	2,635	0.5		0.6		0.6
石油ガス税(譲与分)(特)	40	157	0.0	153	0.0		0.0		0.0
航空機燃料税(譲与分)(特)	41	116	0.0	155	0.0		0.0		0.0
自動車重量税(譲与分)(特)	42	2,203	0.4	2,612	0.5		0.5		0.7
特別とん税(特)	43	112	0.0	109	0.0	111	0.0		0.0
原油等関税(特)	44	1,029	0.2		0.1	550	0.1		0.1
電源開発促進税(特)	45	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	3,592	0.7
揮 発 油 税(特)	46	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3	7,408	1.4
石油臨時特別稅(特)	47	_	_	0	0.0	_	_	-	_
たばこ特別税(特)	48	_	-	-	_	2,644	0.5	2,329	0.4
	49	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	522,905	100.0

収 入 の 累 年 比 較 (続)

(単位 億円, %)

番	算)	4 (予	正後)	3(補	2	令和	,	27	2	22
号	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
1	57.8	404,821	57.6	394,273	55.8	362,085	56.0	335,753	56.3	246,225
2	29.1	203,820	29.2	200,270	29.6	191,898	29.7	178,071	29.7	129,844
3	24.4	170,840	24.4	167,390	24.6	159,976	24.6	147,732	24.4	106,770
4	4.7	32,980	4.8	32,880	4.9	31,922	5.1	30,340	5.3	23,073
5	19.0	133,360	18.8	128,870	17.3	112,346	18.1	108,274	20.5	89,677
6	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
7	3.7	26,190	3.7	25,550	3.6		3.3	19,684	2.9	12,504
8	_	_	_	_	0.0		0.0	0	0.0	1
9	_	_	_	_	0.0	0	0.0	0	0.0	0
10	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
11	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
12	2.4	17,127	2.5	17,037	2.2		0.9	5,161	_	_
13	_	_	_	_	1.5		3.5	20,806	3.2	14,200
14	2.9	20,044	2.7	18,340	1.0	6,717	_	_	_	_
15	0.6	4,280	0.6	4,206	0.6	4,016	0.6	3,707	_	_
16	-	_	-	-	0.0		0.0	49	_	-
17	42.2	295,562	42.4	290,652	44.2		44.0	263,941	43.7	190,849
18	30.8	215,730	30.8	211,080	32.3	209,714	29.1	174,263	23.0	100,333
19	1.6	11,280	1.7	11,760	1.7		2.2		3.2	13,893
20	1.3	9,340	1.3	9,120	1.3		1.6	9,536	2.1	9,077
21	_	- 00 500	-	- 04.000	_	-	_	-	-	-
22	3.0	20,790	3.1	21,280	3.2	20,582	4.1	24,646	6.3	27,501
23	0.0	50 340	0.0	40 370	0.0	46 85	0.0		0.0	119 749
24	0.0	340	0.1	370	0.0	00	0.1	313	0.2	749
25	0.9	6,600	0.9	6,060	0.9	6,078	1.1	6,304	1.1	5,019
26	0.4	3,130	0.4	3,050	0.5	3,110	0.5	3,159	0.8	3,492
27	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
28	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
29	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
30	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
31	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
33	0.5	3,850	0.6	3,820	0.6	3,985	0.6	3,849	1.0	4,465
34	0.0	90	0.0	40	0.0	10	_	_	_	_
35	1.2	8,250	1.2	8,460	1.3		1.7	10,487	1.8	7,859
36	0.0	90	0.0	90	0.0	92	0.0	99	0.0	95
37	1.3	9,440	1.3	8,940	1.4	9,195	1.8	10,495	2.3	10,240
38	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
39	0.3	2,225	0.3	2,277	0.3	2,202	0.4	2,637	0.7	2,942
40	0.0	50	0.0	40	0.0	46	0.0	92	0.0	119
41	0.0	152	0.0	191	0.0	24	0.0	147	0.0	136
42	0.4	2,916	0.4	2,789	0.4	2,910	0.4	2,642	0.7	3,065
43	0.0	113	0.0	113	0.0	115	0.0	124	0.0	119
44	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
45	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
46	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_
47	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_
48	0.2	1,126	0.2	1,132	0.2	1,122	0.2	1,475	0.4	1,625
49	100.0	700,383	100.0	684,925	100.0	649,330	100.0	599,694	100.0	437,074

4. 国 税 の 税 目 別

	日 本(億円,%)					<u> </u>	1 (7	- 百万ドル, %)		 英	国(百	百万ポンド, 9	%)
税	1		金額	構成比	税	1		金 額	構成比	税	B	金額	構成比
直	接	税	404,821	57.8	直	女	税	1,838,130	92.2	直接	税	280,567	61.0
所	得	税	203,820	29.1	個 人	所 得	税	1,608,661	80.7	所 得	税	193,742	42.1
源	泉	分	170,840	24.4	法 人	所 得	税	211,845	10.6	法 人	税	50,985	11.1
申	告	分	32,980	4.7	遺産税	・贈与	税	17,624	0.9	キャピタル・	ゲイン税	11,131	2.4
法	人	税	133,360	19.0						相 続	税	5,326	1.2
相	続	税	26,190	3.7	間 接	税	等	155,331	7.8	職業実習	負担税	2,910	0.6
地方	法人税	(特)	17,127	2.4	一 般	財	源	29,579	1.5	石油 収	入 税	-241	-0.1
特別法	人事業税	(特)	20,044	2.9	酒		税	9,490	0.5	非居住用資	産レイト	12,700	2.8
復興特	別所得税	(特)	4,280	0.6	たる	Ĭ .	税	12,354	0.6	銀 行	税	3,763	0.8
					電信電	舌サービ	ス税	370	0.0	迂 回 利	益 税	140	0.0
間接	税	等	295,562	42.2	輸送	燃料	税	-6,525	-0.3	そ の	他	111	0.0
消	費	税	215,730	30.8	そ	の	他	13,890	0.7				
酒		税	11,280	1.6	関		税	68,551	3.4	間接	税 等	179,639	39.0
たし	ばこ	税	9,340	1.3	特定	財	源	57,201	2.9	付 加 価	値 税	101,650	22.1
揮	発 油	税	20,790	3.0	ハイウ	ュエイ貝	才源	42,764	2.1	炭化水素	素油 税	20,932	4.5
石 油	ガス	税	50	0.0	空港・	航空路見	財源	9,016	0.5	たば	こ税	9,964	2.2
航 空	機燃料	斗 税	340	0.0	そ	0)	他	5,421	0.3	酒	税	12,106	2.6
石 油	石 炭	税	6,600	0.9						ソフトドリ	リンク税	299	0.1
電源	開発促達	進 税	3,130	0.4						賭博・は	旌 戱 税	2,837	0.6
自 動	車重量	量 税	3,850	0.5						関	税	2,962	0.6
国際	観光旅	客 税	90	0.0						航 空 旅	客 税	585	0.1
関		税	8,250	1.2						保 険	税	6,307	1.4
٤	L	税	90	0.0						埋 立	税	566	0.1
印;	紙収	入	9,440	1.3						気 候 変	動 税	1,778	0.4
地方指	軍発油税	(特)	2,225	0.3						採掘	税	359	0.1
石油ガス	税(譲与分)	(特)	50	0.0						自 動	車 税	6,948	1.5
航空機炼	燃料税(〃)	(特)	152	0.0						印紙税・土	地印紙税	12,346	2.7
自動車重	重量税(〃)	(特)	2,916	0.4									
特別	とん税	(特)	113	0.0									
たばこ	: 特別稅	(特)	1,126	0.2									
合	計		700,383	100.0	合	計		1,993,461	100.0	合	計	460,206	100.0

⁽備考) 1. 日本は令和4年度予算額, 米国は令和元年10月/令和2年9月会計年度決算額, 英国は令和2年度実績額, ドイツは令和2年決算額, フランスは令和2年実績額(本表の数値は,一般会計に係る還付前の税収), イタリアは令和2年決算額である。

収入の国際比較

	F	イツ	(百万	ユーロ,	%)			フラ	シス	(百万	- ブユーロ, 9	6)		イタ	リア	(百万	· ブユーロ, %	<u>(6)</u>
税			金 連邦税		額計	構成比		税	E	1	金額	構成比		税	E		金額	構成比
直	接	税		150,854		49.2	直	:	 接	税	201,255	49.5	直		 接	税	252,958	56.5
所	得	税	127,739	127,739	255,478	40.4		所	得	税	97,777	24.0		所	得	税	187,524	41.9
法	人	税	12,134	12,134	24,268	3.8		徴収	名簿	によ	2,905	0.7		法	人	税	33,781	7.5
営	業	税	1,574	2,381	3,955	0.6		る法与税	: 人 税 等	· 紿				資本る源	所得 泉税	に係	8,245	1.8
連	带付加	日税	18,676	0	18,676	3.0		法	人	税	65,621	16.1		そ	の	他	23,408	5.2
相系	売・贈り	与税	0	8,600	8,600	1.4		不動	産富	裕税	2,106	0.5						
								金融特別	機関税	支出	0	0.0	間	接	税	等	194,639	43.5
間打	妾 税	等	156,850	164,412	321,262	50.8			・贈	与税	15,108	3.7		付力	口価値	直 税	124,053	27.7
付	加価値	直税	94,391	116,037	210,428	33.3		そ	0)	他	17,828	4.4		酒		税	1,233	0.3
保	険	税	14,553	0	14,553	2.3								たは	こ消	費税	10,569	2.4
た	ばこ	税	14,651	0	14,651	2.3	間	接	税	等	205,720	50.5		エネ	ルギ	一税	21,258	4.7
コ・	- ヒー	- 税	1,060	0	1,060	0.2		登	録	税	1,983	0.5		電気	ガス消	費税	5,721	1.3
アノ	レコー)	ル税	2,238	0	2,238	0.4		印	紙	税	210	0.1		自	動車	税	241	0.1
アル	ノコポッ	プ税	11	0	11	0.0		関		税	9,649	2.4		印紙	税・登	録税	10,644	2.4
発泡	包ワイン	ン税	405	0	405	0.1			ルギ 国消費		9,054	2.2		抵当	権等登	記税	1,458	0.3
中日	間製品	品税	23	0	23	0.0		付力	旧価イ	恒 税	176,540	43.4		富	くじ	税	5,948	1.3
エク	ネルギー	一税	37,635	0	37,635	6.0		た	ばこ	税	68	0.0		政府	 免 記	午 税	690	0.2
電	気	税	6,561	0	6,561	1.0		汚染	活動一	般税	637	0.2		テレ	ビ受	信税	1,900	0.4
自	動車	税	9,526	0	9,526	1.5		そ	の	他	7,549	1.9		そ	0)	他	10,924	2.4
航	空	税	292	0	292	0.0												
関		税	4,703	0	4,703	0.7												
そ	0)	他	1	0	1	0.0												
不重	协産取行	导税	0	16,055	16,055	2.5												
競馬	馬富くし	じ税	0	2,044	2,044	0.3												
防	火	税	0	510	510	0.1												
ビ	ール	税	0	566	566	0.1												
連邦	と州間の調	整等	-29,200	29,200	0	0.0												
合	1	計	315 906	316,331	632,237	100.0		合	Ē	+	406,975	100.0		合	計	ŀ	447,597	100.0
			,	,	,					•	,				н	•	,,	

^{2.} 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額は OECD 資料を原資料とする第1表の租税負担額(国税分)とは必ずしも一致しない。

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

		E	1		本			米
区 分	番号	一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	$\frac{C}{A}$	<u>C</u> B	連 邦 歳 出 額 (A)	連邦 歳入額
平成12年度	1	億円 893,210	億円 933,610	億円 507,125	% 56.8	% 54.3	億ドル 17,890	億ドル 13,723
								(20,251)
17·····	2	855,196	890,003	490,654	57.4	55.1	24,720	13,595
								(21,536)
22	3	953,123	1,005,346	414,868	43.5	41.3	34,570	12,979
								(21,627)
27·····	4	982,303	1,021,753	562,854	57.3	55.1	36,919	21,846
								(32,499)
令和 2	. 5	1,475,974	1,845,788	608,216	41.2	33.0	65,504	21,112
								(34,212)
3(補正後)…	. 6	1,425,992	1,425,992	638,800	44.8	44.8		
J (111)		,,,,,,		,				
4(補正後)…	. 7	1,102,973	1,102,973	652,350	59.1	59.1		

- (備考) 1. 日本は令和2年度以前は決算額、3年度、4年度は補正後予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。 2年度は臨時・特別の措置を含む計数。
 - 2. 米国の会計年度は、7月/6月、それ以降については10月/9月、歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、 社会保障税を含めた額である。原資料は「Historical Tables」である。
 - 3. 英国の中央歳出額及び中央歳入額は年度実績額であり、"Consolidated Fund Account"に基づく。 なお、中央歳出額及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれておらず、国税収入は統合国庫基金への繰入額を表示して
 - 4. ドイツの原資料は、"Finanzbericht"による。なお、連邦歳出額にはEU拠出金を含む。
 - 5. フランスの原資料は、"Statistiques et Études Financirèes"、"LesNotes Bleues"、"Annuaire Statistique de la France" 及び決算法である。なお、 地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算して ある。会計年度は1月/12月である。
 - 6. イタリアの原資料はイタリア中央銀行 "Finanza Pubblica"。国税収入については財務省発表の決算額による。
 - 7. 米国, 英国, フランス, イタリアについては, 歳入額に公債発行による収入を含めていない。

租税収入の割合の国際比較

围				英		国		
連邦 税収入 (C)	C A	<u>C</u> B	中 央 歳 出 額 (A)	中 央 歳 入 (B)	国 税 収 入 (C)	<u>C</u> A	C B	番号
億ドル 13,295								1
(19,824)	(110.8)							
13,267	53.7	97.6	392,004	345,804	327,987	83.7	94.8	2
(21,209)	(85.8)							
12,011	34.7	92.5	523,085	382,404	363,565	69.5	95.1	3
(20,659)	(59.8)							
20,372	55.2	93.2	544,225	455,518	409,589	75.3	89.9	4
(31,024)	(84.0)							
19,935	30.4	94.4	1,064,427	692,553	448,773	42.2	64.8	5
(33,034)	(50.4)							
								6
								7

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

			ド	1	ッ			フ
区 分	番号	連 邦 歳 出 額 (A)	連 邦 歳 入 額 (B)	連 邦 税 収入 (C)	<u>C</u> A	C B	一般会計 歳 出 額 (A)	一般会計 歳 入 額
平成12年度	. 1	百万ユーロ 266,372	百万ユーロ 266,372	百万ユーロ 220,623	% 82.8		百万ユーロ 303,402	百万ユーロ 272,369
17·····	. 2	281,913	281,913	211,857	75.1	75.1	361,063	315,912
22	. 3	328,025	328,025	250,178	76.3	76.3	425,691	274,887
27·····	4	342,654	342,654	312,546	91.2	91.2	371,805	299,656
令和 2	. 5	475,791	475,7 <i>9</i> 1	315,906	66.4	66.4	447,450	282,690
3(補正後)…	. 6							
4(補正後)…	. 7							

租税収入の割合の国際比較続

 ラ	ン	ス		1	タ リ	ア		
国 税 収 入 (C)	C/A	C B	中 央 歳 出 額 (A)	中 央 歳 入 額 (B)	国 税 収 入 (C)	C/A	C B	番号
百万ユーロ	%	%	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	
296,180	97.6	108.7	387,808	350,866	322,764	83.2	92.0	1
341,043	94.5	108.0	435,513	388,262	361,713	83.1	93.2	2
343,479	80.7	125.0	484,251	428,716	407,858	84.2	95.1	3
383,317	103.1	127.9	581,475	494,087	437,299	75.2	88.5	4
406,975	91.0	144.0	724,241	495,654	447,597	61.8	90.3	5
								6
								7

6. 一般 会計 歳 入

区分	番号	租税及印紙収	び 入	専売納付	金	官業益金 官 業 収	及び 【 入		資 産収 入	雑 収	入
昭和 9~11年度· 16······· 19·······	. 2	百万円 1,024 4,403 11,665 億円	% 44.7 51.2 55.4	百万円 202 415 1,050 億円	% 8.8 4.8 5.0	百万円 55 185 563 億円	% 2.4 2.2 2.7	百万円 20 10 10 億円	% 0.9 0.1 0.0	百万円 244 598 899 億円	% 10.6 7.0 4.3
25	· 5 6 7 8	4,564 7,960 16,183 30,496 72,958 137,527	63.7 70.7 82.5 80.8 86.2 64.0	1,145 1,143 1,470 1,804 2,744 3,405	16.0 10.1 7.5 4.8 3.2 1.6	50 138 183 157 36 41	0.7 1.2 0.9 0.4 0.0 0.0	174 83 226 246 277 304	2.4 0.7 1.2 0.7 0.3 0.1	498 527 1,699	9.0 4.4 2.7 4.5 3.8 3.7
55	10	268,687	61.0	8,124	1.8	99	0.0	641	0.1	11,260	2.6
60	. 11	381,988	70.7	108	0.0	225	0.0	1,631	0.3	25,865	4.8
平成 2····································	· 12 · 13	601,059 519,308	83.8 64.5	111 163	0.0 0.0	224 224	0.0	1,620 2,744	0.2 0.3	27,011 43,409	3.8 5.4
12·····	· 14	507,125	54.3	205	0.0	205	0.0	2,249	0.2	40,398	4.3
17·····	15	490,654	55.1	_	_	160	0.0	3,321	0.4	43,170	4.9
18·····	· 16	490,691	58.1	_	_	160	0.0	2,754	0.3	41,016	4.9
19·····	· 17	510,182	60.3	_	_	161	0.0	2,943	0.3	48,756	5.8
20	· 18	442,673	49.6	_	_	156	0.0	2,483	0.3	80,799	9.1
21 · · · · · · · ·	19	387,331	36.2	_	_	153	0.0	1,447	0.1	117,553	11.0
22	. 20	414,868	41.3	_	_	155	0.0	7,852	0.8	98,033	9.8
23	· 21	428,326	38.9	_	_	160	0.0	2,895	0.3	75,712	6.9
24	. 22	439,314	40.8	_	_	163	0.0	2,269	0.2	42,741	4.0
25	· 23	469,529	44.3	_	_	437	0.0	3,277	0.3	45,909	4.3
26	· 24	539,707	51.6	_	_	450	0.0	14,788	1.4	48,557	4.6
27	. 25	562,854	55.1	_	_	455	0.0	3,490	0.3	47,115	4.6
28	. 26	554,686	54.0	_	_	470	0.0	3,842	0.4	48,956	4,8
29	· 27	587,875	56.7	_	_	502	0.0	2,782	0.3	57,413	5.5
30	. 28	603,564	57.1	_	_	507	0.0	2,680	0.3	50,984	4.8
令和元·····	. 29	584,415	53.5	_	_	513	0.0	2,264	0.2	71,386	6.5
2(決 算)	30	608,216	33.0	_	_	464	0.0	2,929	0.2	70,681	3.8
3(補正後)	31	638,800	44.8	_	_	522	0.0	2,453	0.2	66,188	4.6
4(補正後)	32	652,350	59.1	_	_	509	0.0	2,517	0.2	50,796	4.6

⁽備考) 1. 令和2年度以前は決算額,3年度,4年度は補正後予算額である。 2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。 3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。 4. 昭和50年度から昭和60年度まで及び平成7年度以降の公債金欄の()書は特例公債分の計数である。

構 成 の 累 年 比 較

公 債	金	前年度剰余金	受入	歳入合	ì 計	歳出合計	本年度剰余金	うち新規 剰 余 金	番号
百万円 677 2,406 5,395 億円 - 1,972 3,472 52,805 (内20,905)	% 29.5 28.0 25.6 — — 5.2 4.1 24.6	百万円 71 585 1,458 億円 592 1,443 1,022 1,358 1,906 12,793	% 3.1 6.8 6.9 8.3 12.8 5.2 3.6 2.3 6.0	百万円 2,293 8,602 21,040 億円 7,168 11,264 19,610 37,731 84,592 214,734	% 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	百万円 2,217 8,134 19,872 億円 6,333 10,182 17,431 37,230 81,877 208,609	百万円 76 468 1,168 億円 835 1,082 2,179 501 2,715 6,125	百万円 - - 億円 269 323 1,251 21 995 3,241	1 2 3 4 5 6 7 8 9
141.702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内72,152) 123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内60,050) 63,432 183,959 (内19,558)	8.8 22.8	13,889 27,254	1. <i>9</i> 3.4	717,035 805,572	100.0 100.0	692,687 759,385	24,348 46,187	14,868 9,220	12 13
330,040 (内218,660)	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,183	15,040	15
(内235,070) 274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550) 253,820 (内423,333)	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,074	6,319	17
(内193,380) 331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	_	18
(内261,930) 519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440) 423,030	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
(内347,000) 427,980	38.9	52,222	4.7	1,099,795	100.0	1,007,154	92,641	22,073	21
(内344,300) 474,650	44.0	92,641	8.6	1,077,620	100.0	970,872	104,546	28,434	22
(内360,360) 408,510	38.5	106,749	10.1	1,060,447	100.0	1,001,889	58,307	20,375	23
(内338,370) 384,929	36.8	58,360	5.6	1,046,791	100.0	988,135	58,635	22,586	24
(内319,159) 349,183	34.2	58,657	5.7	1,021,753	100.0	982,303	39,000	3,081	25
(内284,393) 380,346	37.0	39,450	3.8	1,027,740	100.0	975,418	51,767	4,377	26
(内291,332) 335,546	32.4	52,323	5.0	1,036,440	100.0	981,156	54,651	11,681	27
(内262,728) 343,954	32.5	55,284	5.2	1,056,974	100.0	989,747	65,042	14,275	28
(内262,982) 365,819	33.5	67,227	6.2	1,091,624	100.0	1,013,665	77,959	72,685	29
(内274,382) 1,085,539	58.8	77,959	4.2	1,845,788	100.0	1,475,974	369,815	369,815	30
(内859,579) 656,550	46.0	61,479	4.3	1,425,992	100.0	1,425,992			31
(内564,870) 396,269 (内333,759)	35.9	_	-	1,102,973	100.0	1,102,973			32

^{5.} 歳入合計においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債(平成2年度:9.689億円)、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債(平成7年度:28,511億円)、東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債(平成23年度:112,500億円)、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度:25,842億円、平成25年度:26,035億円)を含む。6. 単位未満の金額は四捨五入している。

7. 租税及び印紙収入(一般会計)予算額

区 分	番	現行法(税制改 正前)による 収入見込額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当初予算額	補 正 額	補正後予算額
	号	A	B = A - D	С	D = A + C	Е	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50·····	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60	5	383,720	37,760	ፆՒ△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12·····	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17·····	9	445,270	27,800	ፆՒ△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
22	10	374,340	△86,690	△380	373,960	22,470	396,430
27	11	546,500	46,490	△1,250	545,250	18,990	564,240
28	12	576,340	31,090	△300	576,040	△17,440	558,600
29	13	577,140	1,100	△20	577,120	_	577,120
30	14	590,650	13,530	140	590,790	8,490	599,280
令和元······	15	624,940	34,150	外△100 110	624,950	△23,150	601,800
2	16	635,390	10,440	△260	635,130	△83,880	551,250
3	17	574,870	△60,260	△390	574,480	64,320	638,800
4	18	653,100	78,620	△750	652,350		

⁽備考) 1. 増減税額欄の外書については特別会計への振替額である。 2. 記号※は前年度を示す。

並びに決算額等の累年比較

決 算 剰 余 額	決 算 額	当初予算額 - 前年度当初予 算額	<u>当初予算額</u> 前 年 度 当初予算額	決 算 額 - 当初予算額	<u>決 算 額</u> 当初予算額	決 算 額 - 前年度決算額	<u>決 算 額</u> 前年度決算額	番
G	H = F + G	I = D - D	J = D / D	K = H - D	L = H/D	M = H - H	N = H / H	号
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△2,382	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,831	91.5	3
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,905	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,007	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
18,438	414,868	△87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	10
△1,386	562,854	45,240	109.0	17,604	103.2	23,147	104.3	11
△3,914	554,686	30,790	105.6	△21,354	96.3	△8,168	98.5	12
10,755	587,875	1,080	100.2	10,755	101.9	33,188	106.0	13
4,284	603,564	13,670	102.4	12,774	102.2	15,689	102.7	14
△17,385	584,415	34,160	105.8	△40,535	93.5	△19,149	96.8	15
56,966	608,216	10,180	101.6	△26,914	95.8	23,801	104.1	16
		△60,650	90.5					17
		77,870	113.6					18

^{3.} 平成7年度の補正額は、1次分(△1,380億円)と3次分(△29,120億円)の合計額を計上してある。 4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

8. 令和4年度租税及び印紙収入予算額(一般会計)

(単位:億円,%)

	令和3	2 午度			 令 和	4		(十匹・	<u>億円,%)</u>
税 目	当初	# 展	前年度予 する現行 改正前) 減(△)収!	法(税制による増	現行法(税 制改正前) による収入	税制改正 による増 減(△)収	サー 及 改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度予 する改正 増減(△)	法による
	771 100	7 71 100	対当初	対補正後	見込額	見込額	Pr. (4 3) Pr./	対当初	対補正後
	(A)	(B)	(C)	(D)	$(E) = {(A) + (C) \over (B) + (D)}$	(F)	(G) = (E) + (F)	$\begin{array}{c} (\mathbf{H}) = \\ (\mathbf{G}) - (\mathbf{A}) \end{array}$	(I)= (G)-(B)
(一般会計)									
源泉分	157,440	167,390	13,360	3,410	170,800	40	170,840	13,400	3,450
所得税申告分	29,230	32,880	3,740	90	32,970	10	32,980	3,750	100
計	186,670	200,270	17,100	3,500	203,770	50	203,820	17,150	3,550
法 人 税	89,970	128,870	44,330	5,430	134,300	△940	133,360	43,390	4,490
相 続 税	22,290	25,550	3,900	640	26,190	-	26,190	3,900	640
消 費 税	202,840	211,080	12,890	4,650	215,730	-	215,730	12,890	4,650
酒税	11,760	11,760	△480	△480	11,280	-	11,280	△480	△480
た ば こ 税	9,120	9,120	220	220	9,340	-	9,340	220	220
揮 発 油 税	20,700	21,280	90	△490	20,790	_	20,790	90	△490
石油ガス税	40	40	10	10	50	_	50	10	10
航空機燃料税	370	370	△180	△180	190	150	340	△30	△30
石油石炭税	6,060	6,060	540	540	6,600	_	6,600	540	540
電源開発促進税	3,050	3,050	80	80	3,130	_	3,130	80	80
自動車重量税	3,820	3,820	30	30	3,850	_	3,850	30	30
国際観光旅客税	300	40	△210	50	90	_	90	△210	50
関税	8,460	8,460	△200	△200	8,260	△10	8,250	△210	△210
と ん 税	90	90	0	0	90	_	90	0	0
収入印紙	5,350	5,350	30	30	5,380	_	5,380	30	30
印紙収入 現金収入	3,590	3,590	470	470	4,060	_	4,060	470	470
計	8,940	8,940	500	500	9,440	_	9,440	500	500
合 計 	574,480	638,800	78,620	14,300	653,100	△750	652,350	77,870	13,550

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事項	前年度当 初予算額	令和4年 度予算額	比 較 増△減	伸 率	事項	前年度当 初予算額	令和4年 度予算額	比 較 増△減	伸率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会保障関係費					地方交付税交付金	15,591,221	15,655,839	64,618	0.4
1.年金給付費	12,700,454	12,764,072	63,618	0.5	地方特例交付金	357,684	226,700	△130,984	△36.6
2. 医療給付費	11,982,061	12,092,506	110,445	0.9	防衛関係費	5,314,518	5,368,725	54,207	1.0
3. 介護給付費	3,466,185	3,580,257	114,072	3.3	公共事業関係費				
4. 少子化対策費	3,045,838	3,109,416	63,578	2.1	1. 治山治水対策事 業費	926,108	950,737	24,629	2.7
5. 生活扶助等社会 福祉費	4,066,536	4,175,867	109,331	2.7	2. 道路整備事業費	1,657,698	1,665,986	8,288	0.5
6. 保健衛生対策費	474,091	475,602	1,510	0.3	3. 港湾空港鉄道等 整備事業費	396,506	398,783	2,277	0.6
7. 雇用労災対策費	99,104	75,823	△23,282	△23.5	4. 住宅都市環境整 備事業費	686,456	729,932	43,476	6.3
計	35,834,270	36,273,542	439,272	1.2	5. 公園水道廃棄物処 理等施設整備費	141,111	161,911	20,800	14.7
					6. 農林水産基盤整備事業費	609,700	608,052	△1,648	△0.3
文教及び科学振興費					7. 社会資本総合整 備事業費	1,485,112	1,397,301	△87,811	△5.9
1. 義務教育費国庫 負担金	1,516,381	1,501,467	△14,914	△1.0	8. 推 進 費 等	76,003	67,573	△8,430	△11.1
2. 科学技術振興費	1,363,809	1,378,765	14,956	1.1	小 計	5,978,694	5,980,275	1,581	7.5
3. 文教施設費	77,344	74,329	△3,015	△3.9	9. 災害復旧等事業費	76,228	77,248	1,020	1.3
4. 教育振興助成費	2,311,464	2,313,852	2,388	0.1	計	6,054,922	6,057,523	2,601	0.0
5. 育 英 事 業 費	123,476	121,703	△1,773	△1.4					
計	5,392,474	5,390,116	△2,358	△0.0	経済協力費	510,820	510,547	△273	△0.1
					中小企業対策費	172,580	171,267	△1,312	△0.8
国 債 費	23,758,476	24,339,285	580,808	2.4	エネルギー対策費	889,129	875,642	△13,487	△1.5
					食料安定供給関係費	1,272,260	1,270,121	△2,139	△0.2
恩 給 関 係 費					新型コロナウイルス 感染症対策費	5,000,000	5,000,000	_	-
1. 文官等恩給費	6,014	5,452	△562	△9.3	その他の事項経費	5,816,400	5,834,968	18,567	0.3
2. 旧軍人遺族等恩 給費	130,029	108,867	△21,162	△16.3	予備費	500,000	500,000	-	_
3. 恩給支給事務費	763	726	△37	△4.8					
4. 遺族及び留守家 族等援護費	8,148	7,105	△1,043	△12.8					
=	144,954	122,149	△22,805	△15.7	숨 計	106,609,708	107,596,425	986,717	0.9

⁽注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。 (注2) 前年度当初予算額は、令和 4年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

10. 令 和 4 年 度 経 済 見 通 し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比	較増減率
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和3年度	令和4年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間 最終消費 支出	286.9	293.2	307.3	2.2	4.8
民 間 住 宅	19.8	21.0	21.5	5.6	2.8
民 間 企 業 設 備	84.5	88.3	93.4	4.5	5.8
民 間 在 庫 品 増 加	0.1	0.4	0.6	0.1	0.0
政 府 支 出	144.6	147.9	148.6	2.3	0.5
政府最終消費支出	113.7	117.4	118.0	3.2	0.5
公的固定資本形成	30.9	30.5	30.6	▲ 1.3	0.2
財貨・サービスの輸出	84.1	101.6	109.6	20.8	7.9
(控除) 財貨・サービスの輸入	84.5	107.5	116.5	27.2	8.4
国 内 総 生 産	535.5	544.9	564.6	1.7	3.6

⁽注) 民間在庫品増加の() 内は国内総生産に対する寄与度

2. 労働・雇用

					令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比較増減率		
					(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和3年度	令和4年度	
					万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度	
労	働	力	人		6,863	6,871	6,873	0.1	0.0	
就	業	者	総	数	6,664	6,681	6,705	0.3	0.4	
雇	用	者	総	数	5,962	5,981	6,004	0.3	0.4	
					%	%程度	%程度			
完	全	失	業	率	2.9	2.8	2.4	_	_	

3. 生 産

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績見込み)	令和4年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
鉱 工 業 生 産 指 数 ・ 増 減 率	▲9.5	5.7	5.0

4. 物 価

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績見込み)	令和4年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	▲1.4	6.5	2.0
消費者物価指数・変化率	▲0.2	▲0.1	0.9
GDPデフレーター・変化率	0.7	▲0.8	0.4

⁽注1) 消費者物価指数は総合である。

⁽注2) Go To キャンペーン事業による消費者物価 (総合) 上昇率への影響を機械的に試算すると、2020年度に▲0.1%ポイント程度、2021年度に0.1%ポイント程度、2022年度に▲0.0%ポイント程度、2022年度に▲0.0%ポイント程度と見込まれる。また、携帯電話通信料引下げによる消費者物価 (総合) 上昇率への影響を機械的に試算すると、2021年度に▲1.3%ポイント程度と見込まれる。

(令和4年1月17日閣議決定)

5. 国際収支

	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比	.較増減率
	(実 績)	(実績見込み)	(見通し)	令和3年度	令和4年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	0.2	▲5.3	▲5.8	_	_
貿 易 収 支	3.9	▲1.4	▲3.7	_	_
輸出出	68.4	83.8	88.7	22.5	5.9
輸入	64.4	85.2	92.4	32.3	8.5
経 常 収 支	16.3	13.6	15.2	_	_
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目 G D P 比	3.0	2.5	2.8	_	_

6. 実質国内総支出

		-1 34,024																	
								対	前	年	度	比	較	増	減	率			
							令 和 (実)	3 績見;	年 込み)	度				令	和 (見	4 通	年 し)	度	
											%程	度							%程度
	瓦	1 間	最 終	消	費	支 出					2	2.5							4.0
主	瓦	I.	間	,	住	宅					().5							0.9
要	瓦	問	企	業	i	设 備					2	2.5							5.1
項	政	ζ	府		支	出					().9							0.1
I	則	貨・	サー	ビ	スの	輸出					11	1.4							5.5
	({	腔 除)貝	す貨・、	サー	ビス	の輸入					7	7.4							4.1
国内	内 総	支 出	(= [国内	総生	: 産)					/	2.6							3.2
,	> <i>1</i> -	内	需	寄	与	度					2	2.0							3.0
	うち	外	雷而	寄	与	度					().6							0.2

7. 国民所得

						令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比	上 較増減率
						(実績)	(実績見込み)	(見 通 し)	令和3年度	令和4年度
						名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
雇	用	者	5	報	酬	283.7	288.3	293.7	1.6	1.9
財	産		所		得	26.4	26.8	27.4	1.5	2.1
企	業		所		得	65.6	68.4	82.7	4.3	20.9
合	計 :	国	民	所	得	375.7	383.5	403.8	2.1	5.3

⁽備考)上記の諸計数は、令和4年度政府経済見通しにおける「2. 令和4年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅をもって考えられるべきである。

11. 令和4年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

令和4年1月 財 務 省

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、令和4年度予算における制度・施策を前提に、後年度(令和7年度まで)の歳出・歳入がどのような姿 になるかについて、機械的に試算したものである。 なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

[試算-1] 【経済成長3.0%ケース】

(単位:兆円),() 書きは対前年度伸率

					令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	1	国	債	費	23.8	24.3	26.2	27.6	28.8
		2	利 払	費	8.5	(▲3.0%) 8.2	(+12.1%) 9.2	(+10.1%) 10.2	(+8.7%) 11.1
歳	3	社	会保障関係	費	35.8	(+1.2%) 36.3	(+1.5%) 36.8	(+1.8%) 37.5	(+1.9%) 38.2
	4	地	方 交 付 税	等	15.9	(▲0.4%) 15.9	(+3.7%) 16.5	(+3.2%) 17.0	(+5.1%) 17.9
出	(5)	そ	Ø	他	31.1	(+0.1%) 31.1	(▲15.5%) 26.3	(+0.4%) 26.4	(+1.2%) 26.7
	6		計		106.6	107.6	105.8	108.5	111.6
		7	基礎的財政収支対象統	径費	83.4	83.7	80.0	81.3	83.2
税	8	税		収	57.4	65.2	66.5	68.9	72.1
収	9	そ	の他収	入	5.6	5.4	5.6	5.6	5.6
等	10		計		63.0	70.7	72.1	74.5	77.6
(1)	差		額 (⑥-	10)	43.6	36.9	33.7	34.0	33.9

- (参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和3年度28.9兆円、令和4年度21.3兆円、令和5年度17.1兆円、令和6年度16.9兆円、令和7年度16.6兆円となっ ており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和3年度204兆円、令和4年度130兆円、令和5年度7.8兆円、令和6年度6.8兆円、令和7年度5.5兆円となっ ている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。
- (注) 令和3年度は当初予算額,令和4年度は予算政府案,令和5年度から令和7年度は令和4年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

 - a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。 b) 「③社会保障関係費」については、令和5年度以降は、令和4年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保 障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算している。
 - c) 「⑤その他」については、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を計上しているが、令和5年度以降の試算では同予備 費を織り込んでいない。
 - d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

「試算-2]【経済成長1.5%ケース】

(単位:兆円), () 書きは対前年度伸率

					令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	1	国	債	費	23.8	24.3	26.2	27.5	28.6
		2	利 払	費	8.5	(▲3.0%) 8.2	(+11.8%) 9.2	(+9.3%) 10.1	(+7.4%) 10.8
歳	3	社	会保障関係	費	35.8	(+1.2%) 36.3	(+1.5%) 36.8	(+1.7%) 37.4	(+1.6%) 38.0
	4	地	方 交 付 税	等	15.9	(▲0.4%) 15.9	(+2.1%) 16.2	(+1.6%) 16.5	(+3.5%) 17.0
出	(5)	そ	Ø	他	31.1	(+0.1%) 31.1	(▲15.7%) 26.2	(+0.1%) 26.3	(+0.9%) 26.5
	6		計		106.6	107.6	105.5	107.7	110.2
		7	基礎的財政収支対象	経費	83.4	83.7	79.7	80.6	82.0
税	8	税		収	57.4	65.2	65.5	66.7	68.7
収	9	そ	の 他 収	入	5.6	5.4	5.6	5.6	5.6
等	10		計		63.0	70.7	71.1	72.3	74.2
(1)	差		額 (⑥-	10)	43.6	36.9	34.4	35.4	35.9

⁽参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和3年度28.9兆円、令和4年度21.3兆円、令和5年度17.8兆円、令和6年度18.3兆円、令和7年度18.6兆円となっ ており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和3年度204兆円、令和4年度13.0兆円、令和5年度8.6兆円、令和6年度8.2兆円、令和7年度7.8兆円となっ ている。なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

- (注) 令和3年度は当初予算額, 令和4年度は予算政府案, 令和5年度から令和7年度は令和4年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

 - a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。 b) 「③社会保障関係費」については、令和5年度以降は、令和4年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保 障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算している。
 - c) 「⑤その他」については、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を計上しているが、令和5年度以降の試算では同予備 費を織り込んでいない。
 - d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[経済指標の前排	是]	令和4年度 (2022年度) (政府経済見通し)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
「試算-1〕	名 目 経 済 成 長 率	3.6%	3.0%	3.0%	3.0%
[武昇 - 1]	消費者物価上昇率	0.9%	2.0%	2.0%	2.0%
[- 484 - 0]	名 目 経 済 成 長 率	3.6%	1.5%	1.5%	1.5%
[試算-2]	消費者物価上昇率	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%

- ・[試算-1] は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月閣議決定)等における記述に基づき設定。
- ・[試算-2]は、[試算-1]よりも厳しい経済前提を仮定。

[算出要領]

費:

国 債

・[試算-1] は、令和4年度は予算における積算金利、令和5年度以降は市場に織り込まれた金利の将来

予想を加味した金利(下記)により積算。

・[試算-2] は、令和4年度予算における積算金利(下記)により積算。

・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

							令和 4 年度 (2022年度) (予算積算金利)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
[試算-1]	金	利	(10	年	国	債)	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%
[試算-2]	金	利	(10	年	国	債)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%

地方交付税等: 法定率分について税収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

税 収: 名目経済成長率×弾性値1.1に,令和4年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入: 令和4年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入について

は計上していない。

[参考] 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算([試算-1] の前提等を基に算出)

○令和5 (2023) 年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

(単位:兆円),() 書きは「税収」の額

名目経済成長率	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
([試算 – 1] の前提からの変化幅)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)
+ 2 %	+0.0	+1.4	+3.0	+4.7
	(65.2)	(68.0)	(71.9)	(76.8)
+ 1 %	+0.0	+0.7	+1.5	+2.3
	(65.2)	(67.3)	(70.4)	(74.4)
- 1 %	+0.0 (65.2)	▲ 0.7 (65.8)	▲1.5 (67.5)	▲ 2.3 (69.8)

○令和5 (2023) 年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位:兆円),()書きは「国債費」の額

金 利 ([試算-1] の前提からの変化幅)	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)
+ 2 %	+0.0	+1.7	+4.1	+7.5
	(24.3)	(27.9)	(31.8)	(36.3)
+ 1 %	+0.0	+0.8	+2.1	+3.7
	(24.3)	(27.0)	(29.7)	(32.5)
- 1 %	+0.0 (24.3)	▲ 0.8 (25.4)	▲ 2.0 (25.6)	▲3.3 (25.5)

 12. 所
 得
 税
 負
 担
 額

 (付
 個
 人
 住
 民
 税
 負

			給与収入	200	万円	300 7	ī 円
X	•	分	年 次	税 額	負 担 率	税額	負 担 率
	ſ	ſ	昭和25	1,009,750		1,559,750	52.0
			30	799,250	40.0	1,342,350	44.7
			40	367,120	18.4	725,280	24.2
			50	94,800		183,800	6.1
			60	84,300		163,800	5.5
			63	76,500		139,500	4.7
			平成元~ 5	74,500		137,500	4.6
			6	59,600	3.0	110,000	3.7
		TV.	7 • 8 · · · · · · ·	59,500		113,050	3.8
	所 得	税	9	70,000		133,000	4.4
単			10	32,000	1.6	95,000	3.2
			11	56,000	2.8	106,400	3.5
			12~17······	51,200	2.6	99,200	3.3
			18	57,600	2.9	111,600	3.7
			19~24	32,000		62,000	2.1
			25 • 26 · · · · · · ·	32,672		63,302	2.1
			27~令和元…	27,567		55,644	1.9
			令和 2~ 4	27,567		55,644	1.9
		Ì	昭和25	1,242,692		1,936,220	64.5
身	J		30	948,695		1,589,728	53.0
			40	489,964		961,964	32.1
			50	153,000		308,700	10.3
			60	130,250		261,650	8.7
			63	121,550		233,000	7.8
			平成元	115,250	5.8	222,000	7.4
			2	114,250	5.7	220,000	7.3
			3~ 5	113,750	5.7	208,250	6.9
	(付)		6	91,000	4.6	166,600	5.6
者	個人住民税	を	7	92,012	2 4.6	172,337	5.7
	加えた場	合	8	91,375	5 4.6	171,700	5.7
			9	107,500	5.4	202,000	6.7
			10	52,500	2.6	147,000	4.9
			11	87,875	5 4.4	165,050	5.5
			12~17·····	80,525	5 4.0	154,025	5.1
			18	89,513	3 4.5	171,263	5.7
			19~24······	98,500	4.9	188,500	6.3
			25 · 26······	99,172	2 5.0	189,802	6.3
			27~令和元…	84,067	7 4.2	167,144	5.6
	l	l	令和 2~ 4	84,067		167,144	5.6
		ſ	昭和25	1,003,150		1,553,150	51.8
			30	779,250		1,320,350	44.0
			40	331,870		678,280	22.6
			50	63,600		147,400	4.9
夫			60	45,675		120,300	4.0
, ,			63	27,000		90,000	3.0
			平成元~ 5	4,500		67,500	2.3
婦			6	3,600		54,000	1.8
		TV.	7 • 8 · · · · · · ·	_	_	48,450	1.6
	所 得	税	9	_	_	57,000	1.9
の			10	_	_	-	-
			11	_	_	45,600	1.5
			12~15		_	38,400	1.3
み			16 • 17 · · · · · · ·	20,800		68,800	2.3
			18	23,400		77,400	2.6
			19~24·····	13,000		43,000	1.4
			25 • 26 · · · · · · ·	13,273		43,903	1.5
			27~令和元…	8,168		36,245	1.2
	l	l	令和 2~ 4	8,168	0.4	36,245	1.2

の 累 年 比 較 (給与所得者)

担額を加えた場合)

(単位 円, %)

	400 万	ĵ 円		500	万ト				700	万	円			1,000	万	円	7, %)
税	額	負	担率	税 額	負		率	税	額			担率	税	額	負		率
	2,109,750		52.7				53.2	,,,	3,759,750			53.7		5,409,750			54.1
	1,937,250		48.4				50.7		3,830,500			54.7		5,780,500			57.8
	1,121,040		28.0				31.0		2,495,500			35.7		3,995,500			40.0
	307,200		7.7				9.0		831,600			11.9		1,623,600			16.2
	264,650		6.6				7.8		749,750			10.7		1,466,000			14.7
	209,500		5.2				5.7		597,000			8.5		1,237,500			12.4
	207,500		5.2				5.6		593,000			8.5		1,231,500			12.3
	166,000		4.2				4.5		474,400			6.8		985,200			9.9
	170,000		4.3				4.6		486,000			6.9		1,014,000			10.1
	200,000		5.0				5.5		536,000	0		7.7		1,064,000)		10.6
	162,000		4.1	235,00)		4.7		498,000	0		7.1		1,026,000)		10.3
	160,000		4.0	218,40)		4.4		428,800	0		6.1		851,200)		8.5
	150,400		3.8	206,40)		4.1		379,200	0		5.4		772,800)		7.7
	169,200		4.2	232,20)		4.6		426,600	0		6.1		869,400)		8.7
	94,000		2.4	160,50)		3.2		376,500	0		5.4		868,500)		8.7
	95,974		2.4	163,87)		3.3		384,400	6		5.5		886,738	3		8.9
	85,764		2.1	138,34	5		2.8		312,93	6		4.5		796,890)		8.0
	85,764		2.1	138,34			2.8		312,93			4.5		827,520)		8.3
	2,630,220		65.8	3,324,22)		66.5		4,729,74	7		67.6		6,838,74	7		68.4
	2,292,210		57.3)		60.0		4,526,44	7		64.7		6,827,44	7		68.3
	1,476,452		36.9				40.6		3,247,300			46.4		5,167,300			51.7
	525,800		13.1	765,20			15.3		1,371,900			19.6		2,546,600			25.5
	438,800		11.0				13.0		1,218,900			17.4		2,293,300			22.9
	373,000		9.3				10.5		1,038,200			14.8		2,047,000			20.5
	362,000		9.1	508,00			10.2		986,500			14.1		1,997,750			20.0
	360,000		9.0				10.1		984,500			14.1		1,994,750			19.9
	339,000		8.5				9.7		963,500			13.8		1,948,250			19.5
	271,200		6.8				7.8		770,800			11.0		1,558,600			15.6
	263,075		6.6				7.9		814,500			11.6		1,612,750			16.1
	259,250		6.5				7.8		804,000			11.5		1,597,000			16.0
	305,000		7.6				9.0		874,000			12.5		1,667,000			16.7
	250,000 249,250		6.3 6.2				7.9 7.4		819,000 726,800			11.7 10.4		1,612,000 1,413,800			16.1 14.1
	232,425		5.8				6.9		646,200			9.2		1,285,800			12.9
	258,463		6.5				7.7		713,600			10.2		1,402,400			14.0
	284,500		7.1	421,00			8.4		781,000			11.2		1,519,000			15.2
	286,474		7.1				8.5		788,900			11.3		1,537,238			15.4
	256,264		6.4				7.5		682,43			9.7		1,403,390			14.0
	256,264		6.4				7.5		682,43			9.7		1,449,020			14.5
-	2,103,150		52.6				53.1		3,753,150			53.6		5,403,150			54.0
	1,913,250		47.8				50.3		3,804,500			54.4		5,754,500			57.5
	1,074,040		26.9				30.0		2,436,750			34.8		3,936,750			39.4
	265,600		6.6				8.0		769,200			11.0		1,535,200			15.4
	215,600		5.4				6.7		667,250			9.5		1,367,000			13.7
	160,000		4.0				4.7		498,000			7.1		1,089,000			10.9
	137,500		3.4				4.2		453,000			6.5		1,021,500			10.2
	110,000		2.8				3.4		362,400			5.2		817,200			8.2
	105,400		2.6	167,45)		3.3		334,000	0		4.8		862,000)		8.6
	124,000		3.1	197,00)		3.9		384,000	0		5.5		912,000)		9.1
	67,000		1.7		С		2.8		327,000	0		4.7		855,000)		8.6
	99,200		2.5				3.2		307,200			4.4		729,600			7.3
	89,600		2.2				2.9		260,800			3.7		651,200			6.5
	120,000		3.0				3.5		318,400			4.5		712,000			7.1
	135,000		3.4				4.0		358,200			5.1		801,000			8.0
	75,000		1.9				2.5		300,500			4.3		792,500			7.9
	76,575		1.9				2.5		306,810			4.4		809,142			8.1
	66,365		1.7				2.0		236,36			3.4		719,29			7.2
	66,365		1.7	99,54	/		2.0		236,36	1		3.4		749,92	+		7.5

得 税 担 額 12. 所 (付 個人住民税 負

			給与収入	200	万円		300 万	ī 円
X		分	年 次	税 額	負担	旦 率	税額	負担率
		ſ	昭和25	1,235,768		61.8	1,929,296	64.3
			30	925,203	3	46.3	1,563,887	52.1
			40······ 50·····	447,014 108 500		22.4 5.4	906,564 251,400	30.2 8.4
夫			60	108,500 74,675		3.7	251,400 194,750	6.5
			63	46,750		2.3	149,750	5.0
			平成元	24,250		1.2	118,750	4.0
婦			2·········· 3∼5 ········	14,250 12,750		0.7 0.6	108,750 107,250	3.6 3.6
	(11)		6	10,200		0.5	85,800	2.9
	(付)	,	7	4,462	2	0.2	79,687	2.7
の	個人住民税		8······	3,825		0.2	79,050	2.6
• ,	加えた場	合	10	4,500	J -	0.2	93,000 10,500	3.1 0.4
			11	3,825	5	0.2	76,200	2.5
み			12~15	1,275		0.1	65,175	2.2
			16····································	22,075 36,100		1.1	95,575	3.2 3.7
続			18	40,050		1.8 2.0	109,600 121,800	4.1
\sim			19~24······	44,000		2.2	134,000	4.5
			25 • 26 · · · · · · ·	44,273		2.2	134,903	4.5
			27~令和元··· 令和 2~ 4········	29,168 29,168		1.5 1.5	112,245 112,245	3.7 3.7
	[1	昭和25	989,950		49.5	1,539,950	51.3
			30	754,250)	37.7	1,292,850	43.1
			40	303,370		15.2	641,245	21.4
			50······	11,000)	0.6	82,800 42,525	2.8 1.4
			63	_		_	24,000	0.8
			平成元~ 4	-	-	_	_	_
			5	_		_	_	_
			6·····································	_	-	_	_	_
	所 得	税	9	_		_	_	_
			10	_		_	_	_
			11		-	_	_	_
夫			16 • 17 · · · · · ·	_		_	_	_
			18	-	-	_	_	_
			19~22······	_	-	_	11 500	_
婦			23 · 24······· 25 · 26······	_	-	_	11,500 11,741	0.4 0.4
>:中.		Į	27~令和 4…	_		_	4,084	0.1
		[昭和25	1,221,920)	61.1	1,915,448	63.8
~			30	895,919		44.8	1,531,674	51.1
子	ļ		40······ 50·····	411,914 34,800		20.6 1.7	862,329 156,600	28.7 5.2
			60	34,000	J -	-	78,125	2.6
0			63	_	-	_	47,250	1.6
2			平成元	_		_	23,250	0.8
			3 • 4 · · · · · ·	_	-	_	8,750 6,250	0.3 0.2
			5	_		_	6,250	0.2
人	(付)		6	_	-	_	3,800	0.1
	/m 1 // 17 //	を	7······	_		_	_	_
		合	9	_	-	_	_	_
	加えた場	П	10	-		_	_	_
			11··········· 12~15·······	_	-	_	_	_
			16	_	-	_		
			17	_	-	_	7,650	0.3
			18	_	-	_	8,325	0.3
			19~22·····	_	-	_	9,000 20,500	0.3 0.7
			24	_		_	48,500	1.6
			25 • 26 · · · · · · ·	_		_	48,741	1.6
	l .	ι	27~令和 4…	_	-	_	26,084	0.9

昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。 平成 6年分の所得税については、「平成 6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を (注)

加味している。 加味している。 3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。 3.

平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を

加味している。 加味している。 5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を 1. 平成10年分の所存税については、「平成10年分所存税の行劢減税のだめの臨時有直法」による定額減税を加味している。
 1. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による 減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。
 7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。
 8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。
 9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、年少扶養控除の廃止後の数値である。

^{6.}

の 累 年 比 較(給与所得者)(続)

担額を加えた場合)(続)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円]		700 万	ī 円	1,000	万円
税 額 負 担	率 税	額負	担率	税	額	負 担 率	税 額	負 担 率
2,623,296	65.6	3,317,296		66.3	4,722,822	67.		
2,264,019 1,421,052	56.6 35.5	2,972,019 1,969,785		59.4 39.4	4,495,907 3,178,750	64.: 45.:		
462,000	11.6	691,400		13.8	1,284,800 1,102,600	18.	4 2.431.600	24.3
361,150 281,500	9.0 7.0	562,850 427,500		11.3 8.6	1,102,600 888,800	15. 12.) 21.6) 18.4
250,000	6.3	396,000		7.9	804,500	11.		
230,000	5.8	376,000		7.5	784,500	11.	2 1,694,750	16.9
212,250 169,800	5.3 4.2	353,000 282,400		7.1 5.6	761,500 609,200	10.º 8.º		
166,387 164,475	4.2	266,475		5.3	596,500	8.	, 1,310,200 5 1,388,500	13.9
164,475 193,500	4.1 4.8	262,650		5.3 6.2	586,000	8. 9.		
111.000	2.8	309,000 226,500		4.5	656,000 573,500	9.		
158.275	4.0	252,800		5.1	539,200	7.	7 1,225,600	12.3
143,575 173,975	3.6 4.3	229,325 259,725		4.6 5.2	465,650 523,250	6. 7.	7 1,098,200 5 1,159,000	
188.000	4.7	286,500		5.7	552,400	7.	7 1,192,000	
209,000	5.2	318,250		6.4	612,200	8.		
230,000 231,575	5.8 5.8	350,000 352,572		7.0 7.1	672,000 678,310	9. 9.		
201,365	5.0	302,047		6.0	572,861	8.	2 1,292,794	. 12.9
201,365	5.0	302,047		6.0	572,861	8.		
2,089,950 1,883,250	52.2 47.1	2,639,950 2 483 250		52.8 49.7	3,739,950 3,772,000	53. 53.		
1,036,040	25.9	2,483,250 1,454,775		29.1	2,389,250	34.	1 3,889,250	38.9
186,600 125,100	4.7 3.1	305,600 225,400		6.1 4.5	644,400 522,450	9.: 7.		
94,000	2.4	167,000		3.3	366,000	5.:		8.9
57.500	1.4	130,500		2.6	296,500	4.	2 821,000	8.2
52,500 42,000	1.3 1.1	125,500 100,400		2.5 2.0	291,500 233,200	4.: 3.		
28,050	0.7	90,100		1.8	226,100	3.	2 680,000	6.8
33,000	8.0	106,000 6,000		2.1 0.1	266,000 166,000	3.i 2.i		
10,400	0.3	68,800		1.4	196,800	2.	3 552,000	
8,800 39,200	0.2	64,800		1.3	180,000	2.	5 489,600	4.9
39,200 44,100	1.0 1.1	<i>9</i> 5,200 107,100		1.9 2.1	210,400 236,700	3.i 3.		5.5 6.2
24,500	0.6	59,500		1.2	165,500	2.	4 590,500	5.9
43,500 44,413	1.1 1.1	78,500 80,148		1.6 1.6	203,500 207,773	2.º 3.º		
34,203	0.9	67,386		1.3	172,038	2.		
2,609,448	65.2	3,303,448	ć	66.1	4,708,975	67.		
2,228,878 1,375,852	55.7 34.4	2,936,878 1,919,235		58.7 38.4	4,457,838 3,122,850	63.'		
345,600	8.6	557,800		11.2	1,115,800	44. 15.		
215,750	5.4	394,050		7.9	890,200	12.	7 1,887,100	18.9
163,550 115,750	4.1 2.9	305,500 260,000		6.1 5.2	689,600 592,000	9. ¹ 8.		
101,250	2.5	231,000		4.6	563,000	8.	1,396,750	14.0
98,750 93,750	2.5 2.3	208,250 203,250		4.2 4.1	538,000 533,000	7. 7.) 13.4) 13.3
73,800	1.8	161,400		3.2	424,000	6.		
57,587	1.4	150,662		3.0	414,600	5.		
55,675 65,500	1.4 1.6	148,750 175,000		3.0 3.5	404,100 464,000	5.i 6.i		
_	_	32,500		0.7	321,500	4.	5 1,044,500	10.4
37,175 29,625	0.9 0.7	126,600 115,375		2.5 2.3	363,400 318,550	5.: 4.:		
60,025	1.5	145,775		2.9	348,950	5.		9.2
74,050	1.9	159,800		3.2	377,000	5.	4 952,400	9.5
82,025 90,000	2.1 2.3	177,400 195,000		3.5 3.9	418,000 459,000	6.I 6.I		
109,000	2.7	214,000		4.3	497,000	7.	1,206,000	12.1
144,500 145,413	3.6 3.6	249,500 251,148		5.0 5.0	530,000 534,273	7. 7.		
115,203	2.9	213,386		4.3	463,538	6.		11.2

(備考) 1. 昭和30年分以降は一定の社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定している。

昭和60年分~平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
阳和00平万一十八11平万	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分~平成26年分	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
一块12年月一十块20年月	10%	4%+54万円	114万円
平成27年~	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
十成27年~	15%	3%+108万円	162万円

- 2. 税額を端数まで計算しているため、昭和63年分以前の所得税は簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
 3. 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
 4. 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、特定支出控除を適用せずに算定している。
 5. 個人住民税は有理分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
 6. 個人住民税については、課稅最低限を超える金額であっても、非課稅限度額以上でなければ稅額は発生しない。
 7. 平成25年分以降の所得稅については、復興特別所得稅(基準所得稅額の2.1%)を加味している。

13	所	得	税	自	扫	客百	の
10.	111	ান্য	176	్	1 <u></u>	口只	V)

	台 与 収 入			番	日		本	—————————————————————————————————————
	(年 額)	区	分	号	所 得 税 額	個人住民税額	合 計	連邦所得税額
	100万円	単 身	r 者	1	千円 %	千円 '	% 千円 % -	千円 %
(8,772ド ル) 7,092ポンド)	夫 婦	のみ	2	_	_	_	_
(7,692ユーロ)	夫 婦 子	2 人	3	_	_	_	
,	200万円	単 身	者	4	28 (1.4)	57 (2.8	8) 84 (4.2)	52 (2.6)
(17,544ド ル) 12,987ポンド)	夫 婦	のみ	5	8 (0.4)	21 (1.1	1) 29 (1.5)	_
(15,385ユーロ)	夫 婦 子	2 人	6	_	_		
,	300万円	単身	者	7	56 (1.9)	112 (3.7	7) 167 (5.6)	159 (5.3)
(26,316ド ル) 19,481ポンド)	夫 婦	のみ	8	36 (1.2)	76 (2.5	5) 112 (3.7)	5 (0.2)
(23,077ユーロ)	夫 婦 子	2 人	9	_	2 (0.1	1) 2 (0.1)	
,	500万円	単身	者	10	138 (2.8)	236 (4.7	7) 374 (7.5)	399 (8.0)
(43,860ドル) 32,468ポンド)	夫 婦	のみ	11	100 (2.0)	203 (4.1	1) 302 (6.0)	205 (4.1)
(38,462ユーロ)	夫 婦 子	2 人	12	48 (1.0)	111 (2.2	2) 158 (3.2)	_
	700万円	単 身	者	13	313 (4.5)	370 (5.3	3) 682 (9.7)	716 (10.2)
(61,404ドル) 45,455ポンド)	夫 婦	のみ	14	236 (3.4)	337 (4.8	8) 573 (8.2)	439 (6.3)
(53,846ユーロ)	夫 婦 子	2 人	15	133 (1.9)	259 (3.5	7) 392 (5.6)	154 (2.2)
	1,000万円	単 身	r 者	16	828 (8.3)	622 (6.2	2) 1,449 (14.5)	1,376 (13.8)
(87,720ド ル) 64,935ポンド)	夫 婦	のみ	17	750 (7.5)	589 (5.9	9) 1,338 (13.4)	799 (8.0)
(76,923ユーロ)	夫 婦 子	2 人	18	513 (5.1)	496 (5.0	0) 1,009 (10.1)	514 (5.1)
	1,500万円	単 身	r 者	19	2,151 (14.3)	1,107 (7.4	4) 3,258 (21.7)	2,543 (17.0)
(131,579ドル) 97,403ポンド)	夫 婦	のみ	20	2,151 (14.3)	1,107 (7.4	4) 3,258 (21.7)	1,651 (11.0)
(115,385ユーロ)	夫 婦 子	2 人	21	1,761 (11.7)	1,014 (6.8	8) 2,774 (18.5)	1,366 (9.1)
	2,000万円	単 身	者	22	3,806 (19.0)	1,598 (8.0	0) 5,403 (27.0)	3,743 (18.7)
(175,439ド ル) 129,870ポンド)	夫 婦	のみ	23	3,806 (19.0)	1,598 (8.0	5,403 (27.0)	2,751 (13.8)
(153,846ユーロ)	夫 婦 子	2 人	24	3,415 (17.1)	1,505 (7.5	5) 4,919 (24.6)	2,466 (12.3)
	3,000万円	単 身	者	25	7,939 (26.5)	2,643 (8.8	8) 10,582 (35.3)	6,991 (23.3)
(263,158ドル) 194.805ポンド)	夫 婦	のみ	26	7,939 (26.5)	2,643 (8.8	8) 10,582 (35.3)	5,086 (17.0)
(230,769ユーロ)	夫 婦 子	2 人	27	7,466 (24.9)	2,550 (8.5	5) 10,016 (33.4)	4,801 (16.0)
	5,000万円	単 身	者	28	16,436 (32.9)	4,643 (9.3	3) 21,079 (42.2)	13,991 (28.0)
(438,597ド ル) 324,675ポンド)	夫 婦	のみ	29	16,436 (32.9)	4,643 (9.3	3) 21,079 (42.2)	10,548 (21.1)
(384,615ユーロ)	夫 婦 子	2 人	30	15,903 (31.8)	4,550 (9.1	1) 20,453 (40.9)	10,485 (21.0)
	1億円	単 身	r 者	31	39,408 (39.4)	9,643 (9.6	6) 49,051 (49.1)	32,231 (32.2)
(877,193ド ル) 649,351ポンド)	夫 婦	のみ	32	39,408 (39.4)	9,643 (9.6	6) 49,051 (49.1)	28,446 (28.4)
(769,231ユーロ)	夫 婦 子	2 人	33	38,875 (38.9)	9,550 (9.6	6) 48,425 (48.4)	28,389 (28.4)

⁽備考) 1. 日本及びフランスは社会保険料控除を適用した場合の税額及び負担割合である(日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照)。 米国及び英国では社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除をした後の税額及 び負担割合である。

^{2.} 比較のためのモデルケースとして夫婦子2人の場合は第1子が就学中の19歳, 第2子が就学中の16歳として計算している。

^{3.} 日本については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算した場合の税額及び負担割合である。また、個人住民税は所得割額のみである(均等割額を含まない)。なお、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味して計算している。

^{4.} 米国については、勤労所得税額控除は一定額の非適格所得(配当、利子等)を有する者には適用されないという規定があることから、考慮していない。夫婦の場合は共同申告を想定。

また、州所得税は、ニューヨーク州の場合。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。

国際比較(給与所得者)

	玉		英 国	ドイッ	フ ラ	ンス	番
州所得税额	頂	合 計	所 得 税 額	個人所得課税額	所 得 税 額	個人所得課税額	号
千円	%	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	
_		_	_	_	_	95 (9.5)	
_		_	_	_	_	95 (9.5)	2
						95 (9.5)	3
39	(1.9)	91 (4.6)	13 (0.6)	25 (1.3)	_	191 (9.5)	4
_		_	-	_	_	191 (9.5)	
			-			191 (9.5)	6
	(3.2)	255 (8.5)	213 (7.1)	229 (7.6)	_	286 (9.5)	7
42	(1.4)	47 (1.6)	174 (5.8)	-	_	286 (9.5)	8
			174 (5.8)			286 (9.5)	9
217	(4.3)	617 (12.3)	613 (12.3)	748 (15.0)	307 (6.1)	784 (15.7)	10
136	(2.7)	341 (6.8)	574 (11.5)	287 (5.7)	_	477 (9.5)	11
87	(1.7)	87 (1.7)	574 (11.5)	287 (5.7)		477 (9.5)	12
337	(4.8)	1,052 (15.0)	1,013 (14.5)	1,373 (19.6)	782 (11.2)	1,449 (20.7)	13
255	(3.6)	693 (9.9)	974 (13.9)	760 (10.9)	243 (3.5)	910 (13.0)	14
203	(2.9)	357 (5.1)	974 (13.9)	760 (10.9)	30 (0.4)	697 (10.0)	15
516	(5.2)	1,891 (18.9)	2,065 (20.6)	2,525 (25.3)	1,465 (14.6)	2,418 (24.2)	16
434	(4.3)	1,233 (12.3)	2,065 (20.6)	1,568 (15.7)	675 (6.7)	1,628 (16.3)	17
382	(3.8)	896 (9.0)	2,065 (20.6)	1,568 (15.7)	388 (3.9)	1,341 (13.4)	18
832	(5.5)	3,375 (22.5)	4,065 (27.1)	4,807 (32.0)	2,781 (18.5)	4,210 (28.1)	19
732	(4.9)	2,383 (15.9)	4,065 (27.1)	3,312 (22.1)	1,813 (12.1)	3,242 (21.6)	20
707	(4.7)	2,073 (13.8)	4,065 (27.1)	3,175 (21.2)	1,399 (9.3)	2,828 (18.9)	21
1,148	(5.7)	4,891 (24.5)	6,839 (34.2)	7,023 (35.1)	4,491 (22.5)	6,397 (32.0)	22
1,031	(5.2)	3,782 (18.9)	6,839 (34.2)	5,507 (27.5)	3,064 (15.3)	4,970 (24.8)	23
1,006	(5.0)	3,472 (17.4)	6,839 (34.2)	5,165 (25.8)	2,649 (13.2)	4,555 (22.8)	24
1,805	(6.0)	8,796 (29.3)	11,184 (37.3)	11,454 (38.2)	8,453 (28.2)	11,327 (37.8)	25
1,663	(5.5)	6,749 (22.5)	11,184 (37.3)	10,118 (33.7)	6,440 (21.5)	9,314 (31.0)	26
1,637	(5.5)	6,438 (21.5)	11,184 (37.3)	9,834 (32.8)	6,025 (20.1)	8,899 (29.7)	27
3,175	(6.3)	17,166 (34.3)	20,184 (40.4)	20,715 (41.4)	16,805 (33.6)	21,619 (43.2)	28
2,988	(6.0)	13,536 (27.1)	20,184 (40.4)	18,979 (38.0)	14,115 (28.2)	18,929 (37.9)	29
2,961	(5.9)	13,446 (26.9)	20,184 (40.4)	18,696 (37.4)	13,700 (27.4)	18,514 (37.0)	30
6,600	(6.6)	38,831 (38.8)	42,684 (42.7)	44,452 (44.5)	37,685 (37.7)	47,349 (47.3)	31
6,413	(6.4)	34,859 (34.9)	42,684 (42.7)	41,968 (42.0)	34,995 (35.0)	44,659 (44.7)	32
6,386	(6.4)	34,775 (34.8)	42,684 (42.7)	41,616 (41.6)	34,580 (34.6)	44,244 (44.2)	33

^{5.} 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や 給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。そのため、 英国の勤労税額控除(全額給付)等は計算に含めていない。

^{6.} ドイツの個人所得課税額は、所得税に連帯付加税(所得税額の0~5.5%)を加えた額。フランスの個人所得課税額は、社会保障関連諸税を加えた額。フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税が定率で課されており、ここでは社会保障関連諸税の額を機械的に算出した上で所得税額に加えている。

^{7.} 令和4年1月現在の税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。

14. 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

(付 個 人 住 民 税 課 税 最 低 限)

	所	得 稅	(初年	分)	所	得 税	(平年	分)			(付) 個	人住民税	
区 分	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子1人	夫 婦 子2人	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子1人	夫 婦 子2人	単身	者	夫婦のみ	夫 	夫 婦 子 2 人
昭和 9~11年…	円 1,500	円 1,500	円 1,625	円 1,750									
16	720	920		1,320									
10	千円	千円	千円	千円									
25	29			71							前年の戸	所得税 (初年分)	に同じ
20	21	70	07	, ,	千円	千円	千円	千円			130 1 -57/	110 00 (10 1)0)	121.10
30	93	143	174	205	100	150	181	212					
35	118			289	118	210	250	289					
	110	210	200	207		2.0	200	207		千円	千円	千円	千円
40	196	351	413	474	202	360	425	491		136	228		307
45	344			880	347	587	741	900		281	427		640
48	439			1,121	451	725	937	1,149		353	552		865
49	705			1,507	778	1,031	1,039	1,707		403	643		1,016
50	800					.,		.,		661	860		1,218
51	800									726	926		1,309
52 • 53	831									737	947		1,418
54	831			2,015						747	968		1,490
55	831	1,136		2,015						757	989		1,584
56	831	1,136		2,015					(770)	757	(1,040) 989		(1,757) 1,584
57 • 58······	831	1,136		2,015					(770)	757	(1,130) 989		(1,885) 1,584
59	967			2,357					(790)	817	(1,170) 1,096		(2,000) 1,888
60	967			2,357					(860)	892	(1,240) 1,172	(1,600) 1,471	(2,021) 1,912
61	967			2,357					(880)		(1,280) 1,172		(2,135) 1,912
62	967		2,091	2,615					(880)		(1,280) 1,172		(2,135) 1,912
63	967				所得	说 (初年	:分)と	同じ	(880)		(1,280) 1,365		(2,135) 2,261
平成元	1,075			3,198					(890)		(1,300) 1,365		(2,192) 2,261
2	1,075			3,198					(990)	1,021	(1,420) 1,690		(2,307) 2,722
3	1,075			3,198						1,032	(1,480) 1,738		(2,392) 2,801
4	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,520) 1,738		(2,450) 2,801
5	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,580) 1,738	(2,050) 2,230	(2,535) 2,801
6	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032	(1,633) 1,738	(2,121) 2,230	(2,607) 2,849
7	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633) 1,833	(2,121) 2,357	(2,607) 3,007
8 • 9 · · · · ·	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	1,053	(1,633) 1,857	(2,142) 2,380	(2,628) 3,031
10	1,107	2,095	2,698	3,616					(1,000)	1,053	(1,666) 1,857	(2,185) 2,380	(2,685) 3,031
11	1,107	2,095	2,857	3,821					(1,000)	1,053	(1,683) 1,857	(2,200) 2,380	(2,700) 3,063
12 • 13 · · · · ·	1,144	2,200	2,833	3,842					(1,000)	1,088	(1,700) 1,950	(2,214) 2,500	(2,714) 3,250
14 • 15 · · · ·									(1,000)		(1,766) 1,950		(2,771) 3,250
16									(1,000)		(1,750) 1,950		(2,757) 3,250
17	1,144	1,566							(1,000)	1,088	(1,750) 1,455		(2,757) 2,700
18~22·····	1,144	1,566		3,250					(1,000)		(1,700) 1,455		(2,714) 2,700
23	1,144	1,566	1,566	2,616					(1,000)	1,088	(1,700) 1,455		(2,714) 2,700
24~26	1,144	1,566							(1,000)		(1,700) 1,455		(2,714) 2,150
27~令和 4		1,688	1,688	2,854					(1,000)		(1,700) 1,541		(2,714) 2,345

⁽備考) 1. 昭和9~11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。

^{1.} 昭和9~11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。 昭和40年については、天婦子 1 人、子 2 人の場合の子供は13歳未満として計算している。 昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。 昭和62年については、「昭和58年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。 平成元年分以降の所得税及び平成 2 年度分以降の個人住民税については、夫婦子 1 人の場合の子供は中学生として計算し、夫婦子 2 人の場合の子供は 1 人が中学生で、1 人が大学生であるものとして計算している。 2. 昭和40~49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の 4 分の 3 に圧縮されている。 3. 昭和30年以降は一定の社会保険料控除を加味して計算している(第12表の備考1を参照)。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。 4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの () 書は非課税限度額である。昭和59年度分は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。

所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較(給与所得者) 15.

区分	日 本	米 国	英 国	ドイツ	フランス
所得税額と一般的な給付額が等 単 身 者 しくなる給与収入	千円 1,211	ドル 12,950 (1,476千円)	(1,936千円)	ユーロ 13,816 (1,796千円)	(3,450千円)
〔課税最低限〕 所得税額と一般的な給付額が等	(1,211)	(12,950) (1,476千円) 25,900	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(13,816) (1,796千円) 26,200	(-, -, -,
夫 婦 の み しくなる給与収入 〔課税最低限〕	1,688	(2,953千円) (25,900) (2,953千円)	(2,614千円) (13,830) (2,130千円)	(3,406千円) (26,200) (3,406千円)	(38,895)
所得税額と一般的な給付額が等 夫 婦 子 1 人 しくなる給与収入	5,346	45,900 (5,233千円)	24,332 (3,747千円)	40,328 (5,243千円)	45,672 (5,937千円)
(課税最低限) 所得税額と一般的な給付額が等	(1,688)	(45,900) (5,233千円) 50.158	(13,830) (2,130千円)	(26,200) (3,406千円)	
夫婦子2人 しくなる給与収入 (課税最低限)	6,315 (2,854)	50,136 (5,718千円) (50,158) (5,718千円)	(3,747千円) (13,830)	51,478 (6,692千円) (26,200) (3,406千円)	(8,448千円) (52,413)
(参考) 1人当たり国民所得	3,181	(5,718 1 71) 51,222 (5,839千円)	(, , ,	(3,400 1 71) 31,212 (4,058千円)	26,160

⁽備考) 1. 「所得税の課税最低限」とは、所得のうちその金額までは所得税が課されないという所得水準をいう。また、「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」とは、所得税の課税最低限に一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる(実質的に負担額が生じ始める)給与収入水準をいう。所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮して いる。 2. 比較のため、モデルケースとして夫婦子 1 人の場合にはその子を13歳として、夫婦子 2 人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算して

16. 給与所得者数. 納税者数の累年比較

(単位 千人, %)

		給	与 所 得	者	納	税	者	納	税 者 割	合
<u>X</u>	分	1年勤続	1年未満 勤 続	計	1年勤続	1年未満 勤 続	計	1年勤続	1年未満 勤 続	計
平成23年分		45,657	8,758	54,415	38,533	4,121	42,654	84.4	47.1	78.4
24		45,556	8,738	54,294	38,375	4,097	42,473	84.2	46.9	78.2
25		46,454	8,696	55,151	38,969	4,205	43,173	83.9	48.3	78.3
26		47,563	8,615	56,178	40,259	4,277	44,537	84.6	49.6	79.3
27		47,940	8,700	56,640	40,514	4,331	44,846	84.5	49.8	79.2
28		48,691	8,683	57,375	41,122	4,373	45,495	84.5	50.4	79.3
29		49,451	8,556	58,007	41,975	4,357	46,332	84.9	50.9	79.9
30		50,264	9,099	59,363	42,778	4,733	47,511	85.1	52.0	80.0
令和元		52,551	7,379	59,930	44,602	3,695	48,298	84.9	50.1	80.6
2		52,446	6,872	59,318	44,516	3,288	47,804	84.9	47.8	80.6

⁽備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

17. 給与所得者数. 給与額. 税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

X	Д	給	与	給料·	手	当	賞	Í	<u> </u>	j.	給	与	総	額	Ŧ		客	頂
K	分	所往	导者数	総 額	平	均	総	額	平	均	総	額	平	均	総	額	平	均
			千人	億円		千円		億円		千円		億円		千円		億円		千円
平成27年分:	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		47,940	1,704,880		3,556	3	10,467		648	2,0	15,347		4,204		88,407		184
28	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		48,691	1,738,794		3,571	3	14,198		645	2,0	52,992		4,216		90,418		186
29			49,451	1,801,003		3,642	3	36,164		680	2,1	37,167		4,322		97,384		197
		[男	29,457	1,340,692		4,551	2	64,841		899	1,6	05,533		5,450				
30		女	20,807	524,218		2,519		85,530		411	6	09,748		2,931				
		し計	50,264	1,864,910		3,710	3	50,371		697	2,2	15,281		4,407	1	05,558		210
		[男	30,323	1,361,808		4,491	2	74,574		906	1,6	36,382		5,397				
令和元		女	22,228	562,223		2,529		94,654		426	6	56,877		2,955				
		し計	52,551	1,924,031		3,661	3	69,228		703	2,2	93,259		4,364	1	07,737		205
		[男	30,767	1,382,557		4,494	2	54,731		828	1,6	37,287		5,322				
2		女	21,679	550,158		2,538		84,136		388	6	34,295		2,926				
		計	52,446	1,932,715		3,685	3	38,867		646	2,2	71,582		4,331	1	07,126		204

いる。
3. 日本及びフランスは社会保険料控除が適用される(日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照)。米国及び英国では社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用している。
4. 1人当たり国民所得については、第2表を参照。
5. 令和 4年1月現在に適用される税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ボンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。そ和 4年(2022年)1月中適用)。
6. 日本については、平成25年(2013年)1月からの復興特別所得税を加味していない。

(付 個 人 住 民 税 の

区分	平成26年	27	28	29
給 与 所 得 控 除	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,500万円までの場合 1,500万円超の場合 最低保障額 40% 30%+180,000円 20%+540,000円 10%+1,200,000円 5%+1,700,000円 2,450,000円 (一定) 650,000円	同左	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 30%+180,000円 600万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定)最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,000万円超の場合 2,200,000円 (一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)
給与所得者の	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除額の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同左	同左 (注)平成28年分以後,適用 判定の基準を給与所得控 除額の2分の1とする。 (26年度改正において措置)	同左
專 従 者 控 除 (青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の 提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 860,000円) 最高限度 (事業所得等の金額 1 1 + 事業専従者の数 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべら 事業保係る取引を正規の 割に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者	同左	同左	同左
公的年金等控除	(65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 5%+1,555,000円	同左	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移

控 除 及 び 税 率)

30		令和元年	2	3	4
同左	同	左	総与等の収入金額が、180万円までの場合 360万円までの場合 30%+80,000円 660万円までの場合 30%+80,000円 20%+440,000円 20%+440,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 (所得金額調整控除) (1) 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族等を有する場合には、社会等の収入金額が850万円を超える別等と注除。) (2) 給与所得の金額から控除する(15万円を控除した金額の10%に相当する金額を持分所得の金額から控除する(15万円を上限。)の符号と解析の金額がら控除する(15万円を推解を分金額(10万円を推解を分金額(10万円を推解を分配を額(10万円を推解したの給与等の金額(10万円を推解したの給与等の金額(10万円を推解に入びの指導の金額がら10万円を控除した。 (30年度改正において措置)	同 左	同左
同 左	同	左	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。(30年度改正において措置)	同左	同左
同左	同	左	青色事業専従者給与同白 左 集 専従者 控除 同 左 曹 一	同左	青色事業専従者給与同色事業専従者搭除同一を事業専従者搭除同一を事業専びの場合を専門の一個のである。「注除額65万円の適用要件である「共働第4年度の保存に対してある」、「大量をは、大量をは、大量をは、大量をは、大量をは、大量をは、大量をは、大量をは、
同 左	同	左	①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 [65歳未満の者] 公的年金等の収入金額が,1,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 10,000,000円超の場合 (65歳以上の者] 公的年金等の収入金額が,3,300,000円までの場合 10,000,000円超の場合 4,100,000円での場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 10,000,000円電での場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円超の場合 1,955,000円 21,000万円を超え2,000万円以下である場合 上記①から10万円月下げ (32,000万円超の場合 上記①から20万円月下げ (30年度改正において措置)	同左	同 左

区	分	平成26年	27	28	29
	基	380,000円	同左	同左	同左
	礎				
	控除				
	17/				
所		380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 480,000円	同 左	同 左 (注) 非居住者である親族に係 る配偶者控除の適用を受け る居住者に対して、確定申	同 左
	配	控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であること		告書等に①配偶者控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及び②その	
	偶			非居住者である親族がその 居住者と生計を一にするこ とを明らかにする書類を添 付等することを義務付ける。	
得	者			(27年度改正において措置)	
	控				
	除				
控					
除(統)	配偶者特別控除	最高 380,000円合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整。 38~40万円未満 38万円40~45 0 36 0 45~50 0 31 0 55~60 0 21 0 60~65 0 16 0 65~70 0 11 0 70~75 0 6 0 75~76 0 3 0	同左	同左 (注)非居住者である親族に係る配偶者特別控除の適所とない。 会に関係を受ける情報をは「配偶者特別性性」 を表して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	同左

30	令和元年	2	3	4
同 左	同 左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下で ある居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下で ある居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者に ついては基礎控除の適用はできないこととす る。 (30年度改正において措置)	同左	同左
居住者の合計所得金額が900万円以下の場合380,000円(老人控除対象配偶者:480,000円)900万円超950万円以下の場合260,000円(老人控除対象配偶者:320,000円)950万円超1,000万円以下の場合130,000円(老人控除対象配偶者:160,000円)(注)合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であり、居住者の合計所得金額が10,000万円以下で金額が1,000万円以下で金額が1000万円以下で金額が1000万円以下で金額が1000万円以下で金額が1000万円以下である6円以下であり、居住者の合計所得金額が1000万円以下でありた。	同左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住 者の合計所得金額が1,000万円以下であ ること。 (30年度改正において措置)	同左	同左
ること。 (29年度改正において措置) 居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 28~85万円以下 38万円 38万円 38万円 38万円 38万円 38万円 38~90~95~100~105~110~116~110~115~120~66~120~123~3~20万円 38~85万円以下 038~85万円以下 038~85万円以下 26万円 36~90~95~21~95~100~188~100~105~14~105~110~111~115~111~115~120~123~24~110~115~110~111~111~115~120~123~2~115~120~4~110~115~110~111~115~120~4~110~1123~2~1110~1123~2~1110~1123~2~1110~1123~2~1110~1123~2~1110~1123~2~1110~1120~112		居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 38万円 95~100	同左	同左

	分	平成26年	27	28	29
	配偶者特別控除(続)	1,2201	Ε.		
所	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち,特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち,老人扶養親族 (年齢70歳 480,000円 ただし,老人扶養親族のうち,同居している老親等 580,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合)	同左	同左 (注)非居住者である親族に係る る扶養者の適用、確保の適用、確保 る民住者に対策を決定に係る 居住者に①扶養者親族がそる非 居住者の親妻に該び②その居と付き 経者である書類、教にまする書類を活る 一者と生にする務付ける は7年度改正において措置)	同左
控	障害者,寡婦	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該 当する場合は、400,000円 扶養親族又は控除対象配偶者が 同居の特別障害者である場合は、750,000円 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、350,000円	同左	同左 (注)非居住者である親族に係る際害者控除の適用を受ける居住者に対して、強いです。 を贈書者控対して、建立、企業を受ける居住者に対して、企業を受ける。 告書等に住者で親族とびの。 はないである書類といる。 には者と生計をした。 には者と生計をした。 とを明らかにする系統には、 は、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	同左
除(続)	『(寡夫),ひとり親及び勤労学生控除	(所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) ① 寡婦(事夫) ② 寡婦(事夫と死別・離婚した後再婚していなする者とていなする者が、大と死別した後計所である。 (注) 扶養親族等で表と利別して後計所得金 8 万円の特別加算 ② 寡夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同 左	同左	同左
		(3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その 年の合計所得金額が65万円以 下で、かつ、自己の勤労所得 以外の所得が10万円以下の者			

30	令和元年	2	3	4
3居住者の合計所得金額が 950万円超1,000万円以下 の場合 38~85万円以下 13万円 85~90 12 0 90~95 11 0 95~100 9 9 100~105 7 7 1 105~110 6 6 1 115~120 2 2 1 120~123 1 2 (29年度改正において措置)		③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48~95万円以下 95~100		
同左	同左	同た (扶養親族の所得要件 (会計所得を発展) (30年度改量を発展) (30年度改量を発展) (30年度改量を発展) (30年度) (30年度) (30年度) (30年度) (40	同左	同左
控除額 同 左 者 を書 者 左側の	同左	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同左 扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同左 言者である場合は、同左 (同一生計配偶者の所得要件合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) ひとり親控除 350,000円	同 左	同左
同左	同 左	(所得要件等) (1) 障害者 同左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 (1) 乗と離婚した後再婚していない者で決 競した後再婚した後再婚していない者で決 別した後得の名者であることとの。事実上婚姻関係と同様の事情にあるととの。 (3) ひとり親 現に婚と同様の事情にあるととの。 (4) 勤労学生、一学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が25万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)	同左	同左

<u> </u>	分	平成26年	27	28	29	
		(1) 雑損控除 住宅,家財等の家庭用財産の災 害等による損失額のうち,所得金 額の10%を超える金額。ただし, 災害に直接関連して支出された費 用についての控除額は,所得金額 の10%相当額又は5万円のいずれ か低い金額を超える金額。	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	
所		(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超える部分の金額(最高 200万円)。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の 補助として行う喀痰吸引等に係る 費用の自己負担分を追加。	(2) 医療費控除同左	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 平成29年から令和3年までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている居住者が、その年中に支払った自	
得	その	(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額 は、12万円。 ① 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約) (イ) 一般生命保険料	(3) 生命保険料控除同左	(3) 生命保険料控除同左	が、その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の総所得金額等から控除。	
	他の所	~20,000円 の場合 支払保険料等 全額 20,001円~ 支払保険料等 40,000円の ×1/2+10,000 場合			(28年度改正において措置) (3) 生命保険料控除	
控	得	40,001円~ 支払保険料等 80,000円の ×1/4+20,000 場合 円 80,000円超 40,000円			同左	
	控 除	の場合 (一律) (ロ) 介護医療保険料 同 上 (ソ) 個人年金保険料 同 上				
除(続)		 □ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) (イ) 一般の生命保険料 ~25,000円の場合 全額 25,001円~ 支払保険料等50,000円のメ1/2+12,500円の場合 50,001円~ 支払保険料等100,000円×1/4+25,000円の場合円 100,000円の場合(一律) (ロ) 個人年金保険料同上 				

	30	令和元年	2	3	4
	雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
	医療費控除同 左	(2) 医療費控除同 左	(2) 医療費控除同 左	 (2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 適用期限を令和8年まで5年 延長 	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた 上,対象となるスイッチOT C 医薬品から,療養の給付に 要する費用の適正化の効果が はいと認められるものを除外。② スイッチOTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品 (スイッチOTC 医薬品と 要 指導医薬品の適正化の効果が 著しく高いと認められるものを対象に追加。(令和3年度改正において措置)
(3)	生命保険料控除同左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除同左

X	分	平成26年	27	28	29
		(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支 払った地震保険料等(最高 50,000円) (注) 平成18年末までに締結し た一定の長期損害保険契約 については控除額が適用 (地震保険料控除と合わせて 最高50,000円)	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
所	7	(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係 る掛金 ⑪ 確定拠出年金に係る企業 型年金加入者掛金及び個人 型年金加入者掛金 ② 心身障害者扶養共済制度 の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左		同 左 (注)確定拠出年金の個人型年 金加入者掛金について,対 象となる確定拠出年金の個 人型年金の加入者の範囲に, 企業年金加入者,公務員等 共済加入者及び第三号被保 険者を追加。
					(27年度改正において措置)
得	の他	(7) 寄附金控除 ① 国又は地方公共団体に対 する寄附金	(7) 寄附金控除同 左(注) 特定新規中小会社が発行	同左	(7) 寄附金控除同 左(注)
	0	団 指定寄附金◇ 特定公益増進法人に対する寄附金	した株式を取得した場合に おける控除の適用対象とな る特定新規株式の範囲に,	例について、適用対象となる総	除について、適用対象となる沖
控	所得	○ 認定NPO法人に対する 寄附金③ 政治活動に関する寄附金	国家戦略特別区域法に規定 する一定の株式会社により 発行される株式で平成30年	同法の規定に基づく指定期限を	縄振興特別措置法の指定会社に 係る同法の規定に基づく指定期 限を平成31年3月31日まで2年
	控	(特定の政治献金) ○ 特定新規中小会社の特定 新規株式を払込みにより取	3月31日までの間に発行されるものを追加する。	また、適用対象となる特定新 規株式の範囲に、地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行	延長する。
除	除(得をした場合におけるその 年中に取得に要した金額		う株式会社で平成28年4月1日 から平成30年3月31日までの間	
(続)	(続)	(1,000万円を限度) について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、 2千円を超える部分の金額を 所得控除する。		に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを追加する。	
		(注) 1 認定NPO法人等並びに一 定の要件を満たす公益社団・ 財団法人、学校法人、社会福 祉法人及び更生保護法人に対			
		する寄附について、新たに税額 控除制度を導入し、従来の所 得控除制度との選択制とする。 2 上記⊙の特定新規中小会社			
		の特定新規株式とは以下の株式をいう。 ① 中小企業の新たな事業活動			
		の促進に関する法律(現行: 中小企業等経営強化法)に規 定する特定新規中小企業者に 該当する株式会社(設立1年 目のものその他一定のものに			
		目のものその他一定のものに 限る。)により発行される株式			

30	令和元年	2	3	4
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除同左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛 金控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左 (6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
再生事業を行う株式会社	行した株式を取得した場合における控除について、適用対象となる沖縄では、適用対象となる神経では、通用特別措置法の規定に基準を含む、現実には、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	(7) 寄附金控除 同 左 (注) 1 特定新規中小会社が発行した特別 作式を取いて、 (注) 1 特定新規中小会社が発行の課税の課税の課税のの課人を指別の適用に、 2 の範囲に、 2 の知り、 4 のでは、 5 を表しまりを発音して、 5 を表しまりを発音して、 6 のの 日の後のでは、 6 を表しまりを表しまりを表しまりを表しまりを表しまりを表しまりを表しまります。 6 の 日の 日	行した株式を例につい取けるというでは、 では、一点のでは、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、では、 では、	行した機式の特別をでは、 での課題をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

区	分	平成26年	27	28	29
所得控除(続)	その他の所得控除 (続)	② 総合特別区域法に規定する 指定会社で平成28年3月31日 までに同法の規定による指定 を受けたものにより発行される株式でその指定の日から3 年を経過する日までの間に発 行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定 する指定会社で平成26年4月 1日から平成29年3月31日ま での間に同法の規定による指 定を受けたものにより発行される株式			
税	西己	② 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%,1,000万円を超える部分の金額について5%。 証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については25%)(所法)	同左	同左	同左
	当	ただし、公募証券投資信託 の収益の分配、私募公社債等 運用投資信託の収益の分配、 特定外貨建証券投資信託の収			
額	控除	益の分配, 特定投資信託又は 特定目的信託の収益の分配, 投資法人の配当等及び特定目 的会社の金銭の分配に係る配 当所得, 株式配当等につき源 泉分離課税を選択した配当所 得, 確定申告不要制度により 申告しなかった配当所得は配			
控		当控除の対象とならない。 [措法] (注) 申告分離課税制度を選 択した配当所得は, 配当 控除の対象とならない。 [措法]			
除	分配時調整外国税相当額控除				

30	令和元年	2	3	4
		権利を放棄した場合の寄附金控除 又は所得税額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等によ り生じた入場料金等払戻請求権の 全部又は一部の放棄を指定期間内 (令和2年2月1日から令和3年 12月31日まで)にした場合におい て、放棄払戻請求権相当額(20万円 を放棄払戻請求権相当額(20万円 を限度)については、寄附金控除 又は所得税額の特別控除の適用が できることとする。		
同 左	同左	同左	同左	同左
		(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益 の分配の支払を受ける場合におい て、その収益の分配に係る二重課 税調整が行われた外国所得税の額 があるときは、その収益の分配に 係る外国所得税の額で収益の分配 に係る所得税の額から控除された 金額のうち居住者等が支払を受け る収益の分配に対応する部分の金 額に相当する金額(分配時調整外 国税相当額)を、一定の限度内で 所得税額から控除する。		

X	分	平成26年	27	28	29
税	外国税额控除	外国所得税(通常行われる取引 引と認められない一定の取引に課ちを除く。) 別と認められるを除く。)をうる。 国外国所得税額の金額では額金額では といるの性ので、過去の性ないで、 国内で、到本の性ないで、 国内で、当年、 の性の、 の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去の性の、 過去ので、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	同左	同左	同 左 (注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。 (26年度改正において措置)
控 除 (統)	住宅借入金等に係る税額控除	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居 住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合の の居住に係る借入算出した を対象として次により算明である。 を対象として決には関する。)にわたり 所得税額から控除する。 なお、控除額のうちその年の 所得税から控除しきれない金額がある場合には、一定の金額を が人住民税から控除することが できる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30 日まで1年6月延長。 2 適用の際に、税務署長が行政手続における番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができるとは、住民票の写しの添付を要しない。	要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (注)	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 住宅ローン減税の適用を受 ける住宅が災害により高居住の 用に供することができなにより高なた場合。 の用に供するこの適用年(はした なった場合のの用に供するでの 変屋等を取るののののでは、 等の日はとする。 2 上記1の適用ではいて、 建するによりをする。 建するとができな前 家屋等の用に供するとの。 とかできな前 家屋等をしたする。 2 上記1の適用でおいて、 建する住宅借入金等とした。 等をしたで変複して適用可能と する。

30	令和元年	2	3	4
同 左	同左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。(令和元年度改正において措置)	同 左	同た (注)が国で新得として認識されているのでは、 でで、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左	(1) 住宅本的内容 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	律の臨時特例(令和2年4月30日施行) 1 住宅の新築取得等をした場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年12月31日までに当該住宅を居住の用に供することができなかったときでに居住の用に供する。)は控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。 2 既存住宅を取得し特定増改築をした場合又は要耐震改修住宅を取得した場合又は要耐震改修住宅を取得した場合又は要耐震改修住宅を取得し	感染症等の影響に対応 するための国税関係法 律の臨時特例 住宅の新築取得等をし た場合において,当該家 屋を令和3年1月1日ま 令和4年12月31日までの 間に居住の用に供ししたの場 行には,一定の控除関で の3年間延長の特例を適	(1) 住宅エーン減税 [制度の基本的内容] 個人が、一定の自生宅の以合きを の大きをしてした。 の大きをして、のの自生でのでのは、 の大きをである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでのでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のででは、 のででいる、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のででいる、 のでのな、 のでののでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでののでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのな、 のでのでのでのな、 のでのな、 のでののでのな、 のでのな、 のでのな、 のでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの

X	分	平成26年	27	28	29
		[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除 対象限度額を限度)×1%(10 年間)	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
税	住宅借入				
額	金等				
控	に係る税	[控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額 に含まれる消費税等の税率 が8%又は10%の場合… 4,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000 万円	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左
除(続)	額 控 除 (続)	② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額 に含まれる消費税等の税率 が8%又は10%の場合… 5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000 万円			

-	TV W	75		所 得 税 63
及び 	税 率 の 推 _{令和元年}	移 (統) 	3	4
[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] ① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) ② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。) イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1~10年目) □ 次のいずれか少ない金額(11年日から13年目) ④ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1% ② 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3	[控除額の計算]	[控除額の計算] 同 左 (注) 新型コロナ税特法に定 める措置により令和3年 居住分(一定の要件を満 たす場合に限る。)につ	[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残 高(控除対象限度額を限 度)×0.7%(10年間又は 13年間) (注)
[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] ① 本祭住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

区	分	平成26年	27	28	29
		(2) バリアフリー改修促進税制 [制度の基本的内容] 特定の個人が、その者の居住 の用に供する家屋について一定 のバリアフリー改修工事を行 い、6ヶ月以内に居住の用に供 した場合のそのバリアフリー改 修工事に係る借入金残高 して次により算出した額の合計 額を5年間にわたり所得税額か ら控除する。	同 左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30 日まで1年6月延長。	(2) バリアフリー改修促進税制 同左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、き 居住者期間中に住宅の増改集 等をした場合についても適用 できることとする。	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左
	住	[控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円			
税	宅	(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)			
	借	を限度)に相当する住宅借入 金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
dere	金金	(3) 省エネ改修促進税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家 屋について一定の省エネ改修工	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 1 適用期限を令和元年6月30	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注)	(3) 省エネ改修促進税制 同左 (注) 1 適用対象となる工事に特定
額	等	事を行い、6ヶ月以内に居住の 用に供した場合のその省エネ改 修工事に係る借入金残高の 1,000万円以下の部分を対象と	日まで1年6月延長。	日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置) 2 現行の居住者が満たすべき	の省エネ改修工事と併せて行 う一定の耐久性向上改修工事 を加える。 2 適用対象となる省エネ改修
	K	して次により算出した額の合計 額を5年間にわたり所得税額から控除する。	きるときは、住民票の写しの 添付を要しない。	要件と同様の要件の下で、非 居住者期間中に住宅の増改築 等をした場合についても適用 できることとする。	工事に、居室の窓の断熱改修 工事又は居室の窓の断熱改修 工事と併せて行う天井、壁若 しくは床の断熱改修工事で,
控	係	[控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係 る工事費用から補助金等を控 除した金額(250万円(当該			改修後の住宅全体の省エネ性 能が一定以上となること等の 要件を満たすものを加える。
	る	工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限			
	税	度) に相当する住宅借入金等 の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
除	額	本7次向 ↑ 1 /0		(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左
続	控			屋について一定の三世代同居対 応改修工事を行い、6ヶ月以内 に居住の用に供した場合のその	
	除(続)			三世代同居対応改修工事に係る 借入金残高の1,000万円以下の 部分を対象として次により算出 した額の合計額を5年間にわた り所得税額から控除する。 (注)適用期限を令和3年12月 31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更 法において措置)	
				[控除額の計算] ① 一定の三世代同居対応改修 工事に係る工事費用から補助 金等を控除した金額 (250万 円を限度) に相当する住宅借 入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%	

30	令和元年	2	3	4
(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。	
(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。	
(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制同 左	(4) 三世代同居対応改修税制同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 同左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。	

	73	77.6°C	07	00	00
<u>×</u>	分	平成26年	27	28	29
1 44	政治献金税額控除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-2千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする	同 左	同左	同左
税	認定NPO法人等に寄附をした場合	個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びにPST要件や情報公開要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控	(注) 対象となる学校法人等のPS Tの絶対値要件について,学校 法人等の設置する学校等の定員 の合計数が5,000人に満たない 場合には,年平均の判定基準寄	同左 (注) ① 対象となる公益法人等のP STの絶対値要件について、公益法人等のP STの絶対値要件について、公益法人等の各事業年度の合計額が1億円に判定基準寄との計額が100人以上である計額を100を乗びるの合計額を100を乗びるの合計額を100を乗びるの合計額を100を乗びるの合計額を10人のとである。ととさるを対したことをものもであることとともに、その判の金額が30万円以上であることとともに、その判の金額が30万円以上であることとさる寄附金の年平均の金額が30万円以上であることとするとするるの年平均の金額が30万円以上であることとするとするのの年平均の金額が30万円以上であることとものを第一次を対象となる。第一次で表別のを記述している。	同左
	の税額控除	[控除額の計算] 税額控除額= (その年中に支 出した認定NPO法人等に対す る寄附金の合計額-2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付 する所得税額の25%相当額を限 度とする。	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左	

30	令和元年	2	3	4
同左	同 左 (注)適用期限を令和6年 12月31日まで5年延長。	同左	同左	同左
同 左	同左	に、PST要件や情報公開 要件を満たす国立大学法 人,大学共同利用機関法人,	同左 (注) 対象となる認定NPO法 人等に対する寄附金につい で、適用対象となる寄附金を驚務に でられることが明らかな寄 附金を除外する。	

X	分	平成26年	27	28	29
税	耐震改修税額控除	住宅の一定の耐震改修をした場合,実際の耐震改修費用から補助金等を控除した金額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。 (2) 平成26年4月から平成29年12月までの間に耐震改修を行った場合昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合,標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)の10%相当額を所得税額	合、標準的な工事費用相当額から 補助金等の額を控除した金額 (250万円(耐震改修工事の費用の 額に含まれる消費税等の税率が 8%又は10%以外の場合は200万 円)を限度)の10%相当額を所得 税額から控除する。 (注) 1 適用期限を令和元年6月30日 まで1年6月延長。	(注) 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法に	同左
_		から控除する。 (1) バリアフリー改修税額控除 ① 平成26年1月から3月ま	(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する家	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控 除
控 除 (続)	特定の改修工事をした場合の税額控除	での間にバリアフリー改修を行った場合 その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用の額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額と標準的な工事費用相当額を所得税額から控除する。 ② 平成26年4月から呼吸アリー改修を下の間にバリアフリー改修を不の間にがリアフリー改修を居住の用に供がリアフリー改修工事を行った場合をの居住の所に供する家屋について工事を行い、6月以内にのが明アフリー改修工事に保がリアフリー改修工事を行い、した場合のそのがリアフリー改修工事を行い、した場合のそのがリアフリーな修工事を行い、した場合のそのが明準的などの方円にはリーンでは、150万円、と金額に対して、150万円、を限額を対象が多いのよりに含まれる消費が多いの場合は150万円)を限度ののよりに含まれる消費を対象の場合は150万円)を限額を対象のよりに対して、10%相当額を所得税額から	1 適用期限を令和元年6月30日 まで1年6月延長。	適用期限を令和3年2月31日まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法において措置)	同左

30	令和元年	2	3	4
同左	同左	同左	同左	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得稅額から控除する。(注)適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。
(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 その者の居住の用に供 する家屋についてで工事を 行い、6月以内に居住の 用に供した改修工事性の 用に供した改修工事相当 額から本事費の額を下 を標準的な工事等の額を にした。 を標準のでの10%相当額を にはした改修工事を を関した。 を標準のででいる。 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。

		:			
<u>X</u>	分	平成26年	27	28	29
税	特定の改修工事をした場合の税額控	(2) 省工文化 (2) 省工交 (2) 省工交 (2) 省工交 (2) 省工交 (2) 省工交 (2) 省工交 (2) 省工 (2) (3) 目 (2) (4) 平成 (2) (4) 日本 (4	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する 家屋について一定の省工内に供する 家屋について一定の省工内に居 住の用に供した場合 標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額 (250万円(当該工事の費用の額を200万円(当該工事の税率が8% 又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相当額を所得稅額から控除する。(※)併せて太陽光発電装置を設置する場合は350万円。(注) 1 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 2 適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 号利用法の規定に、稅務予長が番号利用法の規定はよりによりできるときは、住民票の写しの添付を要しない。	1 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築等をした場合についても適用できることとする。	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左
除(続	除 (続)	を設置する場合は350万 円。			
190				(3) 三世代同居対応改修税額控除 その者の所有する居住用の家 屋について一定の三世代同居対 応改修工事を行い, 6月以内に 居住の用に供した場合のその三 世代同居対応改修工事に係る標 準的な工事費用相当額から補助 金等の額を控除した金額 (250 万円を限度) の10%相当額を所 得税額から控除する。 (注) 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置)	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同左

及 び 税 率 の 推 移(続)

		,	1E 19 (196)	I	
	30	令和元年	2	3	4
(2)	省工本改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工木改修税額控除 同 左	(2) 省工 改修 税額控除 その居住 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	三世代同居対応改修税 類控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同左(注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。

18. 所 得 税 の 控 除

X	分	平成26年	27	28	29
	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)				(4) 耐久性向上改修稅額控除 その者の所有する居住用の 家屋について一定の耐久性向 上改修工事(耐震改修、省エ ネ改修工事又はこれらの改修 工事と併せて行うものに居居 住の用に供した場合のその耐 久性向上改修工事費用相当額から補額 金等の額を控除した金額で 省エネ改修工事と併せて行う場合には500万円(耐震改修工事及修工事及修工事及所得 (※))の10%相当額を所得稅額から控除する。 (※)省エネ改修工事と併せて 太陽光発電装置を設置する 場合は350万円。
	認定住宅の新築等をした場合の税額控除	認定長期優良住宅又は認定低 炭素住宅の新築等をして、6月 以内に居住の用に供した場合に は、その認定長期優良住宅又は 認定低炭素住宅について講じら れた構造及び設備に係る標準的 な費用の額(650万円(認定住 宅の新築等の対価又は費用の額 に含まれる消費税等の税率が 8%又は10%以外の場合は500 万円)を限度)の10%相当額を 所得税額から控除する(翌年繰 越可)。	(注) 1 適用期限を令和元年6月30 日まで1年6月延長。	同 左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者期間中に住宅の取得等 をした場合についても適用で きる。 2 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置)	同 左

及 び 税 率 の 推 移(続)

30	令和元年	2	3	4
(4) 耐久性向上改修税額控除 同左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。
				(5) その他 既存住宅の耐震改修を した場での計算では2000 税額を りのでは1000 税額を いる場合にいる。 のでは のでは のでは のでは のでで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので
同左	同左	同左	同左	認定長期優良住宅,認定低炭素住宅又はZEH水準省エネ住宅の新築等をして,6月以内に居住の用に供した場合には,それらの住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(650万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(翌年繰越可)。(注)適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。

18. 所 得 税 の 控 除

区	分	平成26年	27	28	29
その	特	(1) 退職所得 勤就年数1年につき、勤続年 数20年まで40万円、20年超70万 円を乗じた金額(最低限度額80 万円、障害者になったことにより 退職する場合はさらに100万 円加算)を収入金額から控除 し、その控除後の金額の2分の 1相当額を課税所得とし、分離 課税とする。 ただし、退職手当等の支払者 の役員等(役員等としての勤続) 年数が5年以下の勤結 年数が5受ける特定役員退職手 当等に係る退職所得にした残額 の2分の1とする措置を適用しない。	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同 左
他	別	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要 経費を控除した残額から50万円 を控除し、5分5乗により分離 課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
の控	控除	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除 し、その残額のうち、長期譲 渡所得に係る部分の金額の2 分の1に相当する金額と短期 譲渡所得に係る部分の金額と の合計額を総所得金額に算入 する。	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
於	等	② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。(21年度改正において創設)平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	② 同 左	② 同 左	② 同 左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得る ために支出した金額を控除した 金額から50万円を控除し、その 残額の2分の1に相当する金額 を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
税率	一般の税率	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10 / 330 / 20 / 695 / 23 / 900 / 33 / 1,800 / 40 / (参考) 復興特別所得税 ・平成25年(2013年)1月から 令和19年(2037年)12月まで の措置として、所得稅額に対 して2.1 %の付加税。 ・納稅義務者・源泉 徴収義務者と同じ。	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移(続)

30	令和元年	2	3	4
(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同 左	(1) 退職所得同 左 同 左 (注) その年中の退職手当等のうち,退職手当等の支払者の下での勤続年数 が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に立て支払を受けるものであって、特定役員退職手当等にという。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。 (令和3年度改正において措置)
(2) 山林所得 同 左				
(3) 譲渡所得 ① 同 左				
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左				
同 左	同左	同左	同左	同左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区	分	平成26年度		27	28		29
	基礎控除	円000,008	同	左	同左	同	左
所	配偶者控除	控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶 者 380,000円 (控除対象配偶者の所得要件:前年の合計所得金額が38万円)以下であること。 (注) 扶養控除の見直しに伴い, 扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措23万円)を特別障害者 位加算額23万円)を特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同	左	同左	同	左
得		最高 330,000円 前年の合計所得1,000万円以下 の者について適用する。控除対象 配偶者以外の配偶者の前年の合計 所得金額に応じて以下のように控 除額を調整。 配偶者の所得 25万円未満 33万円 45~50 / 31 /	同	左	同 左	同	左
控	配偶	45~50					
	者特						
除	別						
	控除						

控 除 及 び 税 率

30	令和元年度	2	3	4
同 左	同左	同 左	前年の合計所得金額が2,400万円 以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下であ る場合 290,000円 2,450万円超2,500万円以下であ る場合 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円 超である所得割の納税義務者につ いては、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)	同左
同左	所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合330,000円(老人控除対象配偶者:380,000円)900万円超950万円以下の場合220,000円(老人控除対象配偶者:260,000円)950万円超1,000万以下の場合110,000円(老人控除対象配偶者:130,000円)(注)前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納稅義務者については、配偶者控除を適用できない。控除対象配偶者の所得要件:前年の合計所得金額が38万円以下であり、所得割の納稅義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。(29年度改正において措置)		同 左 控除対象配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円 以下であり,所得割の納税義 務者の前年の所得金額が1,000 万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同左
同左	所得割の納税義務者及び配偶者の対象となる配偶者の対象となる配偶者の対象となる配偶者の可能の大力に控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 28~85万円以下 33万円 85~90 21 95~100 26 21 100~105 110 116 110~115 11 115~120 6 6 11所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 28~85万円以下の場合配偶者の所得 28~85万円以下 22万円 85~90 22 95~100 111 11 110~115 111 11 110~115 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	同左	所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額にでて、以下のように控除額を調整。 ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 整除額 100~105 % 31 % 105~110 % 26 % 111~115~120 % 16 % 130~133 % 3 % ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 整額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 整額が900万円超950万円以下の場合110~115 % 14 % 115~120 % 16 % 130~133 % 2 % ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 整線 110~115 % 14 % 115~120 % 11 % 120~125 % 8 % 125~130 % 4 % 130~133 % 2 % ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合配偶者の所得 整線者の前年の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 11万円 95~100 % 11 % 115~120 % 6 % 115~120 % 115~120 % 6 % 115~120 % 115~120 % 6 % 115~120	同 左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区	分	平成26年度	27	28	29
	配偶者特別控除(続)				
所得	扶 養 控 除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族の方ち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算結置 (加算額23万円)を特別障害者 変別が最初である。 (22年度改正において措置) (22年度改正において措置)	同左	同左	同左
控、统、统、	障害者,寡婦(寡夫),ひとり親及び勤労学生控除	控除額者のうち、特別障害者にあいて指置の 260,000円 注除額書者のうち、特別障害者にある1,000円 ・技養親族別障害者である場合 530,000円 ・技養親族別障害者である場合 (22年度改すちの特別加算に該いて措置)・ 300,000円 (22年度改すちの特別加算に該いて措置)・ 300,000円 (第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	同 左	同左	同左

控 除 及 び 税 率 (続)

30	令和元年度	2	3	4
	③所得割の納税義務者の前年 の合計所得金額が950万円超 1,000万円以下の場合 配偶者の所得 38~85万円以下 11万円 85~90 111 / 90~95 111 / 95~100 / 9 / 100~105 / 7 / 105~110 / 6 / 110~115 / 4 / 115~120 / 2 / (29年度改正において措置)			同左
同左	同左	同左	控除額 同 左 (扶養親族の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円) 以下であること。 (30年度改正において措置)	同左
同 左	空除額 ・ 障害者のうちち、特別障害者のうちも、特別では同一生者では一生者である場合で、	同 左	で書きる	同左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成26年度	27	28	29
		雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち,所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は,所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額		同左	同左
所		医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超過する金額(最高200万円)	医療費控除 同 左		
~,	そ	(注) 医療費控除の対象範囲に, 介護福祉士等が診療の補助と して行う喀痰吸引等に係る費 用の自己負担分を追加。 (24年度改正において措置)			
	0				
得	他				
	0	生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保 険料控除の合計適用限度額を7万 円とする。	生命保険料控除 同 左		
	所	(イ) 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約) ① 一般生命保険料 ~12,000円 支払保険料等全			
控	得	の場合 額 12,001円~ 支払保険料等× 32,000円の 1/2+6,000円 場合			
	控	32,001円~ 56,000円の 場合 56,000円超 の場合 28,000円 (一律)			
	除	□ 介護医療保険料同 上② 個人年金保険料			
除(続)		同 上 (ロ) 平成23年12月31日以前に締結 した保険契約等 (旧契約) ① 一般の生命保険料			
		~15,000円 の場合 支払保険料等全 額 15,001円~ 40,000円の 場合 支払保険料等× 1/2+7,500円 場合 40,001円~ 支払保険料等×			
		70,000円の 1/4+17,500円 場合 70,000円超 35,000円 の場合 (一律)			
		① 個人年金保険料 同 上			
		(22年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

30	令和元年度	2	3	4
推損控除 同 左	同左	同左	雑損控除 同 左	同左
医療費控除同左(注)セルフメディケーション税制 平成30年度から令住別報報の場所的人民報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報			医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 [令和5年度分以後適用] 本特例の対象となる医薬品の範囲等の見直しを行った上で,適用期限を令和9年度まで延長。(令和3年度改正において措置)	
生命保険料控除同方			生命保険料控除同一左	

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区	分	平成26年度	27	28	29
所 得 控 除(続)	その他の所得控除(続)	地震保険料控除 家屋又は家財について支払った 地震保険料等の金額の2分の1を 控除 (最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した 一定の長期損害保険契約につ いては従前の損害保険料控除 が適用可能(地震保険料控除 を合わせて最高25,000円)。 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業型年 金加入者掛金及び個人型年金加 入者掛金	社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除	同左	同左
税	哲己	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について(道府県) 1.2%(市町村) 1.6%1,000万円を超える部分の金額について(道府県) 0.6%(市町村) 0.8%	同左	同左	同左
額	当	(道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を 超える部分について道府県 0.3%, 市町村0.4%)			
控	控除	ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当			
除		所得は配当控除の対象とならない。 (注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

30	令和元年度	2	3	4
地震保険料控除 同 左	同左	同左	地震保険料控除 同 左	同左
社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注)対象となる確定拠出 年金の個人型年金の加 入者の範囲に,企業年 金加入者,公務員等共 済加入者及び第三号被 保険者を追加。 (27年度改正において措置)			社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左	
同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税=4:6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税:市民税=2:8となる。(29年度改正において措置)	同左	同左	同左	同左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成26年度	27	28	29
税	寄 附 金 控 除	① 地方公共団体以外に対する寄 イ 会に所地の都道府県共同	同左	① 同 左	同左
控控	住宅借入金等特別税額控除	平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税額がら控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額(課税総所得金額度とする。) [控除期間10年間]	までの間に居住の用に供し、 住宅の対価等の額に含まれる 消費税等の税率が8%又は	(注)適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。 (税制抜本改革法改正法(地方税) において措置)	同 左 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (28年度改正において措置)

控 除 及 び 税 率 (続)

30	令和元年度	2	3	4
同 左 (注)税額 (注)税額 (額) (2) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	同 左	① 同 左 ② 地金方公共団体に対すする高く基をのの能気を含め、対した上のが対対のの変が対対のの変が対対のでの対対での対対にの対対が対対のでの対対ができません。 (イ) 高い (イ) 高い (イ) 高い (イ) にい (イ	① 同 左 (注) 同 大が、指定行事の中止等の中止等により生じた入場料は一したが、指定行事を記した場合には、物産の放棄を指した場合には、放棄額20万円に対しては、高いできることが、対型コロ対応するにおいて措置) 関係の臨時特例において措置) 電方 を	同左
同 左 (注) (注) (注) (注) (注) (利 (報) (注) (利 (報) (注) (利 (報) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	同左	以下とすること ・返礼品を地場産品とすること (令和元年度改正において措置) 同左 [控除期間] 令和元年10月1日から令和 2年12月31日居住分(消費税率10%が適用される住宅取間 11~13年目についても、所得を 概額から控除しきれない額を 個人住民税から控除しきれない額を 個人住民税から控除しきのと除 限度額は、10年目までと同様、課稅総所得金額等の7% (最高136,500円)。	できなかった場合でも、次の① ~③の要件を満たす場合には、 期限内に入居したのと同様に適	でに住宅の取得等を行った場合には、適用居住分まで延長。(令和3年度改正において措置) (注)[令和5年度改正において措置) (注)[令和5年度分以後適用] (注)[令和5年度分以平成11年から平成18年まで又は平成21年から合和7年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいずれか小さい額

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成26年度	27	28	29
税	所得割	道府県(標準税率) 一律4% 市町村(標準税率) 一律6% 所得税と個人住民税の人的控 除額の差に基づく負担増を調整 する減額措置を講じる。	同左	同左	同左
率	均 等 割	道府県 (標準税率) 1,000円 市町村 (標準税率) 3,000円 (注) 復興財源確保のため,平成26年度から令和5年度までは 道府県 (標準税率) 1,500円 市町村 (標準税率) 3,500円	同左	同左	同左

⁽備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。

^{2.} 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税

において適用されたものがそのまま適用される。
3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円(昭和56年度〜昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29万円、昭和61年度〜昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度〜平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有す

控 除 及 び 税 率 (続)

30	令和元年度	2	3	4
同 左 (注)指定都市の標準税率は, 道府県民税は2%,市民税 は8%となる。 (29年度改正において措置)	同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左	同左

る場合には32万円(昭和57年度~平成2年度9万円,平成3年度15万円,平成4年度19万円,平成5年度25万円,平成6年度~平成10年度30万円,平成11年度31万円,平成12年度32万円,平成13年度~平成15年度36万円,平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による(30年度改正において措置)。

19. 申 告 所 得 税 の 課 税

	番	事	業	所	得	者			そ	の他所得	者	<u></u>
区 分	号	納税者数	総金		得 等	申納	税	告額	納税者数	総 所 る 額 等	申 告 納 税 額	納税者数
		千人			億円			億円	千人	. 億円	億円	千人
平成23年分…	1	1,541		59	9,474			5,151	4,530	277,316	17,941	6,071
24	2	1,595		62	2,361			5,398	4,497	284,583	18,658	6,093
25	3	1,612		63	3,462			5,585	4,615	322,420	21,568	6,227
26	4	1,631		6	5,038			5,705	4,494	306,701	21,430	6,126
27	5	1,704		69	9,138			6,225	4,625	325,323	23,534	6,329
28	6	1,735		7	1,261			6,374	4,640	330,037	24,295	6,376
29	7	1,700		70	0,402			6,205	4,713	344,733	25,891	6,413
30	8	1,684		70	0,252			6,173	4,706	351,746	26,696	6,390
令和元	9	1,669		70	0,936			6,283	4,636	345,432	25,898	6,306
2	10	1,809		75	5,960			6,286	4,766	349,836	25,377	6,575

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 - 2. 平成23年分以前については翌年3月31日現在の課税事績、平成24年分以降については翌年3月31日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。
 - なお、令和元年分及び令和2年分は、翌年4月30日までに申告又は処理(更正、決定等)した者の6月30日現在で示した。
 - 3. 平成25年分以降は、「申告納税額」に復興特別所得税を含んでいる。

20. 源 泉 所 得 税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

						(平位 日)
			源泉徴収	義務者数		
区 分	利子所得等	配 当 所 得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	報酬,料金等 所 得	非居住者等
平成23年分…	41,337	126,520	10,842	3,584,212	2,848,648	24,486
24	40,531	128,993	10,877	3,561,317	2,826,861	28,051
25	40,220	131,453	10,870	3,542,779	2,819,056	30,980
26	39,930	134,847	10,569	3,542,898	2,824,758	29,984
27	39,862	138,064	10,904	3,540,122	2,837,798	32,684
28	37,419	141,883	12,203	3,542,840	2,846,978	34,262
29	35,595	144,898	12,039	3,536,049	2,848,950	35,125
30	35,152	147,036	11,671	3,531,813	2,846,904	35,778
令和元	34,415	148,034	11,508	3,542,897	2,841,746	35,269
2	33,792	147,745	11,404	3,544,263	2,837,511	33,231

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

^{2.} 調査時点は翌年6月30日現在である。

状況の累年比較

計		対	前	年	比		番
総 所 得 「		納税者数	総金	所 得 額 等	申納	告 税 額	号
億円	億円	%		%		%	
336,790	23,093	86.5		97.1		102.9	1
346,945	24,056	100.4		103.0		104.2	2
385,882	27,154	102.2		111.2		112.9	3
371,740	27,135	98.4		96.3		99.9	4
394,460	29,758	103.3		106.1		109.7	5
401,298	30,669	100.7		101.7		103.1	6
415,135	32,096	100.6		103.4		104.7	7
421,998	32,869	99.6		101.7		102.4	8
416,368	32,181	98.7		98.7		97.9	9
425,796	31,664	104.3%		102.3%		98.4%	10

課 税 状 況 の

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

									(1 m m 1)
				源	泉 徴	収 税	額		
区	分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給与所得	退職所得	報酬,料金等 所得	非居住者等 所 得	計
平成23	3年分…	4,679	16,701	389	90,064	2,287	11,511	2,847	128,477
24	ļ	4,318	18,273	3 434	89,801	2,428	11,548	2,629	129,430
25	5	4,391	25,769	5,166	93,530	2,346	11,737	3,322	146,260
26	3	4,807	38,214	4,334	97,811	2,216	11,698	4,991	164,070
27	7	4,302	45,917	5,779	101,736	2,254	11,864	6,390	178,243
28	}	3,479	37,381	2,339	103,921	2,300	12,002	5,795	167,218
29)	3,576	42,925	5,579	107,054	2,365	12,207	6,835	180,541
30)	3,673	45,686	3,737	111,800	2,302	12,115	6,936	186,250
令和元		3,065	52,467	3,009	113,764	2,491	12,106	7,249	194,152
2		2,973	48,007	5,114	112,117	2,590	11,213	6,640	188,655

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。 3. 源泉徴収税額は、本税の額であり、平成25年分以降は復興特別所得税を含む。

21. 利子・配当課税制度等の

		~平成15.3	平成15.4~ 平成15.12	平成16.1~ 平成20.12	平成21.1~平成25.12			
利子所得	特 定 公 社 債 公募公社債投資信託等 特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等 預 貯 金 の 利 子		源 泉 (20%の源泉徴収	源 泉 分 離 課 税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税 5%])				
配	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託の 収 益 の 分 配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選択 が可能 ○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) (注4)	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%,住民税3%]	総合課税若しくは20% [所得税15%, 住民税5%] 申告分離課税又は確定申告不要(20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日~25年12月31日の間の特例措置①申告分離課税の税率10% [所得税7%, 住民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得税7%, 住民税3%]			
当	非上場株式等の配当等	○確定申告不要(注3) (20%の源泉徴収 [所得税])		総 合 課 税 (20%の源泉徴収 [所得税])				
所	額が10万円を配当計 算期間であん分した 金額以下のもの		Й	総合課税又は確定申告不要(注5) (20%源泉徴収[所得税])				
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源 泉 分 (20%の源泉徴収 [所得	離 課 税 税15%,住民税 5 %])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%,住民税 3%]	総合課税若しくは20% [所得税15%, 住民税5%] 申告分離課税又は確定申告不要(20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日~25年 12月31日の間の特例措置①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得税7%, 住民税3%]			
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 ・平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債 割引債の償還差益 ・平成28年1月1日以 後に預金保下された公社債 (で預金保険)なる金融債を除く。)		(発行時に18%	離課税〔雑所得〕 (又は16%)の源泉徴 ^{民税は非課税〉}	切)			
(参考		老人等の少額貯蓄非 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非 (限度額350万円) 老人等の少額公債非 (限度額350万円) 財形住宅(年金)貯 (限度額550万円)	課税制度 課税制度	障害者等の郵便貯金 (注6)	非課税制度(限度額350万円) 非課税制度(限度額350万円) 非課税制度(限度額350万円)			

⁽注1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、大口株主(株式等の保有割合が発行済株式総数の3%(平成23年9月30日以前は5%)以上である者)が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。また、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける者(以下「対象者」という。)と、対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人の株式等の保有割合を合算して発行済株式総数の3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。
(注2)発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。

⁽注3) 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15

概要(所得税・個人住民税)

		平成26.1~平成27.12	平月	成28.1~	
—— 利 子	特 定 公 社 債 公募公社債投資信託等		又は確定申告不	所得税15%,住民税: 要(20%の源泉徴収) %,住民税 5 %]	
所	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等		源泉分		
得 	預 貯 金 の 利 子		(20%の源泉徴収[所	所得税15%,住民税 5 ————————————————————————————————————	%])
配	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託の 収 益 の 分 配		若しくは20%[所得税15%,住民 申告不要(20%の源泉徴収)[所存		
当	alle I. III del. Diche co ser de che				
	非上場株式等の配当等 1回の支払配当の金				
所	額が10万円を配当計 算期間であん分した 金額以下のもの				
得 ——	公募株式投資信託の収益の分配等		若しくは20%[所得税15%,住民 申告不要(20%の源泉徴収)[所移		
雑所得 (譲渡所	割引債の償還差益 ・平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象となる金融債	源泉分離課税 (雑所得) (発行時に18% (又は 16%)の源泉徴収) 〈住民税は非課税〉	(発行時に18%(ご 〈住民科 ※発行時に源泉領	推 課 税 [雑所得] 又は16%) の源泉徴収 税は非課税〉 徴収されているため, 色関係は生じない。	X)
得 ——	割引債の償還差益 (平成28年1月1日以 後に発行された公社 債(預金保険対象と なる金融債を除く。)		20%[所得税] (償還時に	課 税〔譲渡所得〕 15%,住民税5%〕 20%源泉徴収)	
(参考 非	ぎ) 課税制度		障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等の少額公債非課税制度(f形住宅(年金)貯蓄非課税制度	(限度額350万円)	
	年1月以降に支払を受けるものは	平成26.1~ 非課税口座内の少 額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所 得等の非課税制度 (NISA) (非課税期間 5年間,投資上限額 100万円/年)	非球院口座内の少額工場 株式等に係る配当所得及び 譲渡所得等の非課税制を引 上所(年間100万円→年間 120万円) ・ 未成年者口座内の少額上 場株式等に係る配当所得及 び譲渡所得等の非課税制度 (ジュニアNISA) の創設	成30.1~ 非課税口座内の少額 場株式等に係る配当 場及び譲渡所得等の 課税制度(NISA) ついて,非課税累積 置(つみたてNISA) 創設(NISAとの選 創設。非課税期間20 間,投資上限額40万 /年)	令和2.1~ 非課税累積投 資契約に係る非 での口 を開設期間を令 和24年12月31日 まで5年延長

年1月以降に支払を受けるものは総合課税。 (注4) 平成15年4月~同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。 (注5) 個人住民税は確定申告不要制度を設けておらず総合課税のみ。 (注6) 郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合(限度額350万円)。 (注7) 同族会社が発行した社債(特定公社債に該当するものを除く。以下同じ。)の利子等で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。また、令和3年4月1日以後に支払を受ける同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の制定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族が支払を受けるものについても、総合課税の対象となる。。

(1) 個人の場合

X 分 課 税 制 度 (イ) 長期譲渡所得…… (保有期間5年を超える資産の譲渡による所得) 一般の課税方式 株式等の譲渡所得につい $\{(収入金額 - 取得費・譲渡費用) - 50万円 \times \frac{1}{2} = 課税所得$ ては、次のⅡによる分離課 税. 土地. 建物等の譲渡所 得については、Ⅲによる分 (ロ) 短期譲渡所得……(保有期間5年以下の資産の譲渡による所得) 離課税 (収入金額-取得費·譲渡費用)-50万円=課税所得 譲渡益 (注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日におけ る相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引 き続き所有していたものとみなす。 4 国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同 じ。)をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の 出資の持分(以下「有価証券等」という。)又は決済をしていないデリバティ ブ取引、信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済デリバティブ取引等」と いう。)を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応 じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバ ティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額 又は雑所得の金額を計算する。 イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の 届出をした場合 当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当す る金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損 ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日にお ける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引 等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 なお、本特例は、次のイ及び口に掲げる要件を満たす居住者について、適用。 イ 上記のイ又は口に定める金額の合計額が1億円以上である者 ロ 国外転出の目前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計 が5年超である者 (注)上記の「国内に住所又は居所を有していた期間 | には、出入国管理及び難 民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。 Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分 一般株式等に係る譲渡所得及び上場株式等に係る譲渡所得は、15%の税率による申告分 離課税の特例 離課税 (イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の課税の特例 特定口座で管理されていた株式若しくは公社債で上場株式等に該当しないこととなっ た日以後引き続き保管の委託若しくは振替口座簿への記載若しくは記録がされているも の(特定管理株式等)又は特定口座内公社債について,清算結了等により株式又は公社 債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、

当該損失を上場株式等の譲 渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額(申告分離課税を選択 したものに限る。)から控除することができる。

(ハ) 上場株式等に係る譲渡指失の繰越控除

平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の 金額のうち、その年の他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額につ いては、翌年以後3年間にわたり、各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上 場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から繰越控 除することができる。

	区	分		課	税	制	度	
$\overline{\mathbb{I}}$	株式等に係	る譲渡所得の分	(二)	特定口座内保管上場株式	大等の譲渡に係る	所得計算及び申告	不要の特例	
離罪科の時例(結)			0	全融商具取引業契 第2	* 関訟された歴史	:口広に依る垢麸口	広籍17記載型1/	け記録が

- 離課棁の特例(続)
- ④ 金融商品取引業者等に開設された特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録か され、若しくは特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座にお いて処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他 の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。
- □ 特定□座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定□座(源泉徴収選択□座)におい て発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%の税率による所得税の源 泉徴収又は還付を行う。
- 上記□の適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定□座内上場株式 等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。
- (ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例
 - ④ 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当 等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開 設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株 式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。
 - □ 上記⑦により源泉徴収選択□座に受け入れた上場株式等の配当等(以下「源泉徴収 選択口座内配当等」という。) に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その源泉徴 収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があ るときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除し た金額に対して源泉徴収を行う。
- (へ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度
 - (イ) 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(NISA)
 - イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が, 当該非課 税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過 する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(当該金融商 品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。) については、所得 税を課さない。
 - ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が 非課税口 座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する 日までの間に、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株 式等管理資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等について は、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、 ないものとみなす。
 - ハ 非課税上場株式等管理契約とは、上記イ及び口の非課税の適用を受けるために居 住者等(その年1月1日において20歳(令和5年1月1日以後に設けられる非課税 口座等については18歳)以上である者に限る。)が締結した上場株式等の振替口座 簿への記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められている ものをいう。
 - 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、非課税管理勘定において行うこと。
 - 2 当該非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。
 - ① 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上 場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続 の下で移管がされる上場株式等(②の上場株式等を除く。)で、非課税口座に 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け 入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円(平成27年分非課税管理 勘定まで:100万円)(②の上場株式等がある場合にはその移管日における時価 を控除した金額) を超えないもの
 - ② 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税 管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の 手続きの下で移管がされる上場株式等

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例(続)
- 3 その他一定の事項
- 二 非課税管理勘定とは、非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年(2014年)から令和5年(2023年)までの各年に設けられるものをいう。
- ホ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定に おいて管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設さ れている非課税口座の非課税管理勘定に移管できる(平成28年分以後に設けられる 非課税管理勘定について適用)。
- へ 居住者等が平成29年(2017年)から令和5年(2023年)までの各年(その年1月 1日においてその居住者等が20歳(令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座 等については18歳)である年に限る。)の1月1日において未成年者口座を開設し ている場合には、同日において、その未成年者口座が開設されている金融商品取引 業者等の営業所の長と非課税上場株式等管理契約を締結したものとみなして、その 居住者等の非課税口座が開設される。
- 回 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)

(非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用)

- イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。
- ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に、当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ハ 非課税累積投資契約とは、上記イ及び口の非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約(当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。)により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。
 - 1 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定において行うこと。
 - 2 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権 (当該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進され るものとして一定の要件を満たすものに限る。)のうち、累積投資勘定が設けら れた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下「受入期間」という。) 内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権 (当該受入期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。)及び 一定の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。
 - 3 当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。
 - 4 その他一定の事項

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分 離課税の特例(続)
- 二 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関 する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - 1 当該勘定は、居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された累積投資勘定に係る勘定設定期間(平成30年(2018年)1月1日から令和24年(2042年)12月31日までの期間をいう。以下同じ。)内の各年においてのみ設けられること。
 - 2 当該勘定は、非課税適用確認書が年の中途において提出された場合等を除き、 その累積投資勘定に係る勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。
- 特定非課稅累積投資契約に係る非課稅措置[令和6年分以後適用](非課稅累積投資契約に係る非課稅措置と選択適用)
 - イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。
 - ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
 - ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。
 - 二 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
 - ホ 特定非課税累積投資契約とは、上記イから二までの非課税の適用を受けるために 居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約(当該居住者等が、一定額 の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者 等に買付けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等を する受益権の銘柄が定められているものをいう。)により取得した公募等株式投資 信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲 げる事項が定められているものをいう。
 - 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理 勘定において行うこと。
 - 2 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの(以下「特定累積投資上場株式等」という。)のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等のみを受け入れること。

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分 離課税の特例(続)
- ① その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が20万円(下記3②の移管がされる上場株式等のその移管の時における価額(時価)が102万円を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を超えないもの
- ② その他一定の特定累積投資上場株式等
- 3 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。
 - ① その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の 属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等(特定累積投資勘定に特 定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの等を除く。)で、当 該期間内の取得対価の額の合計額が102万円(下記②の移管がされる上場株式 等がある場合には、その移管の時におけるその上場株式等の価額(時価)を控 除した金額)を超えないもの
 - ② その居住者等の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定,特定非課税管理勘定又はその者の未成年者口座の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から 移管がされる上場株式等
 - ③ その他一定の上場株式等
- 4 その他一定の事項
- へ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等 がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - 1 当該特定累積投資勘定は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間 内の各年(累積投資勘定が設けられる年を除く。下記2において「勘定設定期間 内の各年|という。)においてのみ設けられること。
 - 2 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。
- ト 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載 等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記 録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。
- チ 特定累積投資勘定に受け入れた公募等株式投資信託の受益権については、当該勘 定が設けられた日の属する年の1月1日以後5年を経過した日に、当該勘定が設け られている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投 資信託の受益権の取得対価の額により移管することができる。
- リ 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定を設定している場合には、その居住者等(同日に非課税口座廃止届出書を提出した者等一定の者を除く。)は令和6年1月1日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。
- (ト) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (ジュニアNISA)
 - ① 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次の未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間(下記回において「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者であるものに限る。)については、所得税を課さない。
 - イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非 課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日まで の問
 - ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続 管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において 20歳(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については年齢要件をそ の年1月1日において18歳)である年の前年12月31日までの間

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例(続)
- ② 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、非課税期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ② 非課税管理勘定は、平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの各年(その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については18歳)未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができることとし、各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等を受け入れることができることとする。
 - イ 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等(ロの上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円(ロの上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額)を超えないもの
 - ロ 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理 勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの 下で移管がされる上場株式等
- (三) 継続管理勘定は、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)までの各年(その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において20歳(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については18歳)未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。
- (ま) 「未成年者口座」とは、居住者等(その年1月1日において20歳(令和5年1月1日以後に設けられる未成年者口座等については18歳)未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの間に開設した口座(1人につき1口座に限る。)をいう。
- 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、 一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。
- ⑤ 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等をすることはできない。ただし、その居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由(以下「災害等事由」という。)に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。
- (予) 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。
- ① 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。

X 分 課 税 制 度 Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分 ② 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は 離課税の特例 (続) 預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の 廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措 置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株 式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間 の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者 口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。 (チ) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例 ② 特定中小会社に投資した場合、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除でき る。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの 特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。 □ 上場等の日の前日までの期間 (適用期間) 内に株式を譲渡したことにより生じた損 失の金額のうち、その年の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額に ついては、翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株 式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株 式を発行した株式会社が解散してその清算が結了し、又は破産手続開始の決定を受け たことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には、損失額を株式の譲渡 をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。 なお、平成28年1月1日以後は、本特例により控除することができる株式の取得に 要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る 譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できるこ ととされている。 (参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 特定新規中小会社(設立5年未満の一定の特定中小会社等)により発行される特 定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金 額(800万円を限度)について、寄附金控除を適用することができる。 なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの 特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。 Ⅲ 土地、建物等に係る譲渡所 その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次 得の分離課税の特例 の税率による分離課税 (1) 長期譲渡所得の分離課税 譲渡益×15% ① 通常の譲渡の場合 (注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として (②及び③の場合を除く) 収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除) 2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との掲益通算は認められな ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通 算の特例あり。 ② 優良住宅地の造成等の 昭和62年10月1日から令和4年(2023年)12月31日までの間に、その年1月1日におい ために土地等を譲渡した て所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡 場合 に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税 2,000万円以下の部分 10% (イ) 譲渡益 (口) 譲渡益 2.000万円超の部分 15% 「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。

(イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡

するための土地等の譲渡

業の用に供されるもの

(ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供

(ソ) 土地開発公社に対する譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事

- ② 優良住宅地の造成等の ために土地等を譲渡した 場合(続)
- ① 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業
- ② 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業
- (二) 収用交換等による土地等の譲渡
- (ホ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業 の用に供されるもの
- (^) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に 供されるもの
- (ト) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの
- (チ) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの
- (i) 国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の 実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力 の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに限 る。)を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用 に供されるもの
- (ヌ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による一定の地域福利増進事業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの
- (ル) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡
- (ヲ) 一定のマンション敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得計画に基づく当該マンション敷地売却事業の実施者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの
- (7) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業 (施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。) の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡
- (カ) 特定の民間再開発事業の用に供するための当該事業を行う者に対する土地等の譲渡
- (ヨ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡
- (タ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上(三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上)の一団の住宅地造成(優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。)の用に供するための土地等の譲渡
- (レ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000 ㎡以上の中高層耐火共同住宅(いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。)の建設の用に供するための土地等の譲渡
- (ツ) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡
- (注) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例,換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除,特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除,特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除,農地保有合理化等のための800万円特別控除,居住用財産の3,000万円特別控除,平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除及び低未利用土地等の利用のための100万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。
- ③ 所有期間10年を超える 居住用財産を譲渡した場

その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(IV(8)等の特例の適用を受けるものを除く。)をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税

- (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10%
- (ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%

22. 譲 渡 所 得 課

		22	. 譲	渡 所	得	課
区 分	課	税	制		度	
(2) 短期譲渡所得の分離課税	その年の1月1日におい 率による分離課税 譲渡益×30% ただし, (注)土地,建物等に係る	国等に対する譲	渡についてに	ま,譲渡益×15	5%	
(3) 不動産業者等の土地等に 係る事業所得等の分離課税	その年1月1日において ものの譲渡等をした場合に と(口)とのうちいずれか多い (イ) 土地等に係る事業所 (ロ) 土地等に係る事業所 (注) 平成10年1月1日か	は、その土地等の方の税額による。 持等の金額×40 得等の金額につ	の譲渡等に何分離課税 % き総合課税な	系る事業所得又 を行った場合の	は雑所得は)上積税額×	t,次の(イ) 110%
W 土地,建物等を譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例 (1) 収用等の場合	その有する土地について! (イ) 原則として6月以内し,(譲渡益-5,000万] (ロ) また,収用等のあった税の特例か,取得時期充てなかった部分につ選択 (ハ) なお,土地,建物等以総合課税 「収用等が行われた場合」 得する場合など一定の場合	に譲渡すること 円)について上記 た日から2年以 及び取得価額の いては、上記Ⅲ 以外の資産に係る とは、土地収用	を条件とし 記Ⅲの特例 内に代替資達 引継ぎによる の分離課税 る譲渡益につ	て、その特別付 (Ⅲ(1)②の軽減 産を取得する場 る課税の繰延べ (Ⅲ(1)②の軽減 Dいては、5,000	税率を除く 合には、上 (代替資産 咸税率を除く 0万円の特別)を適用記(イ)の課意の取得にく))かの
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	その有する土地等が特定は、2,000万円とし、(譲渡く)を適用。 「特定土地区画整理事業等の(イ) 国、地方公共団体等業、第一種市街地規定に事業計画認可前に設立された(エ) 古都保存法等に規定(ホ) 重要文化財、史跡、園の特別区域として指定された。 これが国又は地方公記念物として指定される文化財保存活用支援(へ) 保安林等に係る土地、合(ト) 集団移転促進事業計る場合(チ) 農業経営基盤強化促	益-2,000万円) かために買い取らが都事でである。 が都事が発基された。 をおいる。 ではいる。 ではいるいる。 ではいるいる。 ではいるいる。 ではいるいる。 ではいるいる。 ではいるいる。 ではいるいるいる。 ではいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	につき上記れるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	己Ⅲの特例(Ⅲ とは次にを は地等の とは地等の とは地等の はなのから での のよう での のよう での での のよう での での での での での での での での での での での での での	(1)②の軽減に(1)②の軽減には、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	税うで場地、場び指勝に含らいるをを備が、業合国定、規むれ取をを備すが、業合国定、規むれ取りるののでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して

る場合

しない。

地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られ

(注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの 譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用

(3) 特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した場

その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、 1,500万円とし、(譲渡益-1,500万円) につき上記Ⅲの特例 (Ⅲ(1)②の軽減税率を除く) を適用。

「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合
- (ロ) 収用の対償に充てられる土地等,住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合
- (ツ) 平成6年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に,特定の民間宅地造成事業等(一団の宅地の造成が土地区画整理事業(その施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限る。)として行われるものであること等の要件を満たすものとして国土交通大臣の認定を受けたものをいう。)の用に供するために買い取られる場合
- (二) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等 に土地を買い取られる場合
- (お) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を買い取られる場合
- (^) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道 の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合
- (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合
- (チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合
- (リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者に買い取られる場合
- (x) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備 推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる 場合
- (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合
- (ヲ) 国,地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取られる場合
- (ワ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づ く商店街活性化支援事業及び「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業で一 定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等 が買い取られる場合
- (カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすもののために土地等を買い取られる場合
- (ヨ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合
- (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法 人等に土地等を買い取られる場合

得 課 22. 譲 渡 所 X 分 課 税 制 度 (3) 特定住宅地造成事業等の (レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入 ために土地等を譲渡した場 施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られ 合 (続) (ソ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合 (ツ) 「国土利用計画法 | による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場 (ネ) 国 地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する 事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等 を地方公共団体等に買い取られる場合 (ナ) 土地区画整理促進区域内, 住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の 買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整 備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場 合又は被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の買取り の申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合 (ラ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めること が困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を買い取られるとき (ム) 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興土地区画整理事業に 係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するため の保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合 (ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等 に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取ら れる場合 (ヰ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に 該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売 却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金 を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき

- (ノ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として 指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の 特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共 団体に買い取られる場合
- (オ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に買い取られる 場合
- (ク) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地が一定 の農地中間管理機構に買い取られる場合
- (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において,同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは,これらの譲渡のうち,最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。

(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合

その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益-800万円) につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。

「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (イ) 農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合
- (ロ) 農地保有の合理化に資するため、一定の農地中間管理機構に農地等を譲渡した場合
- (ハ) 「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定による公告があった農用地利用集 積等促進計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合
- (二) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合
- (対) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合
- (へ) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合

税 制 度 の 概 要(続)

区分	課	税	制	度
(4) 農地保有の合理化等のた めに農地等を譲渡した場合 (続)	(ト) 「農業振興地域の整定めないで清算金をF		規定による交換	分合で、取得すべき土地を
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	以後3年以内の譲渡) につき上記Ⅲの特例() (注)3,000万円の特別打 万円特別控除を適用 (ロ) 相続又は遺贈による村 居住の用に供されていた の用に供されなくなった 5月31日以前に建築され 住をしていた者がいなた 屋の敷地等の取得をした での間に、その被相続、 修工事をしたものに限 の属する年以後3年以	した場合の特別控除 II(1)②の軽減税率を修 空除の適用を受けたと しない。 被相続人居住用家屋 た家屋(一定の要件・ れたこと、その相続の かったこと等の要件・ た個人が、平成28年4 人居住用家屋(耐震基 り、その敷地を含む。 内の譲渡)をした場合	額は3,000万円と余く)を適用。 さは、その翌年。 くその相続の開始な等に入り場合に限り開始なすものである。 を満たす場合に限り開始なすものいる。 は月1日から令和 基準に適除却後の 分には、居住用財	明に供さなくなった年及びこし、(譲渡益-3,000万円) 及び翌々年については3,000 高の直前において被相続人の ことにより被相続人の居住 限る。)であって、昭和56年 いてその被相続人以外に居 う。)及び被相続人居住用家 15年(2023年)12月31日ま ないものにあっては耐震改 敷地の譲渡(相続の開始日 産を譲渡した場合に該当す に係る譲渡所得の特例)。
(6) 平成21・22年に取得した 土地等を譲渡した場合		場合の特別控除額は	1,000万円とし,	取得し,5年超所有した後 (譲渡益-1,000万円) につ
(7) 低未利用土地等を譲渡し た場合	(以下「低未利用土地等」 ものの譲渡(特別の関係が 当該低未利用土地の上にさ く。)を令和2年7月1日 該低未利用土地等の利用 に係る長期譲渡所得の金額 合には、当該長期譲渡所得 ただし、本特例の適用 の前年又は前々年に分筆:	という。)で、その年 がある者に対してする ある資産の譲渡の対何 から令和4年12月31 がされる場合に限る。 額から100万円(当該 等の金額)を控除する を受けようとする低利 された土地又は当該当	F1月1日においるもの及びその対 西を含む。)の額が 1日までの間にし 。)には、その年 長期譲渡所得のる 3ことができるこ 未利用土地等と一 上地の上に存する 譲渡につき本特	利用土地の上に存する権利 で所有期間が5年を超える 価(その譲渡とともにした が500万円を超えるものを除 た場合(その譲渡の後に当 中の低未利用土地等の譲渡 金額が100万円に満たない場 ととする。 筆であった土地からその年 権利の譲渡をその前年又は 例の適用を受けているとき
(特別控除額の限度)	上記の特別控除(上記] 万円を限度とする。	Vの(1)から(7)までの\$	寺別控除)は、同	一人については, 年間5,000
(8) 居住用財産の買換え,交換の場合	用財産の譲渡をした場合 ① 譲渡資産の所有期間 ② 譲渡に係る対価の名 ② 譲渡者の居住期間。 ② 買換資産のうち、登地については、そのである場合には、築2 住宅については、取る。 ③ 買換資産が令和6名	間が10年超のものです 額が1億円以下であること が10年以上であること 事物については、その 面積が500㎡以下のも 55年以内又は耐震基準 导期限までに耐震改作 年1月1日以後に建象	あること。 ること。 こ。 り床面積が50㎡以 のであること。 準に適合するもの 多等をして適合す を確認を受ける住	に、次の要件を満たす居住 上のものであり、かつ、土 なお、買換資産が既存住宅 の(非耐火建築物である既存 るものを含む。) に限る。 宅(登記簿上の建築日付が ネルギーの使用の合理化に

資する一定の住宅であること

22. 譲 渡 所 得 課

区分	課	税	制	度
(8) 居住用財産の買換え, 交 換の場合(続)	取得価額の引継ぎによ ついては、上記Ⅲの特例			額に充てられなかった部分に
(9) 特定の事業用資産の買換 え,交換の場合	の一定の土地等若しくは ら翌年末までに一定の要 の取得後1年以内に事業 譲渡益のうち買換資産	建物等又は船舶を譲渡 件に該当する土地等, の用に供した場合(記 に対応する部分の80% の引継ぎによる課税の	度し,その譲渡 建物,機械装i 詳細は「(2)法, 6(一定の場合は り繰延べ,買換	は75%又は70%)に相当する 資産の取得価額に充てられな
(10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え,交換の場合	を譲渡して、その譲渡 に建築された地上階数 る地区内において建築 得の日から1年以内に (ロ) 既成市街地等内にあっ にその譲渡をした土地 又は一部を取得して、一 譲渡収入のうち取得資	をした日の属する年の 4以上の中高層耐火養された一定の建築を行居住の用に供した場合 る土地等を譲渡して、 等の上に建築された地 その取得の日から1年 産の取得価額に対応す	D12月31日までは 建築物(当該特別 含む。)の全部の その譲渡をした と上階数3以上の 以内に事業の用 る部分について	地等(事業用のものを除く。) にその譲渡をした土地等の上 定民間再開発事業の施行され 又は一部を取得して、その取 日の属する年の12月31日まで か中高層耐火共同住宅の全部 又は居住の用に供した場合 ては取得価額の引継ぎによる 上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減
(11) 特定の交換分合の場合	分合により土地等を交	換した場合 「農住組合法」の規定	による交換分合	等交換分合又は協定関連交換 により土地等を交換した場合
(12) 特定普通財産とその隣接 する土地等の交換の場合	接する土地等(所有隣接換をした場合	土地等)につき、その	所有隣接土地	土地等(特定普通財産)に隣等とその特定普通財産との交に対応する部分を除く。)
(13) 相続財産を相続税申告期 限後3年以内に譲渡した場 合	相続税の対象となった その資産に係る相続税 ができる。			に譲渡した場合 度所得の計算上控除すること
(14) 国等に対して財産を寄附 した場合	国, 地方公共団体又は 非課税 (一定の公益法人等に対			
(15) 国宝, 重要文化財を国等 に譲渡した場合	国宝, 重要文化財を国 団体(一定のものに限る 非課税		て化財保護法に対	規定する文化財保存活用支援
(16) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税			
(17) 強制換価手続等により譲 渡した場合	資力を喪失して債務をよる譲渡をしたとき 非課税	弁済することが著しく	困難である場合	合における強制換価手続等に
(18) 債務処理計画に基づき経 営者が私財提供を行った場 合	る保証債務を有するもの されているもの(有価証	が,その個人の保有す 券を除く。)を,その 7 年(2025年) 3 月3	る資産で現に、 内国法人に係る 1日までの間に、	の内国法人の債務の保証に係 その内国法人の事業の用に供 る債務処理計画に基づき、平 その内国法人に贈与した場合 適用しない。

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	————— 税	制	度
	i	**	1元 ————————————————————————————————————	щí	及
(19) 一般交換の場合	つ, 交換のために 双方の価額の差額	取得したもの以外	トの資産)と交換	し、同一用途に供	1年以上保有し、かした場合で、かつ、
(20) 居住用財産の譲渡により 損失が生じた場合	用財産 (譲渡資 して (年末にお 12月31日までの	産)の譲渡をし, いて買換資産に信 間に居住の用に信	かつ,一定期間 る住宅借入金の はした場合におい	内に居住用財産 (残高を有する場合 て,譲渡損失の金	有期間5年超の居住 買換資産)の取得を に限る。), その翌年 額を有する場合 との損益通算及び繰
	用財産 (譲渡資金の残高を有す 譲渡損失のう	産)の譲渡をしたる場合に限る。) ち,譲渡資産に係	2場合(契約日の において,譲渡抗 る住宅借入金の	前日において譲渡 員失の金額を有する 残高が譲渡価額を	有期間5年超の居住 資産に係る住宅借入 る場合 超える場合のその差 超える場合がで 算及び繰越控除が可

(2) 法人の場合

	区 分	課	税	制	度
Ι	一般の課税方式	譲渡収入 - (帳簿価額+譲渡 譲渡利益=譲渡所得 (注) 商品等の販売益と同:			
	土地の譲渡益に対する課税	譲渡行 (注) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	様に課税所得に含 3月31日 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	まれる。 までの間の譲渡 た土の 間の譲渡 渡り に土地ち 等実 す 係 に で び (益に土地等の譲渡益等と認めら 棚卸資産に該当するものの譲 度のうち、国、地方公共団体、 の優良な住宅地開発事業等の の場合に軽減税率の対象とな 譲渡益(課税所得) 計算し、各事業年度の所得と 尺を認める。 については、適用停止) 当該法人がその取得をした おいて所有期間5年以下であ
		価格要件等を満たす (ト) 次に掲げる1,000 n の	もの ㎡未満の一団の宅	地の譲渡で、そ	その譲渡価額が適正であるも に寄与するものであることに
		ついて市町村長等 回 一団の宅地で,	の認定を受けたも 一定の新築住宅(の その新築が優」	きな住宅の供給に寄与するもものに限る。)の敷地の用に
		るもののうち土地等 (リ) 不動産特定共同事 事業参加者から取得 (ヌ) 土地等の贈与によ ロ 課税標準	の売買の代理又は 業者の行う土地等 した土地等の譲渡	媒介に関し報酬 の譲渡で、不動	の取得後一定期間内に行われ 州を受ける行為に類するもの 動産特定共同事業契約に係る に対する寄附に該当するもの
		(1)の口に同じ ハ 税 額 譲渡益×10%=追加課	税分の税額(法人	.税)	

税 制 度 の 概 要(続)

区 分			課	税	制	度
Ⅲ 特別控除及び買換え 例 (1) 収用換地等の場合		譲渡利益かだし,地処分等に	-5,000万円 = 収用等のあっ より交換取得	た日から原則として		や資産を取得する場合又は換 発の特例と圧縮記帳による
(2) 特定土地区画整理 のために土地等を譲 場合	渡した (r (r (r (r (r	第一種市計認街業保文地 林移 経あ限利定の 事業 防る 古重保 保集合農内の譲 事業 にに渡特業 保金 の の で 事業 にに渡特業 の で を が が が が が が が が が が が が が が が が が が	地法前整定法財の に促 基農。)- 2、回	又は防災街区整備事出 が、第一種市街組合業子に大き、第一種発出 大き、第一種所発生 大き、街地内の区整備 大き、街地内の区を 大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	議業等のために買 車再開発事業のの 車再開い当該防災・ が、当該関い当該関い 車を国立とは地方の は地方の は地等の は地等がが、 は地等がが は地等がが が、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいのは、 はいが、	1業予定地内の土地等が,事場合 1万区整備事業の都市計画法に
(3) 特定住宅地造成事 ために土地等を譲渡 合	した場 (tr (c)	コ 収用の対 収用の対 の土地場合 の土地場合 半型 事 は 公 名 会 業 満 公 名 合 機 区 い	償に充てられ は公営住宅法 1月1日からる) 等のために 大推進法第6 音障害防止特内	の規定による公営付 令和5年12月31日ま 一団の宅地造成事業 事業者に土地等を買 条第1項の協議に基 別地区にある土地が にある土地が、地	区改良法の改良付 主宅の買取りによ こでの間に、土地 に一団の土地の い取られる場合 にづき地方公共日 ででい取られる場合 にできれる場合 にできれる場合 にできれる場合 にできれる場合 にできれる場合 にできれる場合 にできないない。	三宅建設のための改良地区外 り地方公共団体に買い取ら 2区画整理法による土地区画 2面積が5ha以上等の要件を 1体等に土地等を買い取られ
	(1)	等に 等の間で 等に 等のに で が い 市 の で が の で の で が い で が い で が い で が い が の で が い が い が い が い が い が い が い が の が の が の	街区整備地区を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	又は防災街区整備地の整備のための一分 認定中心市街地の区機構の行う認定中心市街地の区機構の行う認定中心を と土地等が、取られる る土地等が、の整備に を土地適正化計画の区 では、一定の公共施設 においると においると においると においると においると においると においると においると においると にいると にいると にいると にいると にいると にいると にいると に	区計画の区域内 医の事業の用に供 域内にある土地 が市街地の整備の 場合 と共団体事業の用 で域内にある土地 での整備に関する土地 との整備に関する とは一定 ではのを ではのを ではの に関する事業の には には には には には には には には には には	日の土地等が、地方公共団体 はするために、地方公共団体 はずるために、地方公共団体又は一 りための一定の事業の用に供 この景観整備機構の行う景観 日に供するために、地方公共 は一事業の用に供するために、 の土地等が、地方公共団体 は一 の土地等が、地方公共団体 は一 の土地等が、地方公共団体 は一 の土地等が、地方公共団体 は一

業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合

等を買い取られる場合

(ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地

				۷۷.	四天	加文	<i>[</i>]	14	本
X	分		課	税	Í	制		度	
(3) 特定住宅地 ために土地 合(続)	世造成事業等の存を譲渡した場	(カ) (コ) (タ) (レ) (ツ) (ネ) (ナ) (ラ) (ム) (ウ) (中) (ノ) (オ) (ク) (注) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	性援街供組は業の区のが物を環用地計公地等整係理整に地変ン換 耐特地金その地合立 基い一宅と渡光等は供組は業の区のが物を環用地計公地等整係理整に地変ン換 耐特地金その地合立 基い一宅と渡光業活るの立集め法に定処い整供内法団用買促土進事い興に替よ 改要却取の地う 然 強ら50造て行の計性た行行積に規すたに定処い整件内法団用買促土進事い興に替よ 改要却取の地う 然 強ら50造て行の計性た行行の土規すたに定地は構立の上体基い進地区業で土よ事り 修除事業中る国 化ル万度工制 化水万酸二十十二烷 化水万酸二十二烷 化水万酸二十二烷 化水万酸二十烷 化氯矿る野若然 特 進場 甲業上た 電路基業地地人性等す土の名々めを規作画れ内地の行出画地施金 進定権と生し記 別 法合 課等の年以れる言う等に対している。	で計り等中ととる也の特別・ころりでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・ヒト管定備融易一るり事、計篇が算呆の、足買上適とこりお又、見也お算写本の、或、づ、、の也支小にの機資合の事に業、画海きを全に、進取地格付伴対いは、定のいがにに生、内、き、に等接完係要構を、団業買の、の環地地整係、区ら等建さい価で一、す用で売関譲息、の、農、土を、事宿る件法受、地でいた、認境方方備を、域れが築れ、の、定、るに、渡す渡地、土、用、粗譲、事宿る件法受、地でいた、認境方方備を、域れが築れ、の、定、るに、渡す渡地、土、用、粗譲、	事業法とでは、東京の大学のでは、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	市事土も業す 主要場公 て夕等等地に 街し団とを定すなよ 既い等よよ又し 公 に しき街業地の者る と件合共 行一にに利供 地く体し取めるいり 存るにりりはく 共 あ たは、地で等のと土 しに 団 うに買買用す 再は等で得ら部事土 耐土係買管鳥は 団 る 場ご	活一がたの地 て該 体 発買ハハのる 開拠に換すれか情地 震地るハ理獣地 体 農 合れ性定買め事等 一当 の 棄い取取調た 発点買地るたのに等 不等分取地保方 に 用 にら化のいに業で のす 出 物取らら整め 促業取をと場譲よが 適に配ら区護公 買 地 おの法要取農の一 建る 資 のられれるに 進務ら定き合渡り買 格つ金れと区共 い を い譲すり サララ キュ し サイスるじ 上げる しを い めきりょうご サコ	の生か也共同 勿ら こ 敬しお場場関地 域街るる こと ハ 豊き収らしの団 収 農 て渡認をがのまれて、 係 入る場場関地 域街るる こし土取 築一段として特体 ら 地 同の特た場譲若件 合し 法 設合 るを の整合と 地と等れ にの画 定保買 る 間 一う特ではまれて して 人 の 事地 買備 が 等きにる 該マに さ護い 場 管 事ち
(4) 農地保有の名 農地等を譲渡し		の合理化に (ロ) 農業振興 理事業の推 るところに	地域内の農地等を 資するため農地付 地域の整備に関す 進に関する法律の より譲渡した場合 :-800万円=課税	中間管理機構に する法律に規定 の規定による公 合	農地等を する農用	譲渡した 地区域内	場合 にある	土地等を鳥	農地中間管
(5) 平成21・22年 地等を譲渡した		当該土地等を	1日から平成22年 譲渡した場合 〒-1,000万円=課		の間に土	上地等を取	 :得し,	5年超所不	有した後に

税 制 度 の 概 要(続)

X	分		課	税	制	度
(6) 資産の譲渡 額の特例	に係る特別控除	(1)~(5)の場合	に適用される特	持別控除額は,	年間5, 000万円を限度	として認められる。
(7) 特定の資産 の場合	の買換え、交換	き ① (i) (ii) 区 3 23譲年でなも買内既航土既所を下区渡間きお圧換の成空地成有取 1 2 2 3 23譲年でなも買内既航土既所を取る、縮資面市機等市期得 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	展のの2別の施の)のの年定 年展が部地音土地に買買年4世第三日でのの単の一部の土分等障地に関質年地第三日でのできる。 前の土地でのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	の繰縮を のは が が が が が が に で が に で が に が に で が に が に で が に の に の に の に の に の に の に の に の の に に 。 に 。 に 。 に に に 。 に に に に に に に に に に に に に	る(昭45.4.1から令利れぞれ次のとおり。 れぞれ次のとおり。 にある場合の音対換系 にある場合を機騒音を機 における航空機騒が におけるが る大都市圏)以外の 3大都市圏)以外の な得ることを条件に 定の場合には、3年 定の場合には、3年 にといる。 換えでの場合には 換えを 換えを りなる。 りなることを に関する施策度の りなる。 りなる。 りなる。 りなる。 りなる。 りなる。 りなる。 りなる。	別措置法の航空機騒音障害 による障害の防止等に関す
(8) 特定の交換	2分合の場合	により土地 (ロ) 農住組合	等を交換した場	場合 E組合法の規定		分合又は協定関連交換分合 り土地等を交換した場合
(9) 普通財産と 地等の交換の	その隣接する土場合	地等とを交換			定の土地等(特定普	通財産)とその隣接する土
(10) 一般の交換	の場合	ために取得し 価額の差額が		国定資産)と交		以上保有し,かつ,交換の した場合で,かつ,双方の

得 課 22. 譲 渡 所

(参考) 土 地 譲 渡 益 譚 税制 年 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 X 分 短 長 「44年度改正」44.1.1かつ保有期間5年基準 [50年度改正] 44.1.1基準 〔55年度改正〕55・56年 次により分離課税 [44年度改正 分離課税制度の創設] 〔50年度改正〕51~54年 次により分離課税 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超8,000万円 45 · 46年 10% (住4%) 2.000万円まで 基 長期 47·48年 15% (住5%) 20% (住6%) 個 1/2総合課税 49 · 50年 20% (住6%) 2.000万円超 8.000万円超 (44年分は旧制度との選択適用) 3/4総合課税 3/4総合課税 本 短期 〔44年度改正 分離課税制度の創設〕45.1.1~ 的 [48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設] 次のいずれか多い方の税額による 超 ① 40%相当額(住12%相当額) 49.1.1~44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 課 短 全額総合課税をした場合の上積 ① 40%相当額(住12%相当額) 税額の110%相当額 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 期 (44年分は旧制度との選択適用) (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。) 税 [48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設] 短期 49.4.1 (一部48.4.21) ~ 方 法 超 通常の法人税課税 44.1.1以後の取得 短 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 式 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。) 期 上記 以外 [54年度改正] 54~59年 [51年度改正] 51~53年 〔48年度改正 創設] 特定市街化区 2,000万円まで 4,000万円まで 48年10% (住4%) 15% (住5%) 15% (住5%) 域農地等を譲 軽 49.50年15% 2.000万円超 4.000万円超 渡した場合 (住5%) 減 20% (住6%) 20% (住6%) 税 優良住宅地| [54年度改正 創設] 54~56年 課 率 4.000万円まで 等を譲渡し 20% (住6%) 4,000万円超 た場合 1/2総合課税 個 人 税 収用等 〔44年度改正〕〔48年度改正〕 〔50年度改正 1,200万円 2,000万円 3,000万円 莂 特定土地 区画整理事業等 **州控除** 〔44年度創設 1,000万円 2,000万円 の 〔44年度改正〕 造成事業等 300万円 500万円 1.500万円 個 人 農地保有合理化等 [45年度創設] 250万円 500万円 150万円 法 X 居住用 〔44年度改正 特 (個人のみ) 1,000万円 1,700万円 3,000万円 居 置 住 用 〔44年度改正 廃止〕45.1.1~ 居住用財産の買換え特例(27年創設)を廃止 例 換 事個

人

法

用人

ż 業 [44年度改正]

法人45.4.1~

個人45.1.1~

一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して,国土政策・土地

政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設

税 制 度 の 概 要 (続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)

57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5 · 6	7
[57年度改正] 57~62.9.30 所有期間10年基準 [62年9月改正] 62.10.1~9.3.31 所有期間 5 年基準												
[57年度改正] 57年~63年 次により分離課税 4,000万円まで 20%(住6%) 4,000万円超 1/2総合課税								分離課税 万円まで 20% 万円超			年	[7年度改正] 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25%(住7.5%) 4,000万円超 30%(住9%)

〔57年度改正〕57.1.1~その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左			改正〕62.1 月1日で所		年以下⇒	 ·同左			
	3	その年1月 1)50%相当	(正 個人 <i>0</i> 1日で所有 額 (住15% 課税をした	期間2年以 目当額)	「下⇒次のい	期重課制度 いずれか多い)%相当額	の創設〕62 い方の税額1	2.10.1~9 こよる分	9.12.31 介離課税
[57年度改正] 57.1.1~ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左	3	その年1月	改正〕62.1 月1日で所 法人税に加	有期間5		加課税			
	6		改正 超短 1日で所有 人税に加え	期間2年以	下	⇒通常の治	正 分離課 引 1 日で所有 去人税率に3 ^図 による分割	有期間 2 80%の利	年以下
	·					税制度創設	正 一般の 设〕4.1.1~= O税率で追加	⇒通常σ	
4,000万円超	60~63年 (住6%) (住7.5%)		4,000万円 4,000万円	20%(住	6 %)	(3年度改正) 4.1.1~ 一律 27.5% (住8%)	5.1.1~ 廃止		
[57年度改正] 57.1.1~ 4,000万円まで20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔63年度〕 63.4.1~ 一律20		%)		改正〕3.1.1 5%(住 5			
	財産をた場合			63.4.1~ 10%(住 15%(住	4%)			10% (1	住4%) 住5%)
			〔平成元年 5,000万円;		b	〔3年度改 5,000万〕			
			〔平成元年 800万円(b))	, , ,	度改正〕		
[57年度改正 復活] 57.1.1~ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活	舌		改正 原貝 ・ら相続等 期間が30				[5年度改正 - 541~9.12.31 ①土地の対づの対で 法に基づく勧 ②譲渡価額が1 下)のもの ③譲渡る居住 等一定の要件を	・部復活〕 額について 告等を受け 億円以下(期間10年以 満たすもの	. 国土利用計画 でいないこと 6.11~2 億円以 上 こ限定
[57年度改正] 57.1.1~長期所有土地等の判定基準 の緩和 44.1.1以前取得 ⇒所有期間10年超	4.1~ 繰延額の	〔62年9月〕 個人62.10. 課税の繰り 縮減			土地等か 却資産へ	【4年度改正】 構造改の実施 有力 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現	[6年度改正 設備投資仮 のための長其 有土地等から 成市街地域内の がの がの がの が が の に が の に が の に が の に め の に め の に め の に め の に め の に め の に め の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に の に	進所既以減へ事滑業出	年度改正〕 養革新の円 と、中小企 分所分の うための買 たの追加

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

$\overline{\mathbb{Z}}$	/分	年	8	9	10	11	12				
	長区	短分	〔8年度改正〕所有期間5	年基準(特例方式の廃止)	ı					
基本	個	長期	[8年度改正] 8・9年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)		[10年度改正] 10年 次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)						
的		短期									
課	人		(個人の不動産業者等の土	上地讓渡益重課制度)	〔10年度改正〕10.1.1~12. 適用停止	12.31					
税		超短期	(個人の不動産業者等の起	9短期重課制度)	〔10年度改正〕10.1.1~ 廃止						
方	法	短期	[8年度改正] 8.1.1~ その年1月1日で所有期 ⇒通常の法人税に加え10°		〔10年度改正〕10.1.1~12. ⇒適用停止	12.31					
式	人	超 [8年度改正] 8.1.1~14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 短 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税 期		間2年以下	〔10年度改正〕 10.1.1~ ⇒廃止						
	٠	上記以外	〔8年度改正〕8.1.1~⇒通常の法人税に加え5	%の税率で追加課税	〔10年度改正〕10.1.1~12.1 ⇒適用停止	2.31					
課		軽減税率(個	(特定市街化区域農地等を (優良住宅地等を譲渡し た場合)	[8年度改正] 9.1.1~13.3.31 4.000万円まで 15%(住 4.000万円超 20%(住							
税		人	(居住用財産を譲渡した場	诗 合)							
忧		特別	(収用等)								
		別控除	(特定土地区画整理事業等								
の		(個 人·	(特定住宅地造成事業等) (農地保有合理化等)								
4±		法人)	(居住用・個人のみ)								
石山	買換	居住用			[10年度改正 要件緩和] ① 譲渡者の居住期間10 ② 買換資産についての 一定の要件を満たすも	年以上 面積要件等					
	え	事業用(個人・法人)	[8年度改正] 沿道整備権利移転等促進計 画による土地等の買換えの 追加	[9年度改正] 防災街区整備権利移転等促 進計画による土地等の買換 えの追加							

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

13 14	15	16	17	18
[13年度改正 適用期限延長 ~15.12.31		(16年度改正) 16.1.1~ 次により分離課税 一律15%(住5%) ・他の所得との損益通算を廃止 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡に よる損失が生じた場合の損益通算の特例あり ・100万特別控除廃止		
		(16年度改正) 16.1.1~ 次により分離課税 一律30%(住9%) ただし、国等に対する譲渡については、15%(住5%) ・他の所得との損益通算を廃止		
[13年度改正 停止措置延長 ~15.12.31		〔16年度改正 停止措置延長〕 ~20.12.31		
(13年度改正 停止措置延長) ~15.12.31		(16年度改正 停止措置延長) ~20.12.31		
[13年度改正 停止措置延長] ~15.12.31		(16年度改正 停止措置延長) ~20.12.31		
(13年度改正 適用期限延長 ~15.12.31		[16年度改正] 16.1.1~20.12.31 2,000万円まで 10% (住4%) 2,000万円超 15% (住5%) 課税繰延べの特例,特例控除との重複適用を廃止		
〔13年度改正〕 ① 適用期限延長~15.12.3 ② 買換資産に係る面積要		〔16年度改正〕 適用期限延長~18.12.31	〔17年度改正 買換資産に	E) 係る要件の緩和
[13年度改正] 水道水源水域に係る特定施設等 乃移転に伴う買換え、新産業者 市区域外から内への買換え、過 資精地域から特定の拠点地に 力への産業業務施設の移転に自	▼ 業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等はから既成市街地等以外の地域	[16年度改正] 防災街区整備権利移転等促進計画に基づく土地等への買換 整備事業に関する都市計画に基づく土地等又は建物若しく 買換えに改組		[18年度改正] 特定農山村地域における所 権移転等促進計画による農地の買換え、幹線道路の沿近 機備に関する法律の沿近 備権利移転等促進計画によ

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

区 区	分	年	19 · 20	21	22					
	長区	短分								
基本	個	長期								
的				(or town T. M. L. M. W. T. E.)						
課	人	短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)	[21年度改正 停止措置延長] ~25.12.31						
税				〔21年度改正 停止措置延長〕						
方	法	短期		~25.12.31						
式	人									
		上記 以外		[21年度改正 停止措置延長] ~25.12.31						
		+7	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)							
		軽減	(FOT IN A) IN SEE IN SECTION AND A LIE A	(0. b.+7 +m#m-x E)						
		税	(優良住宅地等を譲渡した場合)	〔21年度改正 適用期限延長〕 ~25.12.31						
- m		率								
課		(個 人)	(居住用財産を譲渡した場合)							
税		特	(収用等)							
		特別控除	(特定土地区画整理事業等)							
			(特定住宅地造成事業等)							
の		個人・	(農地保有合理化等)							
		法人	(居住用・個人のみ)	平21·22取得 〔21年度改正 創設〕 土地等 1,000万円						
特	買	居住用	[19年度改正] ① 適用期限延長~21.12.31 ② 買換え資産についての床面積要件の上限 ③ 相続等により取得した居住用財産の買換 に一本化し、廃止	厳廃 え特例は,特定居住用財産の買換え特例	(22年度改正) ① 適用期限延長~23.12.31 ② 譲渡価額が2億円以下のものに限定					
例	換え	事 業 用	[19年度改正] 防災再開発促進地区内における認定建替計画 に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地 等の買換えを追加							

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降) (続)

23	24·25	26	27
		〔26年度改正 停止措置延長〕	
		~29.3.31	
		〔26年度改正 停止措置延長〕	
		~29.3.31	
		[26年度改正 停止措置延長] ~29.3.31	
		23.5.01	
		〔26年度改正 適用期限延長〕 ~28.12.31	
		<u> </u>	
	〔24年度改正〕	〔26年度改正〕 ① 適用期限延長~27.12.31	
	 適用期限延長~25.12.31 譲渡価額が1.5億円以下のものに限定 	(1) 適用期限延長~27.12.31(2) 譲渡価額が1億円以下のものに限定	
〔23年度改正〕	[24年度改正]	[26年度改正] ① 適日期限延長~29331	(27年度改正) 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換えについて
大気汚染規制区域の内から外への ばい煙発生施設の買換え等の廃止	長期所有土地等(所有期間10年 超)の買換え ① 適用期限延長 ~26.12.31	適用期限延長~29.3.31 ② 誘致区域の外から内への買換えを 廃止 等 ③ 本市機能誘導区域以外から内への	図 適用期限延長 ~29.3.31 ② 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を 除外
	② 買換資産の見直し	関換えを追加 ④ 日本船舶の買換えについて、船齢 の高い船舶を除外、買換資産につい て環境負荷低減に資する作業船を追	(③) 圧縮割合の引下げ イ 集中地域(3大都市圏)以外の地域から集中
		て環境負荷低減に資する作業船を追加,環境負荷要件の見直し 等	地域(東京23区を除く)への買換え:75% ロ 集中地域(3大都市圏)以外の地域から特定 の地域(東京23区)への買換え:70%

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

$\overline{\mathbb{Z}}$	年区分		28	29	30					
	長区	短分								
基										
本	個	長期								
的										
課		短期								
税	人		(個人の不動産事業者等の土地譲渡 益重課制度)	〔29年度改正〕 停止措置延長~2.12.31						
方	法	短期		〔29年度改正〕 停止措置延長~2.3.31						
式	人	上記 以外		〔29年度改正〕 停止措置延長~2.3.31						
		軽	(特定市街化区域農地等を譲渡し	 た場合)						
	個減人稅		(優良住宅地等を譲渡した場 合)	〔29年度改正〕 適用期限延長~令和元.12.31						
	`	率	(居住用財産を譲渡した場合)							
			(収用等)							
			(特定土地区画整理事業等)							
課		特別控除	(特定住宅地造成事業等)							
		控除	(農地保有合理化等)							
税		(個人・法	(居住用・個人のみ) 〔28年度改正〕 空き家に係る譲渡所得の特別控除 28.4.1~令和元.12.31の譲渡	の特例の創設						
		法人)	(平21·22取得土地等)							
の										
特	特 例 居住用 事業用 よい (個人・法人)		〔28年度改正〕 適用期限延長~29.12.31		[30年度改正] 適用期限延長 ~令和元.12.31 買換資産が非耐火既存住宅である場合の要件 に、その取得の日以前25年以内に建築された ものであること又は地震に対する安全性に係 る規定若しくはこれに準ずる基準に適合する ことのいずれかを満たすことを加える。					
例				(29年度改正) ① 適用期限延長 ~2.3.31 ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え、農用地区域内にある土地等の買換えを廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え、船舶から船舶への買換えについて、対象資産の見直し						

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)(続)

令和元	2	3	4
	[2年度改正]		
	停止措置延長~5.3.31		
	(2年度改正) 停止措置延長~5.3.31		
	〔2年度改正〕 停止措置延長~5.3.31		
	〔2年度改正〕 適用期限延長~4.12.31		
[令和元年度改正]			
空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長~5.12.31の譲渡			
	(Okkala Mara)		
	[2年度改正・個人のみ] 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除の 創設 令2.7.1~4.12.31までの譲渡		
	[2年度改正]		[4年度改正]
	適用期限延長~3.12.31		適用期限延長~5.12.31 買換資産が令和6年1月1日以後に建築確認 を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同年6 月30日以前のものを除く。)等である場合の要 件に、その住宅がエネルギーの使用の合理化 に資する一定の住宅であることを加える。
	(2年度改正) (2年度改正) (1) 適用期限延長~5.3.31 (過疎地域の外から内への買換え、危険密集市街地内にある土地等の買換えについては3.3.31) (2) 都市機能誘導区域の外から内への買換えを廃止 (3) 既成市街地等の内から外への買換え、長期保有土地等(所有期間10年超)の買換えについて対象資産の見直し、危険密集市街地内にある土地等の買換えについて適用要件の見直し、航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、圧縮割合の引下げ	への買換え及び防災 再開発促進地区内に	

23. 法 人 税 率

			各事業年度	 の 所	——— 得 に	 対 す	 る 税	率	
適用事業年度		 普	通法	人					上 法人等(注1)
区分	基本	税 率	軽 減 移			協同系	組合等	右記	公益社団・財 団法人, 非営
	留保分	配当分	所 得 区 分	留保分	配当分	留保分	配当分	以外	利型一般社
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法) 人のみ	28%	22%	23%	19%	23%	_
45. 5. 1 //	36.75%	"	"	"	"	"	"	"	_
47. 4. 1以降開始	"	"	"	"	"	"	"	"	_
48. 4. 1 //	"	"	"	"	"	"	"	"	_
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ	"	"	"	"	"	_
50. 5. 1 /	"	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ	"	"	"	"	"	_
56. 4. 1 /	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法) 人のみ	30%	24%	25%	21%	25%	_
59. 4. 1 /	43.3%	33.3%	"	31%	25%	26%	22%	26%	_
60. 4. 1 //	"	"	"	"	"	28%	23%	28%	_
62. 4. 1 /	42%	32%	"	30%	24%	27%	22%	27%	_
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	"	29%	26%	// 特定の協等 同所得10 億円超の 部分30%	25%	"	_
2. 4. 1 //	37.	5%	" 28%		%	27% (特定の協同組合 (等の所得10億円)超の部分30%		"	_
10. 4. 1 /	34.	5%	"	25%		25% (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%		25%	_
11. 4. 1 /	30	1%	"	22	!%	/特定のは	导10億円	22%	_
13. 4. 1 /	,	"	"	,	"	"		"	_
18. 4. 1 /	,	"	"	,	"	,	"	"	_
19. 4. 1 🥓	,	"	"	,	"	,	"	"	_
20. 4. 1 /	,	"	"	,	"		"	"	30% (年所得800万円) 以下の部分22%) (20.12.1以降終了)
21. 4. 1以降終了	,	"	"	18	·%	22% (年所得800万円以 下の部分18%。 特定の協得10億円 超の部分26%		// (年所得 800万 円以下 の分 18%	30% (年所得800万 円以下の部分 (18%
22. 4. 1以降開始	,	"	年800万円以下 資本金1億円以下の法 人の子。 後衛本金の額等 が5億円以上でを が5億円以上でその法 人等とのる完全を があるもの等を除く。	,	"		"	"	"

の 推 移

清算所得に	対する税率		「各事業年度 うち, 最も	同族会社の留住 の留保所得金額: 多い金額を控除	した金額 年3000万円	③, ④の I以下 10%	退職年金等積立
積立金から成る部分	7 C	り他			年3,000万円 年 1億円	超 15 超 20	金に対する税率
普通法人 協同組合等	普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準	
非課税 積立金から成る部分 については清算所得 に対する法人税を課 さない。	30% (42.6.1 以後の解散 又は合併か ら適用	21% (42.6.1 以後の解散 又は合併か ら適用	資本金の25%相 当額度表の名子の利 業年金額 積立金額	30%	年150万円	_	退職年金業務等 を行う法人の退 職年金等積立金 の額の 1%
"	"	"	"	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	_	"
	"	"	"	"	年350万円	_	"
<i>"</i>	"	"	"	"	年500万円	_	"
	35%	"	"	"	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	_	"
<i>"</i>	"	"	"	"	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	_	"
	37% (56.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23% (56.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
<i>"</i>	38.1% 59.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23.9% 59.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	"	25.8% (60.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	37% (62.4.1 以後の解散又は 合併から適用	24.8% (62.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	35.2% (元.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	"	_	"
"	33% (2.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	"	_	"
"	30.7% (10.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23.1% (10.4.1 以後の解散又は) 合併から適用	"	"	"	_	"
"	27.1% (11.4.1 (以後の解散又は 合併から適用	20.5% (11.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"(注3)
"	以後の解散又は	// (13.4.1 (以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"(注3)
"	"	"	"	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本 (同 族関係者からの借入を含 む。) /総資産)が30%に連本 るまでの額(自己資本比率が 30%未満の中小法人のみ)	"(注3)
"	"	"	"	40%	"	_	"(注3)
"	"	"	"	"	"	_	″(注3)
"	"	"	"	"	"	_	"(注3)
清算所得課税を廃止し、	通常の所得	果税に移行	"	"	"	_	"(注3)

23. 法 人 税 率

		各事業年度	の 所 得 に	対する税	率	
適用事業年度	普	通法	人	拉 目 如 人 竺	公益法	人等(注1)
区 分	基 本 税 率	軽 減 移	至 率	協同組合等	右記	公益社団·財 団法人,非営 利型一般社
	留保分 配当分	所 得 区 分	留保分 配当分	留保分 配当分	以外	利型一般社 団·財団法人
23. 4. 1以降開始	"	年800万年 中海の一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	"	u	"	"
24. 4. 1 /	25.5%	"	15% (注2)	19% (年所得800万円以下の部分15%(注 2)特定の協同組合等の年所得10 億円超の部分22 %	19% (年所得) 800万 円以下 の部分 15% (注2)	25.5% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2)
27. 4. 1 /	23.9%	"	"	"	"	23.9% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2)
28. 4. 1 //	23.4%	"	"	"	"	23.4% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2)
30. 4. 1 /	23.2%	"	"	"	"	23.2% (年所得800万 円以下の部分 15% (注2)

- (注1)他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合
- (注2) 平成24年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率(平成31年4月1日以後に開始する事業年度については、適用除外事業者に該当する普通法人を除く)。

24. 法 人 の 種 類 別 法 人 数,

	区				,				申告法人数		所 得	金 額		税	額
					5	J			甲百広八数	利	益	欠	損	7元	识
内	国			法人											
並自	Ĺ	重		法			,	/							
会			社				4	争	2,761,735		521,720		184,751		
う	ち	特	定	I	的	会	ŧ	±	1,127		28		834		
企		業		組	1		î	<u></u>	1,325		30		19		
医		療		注	Ė		,	/	55,017		7,979		3,905		
小						計			2,818,077		529,728		188,675		103,905
人	各 の	な	67		社	团	4	宇	22,098		225		116		37
協	同		組		合		4	宇							
農業	英協 同	組	合 及	V.	同	連	合 结	Ž	2,845		5,461		94		

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

^{2.} 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)を対象として令和3年7月31日現在でとりまとめたものである。

の 推 移(続)

	清算所得に	対する税率		「各事業年度 うち, 最も	同族会社の留信 の留保所得金額 多い金額を控除	呆金に対する税 から次の①, ②, した金額 年3,000万円	率 ③, ④の 以下 10%	退職年金等積立
積立金か	ら成る部分	その	の他			年3,000万円 年3,000万円 年 1億円	J超 15 J超 20	金に対する税率
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準	
	"			"	"	"	_	"(注3)
	"			"	"	"	_	"(注3)
	"	,		"	"	"	_	"(注3)
	"	,		"	"	"	_	"(注3)
"				"	"	"	_	"(注3)

- (注3) 平成11年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税が停止されている。
- (参考) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度については基準法人税額の4.4%, 令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%の地方法人税が課される。

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内に属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

所 得 金 額 及 び 税 額(令和2年度分)

(単位 社, 億円)

	,		7-			中生社 1 米		所 得	金 額		±14	dos
	<u>x.</u>		5	r		申告法人数	利	益	欠	損	税	額
消費	生活協同	引組合	及び同	連合	会	595		1,587		84		
中小企業等協同組合(企業組合を除く。)					12,995		806		440			
漁業生産組合,漁業協同組合及び同連合会					1,828		110		59			
森木	木 組 合	及び	び同連合会		2,686		96		14			
そ		の他			21,552		14,285		554			
/	`			計		42,501		22,345		1,245		3,077
公	益	法	人		等	56,673		2,781		2,378		563
外	国 法 人		5,224		3,626		892		738			
/	`		計		2,944,573		558,705		193,305		108,319	
連	結		法 人		1,842		137,854		43,587		12,089	
合				計		2,946,415		696,559		236,892		120,408

- 3. 連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。
- 4. 「申告法人数」及び「所得金額」は、清算確定分を含まない。
- 5. 「税額」欄は、所得金額、留保金額及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。

25. 法 人 の 資 本 金 階 級 別 得 の 所

	資本	金階級	番	500万F	9以下	500万	円超	1, 0007	万円超	5, 0007	万円超	1億	 円超
所得階級			号	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額
利 益 計	上	法人											
100万	〕円	以下	1	190, 570	793	49, 675	216	13, 597	65	1,030	5	170	1
100万	〕円	超	2	95, 065	1, 396	27, 748	414	8, 808	129	832	12	128	2
2007	〕円	"	3	64, 453	1,607	20, 817	522	6, 924	172	649	16	94	2
3007	〕円	"	4	79, 215	3, 132	29, 858	1, 191	11, 053	434	1, 120	43	193	8
5007	〕円	"	5	90, 360	6, 473	42, 936	3, 118	19, 177	1, 402	2, 051	151	321	23
1,000万	〕円	"	6	51, 447	7, 287	36, 177	5, 160	21,642	3, 134	2, 849	411	507	74
2, 0007	〕円	"	7	28, 850	8, 825	31, 447	9,799	27, 659	9,001	4, 795	1, 597	1, 038	342
5, 0007	〕円	"	8	7, 119	4, 981	11, 835	8, 126	15, 542	11,062	3, 948	2, 805	1,008	731
1 億	凯円	"	9	2, 449	3, 415	5, 389	7, 198	9, 206	13, 076	3, 517	5, 045	1, 169	1, 705
2億	凯円	"	10	1, 033	3, 147	2, 465	7, 052	5, 254	16, 301	3, 498	10, 895	1, 700	5, 567
5億	急円	"	11	253	1,720	586	3, 669	1, 235	8, 706	1, 383	9, 970	1, 159	8, 141
10億	急円	"	12	132	3, 513	288	8, 635	553	13, 096	926	24, 728	1, 342	41, 318
<u>=</u>	t		13	610, 946	46, 291	259, 221	55, 100	140, 650	76, 578	26, 598	55, 679	8, 829	57, 915
欠 損	法	人	14	1, 102, 093	35, 137	450, 922	30, 770	154, 543	29, 246	26, 132	24, 548	4, 028	9, 262

- (備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
 - 2. 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)について、令和3年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和3年8月末現在でとりまとめたものである。 3. 年2回以上の事業年度を持つ法人の所得階級区分及び所得金額は次による。

26. 法人数 (普通法人) の業種別の資本金階級別表 (令和2年度分)

(単位 社)

資本金階級業種	100 万 円以下	100 万円超	500万円超	1,000万 円 超	5,000万 円 超	1 億円 超	10億円 超	50億円 超	100 億 円 超	合 計
農林水産業	7, 501	17, 756	5, 971	2, 559	613	78	4	1	_	34, 483
鉱業	126	933	1, 083	847	149	22	14	10	15	3, 199
建 設 業	54, 561	234, 591	96, 153	59, 659	4, 437	532	120	35	35	450, 123
繊 維 工 業	526	3, 178	3, 826	1, 542	282	50	14	5	4	9, 427
化 学 工 業	1, 643	9, 772	10, 727	6, 320	1, 780	698	227	77	82	31, 326
鉄鋼 金属工業	2, 147	20, 266	16, 336	6, 739	1, 357	363	86	25	22	47, 341
機 械 工 業	4, 903	28, 869	24, 842	11, 219	2, 978	945	287	92	104	74, 239
食料品製造業	4, 669	16, 995	12, 479	5, 904	1, 510	325	94	20	25	42, 021
出版 印刷業	2, 322	11, 271	10, 825	3, 738	755	144	25	3	6	29, 089
その他の製造業	7, 790	35, 548	26, 299	9, 355	1, 962	407	99	26	23	81, 509
卸 売 業	18, 111	81, 287	87, 776	36, 039	6, 915	1, 667	319	53	46	232, 213
小 売 業	40, 838	163, 869	82, 770	20, 926	2, 939	505	130	31	42	312, 050
料理飲食旅館業	27, 066	68, 056	25, 881	7, 452	1, 375	175	69	12	8	130, 094
金融保険業	14, 303	18, 645	8, 896	3, 293	1, 765	927	514	164	402	48, 909
不 動 産 業	68, 602	152, 074	88, 755	27, 659	7, 446	943	172	32	44	345, 727
運輸通信公益事業	14, 118	26, 942	29, 674	18, 939	3, 055	1, 109	307	63	95	94, 302
サ ー ビ ス 業	229, 227	324, 534	177, 850	73, 003	13, 412	3, 967	509	84	99	822, 685
計	498, 453	1, 214, 586	710, 143	295, 193	52, 730	12, 857	2, 990	733	1, 052	2, 788, 737

⁽備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

^{2.} 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事 業年度) について、令和3年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和3年8月末現在でとりまとめたものである。

^{3.} 本表は、連結法人を除いている。

^{4.} 相互会社は、実態に即して便宜的に資本金100億円超の階級として集計し、金融保険業に含めている。

階 級別表(令和2年度分)

(単位 社. 億円)

(単位 社. 億円)

				(平匹 11, 1811)							(+12. 11	-, 応]/
10億	円超	100億	円超	合	計	番				番	連 結	法人
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	号	所得階級		号	法人数	金 額	
							禾	引益 計上	法人			
29	0	11	0	255, 082	1,081	1		100万円	以 下	1	9	0
166	2	89	1	132, 836	1,957	2		100万円	超	2	5	0
15	0	24	1	92, 976	2, 320	3		200万円	"	3	6	0
15	1	5	0	121, 459	4, 809	4		300万円	"	4	10	0
31	2	8	1	154, 884	11, 170	5		500万円	"	5	28	2
42	6	6	1	112, 670	16, 073	6		1,000万円	"	6	46	7
90	29	11	3	93, 890	29, 595	7		2,000万円	"	7	64	22
115	75	14	10	39, 581	27, 791	8		5,000万円	"	8	75	57
192	247	15	20	21, 937	30, 706	9		1 億円	"	9	86	127
351	1, 036	20	54	14, 321	44, 051	10		2億円	"	10	144	494
393	2, 561	36	250	5, 045	35, 016	11		5億円	"	11	103	753
1, 243	54, 433	570	160, 432	5, 054	306, 155	12		10億円 /		12	471	125, 683
2, 682	58, 389	809	160, 771	1, 049, 735	510, 723	13	計		13	1, 047	127, 145	
1, 041	14, 131	243	27, 291	1, 739, 002	170, 384	14	ク	て損が	も 人	14	776	43, 601

27. 法 人 数 の 累 年 比

(単位 社,%)

区 分	普 通	法 人	協同組	. 合 等	公 益 法	人等	Ē	t	
区 分	法人数	割合	法人数	割 合	法人数	割合	法人数	割	合
昭和45年	986, 825	94. 9	48, 488	4. 7	4, 847	0.5	1, 040, 160		100.0
50	1, 346, 476	95. 5	54, 615	3. 9	9,519	0.7	1, 410, 610		100.0
55	1, 645, 589	95. 8	60, 172	3. 5	12, 442	0. 7	1, 718, 203		100.0
60	1, 902, 956	96. 0	61, 832	3. 1	17, 846	0.9	1, 982, 634		100.0
平成元	2, 175, 725		,	2. 6		0. 9			100.0
5	2, 561, 830	97. 0	57, 842	2. 2	22, 367	0.8	2, 642, 039		100.0
10	2, 699, 881	97. 1	56, 052	2. 0	25, 374	0.9	2, 781, 307		100.0
11	2, 730, 482		55, 393	2. 0	.,	0. 9	, - ,		100.0
12	2, 766, 457		55, 067	1.9	-,	0. 9	2, 847, 983		100.0
13	2, 791, 841		54, 313	1.9	.,	1.0	2, 874, 111		100.0
14	2, 806, 347		53, 613	1.9	30, 397	1. 1	2, 890, 357		100.0
15	2, 790, 489		. ,	1.8		1. 1	2, 875, 649		100.0
16	2, 809, 691			1.8	35, 511	1. 2	, ,		100.0
17	2, 830, 691	96. 9	,	1. 7	,	1.3	2, 920, 221		100.0
18	2, 853, 438		50, 277	1. 7	,	1. 4	, ,		100.0
19	2, 892, 567		48, 594	1.6		1.5	, ,		100.0
20	2, 890, 928		47, 635	1.6		1.5	2, 982, 894		100.0
21 · · · · · · · ·	2, 886, 807		46, 882	1.6		1. 5	2, 979, 179		100.0
22	2, 866, 659		45, 956	1.6		1. 6			100.0
23	2, 865, 264			1.5		1. 6	2, 958, 076		100.0
24	2, 873, 203			1.5		1. 6	, ,		100.0
25	2, 893, 509			1.5		1. 7	, , .		100.0
26	2, 903, 874		43, 905	1.5		1. 7	, , -		100.0
27	2, 927, 903	96.8	43, 865	1.4	53, 057	1.8	3, 024, 825		100.0
28	2, 955, 577	96.8	43, 687	1.4	54, 422	1.8	3, 053, 686		100.0
29	2, 980, 284	96.8	43, 454	1. 4	55, 920	1.8	3, 079, 658		100.0
30	3, 004, 951	96.8	43, 194	1.4	56, 970	1.8	3, 105, 115		100.0
令和元	3, 036, 497	96.8	42, 869	1. 4	57, <i>9</i> 57	1.8	3, 137, 323		100.0
2	3, 089, 709	96. 8	42, 544	1.3	58, 972	1.8	3, 191, 225		100.0

① 利益計上法人の場合は、所得金額の(正)の合計金額による。 ② 欠損法人の場合は、所得金額の(負)の合計金額による。 4. 連結申告を行った法人は、1グループ1社として集計している。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 「法人数」は内国法人(人格のない社団等を除く。)の数であり、平成18年以前はその年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(休業中等の理由による無申告法人を含む。)について示し、平成19年以降は翌年6月30日現在の法人数を示している。 3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでおり、連結中告を行った法人は、1グループを1社として集計している。 4. 昭和45年は沖縄国税事務所分を除く。

- (1) 「各事業年度の所得 | については
 - ① 普通法人

イ 資本金1億円以下のもの

(年800万円以下の所得)

平11 62年度 平元 平2 平10 平21 平24~ 留 保 分 30% 29% 28% 22% 25% 18% 15%(注1) 配 当 分 24% 26%

(年800万円超の所得)

平24 平11 62年度 平元 平2 平10 平27 平28 平30~ 保 分 42% 40% 37. 5% 34. 5% 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 配 当 分 32% 35%

ロ 資本金1億円超のもの

62年度 平元 平2 平10 平11 平24 平27 平28 平30~ 留 保 分 42% 40% 37. 5% 34. 5% 30% 25. 5% 23. 9% 23. 4% 23. 2% 配 当 分 32% 35%

② 公益法人等

イ 下記以外のもの

62年度 平10 平11 平21 平24~ 22% 22% 27% 25% 19% (年800万円以下の所得) 平21 平24~ 18% 15%(注1)

ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人

(年800万円以下の所得)

平20 平21 平24~

22% 18% 15%(注1)

(年800万円超の所得)

平27 平28 平30~ 平20 平24 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2%

③ 協同組合等*

62年度 平元 平2 平10 平11 平21 平24~ 留 保 分 27% 27% 27% 25% 22% 22% 19% 配 当 分 22% 25% 平21 平24~ (年800万円以下の所得) 18% 15%(注1)

**特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22%

- (注1) 平成24.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各事業年度に適用される税率。ただし、平成31.4.1 以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各 事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)に該当する法人の年800万円以下の部分につ いては、19%。
- (注2) 普通法人の軽減税率については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等には適用しない。
- (2) 「清算所得」については

平元 平2 平10 平11 平22~ 63年度

- ① 普通法人 37 % 35.2% 33 % 30.7% 27.1%
- 通常の所得課税に移行 ② 協同組合等 24.8% 24.8% 24.8% 23.1% 20.5%

(1) 受取配当等の益金不算入

内国法人が受け取る株式等に係る配当等の額のうち次の①~④の金額は、益金の額に算入しない。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額
 - (注) 完全子法人株式等とは、内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定 のものをいう。
- ② 関連法人株式等(①以外の持株割合3分の1超の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額から負 債利子の額を控除した残額
- ③ ①、②及び④以外の株式等(持株割合5%超3分の1以下の株式等)に係る配当等の額…その配当等の 額の50%相当額

率

税

所得の 計算 (主なも の

- ④ 非支配目的株式等(持株割合5%以下の株式等)に係る配当等の額(特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。)…その配当等の額の20%相当額
 - (注1)保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入
 - (注2)協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入
- (2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入

外国子会社(持株割合25%以上の株式等)に係る受取配当等についてはその95%相当額(受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除)が益金不算入とされる。

(3) 有価証券の期末評価方法

売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。

(4) 棚卸資産の期末評価方法

原価法又は低価法(期末の一般的な時価)による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、 時価法による。

- (5) 減価償却(後掲)
- (6) 貸倒引当金

所

得

 σ

計

算

主

な

も

 σ

続

法人社内留保課税

租税の特別減免

- ① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権(その一部につき回収が不能となった債権に限る。)と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率(過去3年間の貸倒実績率)を乗じて貸倒見込額を計算する。
- ② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率(租税特別措置)を適用できる。(本特例については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。)
- (7) 収益及び費用の帰属事業年度の特例
 - ① 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度
 - イ 工事(製造及びソフトウェアの開発を含む。)のうち、工事期間が1年以上であること、請負金額が10億円以上等の要件に該当するもの(長期大規模工事)の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。
 - ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。
 - ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度

資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用 の額を計上することができる。

特定同族会社の留保金課税

法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額(①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額)を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%)を適用して計算した留保税額が課される。

特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社 (資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等に限る。)をいう。

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4)
 - ① 一般試験研究費に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について,試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合(2%~14%)を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の25%を限度とする。)ができる。
 - イ 増減割合が9.4%超 10.145% + (増減割合-9.4%) ×0.35 (14%を上限とする。)
 - ロ 増減割合が9.4%以下 10.145% (9.4% 増減割合) × 0.175 (2%を下限とする。)
 - ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

※ 税額控除割合が10%を超える部分については、令和3.4.1~令和5.3.31の間に開始する各事業年度に限る。

なお、研究開発を行う一定のベンチャー企業については税額控除の上限を15%上乗せする特例を受けることができる。

- (注)上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く。)をいう。
- ② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除(当期の法人税額の25%を限度とする。)ができる。

なお、令和3.4.1~令和5.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が9.4%を超える場合の税額控除割合及び税額控除の上限は、次のとおりとする。

- イ 税額控除割合 12% + (増減割合-9.4%) ×0.35 (17%を上限とする。)
- ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%
- ※ 令和3.4.1~令和5.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合(試験研究費割合)が10%を超える場合には、上記①②については、次のとおりとする。
 - イ 上記①の税額控除割合に、次の割合を加算する。
 - (上記①で算出した税額控除割合×控除割増率)

※控除割増率: (試験研究費割合-10%) ×0.5 (10%を上限)

- ロ 上記②の税額控除割合に、次の割合を加算する。
 - (12%×控除割増率)
 - ※ なお、試験研究費の増減割合が9.4%を超える場合には、さらに次の割合を加算する。 ((増減割合-9.4%) ×0.35×控除割増率)
- ハ 上記①②の税額控除額の上限に、次の金額を上乗せする(中小企業者等にあっては、上記②ロの適用を受ける場合を除く。)。
 - 当期の法人税額×((試験研究費割合-10%)×2)

※ (試験研究費割合-10%) ×2の上限は10%

- ※※ 令和3.4.1から令和5.3.31までの間に開始する事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度(研究開発を行う一定のベンチャー企業が控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。)については、上記①②の税額控除額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せする。
- ③ 特別試験研究費に係る税額控除制度…特別試験研究費の額(上記①又は②の対象となったものを除く。)について,次の試験研究の区分に応じ,次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は②とは別枠で、当期の法人税額の10%を限度とする。)ができる。

イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%

- ロ 研究開発型ベンチャー又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25%
- ハ 上記以外のもの 20%
- (2) 中小企業投資促進税制(措法42の6)

中小企業者等が指定期間(平成10.6.1~令和5.3.31)内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(下記⑪「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる(ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。)。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9)

沖縄県知事の認定を受けた一定の事業者(認定事業者)が平成14.4.1~令和7.3.31のうち一定の期間内に,次の区域内において工業用機械等の取得等をした場合に,取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

控除限度超過額については4年間の繰越しができる(各事業年度終了の日において認定事業者である者に限る。)。

- ① 観光地形成促進地域
- ② 情報通信産業振興地域
- ③ 産業イノベーション促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区

租

税

の

特

別

減

免(続

- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10) 特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間(平成 26.4.1~令和6.3.31) 内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特 定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当 期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。
 - イ 平成31.4.1~令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31.3.31以前に受けた確認 に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。):特別償却割合45%(建物等23%).税 額控除割合14% (建物等7%)
 - ロ 上記イ以外の特定機械装置等:特別償却割合50%(建物等25%),税額控除割合15%(建物等8%)
- (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の

総合特別区域法の指定法人が指定期間(平成23.8.1~令和6.3.31)内に、国際戦略総合特別区域内にお いて特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控 除(当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

- イ 平成31.4.1~令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31.3.31以前に受けた指定 に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。):特別償却割合34%(建物等 17%). 税額控除割合10% (建物等5%)
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等:特別償却割合40%(建物等20%). 税額控除割合12%(建物等6%) (6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除(措法42の11の2)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日 (平成29.7.31) から令和5.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業 用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の 法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

- イ 機械装置及び器具備品:特別償却割合40%. 税額控除割合4%(平成31.4.1以後に承認を受けた法 人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供したものに あっては、特別償却割合50%、税額控除割合5%)
- 口 建物等:特別償却割合20%. 税額控除割合2%
- (7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の 1103)

地域再生法一部改正法施行日(平成27.8.10)から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受 けた法人が、認定日の翌日から3年以内にその計画に記載された特定建物等の取得等をした場合に、次の 場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)のい ずれかの選択ができる。

- ① 移転型計画:特別償却割合25%,税額控除割合7%
- ② 拡充型計画:特別償却割合15%. 税額控除割合4%
- (8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12)
 - ① 地域再生法一部改正法施行日(平成27.8.10)から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を 受けた法人が、認定日の翌日から2年以内の日を含む事業年度(適用年度)において、次のイの要件を 全て満たす場合に、その計画に従って移転又は新増設をした特定業務施設において増加させた雇用者に ついて、次の口に掲げる金額の合計額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。 ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除 | の適用を受けた事業年度については、適用することができない。(上記(7)との選択適用)

イ 要件

- (イ) 当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと
- (ロ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと
- 口 税額控除額
 - (イ) 30万円(移転型計画の場合は、50万円)に、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数を上限とす る。) のうち特定業務施設に勤務する無期・フルタイムの新規雇用者の数に達するまでの数を乗じ て計算した金額

和

税

 \mathcal{O}

特

別

減

免 続

- (ロ) 20万円 (移転型計画の場合は、40万円) に、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数を上限とする。) から特定業務施設に勤務する新規雇用者の総数を控除した数のうち他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期・フルタイムの雇用者(新規雇用者を除く。)の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者(上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含む。)が、適用事業年度以後の各適用年度(基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。)において、上記①イ(口)の要件を満たす場合には、計画認定日(移転型計画に限る。)以後に終了する事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に40万円(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には30万円)を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。(上記(7)との併用可能)
- (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措法42の12の2) 地域再生法一部改正法施行日(平成28.4.20)から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生 計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を 控除した金額(その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。)の税額控除(当期の法人税額の5%を限度とする。)ができる。
- (10) 中小企業経営強化税制(措法42の12の4)

中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1~令和5.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%)の税額控除(上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の5)
 - ① 令和4.4.1~令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合(継続雇用者給与等支給増加割合)が3%(資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上である法人については、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。)以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 10%

- ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が 20%以上である場合 5%
- ② 中小企業者等が、平成30.4.1~令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の比較雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。
 - イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合 15%
 - ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が 10%以上である場合 10%
- (12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の6)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日(令和2.8.31)から令和7.3.31までの間に、その法人の認定導入計画に従って認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は次の各地域ごとの税額控除割合による税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

- ① 条件不利地域(令和4年度:15%,令和5年度:9%,令和6年度:3%)
- ② その他の地域(令和4年度: 9%, 令和5年度: 5%, 令和6年度: 3%)
- (13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の7)

和

税

の

特

別

減

免(続

- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
 - イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等法の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和5.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%)の税額控除(下記口及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。
 - ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和5.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%)の税額控除(上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

② カーボンニュートラル投資促進税制

産業競争力強化法の認定事業適応事業者(認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。)が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和6.3.31までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を取得等した場合には、その取得価額の50%の特別償却又は5%(エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する場合には10%)の税額控除(上記①イ及び口の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)のいずれかの選択ができる。

- (14) 沖縄の認定法人の所得の課税の特例(措法60)
 - ① 情報通信産業特別地区

情報通信産業特別地区として定められている区域内において、情報通信産業振興計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31までの間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

② 国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域として定められている区域内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31の間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

③ 経済金融活性化特別地区

経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立された法人で、同地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和7.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。

(15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(措法61)

国家戦略特別区域法の指定を令和6.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。

(16) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例(措法66の13)

一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和6.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式の取得後3年以内に、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金に算入される。

租

税

の

特

別

減

免(続

和

税 \mathcal{O}

特

別

減

免

続

- ※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の 平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。
- ※2 大企業が、平成30.4.1~令和6.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該 当する場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。
 - ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下である場合は、対象外とする。
 - ① 要件
 - イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額以下であること
 - ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%以下であること
 - ※※ なお、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上で、前期の所得金額 が零を超える大企業の場合には、上記①の要件を次のとおりとする。
 - イ 継続雇用者給与等支給額の対前期増加割合が1%未満であること(令和4年度については 0.5%未満)
 - ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%以下であること
 - ② 税額控除規定
 - イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(上記(1)の①③)
 - ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(6))
 - ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(上記(2))
 - ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(上記(3))

使のあ課途支る税 秘出を 場場が の特例

法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の 支出額の40%の法人税を課する。(措法62)

使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住、 所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払と して支出されたものであることが明らかなものは除かれる。

(1) 法人の各事業年度開始の目前10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金 の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額(控除前所得 金額)の50%相当額を限度とする。

なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所 得金額とする特例が設けられている。

- ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額
- ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額
- ※ 産業競争力強化法等の一部改正法施行日(R3.8.2)から同日以後1年を経過する日までの間に産業 競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた法人のうちその事業適応計画に従って同法の事業適応を実 施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額について は、欠損金の繰越控除前の所得の金額(その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額 に達するまでの金額に限る。)の範囲内で損金に算入できる(措法66の11の4)。
- (2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。

ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和6.3.31までの間に終了する事業年度において生じた 欠損金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付 制度は適用されない(措法66の12)。

- ① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの(資本金の額等が5億円以上の法人等の100% 子法人等を除く。)
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
- ④ 人格のない社団等
- (注) 災害により棚卸資産等に生じた損失の額(災害損失欠損金額)がある場合は、その災害損失欠損金 額について繰戻還付ができる。

納

期

(1) 期限内申告の場合

事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限(各事業年度終了の日の翌日から2月以内。 事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限(事業年度開始後6月を経過 した日から2月以内),確定申告書の提出期限(事業年度終了の日の翌日から2月以内。)

欠 損 金 の 繰 越 し 繰

戻

L

度の概要(続)

納

期

続

ただし、法人が、定款等の定め等の理由により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間(次に該当する場合は、次の期間)延長することができる。

- ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内 に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内におい て税務署長が指定する月数の期間
- ② 特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合…税務署長が指定する月数の期間

なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。

- (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日
 - (注) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないときは税務署長の指定した日まで提出期限を 延長することができる。

修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。

※ 大法人等の確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により提供しなければならない。

法人事業税

(1) 資本金1億円超の普通法人

(所得割) 所得の1.0% (付加価値割) 付加価値額の1.2% (資本割) 資本金等の額の0.5%

(2) 資本金1億円以下の普通法人

(所得割) 年所得400万円以下3.5% 800万円以下5.3% 800万円超7.0%

- (3) 一定の業種を営む法人
 - ① 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等を除く)・導管ガス供給業・保険業を営む法人 (収入割)収入金額の1.0%
 - ② 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人 (収入割)0.75%(付加価値割)0.37%(資本割)0.15%
 - ③ 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人 (収入割)0.75% (所得割)1.85%
 - ④ 特定ガス供給業を営む法人

(収入割) 0.48% (付加価値割) 0.77% (資本割) 0.32%

※上記のほか、事業税の付加税として特別法人事業税が課される。

上記(1)又は(2)の法人…基準所得割額に対し、260%(上記(1)の法人)又は37%(上記(2)の法人) 上記(3)の法人…基準収入割額に対し、30%(上記(3)①の法人)、40%(上記(3)②③の法人)又は62.5%(上記(3)④の法人)

法人道府県民税 (均等割) 2~80万円 (法人税割) 法人税額の1.0% 法人市町村民税 (均等割) 5~300万円 (法人税割) 法人税額の6.0%

地方法人税(国税) 法人税額の10.3%

資 産

再

評

価

(1) 第1次再評価

昭25.1.1~10.30の期間 再評価差額に対して6%課税

(2) 第2次再評価

昭26.1.1~9.30の期間 課税条件は第1次に同じ

(3) 第3次再評価

昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税

ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免

(4) 第4次再評価

中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税

他の法人課税(備考

そ

 \mathcal{O}

連結納税制度とは、親法人である内国法人とその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の全てを一の納税単位として計算した各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、その親法人である内国法人が申告・納付する制度である。 ※令和4年4月1日以後に開始する事業年度より連結納税制度はグループ通算制度へと移行する。

適用法人及 び納税義務

内国法人(普通法人又は協同組合等に限る。)及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人(普通法人に限る。)の全てが、その内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、その内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。

なお,連結納税の承認の取消しの処分又は取りやめの承認を受けた法人は,5年間,連結納税の適用法人にはならない。

(1) 承認申請等

① 原則

最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前までに、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人の全ての連名で、承認申請書を親法人である内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。

② 設立事業年度等の承認申請特例

親法人である内国法人が新設法人の場合の承認申請書の提出期限は、次のとおり。

- イ 設立事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度開始の日から1月を経過 する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日
- ロ 設立事業年度の翌事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度終了の日と 翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日
- (2) 連結納税の承認の取消し等
 - ① 連結法人につき、帳簿書類の保存義務違反、仮装隠蔽等の事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができる。
 - ② 連結親法人と内国法人との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと等の一定の事実が生じた場合には、連結納税の承認は取り消されたものとみなされ、また、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合等には、その連結子法人に係る連結納税の承認は取り消されたものとみなされる。
 - ③ 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を受けることをやめることができる。

(1) 事業年度

- ① 連結納税の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設ける。
- ② 連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人について、その完全支配関係を有することとなった日の前後でみなし事業年度を設ける。
- ③ 連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結親法人事業年度をみなし事業 年度とする。
- (2) 連結事業年度
 - ① 連結事業年度は、連結親法人事業年度開始の日から終了の日までの期間とする。
 - ② 他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その完全支配関係を有することとなった日から連結親法人事業年度終了の日までの期間を他の内国法人の最初の連結事業年度とする。

(1) 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価

連結納税の承認を受けた他の内国法人が連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産,又は連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産については、その評価益又は評価損を計上する。ただし、次に掲げる法人については、その評価益又は評価損の計上を行わない(加入の場合は、③~⑥)

- ① 株式移転に係る株式移転完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの
- ② 内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に長期(5年超)保有している法人
- ③ 内国法人等が設立した法人で発行済株式の全部を直接又は間接に保有している法人
- ④ 適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの
- ⑤ 適格合併等に係る被合併法人等が発行済株式の全部を直接又は間接に長期保有していた法人でその適格合併等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなったもの

用方法等

谪

事業年度及び連結事業年

度

連結納税の開始・加入前の処理

制度の概要

連結納税の開始・加入前の処理(続

- ⑥ 法令の規定に基づく株式の買取り等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなった法人
- (2) リース譲渡に係る繰延損益

連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価損益の計上を行う他の内国法人が、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において延払基準を適用している場合には、その繰り延べているリース譲渡に係る損益について、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において計上する。

- (1) 連結所得金額の計算の基本的な仕組み
 - ① 連結法人税の課税標準は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。
 - ② 各連結事業年度の連結所得の金額は、連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。
 - ③ 連結事業年度の益金の額及び損金の額については、個々の法人ごとに計算した金額の合計額が連結納税における益金の額又は損金の額となるものは単体納税に関する規定を借用して計算し、連結グループ全体で計算するものは法人税法第81条の4から第81条の10までの規定により計算する。
- (2) 個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入

個々の法人ごとに計算するものにつき,連結事業年度の期間を各事業年度の所得に対する法人税が課される事業年度として所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額(個別益金額)又は損金の額となる金額(個別損金額)は、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、次のような項目については、次のとおり、連結納税に係る独自の取扱いがなされる。

① 連結法人税の負担額又は減少額の益金又は損金算入

イ 連結親法人が連結子法人から受け取る連結法人税の負担額及び連結子法人が連結親法人から受け取る連結法人税の減少額は、益金の額に算入しない。

- ロ 連結親法人が連結子法人に支払う連結法人税の減少額及び連結子法人が連結親法人に支払う連結法 人税の負担額は、損金の額に算入しない。
- ② 貸倒引当金

連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は、繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除く。

③ 会社更生等の場合の欠損金の損金算入

連結法人について会社更生等に伴う債務免除等があった場合には、繰り越された欠損金額のうち一定額は個別損金額として損金の額に算入する。

④ 連結子法人株式の帳簿価額修正

連結法人が保有する連結子法人の株式を譲渡等する場合には、その譲渡等の前に、その連結子法人の株式の帳簿価額の修正及び利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少の処理を行う。

⑤ リース譲渡に係る益金・損金算入

リース譲渡に該当する資産の販売等には、連結完全支配関係がある他の連結法人に対する譲渡損益調 整資産の譲渡等は含まない。

(3) 連結グループ全体で計算するもの

次のような項目については、連結グループを一体として益金又は損金算入額を計算する。

① 受取配当等の益金不算入

- イ 連結法人が受ける株式等に係る配当等の額のうち、a~dの金額は、益金の額に算入しない。
 - a 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額
 - (注) 完全子法人株式等とは、連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一 定のものをいう。
 - b 関連法人株式等(a以外の持株割合3分の1超の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額
 - c a, b及びd以外の株式等(持株割合5%超3分の1以下の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額
 - d 非支配目的株式等(持株割合5%以下の株式等)に係る配当等の額(特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。)…その配当等の額の20%相当額
 - (注1) 保険会社である連結法人が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入
 - (注2) 協同組合等である連結親法人が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、 その配当等の額の50%相当額を益金不算入(その出資保有割合にかかわらず)
- ロ 関連法人株式等及び非支配目的株式等の判定は連結グループを一体として行う。

連

結

所

得

の

金

額

② 寄附金の捐金不算入 連結事業年度における寄附金の捐金算入限度額は、連結親法人の連結個別資本金等の額又は連結所得 の金額を基に連結グループを一体として計算する。 ③ 連結欠損金の繰越し イ 連結欠捐金の繰越控除 連 連結親法人の各連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損 金額は、損金の額に算入する。ただし、中小法人等である連結親法人以外の連結親法人については、 連結欠損金額の控除前の連結所得金額(控除前連結所得金額)の50%相当額を限度とする。 結 なお、再建中の連結親法人又は新設法人である連結親法人の一定の連結事業年度については、連結 欠損金額の損金算入限度額を連結所得金額とする特例が設けられている。 ロ みなし連結欠損金額 次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、繰越控除の対象となる連結欠損金額とみなす。 所 a 連結親法人の連結納税の開始前の欠損金額 b 株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結法人の連結納税の開始前の欠損金額又は連結欠 捐金個別帰属額(非適格株式移転の日の属する事業年度前に生じた欠捐金額を除く。) 得 c 連結親法人が連結グループ外の法人を被合併法人とする適格合併を行った場合のその被合併法人 等の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額 d 連結納税の開始・加入に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じ た欠損金額 \mathcal{O} ハ 連結欠損金額の減額 連結子法人が連結グループから離脱等をした場合には、連結欠損金個別帰属額を単体納税における 欠損金額とみなす。 숲 なお、連結子法人の離脱等があった場合には、連結欠損金額のうち、その連結子法人の連結欠損金 個別帰属額の全部又は一部に相当する金額は、ないものとされる。 (注) 連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいう。 額 ④ 連結法人に係る租税特別措置 イ 租税特別措置による特別償却 続 特定設備等の特別償却など、租税特別措置による各種特別償却を適用することができる。 ロ 租税特別措置による準備金 海外投資等損失準備金など、租税特別措置による各種準備金の積立てをすることができる。 ハ その他の所得計算に関する租税特別措置 交際費等の損金不算入、特定資産の買換えの場合の課税の特例などの適用がある。 (1) 税率 平14~ 平21~ 平24~ 平27 平28~ 平30~ ① 普通法人である連結親法人の税率 30% 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 平14~ 平21~ 平24~ ② 中小法人である連結親法人の軽減税率 22% f 22% 19% (年800万円以下の部分) 18% 15%(注1) 捙 平14~ 平21~ 平24~ 結 ③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率 23% \$ 23% 20% (年800万円以下の部分) 19% 16%(注1) 法 平14~ 平21~ 平24~ 人 ④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率 23% { 23% 20% 税 (年800万円以下の部分) 19% 16%(注1) 平14~ 平21~ 平24~ ⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率 額

26%

(注1) 平成24.4.1から令和5.3.31までの間に開始する各連結事業年度に適用される(平成31.4.1以後に開始

(注2)連結親法人のうち大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内

の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等については、軽減税率は適用しない。

連結親法人が特定同族会社に該当する場合で、連結留保金額が連結留保控除額を超えるときは、通常の法 人税に加え、その超える部分に対して特別税率(10%, 15%, 20%)を適用して計算した留保税額が課され

する事業年度において、②、④にあっては、適用除外事業者を除く。)。

26%

22%

(年10億円超の部分)

(2) 連結特定同族会社の留保金課税

る。

 \mathcal{O}

計

算

制度の概要(続)

連結法人税額の計算

続

申

告

納

付

等

- (注) 特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社(資本金の額等が1億円以下の会社を除く。(資本金の額等が1億円以下の法人のうち大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等については特定同族会社の範囲から除外しない。))をいう。
- (3) 所得税額の控除
 - ① 利子配当等の元本の所有期間は、連結グループを一体として捉え、その元本が連結グループ内で移転した場合には、その所有期間を通算する。
 - ② 簡便法により控除所得税額を計算する場合には、連結グループを一体として計算する。
- (4) 外国税額の控除
 - ① 控除限度額は 連結グループを一体として計算する。
 - ② 外国税額の控除額は,連結控除限度個別帰属額や個別控除対象外国法人税の額をもとにそれぞれの連結法人ごとに計算される金額の合計額とする。
- (5) 分配時調整外国税相当額の控除 控除限度額は、連結グループを一体として計算する。
 - (注) 令和2.1.1以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額について適用する。
- (6) 連結法人税の個別帰属額

連結法人税の負担額として支出すべき金額と連結法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額に法人税率を乗じて計算した金額に、税額調整金額を加算し又は減算した金額とされる。

(1) 連結確定申告

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に連結確定申告書を提出しなければならない。

- ※ 大法人である連結親法人の連結確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により提供しなければならない (令和2.4.1以後に開始する連結事業年度から適用)。
- (2) 連結確定申告書の提出期限の延長の特例

定款等の定めにより、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる等の場合は、連結親法人の申請により、提出期限を2月間(次に該当する場合は、次の期間)延長することができる。

- ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月 以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内に おいて税務署長が指定する月数の期間
- ② 特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合…税務署長が指定する月数の期間
- (3) 個別帰属額等の届出

連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに、個別帰属額等を記載した書類をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ※ 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織を使用する方法等により連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には,連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。
- (4) 納付
 - ① 連結親法人は、連結中間申告書に係る中間申告税額及び連結確定申告書に係る確定申告税額について、それぞれその申告書の提出期限までに納付しなければならない。
 - ② 連結子法人は、連結法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

その他

(1) 連結法人に係る行為又は計算の否認

税務署長は、連結法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その課税標準、税額等を計算することができる。

(2) 質問検査権

連結親法人の納税地の所轄税務署等の職員は連結子法人に対して質問検査をすることができる。

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

適用法人

1

適用法人について、次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする。

- (1) 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- (2) 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

2 適用方法等

適用方法並びに承認の取消し及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。

- (1) 親法人の設立事業年度の翌事業年度からグループ通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用できないこととする。
- (2) 承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。
- (3) 青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認の効力を失うこととし、グループ通算制度固有の取消事由を設けないこととする。

3

適用法人の事業年度は、連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。

事 年 業 度

(1) 捐益涌算

- ① 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。
- ② グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額とみなして上記①の損金算入又は益金算入の計算をする。
- (2) 欠損金の通算
 - ① グループ通算制度の適用法人の欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の 各法人の欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額(中小法人等、更生法人等及び新設法人につい ては、所得の金額)の合計額とし、控除方法は連結納税制度と同様とする。
 - (注) 更生法人等の判定は各法人について行うこととし、通算グループ内のいずれかの法人が新設法人 に該当しない場合にはその通算グループ内の全ての法人が新設法人に該当しないこととする。
 - ② 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。
 - ③ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された 当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額 (欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。)で期限内申告において通算グループ内の他の 法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計 算する。
- (3) 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記(1)②並びに(2)②及び③を適用しないことができる。
- (4) 利益・損失の二重計上の防止

投資簿価修正制度を次の制度に改組する。

① 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。

4 所得金額及び法人税額の計算

?,通算グループへ離脱

5

申告等及び納付

- ② 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。(一定の場合に、簿価純資産価額に資産調整勘定等対応額を加算することができる。)
- ③ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。
 - (注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記①から③までを適用しない。
- (5) 税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。
 - (注) 上記の配分は、所得法人の所得の金額が期限内申告における所得の金額と異なる場合には、原則として期限内申告における所得の金額により配分する。
- (6) 内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及び指金の額に算入しないこととする。
 - (注) 上記の「通算税効果額」とは、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法 人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいい、利子税相当額として通算法人間 で授受される金額を除外する。
- (1) グループ通算制度の適用法人は、親法人及び各子法人が、電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないことと する。
 - (注) 添付書類の提出方法及び電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例についても、大法人 と同様とする。
- (2) 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならないこととする。
- (3) グループ通算制度の適用法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則2月とする。
- (4) 災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び上記(3)の延長特例の申請は親法人が行うものとし、親法人に延長処分があった場合におけるその子法人及び上記(3)の延長特例を受けている通算グループに加入した子法人は、申告期限が延長されたものとみなす。
- (5) グループ通算制度の適用法人について、通算グループからの離脱があった場合には、その離脱後に開始する事業年度について、上記(3)の延長は効力を失う。
- (6) 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算グループ内のいずれかの法人の申告期限が延長された場合には、他の法人についても申告期限の延長があったものとする。
- (7) 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。
- (8) 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請, 届出等を行うことができることとするほか, ダイレクト納付を行うことができる。
- (1) グループ通算制度の適用開始,通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。
 - ① 事業年度の中途で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。
 - ② 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。
- (2) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人を次の法人とする。
 - ① 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人
 - イ 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人
 - ロ いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人
 - ② 加入時の時価評価課税の対象外となる法人
 - イ 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
 - ロ 通算グループ内の新設法人
 - ハ 適格組織再編成と同様の要件として次の要件(加入の直前に支配関係がある場合には、(イ)から(ハ)までの要件)の全てに該当する法人

- (イ) 親法人との間の完全支配関係の継続要件
- (ロ) 当該法人の従業者継続要件
- (ハ) 当該法人の主要事業継続要件
- (二) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
- (ホ) 上記(二)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
- (注) 上記の各要件は、組織再編成の適格要件と同様とする。
- (3) 上記(2)①又は②の法人以外の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金を切り捨てる。
- (4) 上記(2)①又は②の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の含み損等について、次のとおり、支配関係発生から5年経過日と開始又は加入から3年経過日とのいずれか早い日まで、制限を行う。
 - ① 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金及び支配関係発生前 から有する資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有す る資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。
 - ② 原価及び費用の額の合計額のうちに占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金(その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金をいう。以下同じ。)とする。
 - ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。
 - (注) 制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金 不算入制度と同様とする。
- (5) 次の法人については、上記(4)の対象外とする。
 - ① 親法人との間(親法人にあっては、いずれかの子法人との間。②において同じ。)に支配関係が5年超ある法人
 - ② 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次の法人 イ 加入の直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記(2)②ハに該当するもの
 - ロ 開始又は加入の直前に親法人との間に支配関係がある法人で次の要件の全てに該当するもの
 - (4) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 - (ロ) 上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
 - (ハ) 当該法人の上記(イ)の主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又特定役員継続要件
 - (注) 上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様とする。
 - ハ 非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の 要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの
- (6) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金(現行:特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金)のうち上記(3)及び(4)により切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする。
- (7) 通算グループからの離脱
 - ① 連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めない。
 - ② 通算グループから離脱した法人が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次の資産については、直前の事業年度において、時価評価により評価損益の計上を行う。
 - イ 主要な事業を継続することが見込まれていない場合(離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く。) 固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券等を除く。)、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの(営業権を除く。)及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く。)
 - ロ 帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつ、その法人の 株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合 その資産

算制度の概要(続)

次に掲げる個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、それぞれ次のとおりとする。また、他の各個別制度についても、同様の考え方により、適切な仕組みとする。

- (1) 受取配当等の益金不算入制度
 - ① 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。)とする。
 - ② 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う。
 - ③ 短期保有株式等の判定については、各法人で行う。
- (2) 外国子会社配当等の益金不算入制度 外国子会社の判定については、通算グループ全体で行う。
- (3) 寄附金の損金不算入制度
 - ① 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の 合計額とする。
 - ② 寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。
- (4) 貸倒引当金

100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。

- (5) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度及び資産の譲渡等損失額の損金 不算入制度について、欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、各法人で行う。
- (6) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度
 - ① 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額と通算グループ内の各法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額とする。
 - ② 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入 できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限 度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除後の所得の金額とする。
 - ③ 損金算入の対象となる債務免除益等の金額について、グループ通算制度においては、債務免除に係る債権を有する者等から除かれている法人を、親法人、適用対象となる法人及び債務免除等の相手方である法人の事業年度が同日に終了する場合のその相手方である通算グループ内の法人とする。
- (7) 中小判定

次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。

- ① 貸倒引当金
- ② 欠損金の繰越控除
- ③ 軽減税率
- ④ 特定同族会社の特別税率の不適用
- ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置
- (8) 所得税額控除

所得税額控除額は、各法人において計算する。

- (9) 外国税額控除
 - ① 通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
 - ② 通算グループ内の各法人の当期の外国税額控除額が期限内申告書に記載された外国税額控除額と異なる場合には、期限内申告書に記載された外国税額控除額を当期の外国税額控除額とみなす。
 - ③ 当期の外国税額控除額と期限内申告書に記載された外国税額控除額との過不足額は,進行事業年度の外国税額控除額又は法人税額においてその調整を行う。

7

8

- ④ 通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、上記②及び③は適用しない。
- (10) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付制度は、各法人において適用する。
- (11) 特定同族会社の特別税率については、各法人において計算する。ただし、次の調整を行う。
 - ① 留保金額の基礎となる所得の金額は、損益通算後の所得の金額とする。
 - ② 所得基準の基礎となる所得の金額は、損益通算前の所得の金額とする。
 - ③ 留保金額の計算上,通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上,通算グループ外の者に対する配当の額として留保金額から控除される金額は、イに掲げる金額を口に掲げる金額の比で配分した金額とハに掲げる金額との合計額とする。
 - イ 各法人の通算グループ外の者に対する配当の額のうち通算グループ内の他の法人から受けた配当の額 に達するまでの金額の合計額
 - ロ 通算グループ内の他の法人に対する配当の額から通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を控 除した金額
 - ハ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を超える部分 の金額
- (12) 欠損金の繰戻しによる還付制度
 - ① 通算グループ内の各法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。
 - (注)上記6(4)②及び③により損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。
 - ② 解散等の場合の還付請求の特例について、通算グループ内の法人における対象となる事由は、親法人の 解散、子法人の破産手続開始の決定並びに各法人の更生手続開始及び再生手続開始の決定とする。
- (1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)については、次のとおりとする。
 - ① 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額(以下「税額 控除可能額」という。)を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。
 - ② 通算グループ内の他の法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなす。
 - ③ 上記②の場合において、税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たないときは、 法人税額の調整等を行う。
- (2) その他の特別税額控除制度については、上記 4(1)及び(2)の措置に基づく各法人の法人税額の一定額を限度とする。ただし、上記 4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他の措置を講ずる。
- (3) 通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額(前3事業年度の所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者に該当することとする。
- (4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。
- (5) 過大支払利子税制の損金不算入額は、各法人において計算する。ただし、適用免除基準のうち金額基準(対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること)の判定については、通算グループ全体で行う。
- (6) その他の租税特別措置等については、それぞれの制度の目的や仕組み、グループ通算制度の趣旨等に配慮しつつ、上記 4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他所要の措置を講ずる。

租税回避行 温の防止

9

グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記 4(3)及び 6(2)から(8)まで並びに 7(9)④の措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為を防止するための規定を設ける。

算制度の概要(続)

10 その他の整備

- (1) 質問検査権、罰則、徴収の所轄庁等について、連結納税制度と同様の措置を講ずる。
- (2) 青色申告制度について次の見直しを行い、グループ通算制度を青色申告制度を前提とした制度とする。
 - ① 青色申告の承認を受けていない法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなす。
 - ② グループ通算制度の承認を受けている法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする。
- ③ グループ通算制度の承認を受けている法人は、青色申告の取りやめをできないこととする。
- ④ グループ通算制度の適用法人に対する国税庁長官,国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする。

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 経過措置

連結納税制度からの移行に伴い、次の経過措置を講ずる。

- ① 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなす。
- ② 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務 署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。
- ③ 連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額を,グループ通算制度における特定欠損金額とみなす。
- ④ 連結欠損金の繰越控除制度において更生法人等として連結欠損金の控除限度額を連結欠損金の控除前の連結所得の金額とされていた連結グループ内の子法人は、上記4 (2) ①の更生法人等とみなす。
- ⑤ 各個別制度についても、連結納税制度からグループ通算制度への移行のための必要な経過措置を講ずる。

11 適田

		31. 償 却 制													
	対象資産	① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具,器具及び備品 ⑧ 鉱業権,特許権等19種類の無形固定資産 ⑨ 牛,馬,果樹等													
普	償	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備,構築物 定額法(注)(鉱業用は,生産高比例法も選択可) 上記以外 定額法又は定率法(※)(鉱業用は,生産高比例法も選択可) (注)平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については,定率法(※)も選択可。													
	却	(※) 平19.4.1以後取得したものについては250%定率法, 平24.4.1以後取得したものについては													
通	方	200%定率法による。 ② 無形固定資産(鉱業権を除く) 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法													
償	法	(4) 生 物 定額法 (5) 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 (備考) 資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。													
却	耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。	が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務 署長に届出をして増加償却を行うことができる。												
	陳化腐	なし													
	償却不足	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。													
	特	(1) 中小企業投資促進税制(措法42の6) (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10) (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11) (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の2) (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の3) (6) 中小企業経営強化税制(措法42の12の4) (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の6)	「法人税制度の概要」参照												
	別	(8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(租法42の12の7) (9) 特定船舶の特別償却(措法43) ① 特定先進船舶に該当する外航船舶 イ 日本船舶 20%の特別償却													
	償	ロ 日本船舶以外のもの 18%の特別償却 ② 特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶 イ 日本船舶 17%の特別償却 ロ 日本船舶以外のもの 15%の特別償却													
	却	 ③ 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18%の特別償却 ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16%の特別償却 (10) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却 (措法43の2) ① ②以外の港湾隣接地域内において取得又は建設したもの 18%の特別償却 ② 港湾隣接地域 (港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る。) 内において取得又は建設したもの 22%の特別償却 													

度 要 σ 概

- (11) 被災代替資産等の特別償却(措法43の3)
 - ① 建物等又は構築物
 - イ ロ以外のもの 15% (中小企業者等は18%) の特別償却
 - ロ 発災後3年経過日以後に取得又は建設したもの 10% (中小企業者等は12%) の特別償却
 - ② 機械装置
 - イ ロ以外のもの 30% (中小企業者等は36%) の特別償却
 - ロ 発災後3年経過日以後に取得又は製作したもの 20% (中小企業者等は24%) の特別償却
- (12) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%(建物等は6%)の特別償 却(措法44)
- (13) 特定事業継続力強化設備等の20%の特別償却(措法44の2)

※令和5年4月1日以後に取得等をするものについては18%の特別償却

- (4) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却(措法44の3)
- (15) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却(措法44の4)
 - ① 機械装置又は器具備品 32%の特別償却
 - ② 建物等又は構築物 16%の特別償却
- (16) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45)
 - ① 沖縄の産業イノベーション促進地域 34% (建物等は20%) の特別償却
 - ② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50% (建物等は25%) の特別償却
 - ③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50% (建物等は25%) の特別償却
 - ④ 沖縄の離島の地域(旅館業用建物等) 8%の特別償却
 - ⑤ 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島 5年間32%(建物等は 48%) の割増償却
- (17) 医療用機器等の特別償却(措法45の2)
 - ① 医療用機器 12%の特別償却
 - ② 勤務時間短縮用設備等 15%の特別償却
 - ③ 構想適合病院用建物等 8%の特別償却
- (18) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(措法46)
 - ① 機械装置 5年間40%の割増償却
 - ② 建物等 5年間45%の割増償却
- (19) 輸出事業用資産の割増償却(措法46の2)
 - ① 機械装置 5年間30%の割増償却
 - ② 建物等又は構築物 5年間35%の割増償却
- 20 特定都市再生建築物の割増償却(措法47)
 - ① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却
 - ② 都市再生緊急整備地域内(①の地域に該当するものを除く。)において整備されるもの 5年間25% の割増償却
- (21) 倉庫用建物等の5年間8%の割増償却(措法48)
- ※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平 均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

(減耗償却)

鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%(ただし、採掘所得の50%を限度とする。)を限度として探鉱準備 金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探 鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。

なお、5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱 床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額(その年の所得金額を限度とする。)の所得控除ができる。 (この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。)

また、国内鉱業者(国内鉱業者に準ずるものを含む。)が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘 所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様 の措置が講じられている。

却 続

特

別

償

そ

の

他

32. 減 価 償 却 の 実 施 状 況

(1) 累 年 比 較

(単位 億円, %)

EZ.	rs.	当期発生分	減価償却費	損金算入割合	前期から繰り越した償却不足額		
区	区 分	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)	(B)/(A)	損金算入限度額	損金算入額	
平成23年	度分	408,029	371,124	91.0	1,187	1,063	
24…		397,458	365,382	91.9	1,409	925	
25…		385,901	356,198	92.3	1,477	965	
26…		405,424	366,115	90.3	1,722	1,226	
27…		405,915	378,602	93.3	1,755	1,158	
28		410,872	384,583	93.6	1,702	1,192	
29…		425,209	382,111	89.9	1,411	1,096	
30…		429,851	399,238	92.9	1,375	1,066	
令和元…		426,857	396,601	92.9	806	595	
2 ···		444,021	416,388	93.8	773	604	

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 業種別(令和2年度分)

(単位 億円, %)

区分	当期発生分泌	咸価償却費	損金算入割合	前期から繰り越	した償却不足額
業種	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)	(B)/(A)	損金算入限度額	損金算入額
農林水産業	3,708	3,468	93.5	10	7
鉱業	1,954	1,778	90.9	6	5
建 設 業	21,383	20,240	94.7	92	77
繊 維 工 業	959	896	93.4	4	3
化 学 工 業	16,899	16,552	98.0	48	33
鉄 鋼 金 属 工 業	9,557	9,205	96.3	112	78
機械工業	27,207	26,216	96.4	93	70
食料品製造業	10,084	9,513	94.3	18	11
出版 印刷業	3,627	3,355	92.5	17	12
その他の製造業	9,370	8,960	95.6	31	23
卸 売 業	17,357	16,609	95.7	22	20
小 売 業	18,830	17,957	95.4	10	8
料理飲食旅館業	7,524	6,959	92.5	6	4
金融保険業	20,491	20,072	98.0	20	20
不 動 産 業	26,712	25,840	96.7	8	6
運輸通信公益事業	62,435	59,423	95.2	166	137
サ ー ビ ス 業	75,459	69,084	91.6	50	38
連 結 法 人	110,466	100,262	90.8	61	55
合 計	444,021	416,388	93.8	773	604

(注)「(1) 累年比較」の表と同じ。

33. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

(1) 累 年 比 較

X	分	交際費等支出額額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	営業収入千円当たり	
		億円	億円	%	円	
平成21年	≡度分⋯⋯⋯	29,979	11,839	39.5	2.26	
22		29,360	11,703	39.9	2.17	
23		28,785	11,447	39.8	2.26	
24…		29,010	11,469	39.5	2.09	
25…		30,825	11,488	37.3	2.06	
26…		32,505	8,919	27.4	2.11	
27…		34,838	9,065	26.0	2.40	
28…		36,270	9,578	26.4	2.50	
29…		38,104	10,094	26.5	2.51	
30…		39,619	10,487	26.5	2.56	
令和元··		39,402	9,783	24.8	2.65	
2		29,605	5,268	17.8	2.19	

⁽備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 資本金階級別(令和2年度分)

(=) 301 = 114,000				
区 分資本金階級	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	1 社当たりの 支出交際費等
	億円	億円	%	千円
1,000万円 以 下	19,344	758	3.9	798
1,000万円 超	5,171	710	13.7	1,752
5,000万円 🥠	1,569	557	35.5	2,967
1 億円 🧳	759	644	84.9	5,901
10億円 /	1,430	1,348	94.2	29,952
連結法人	1,331	1,252	94.0	73,036
合 計	29,605	5,268	17.8	1,056

⁽備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

^{2.} 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)について、令和3年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和3年8月末現在でとりまとめたものである。

34. 交際費の損金

		適用対	損金不算入額	の 計 算 方 法
改正年度	適用事業年度	象法人	損金不算入額の計算	備考
昭和 29年度改正 (創設)	昭 29.4.1~31.3.31 開始事業年度	期末資本 金 500 万 円以上の 法人	支出交 - (^① 基準年度の交際費額 際費額 - (× 当期月数 × 70% 12 又は ^{(①} 取引基準額のうち) × 1/2	1 基準年度の交際費額とは、昭和 29.4.1を含む事業年度開始の日前1 年以内に開始した各事業年度の支 出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業 種別の一定割合(例えば製造業 0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2% 等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1~32.3.31 開始事業年度	"	限度超過額の全額を損金に算入しないこと とした。	
32年度改正	32.4.1~34.3.31 開始事業年度	期末資本 金1,000万 円以上の 法人	支出交 - (①基準年度の交際費額 際費額 - (<u>当期月数</u> ×60% 12 又は ^{②取引基準額のうち 多い方の金額}	取引基準額について,従前に比べ3 割程度引き上げた。(例えば第1次金 属製造業0.4%,卸小売業0.25%,医薬 品製造業1.1%,建設業0.8%)
34年度改正	34.4.1~36.3.31 開始事業年度	"	支出交 – (①基準交際費額 ※当期月数 12 又は ^{②取引} 基準額のうち 多い方の金額	基準交際費額とは、次のうちいずれ か多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の 日前1年以内に開始した各事業年 度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の 日前1年以内に開始した各事業年 度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1~39.3.31 開始事業年度	全法人	支出交 $ (300万円 + 期末自己 \times \frac{1}{1,000}) ※ 当期月数 \times \frac{1}{12} \times \times$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1~40.3.31 開始事業年度	"	支出交 $-\left(400万円 + 期末自己 \times \frac{2.5}{1,000}\right)$ $\times \frac{311}{12} \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1~42.5.31 開始事業年度	"	支出交 $-\left(400万円 + 期末自己 \times \frac{2.5}{1,000}\right)$ $\times \frac{3 + 3 + 3}{12} \times 50\%$	
42年度改正	42.6.1~44.3.31 開始事業年度	,	(1) 支出交際費額<基準交際費額のとき 限度超過額 - (基準交際費額 - 支出交際 費額 ×50% (2) 支出交際費額>基準交際費額×105%の とき ①と回の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額× 105%)×100% 回 (限度超過額 - ①の金額)×50% (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交 際費額×105%のとき 限度超過額×50%	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 支出交際費額 - (400万円 + 期末資本×2.5 × 当期月数 12 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44年度改正	44.4.1~46.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1~48.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1~49.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1~51.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

不 算 入 制 度 の 沿 革

	运 田声 要 左 运	適用対	損金不算入額	の計算方法
改正年度	適用事業年度	象法人	損金不算入額の計算	備考
51年度改正	51.4.1~52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を 80 %とした。	
52年度改正	52.4.1~54.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54年度改正	54.4.1~56.3.31 開始事業年度	"	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準(期末資本金等の金額の0.25を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1~57.3.31 開始事業年度	"	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ~平6.3.31 開始事業年度	"	支出交際費額の全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっ ては年300万円、資本金1,000万円以下の法 人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認 める。	57年度改正において、3年間の措置 として改正されたが、昭和60年度、 62年度、平成元年度、3年度及び5 年度改正においてそれぞれ2年間延 長。
平成 6年度改正	平6.4.1 ~平10.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 10年度改正	平10.4.1 ~平13.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について,定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる(定額控除枠を超える部分については,従来どおり全額損金不算入)。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 14年度改正	平14.4.1 ~平15.3.31 開始事業年度	"	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について,定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成 15年度改正	平15.4.1 ~平18.3.31 開始事業年度	"	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成 18年度改正	平18.4.1	"	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下 の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
平成21年度 (経済危機対 策関連)改正	~平22.3.31 開始事業年度	"	資本金1億円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度につ いて適用。
平成 22年度改正	平18.4.1 ~平24.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度については、 資本金の額が5億円以上の法人、相互会社 等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成2241以後終了する事業年度について適用。
平成 23年度改正	平18.4.1 ~平24.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 (注)大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成 25年度改正	平18.4.1 ~平26.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度について, 定額控除限度額を800万円に引き上げるとと もに,定額控除枠内の損金不算入措置を廃 止する。	

34. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額	
		344八	損金不算入額の計算	備考
平成 26年度改正	平26.4.1 ~令2.3.31 開始事業年度	全法人	○大法人(資本金の額等が1億円超の法人) …飲食のための支出(社内接待費を除く)の50%を超える金額が損金不算入 ○中小法人(資本金の額等が1億円以下の法人(注)) …飲食のための支出(社内接待費を除く)の50%と定額控除限度額(年800万円)を選択した上、それを超える金額が損金不算入 (注)資本金の額が5億円以上である法人との間にその法人による完全支配関係がある中小法人等を除く。	平成26年度改正において2年間延長。 平成28年度及び30年度改正において それぞれ2年間延長。
令和 2年度改正	令2.4.1 ~令6.3.31 開始事業年度	"	接待飲食費に係る損金算入の特例については、資本金の額等が100億円を超える法人には適用しない。	令和4年度税制改正において2年間 延長。

35. 相 続 税 の 課 税 状 況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

				T	T	(D)	T	
X	分	死亡件数(A)	課税件		納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限
		件		件	百万円	%		
昭和3	3年分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	
	7	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	200万円+50万円×法定相続人数
3	9	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	196	250万円+50万円×法定相続人数
4	1	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	400万円+80万円×法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
4	6	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円+80万円×法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
4	8	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円+120万円×法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
5	0	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2.000万円 + 400万円×法定相続人数
-	5	722,801	(78,931)	26,797	439,935		507	"
	Ŏ		(134,475)	48,111	926,142		911	"
	2		(142.286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4.000万円 + 800万円×法定相続人数
	4	,	(156,467)	54,449	3,409,878		1,030	,
	[.]		(143,937)	50,729	2,172,987			
1	1		(136,271)	50,731	1,687,561	5.2		"
	2		(128.940)	48,463	1,521,269	5.0		"
	3		(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	871	"
	4		(115.275)	44,370	1,286,286	4.5	840	"
-	5	,	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	"
	6		(111,820)	43,488	1,065,057			"
-	7		(116.309)	45,152	1,156,712	4.2		"
-	8		(115,389)	45,177	1,223,418	4.2		"
	9		(118,582)	46,820	1,266,612			"
	0		(120,038)	48,016	1,251,669	4.2		"
_	1		(115,574)	46,439	1,163,159			"
	2		(122,705)	49,891	1,175,300	4.2		"
	3		(125,033)	51,559	1,251,626	4.1	976	"
_	4		(126,371)	52,572	1,244,565	4.2		"
	5		(130,438)	54,421	1,536,610	4.3	1,030	"
	6		(133,141)	56,239	1,390,403	4.4	1,064	"
	7		(233,255)	103,043	1,811,572			3,000万円+600万円×法定相続人数
	8		(238,287)	105,880	1,867,946	8.1	2,004	5,000万丁丁 1 000万丁丁 1 (五)と1日前にアモダス
	9		(249,191)	111,728	2,014,106	8.3		
	0		(258,236)	116,341	2,110,397			
			(254,207)	115,267	1,975,873	8.3	2,181	,
	2		(264.211)	120,372	2,092,818	8.8		,
	_	1,072,040	(407,411)	120,072	2,012,010	0.0	۷,۷ / 0	·

1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年〜44年には沖縄県を含まない。 2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、() 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(令和2年分)

課税価格階級 被相続人の数 課税価格 人 億円 億円 1億円以下 73,161 48,787 1,661 (60.8)(29.8)(7.9)1億 円 31,056 42,442 超 3,620 (25.8) (25.9) (17.3)2 7.985 19,242 2,590 (6.6)(11.7)(12.4)4,810 3,324 3 18,184 (15.9)(4.0)(11.1)1.528 5 8,933 2,004 (1.3)(5.4)(9.6)7 855 7.065 1,769 (0.7)(4.3)(8.5)745 9,906 10 2,825 (0.6)(6.0)(13.5)232 9,379 20 3,123 (0.2)(5.7)(14.9)合 計 120,372 20,915 163,937 (100.0)(100.0)(100.0)

. 「国税庁統計年報」による。 2. 令和2年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。) について提出された申告書(修正申告書を除く) による計数であり、納付税額には納税猶予税額を含まない。 3. () 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(令和2年分)

	(6) 自肠肠注注系的 (6)									
区	分		人	員	取得財產	全価額 (
				人		億円				
土		地	実	106,683	(34.7)	60,389				
	田			19,417	(1.3)	2,310				
	畑			24,146	(3.0)	5,206				
宅		地		104,576	(26.4)	46,014				
山		林		19,168	(0.4)	674				
そ	0)	他		26,129	(3.6)	6,184				
家 屋	· 構 築	物		101,498	(5.3)	9,302				
事業(農	農業)用則	す 産		12,775	(0.4)	636				
有 価	証	券		82,186	(14.8)	25,811				
	預貯金	等		120,013	(33.9)	58,989				
家 庭	用 財	産		67,341	(0.2)	265				
その	他 財	産		104,992	(10.8)	18,777				
合		計	実	120,335	(100.0)	174,168				
相続時精	青算課税通	知用		6,096		2,168				
財産価額	Į.			0,090		2,100				
債	務	等	実	119,138		13,805				
[債		務		107,732		11,807				
葬	式 費	用		117,950		1,998				
差引純	資産価	額		120,372		162,532				
暦年課税分	分贈与財産の	西額		22,183		1,405				
課税	価	格		120,372		163,937				

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和2年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。) について提出された申告書(修正申告書を除く) による計数である。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

36. 贈 与 税 の 課 税 状 況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

一	ク 課化 計数	、及びを使	控除領の	长牛比較
区分	課税件数	納付税額	課税件数の 指数	基礎控除額
	件	百万円		
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39	53,451	5,380	74	40万円
50	104,760	30,705	146	60万円
55	239,080	59,091	333	"
60	346,736	78,773	482	"
平成 5	494,239	159,768	688	"
10	402,792	116,582	560	"
11	386,534	114,277	538	"
12	354,095	95,456	493	"
13	306,712	81,083	427	110万円
14	292,081	69,178	406	"
15	276,274	87,725	384	. "
16	279,124	96,551	388	"
17	280,328	115,857	390	"
18	276,534	118,313	385	"
19	260,990	107,362	363	"
20	242,873	103,949	338	"
21	236,274	101,762		
22	251,629	129,201	350	
23	282,243	136,223		
24	301,006	128,789		
25	339,457	168,991	472	
26	376,233	278,436		
27	393,561	215,573		
28	380,496	210,420		
29	378,540	200,350		
30	367,767	239,652		
令和元	358,393	210,910	499	"

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

2.....

203.148

358.631

(2) 贈与財産価額階級別表(令和2年分)

取得財産価額階級	人	員	取得財産 価 額	納付税額
150万円以下		人 114,363 (28.4)	億円 1,380 (6.6)	10.1 4
150万 円 超		45,857 (11.4)	853 (4.1)	34 (1.7)
200 ″		126,159 (31.3)	3,713 (17.7)	225 (11.0)
400 ″		64,506 (16.0)	3,364 (16.0)	301 (14.8)
700 ″		22,1 <i>9</i> 8 (5.5)	1,891 (9.0)	206 (10.1)
1,000 ″		20,166 (5.0)	2,809 (13.4)	264 (13.0)
2,000 ″		5,761 (1.4)	1,371 (6.5)	108 (5.3)
3,000 ″		1,649 (0.4)	621 (3.0)	112 (5.5)
5,000 ″		1,810 (0.4)	5,032 (23.9)	776 (38.1)
合 		402,469 (100.0)	21,034 (100.0)	2,038 (100.0)
(備老) 1 「国科庁統計	在却	1- FZ		

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

(3) 贈 与 財 産 種 類 別 表 (令和2年分)

499

			暦 年 課 税 分				相続時精算課税分		
区	区 分		員	取得財產	全価額	人	員	取得財產	 斊価額
			人		億円		人		億円
土	地	実	51,321	(14.9)	2,131	実	22,685	(28.0)	1,895
	Ī		1,809	(0.3)	47		1,089	(0.8)	56
畑	I		1,801	(0.3)	38		1,074	(0.7)	49
宅	地		45,295	(13.3)	1,902		20,612	(24.3)	1,644
山	林		1,856	(0.2)	27		866	(0.3)	17
(a 0)	他		3,951	(0.8)	116		1,499	(1.9)	129
家屋・柞	構 築 物		23,792	(3.7)	523		13,541	(5.6)	377
事業 (農業)用財産	実	1,477	(0.3)	38	実	186	(0.3)	17
有 価	証 券	実	72,978	(27.9)	3,970	実	3,146	(46.6)	3,155
現金,預	貯 金 等		214,719	(46.8)	6,665		11,907	(18.4)	1,244
家 庭 用	財 産		146	(0.0)	4		16	(0.0)	1
その他	財 産	実	29,719	(6.5)	926	実	1,548	(1.3)	88
合	計	実	364,295	(100.0)	14,257	実	39,655	(100.0)	6,777

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

^{2.} 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

^{2.} 令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)に係る、提出された申告書(修正申告書を除く。)による計数であり、納付税額には納税猶予されたものを含まない。

^{3. ()} 内は構成比を示す。

^{2.} 人員は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、 その残額が基礎控除を超えない者を除く。)に係る、提出された申告書(修正申告書を除く。)による計数であり、財産の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。

^{3. ()} 内は構成比を示す。

37. 令和3年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1 ㎡当たり)

			最高路	各線価	最高路線価の	対前年変動率
局名	都市名	最高路線価の所在地	令和3年分	令和2年分	令和3年分	令和2年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目	5,880	5,720	2.8	17.2
		札幌停車場線通り		·	. 0.1	
	青森	新町1丁目 新町通り	155	160	▲ 3.1	3.2
	盛岡	大通2丁目 大通り	230	250	▲ 8.0	2.0
仙台	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,300	3,180	3.8	9.
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	0.
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	170	170	0.0	0.
	福島	栄町 福島駅前通り	190	195	▲ 2.6	2.
	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	225	225	0.0	▲ 2.
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	300	290	3.4	13.'
朋市后址	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.
関東信越	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,260	4,260	0.0	15.
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	440	450	▲ 2.2	2.
	長野	大字南長野 長野駅前通り	285	295	<u> </u>	3.
	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り	1,180	1,140	3.5	9.
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	42,720	45,920	▲ 7.0	0.
東京	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,080	15,600	3.1	34.
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	265	275	▲ 3.6	1.
	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	490	490	0.0	0.
金沢	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	920	960	4.2	6.
並八						
	福井		330	320	3.1	6.
	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	470	0.0	2.
名古屋	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,160	1,210	▲ 4.1	0.
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,320	12,480	▲ 1.3	13.
	津	羽所町津停車場線通り	195	200	▲ 2.5	2.
	大津	春日町 JR大津駅前通り	270	275	▲ 1.8	1.
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,530	6,730	▲ 3.0	18.
大阪	大阪	北区角田町 御堂筋	19,760	21,600	▲ 8.5	35.
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,200	5,760	▲ 9.7	17.
	奈良	東向中町 大宮通り	700	800	▲ 12.5	21.
	和歌山	友田町5丁目 J R和歌山駅前	360	360	0.0	0.
	鳥取	栄町 若桜街道通り	105	105	0.0	0.
	松江	朝日町 駅通り	140	140	0.0	3.
広島	岡山	北区本町 市役所筋	1,480	1,480	0.0	8.
	広島	中区胡町 相生通り	3,180	3,290	▲ 3.3	7.
	山口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	145	145	0.0	0.
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	310	▲ 4.8	3.
卡 林	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	360	360	0.0	5.
高松	松山	大街道2丁目 大街道商店街	660	660	0.0	1.
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	215	▲ 2.3	2.
	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	8,800	0.0	11.
福岡	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	200	195	2.6	5.
備볩	長崎	浜町 浜市アーケード	760	760	0.0	1.
	熊本	中央区手取本町 下通り	2,100	2,120	▲ 0.9	16.
Ale à	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	530	520	1.9	6.
熊本	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	0.
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	910	920	▲ 1.1	2.2
沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,430	1,450	▲ 1.4	40.8

⁽注) 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。

38. 相 続 税 及 び 贈 与

区 分	相続機能
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者
課税価格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額
基礎控除等	3,000万円+(600万円×法定相続人の数) (注)法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとする。
税額の計算等	(1) 基礎控除の金額を超える部分の遺産額(債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額)を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率(下表)を適用して相続税の総額を求める。
控 除 等	(1) 非課税 死亡保険金 500万円×法定相続人の数 死亡退職金 500万円× 。 (注) 死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。 (2) 債務控除 被相続人の債務(公租公課を含む。)及び葬式費用を課稅価格から控除 (3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、21該配偶者の法定相続分相当額(その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円)に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、18歳に達するまでの年数各1年につき10万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき10万円を控除 ⑤ り年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除 (4) 税額加算 相続人が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者(孫養子(代襲相続人を除く。)を含む。)であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。

税 の 制 度 の 概 要

贈 4	与 税
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
贈与により財産を取得した者	特定贈与者(60歳以上の者)から贈与により財産を取得した18 歳以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者
その年中に贈与により取得した財産(相続時精算課税に係るものを除く。)の価額の合計額	その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合 計額
基礎控除:110万円(本則:60万円)	特別控除: 2,500万円 (限度額まで複数回にわたって使用可)
配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率(下表)を適用して贈与税額を求める。 (1) 本則 (2) 特例(直系尊属から18歳以上の者への贈与) 税率 税率 200万円以下の金額 10% 200万円以下の金額 10% 300万円	特別控除後の課税価格に20%の一律(比例)税率 (贈与時) ・特定贈与者からの贈与財産について,他の贈与財産と区別 して贈与時に贈与税を課税 ・申告を前提に特別控除を超える部分について課税 (相続時) ・相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額を相続税の 課税価格に加算して相続税額を計算 ・相続税額(計算方法は「相続税」欄を参照)から既に納め た贈与税相当額を控除(控除しきれない贈与税相当額は還 付) (注)相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、贈与時 の時価
(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税 個人と信託銀行の間で、以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって、当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には、その信託受益権のうち以下の金額までは非課税・特別障害者:6,000万円・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等:3,000万円・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等:3,000万円・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等:3,000万円・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等:3,000万円・規算な住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には、500万円(良質な住宅の場合1,000万円)まで非課税(所得制限2,000万円)(注)適用期限は令和5年12月31日まで (3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,500万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで)非課税(所得制限1,000万円) (注)適用期限は令和5年3月31日まで (4) 直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,000万円まで(結婚に際して支払われる金銭は300万円まで)非課税(所得制限1,000万円) (注)適用期限は令和5年3月31日まで (5) 贈与税の配偶者控除婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除	(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左

38. 相 続 税 及 び 贈 与

区 分	,	相	続	税
その他	(費却資産)の課税価格の100% (注)令和10年12月31日までの利本制度と特定事業用宅地等 (3)非上場株式等についての相総を営事継相続人等の相続税総。※事業承継税制の特例制度場株式等の課税価格の100。(注)令和9年12月31日:(4)農地等についての相続税の新農業相続人の相続税額のうち。(5)山林についての相続税の納利を猶予(6)医療法人の持分についての利経過措置医療法人の持分を基を猶予(7)特定の美術品についての相総	よ、特定用 は、特定 は、特定 は、特定 は、特定 は、特定 は、特定 は、特定 は、対応 は、対応 は、対応 は、対応 は、対応 は、対し、対 は、対 は、が、が、対 は、が、は、対 は、が、は、対 は、が、は、対 は、が、は、対 は、対 は、が、は、対 は、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、、、、	等は、完全併用で の納税猶予制度 資産(土地(400) 税の納税を猶予 を地等の課税価格 制度 株式合について納 制度 を超える部分に交 計画に従って施業 予制の相続税額のう 制度 果税価格の80%に	きる。 nまで),建物 (床面積800mまで),一定の減価 の計算の特例は選択適用 の80%に対応する相続税の納税を猶予 、特例経営承継相続人等の相続税額のうち非上 党を猶予 にする相続税の納税を猶予 ・ 路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応 ち当該持分の課税価格に対応する相続税の納税 対応する相続税の納税を猶予

税 の 制 度 の 概 要(続)

贈与税

暦 年 課 税

(1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度

- 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地等の全部を 贈与した場合には贈与税の全額を納税猶予
- (2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合に は、贈与税の全額を納税猶予
 - (注) 令和10年12月31日までの贈与に適用
- (3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

経営者の保有株式等の全部(贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件)の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予

- ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合は、特例経営 承継受贈者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100% に対応する贈与税について納税を猶予
 - (注) 令和9年12月31日までの贈与に適用
- (4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶 予制度

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には贈与税の全額を納税猶予

相 続 時 精 算 課 税

《適用手続》

- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して提出
- 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用 が継続
- 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・ 母ごとに、選択可能

《適用対象》

- 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。
- 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合 算する際にも適用可能
- 相続時精算課税適用者の特例

事業承継税制の特例制度の適用を受けて贈与により非上場株式等を取得した場合には、贈与者の子や孫以外の者(18歳以上の者)であっても、相続時精算課税制度を選択可能

○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続 時精算課税の特例

住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択 可能

(注)適用期限は令和5年12月31日まで

39. 消費税の課税状況等(令和2年度分)

	Д /\	個 人 事	業者	法	人	合	 計
	区 分	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
		件	百万円	件	百万円	件	百万円
	一般申告及び処理	435,708	321,507	1,354,421	18,185,379	1,790,129	18,506,886
現	簡易申告及び処理	636,139	307,104	500,399	357,923	1,136,538	665,027
年,分	納税申告計	1,071,847	628,611	1,854,820	18,543,302	2,926,667	19,171,913
	還付申告及び処理	66,800	49,341	183,338	4,860,494	250,138	4,909,835
既往年分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	49,529	15,124	55,743	74,980	105,272	90,105
年分	申告及び処理による減 差税額のあるもの	17,291	3,761	18,040	42,673	35,331	46,434
	加 算 税	44,898	2,282	43,452	9,783	88,350	12,065

日から令和3年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和2年10月1日から令和3年6月30日までのもの。)に基づいて作成した。

(付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者	届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合	計
	件	件	件		件
	3,251,297	134,354	13,593		3,399,244

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 「現年分」は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事 績(令和3年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和3年9月30日までのもの。)に基づいて作成した。 「既往年分」は、令和2年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和2年7月1

^{3.} 税関分は含まない。

^{2.} 令和2年度末(令和3年3月31日現在)の届出件数を示している。 3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

課 況(令和2年度) 40. 洒 稅 \mathcal{O} 稅 狀

		<i>6</i> 1 Jan	#10 D W/ D	販売(消費)	Mart and the Wil	
区 分	課税数量	税額	製成数量	数量	製造場数	販売場数
	千kl	億円	手kl	手kl	場	場
酒酒酎酎んル酒酒 ー	414	451	312	417	1,550	_
合 成 清 酒	20	20	20	20	1	_
連続式蒸留焼酎	295	699	308	328	32	_
単 式 蒸 留 焼 酎	406	969	380	397	364	_
み り ん	92	18	89	92	32	_
ビール	1,793	3,756	1,839	1,794	365	_
果 甘 味 果 実 酒	127	105	102	348	447	_
甘 味 果 実 酒 ウ イ ス キ ー	6		8	11	6	_
	132	469	135	170	35	_
ブランデー	3	13	3	5	5	_
発 泡 酒	601	808	391	591	171	_
原料用アルコールスピーリッツ	0	2	952	709	10	_
	923	762	0.540	J	63	_
リキュール	2,550	2,291	2,568	2,561	208	_
その他の醸造酒	341	311	338	383	278	_
その他の醸造酒 粉 末 酒 雑 酒	} 1	}	1	}	2	_
#E (档	7 700	10.001	7.440	7 000	5	104.000
合 計	7,703	10,681 外 36	7,446	7,828	3,574	184,820

- (備考) 1
- | 1 日報庁統計年報」による。
 | 「国税庁統計年報」による。
 | 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
 | 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
 | 「製成数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
 | 「製造場数」及び「販売場数」は、令和3年3月31日現在である。
 | 「製造場数」及び「販売場数」は、令和3年3月31日現在である。
 | 「製売 (消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 「販売 (消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 「販売 (消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 課税数量及び税額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和3年4月30日までの申告又は処理による課税報金示したものである。
 | 製成数量及び販売 (消費)数量は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間を対象にしている。
 | 製成数量及び販売 (消費)数量は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。 8.

主要酒類の酒税等負担率表

(令和3年12月現在)

品 目	容 量	アルコール分	(A) 代表的なものの 小売価格(税込)	(B) 酒 税 額	(C) 消費税額	(D) 酒税等負担率 (B+C)/(A)
	, ml	%	円	円	円	%
ビ ー ル	633	5.0	330	126.60	30.00	47.5
<i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	350	5.0	219	70.00	19.91	41.1
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
その他の醸造酒(発泡性) ①	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
リキュール (発泡性)①	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
清酒	1,800	15.0	2,035	198.00	185.00	18.8
果 実 酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
ウ イ ス キ ー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (備考) 1.
- . 国税庁「酒のしおり」による。
 2. 清酒, 果実酒, 連続式蒸留機財、単式蒸留機財及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオーブン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 3. その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
 4. 消費税率は10%で計算している。 3.

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %) 年 度 令和 昭45 2 55 平元 4 6 9 10 12 18 20 25 26 28 3 目 元 品 ビ 47.9 42.5 46.9 44.1 44.1 45.5 45.5 46.5 46.5 46.5 46.2 45.1 45.1 46.6 46.6 47.3 45.1 47.5 「大びん:633mℓ) 酒 35.3 24.1 21.9 20.7 16.3 16.3 17.9 17.9 17.9 16.2 16.2 15.8 18.1 18.1 19.6 18.8 164 188 (1.8ℓ) 続式蒸留焼酎 (25度, 1.8ℓ) 19.9 10.9 22.7 21.3 21.3 25.5 25.5 31.7 35.8 35.8 36.0 36.0 36.0 37.8 37.8 38.9 38.9 38.9 式蒸留焼 酎 12.9 23.9 27.9 29.9 31.8 33.1 7.2 14.3 13.5 13.5 17.0 17.0 32.0 299 33.1 33.1 (25度) 1.8 亿 ス キ , 700mℓ) 1 ゥ 46.2 47.3 41.3 41.3 41.3 41.3 39.5 27.6 22.8 22.8 22.5 21.8 21.8 24.0 22.2 23.6 23.6 23.6 (43度,

- (備考)
- 1 国税庁「酒のしおり」による。 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から貸出した。 ウイスキーについては、7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。 4

42. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1)酒 税

区	分	課税数量	税 額
		千kl	億円
平成28年	度	8,177	12,465
29…		8,139	12,299
30…		8,190	12,072
令和元…		8,153	11,805
2		7,703	10,681
清	酒	414	451
合 成	清 酒	20	20
連続式素	蒸留 焼 酎	295	699
単 式 蒸	留 焼 酎	406	969
みり) ん	92	18
ビ -	- ル	1,793	3,756
果	톤 酒	127	105
甘味男	果 実 酒	6	7
ウイン	ス キ ー	132	469
ブ ラ :	/ デ ー	3	13
原料用ア	ルコール	0	2
発	包 酒	601	808
その他の	の醸造酒	341	311
スピリ	J ッ ツ	923	762
リキニ	1 – IV	2,550	2,291
粉 ラ		} 1	} 0
維	酒=:	J	J
合	計	7,703	10,681

(2) 印 紙 税

X	分	税 押なつ	書表	式示	その他	合	計	納税人員
		億円		億円	億円		億円	千人
平成28	3年度…	C)	526	1,102		1,628	173
29)	c)	530	1,064		1,594	173
30)	c)	537	1,025		1,562	172
令和元	.	c)	520	988		1,509	171
2		c)	540	832		1,372	163

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 現金納付分のみである。

(3) 揮発油税等

区分	揮発油地方揮		石油ガス税			
	数 量	税 額	重 量	税額		
	千kl	億円	于t	億円		
平成28年度…	49,883	26,787	996	175		
29	48,762	26,186	948	166		
30	47,043	25,262	877	154		
令和元	46,029	24,613	793	139		
2	41,520	22,294	550	96		

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 税関分を含まない。

43. 主要間接税の関係場数の累年比較

(単位 場)

				(単位 場)
区 分	酒類製造場数	酒類販売場数	揮発油税関係場数	石油ガス税関係場数
平成23年度	3,107	192,466	5,796	2,742
24	3,081	192,202	5,712	2,745
25	3,089	192,596	5,771	2,761
26	3,096	192,255	5,720	2,765
27	3,150	191,296	5,624	2,739
28	3,184	191,053	5,362	2,707
29	3,333	189,490	5,277	2,630
30	3,394	187,475	5,187	2,621
令和元	3,452	184,717	5,193	2,593
2	3,574	184,820	5,138	2,524

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 税関分を含まない。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

44. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

			消费税
1. 課	税対	象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定仕入れ (2) 輸入貨物(保税地域から引き取られる外国貨物)
3. 課4. 税		者 準 率	(1) 国内取引国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行う事業者 ただし、基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高(税抜き)が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(又は給与支払額)が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引輸入者 (1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額(CIF価格+他の個別消費税+関税) 7.8%(※) (注) 地方消費税(税率は消費税額の78分の22=消費税率2.2%相当)と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24%
			(2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税(税率は消費税額の78分の22=消費税率1.76%相当)と合わせた税率は8%となる。
5. 輸	出 免	税	輸出取引等(貨物の輸出,国際輸送・通信等)は免税
6. 非	課	税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等] (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券,支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子,保険料等 (4) 郵便切手類,印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等,外国為替取引 [社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる 資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡,貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料,入学金,施設設備費,入学検定料,学籍証明等手 数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税	額計	算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(税抜き) +特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額) ×税率 (注) 当分の間,課税売上割合が95%以上である課税期間については,特定課税仕入れはなかったものとする(仕入れに係る消費税額も同様)。 (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(税込み)×7.8/110(軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108) +特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/100 (3) 仕入税額控除 「原則(本則計算) ① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には,仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には,個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。 (注1) 仕入税額控除の適用要件として,軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている(区分記載請求書等保存方式)(※)。(注2) 次に掲げる経過措置が設けられている。 登録国外事業者以外の国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く)については,仕入税額控除することはできない。

消費

- (注) [令和5年10月1日以後] 適格請求書等保存方式の導入に伴い,上記の経過措置については削除する。
- (※) [令和5年10月1日以後] 適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入し、帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存を仕入税額控除の要件とし、売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、次のとおりとする。
 - (1) 売上げに係る消費税額
 - ① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法(割戻し計算)
 - ② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算)を選択可能。
 - (2) 仕入れに係る消費税額
 - ① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算)
 - ② 上記(1)②の適用を受けない事業者については、支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法(割戻し計算)を選択可能。
 - (注1) 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、インボイス制度の執行可能性に 配慮し、それまでの請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するため、帳簿及 び請求書等に一定の記載事項を追加し(区分記載請求書等保存方式)、売上げに係る消 費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、税率の異なるごとに区分した課税標準であ る金額の合計額及び支払対価の額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する。
 - (注2) 適格請求書等保存方式の導入後,免税事業者等から行った課税仕入れについては,仕入税額控除をすることはできない。ただし,当該課税仕入れに係る消費税相当額に令和5年10月1日から3年間は80%,令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。
- 口 特例 (簡易課税制度)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れに係る消費税額とすることができる。

第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業	第6種事業
(卸売業)	(小売業等)	(製造業等)	(その他の事業)	(サービス業等)	(不動産業)
90%	80%	70%	60%	50%	40%

- (注1) 簡易課税適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過措置が設けられている。
- (注2) 農林水産業 (第3種事業) のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。

8. 申告・納付

- (1) 国内取引
 - ① 課税期間……個人事業者は暦年、法人は事業年度

ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。

- ② 確定申告・納付……課税期間終了後2月以内に確定申告・納付
 - (注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)
 - (注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1月延長することができる。(令和3年3月決算から適用)
 - ※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。
- ③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。

直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中間 申告・納付
4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間につい ては、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内 に、1月分相当額を中間申告・納付
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付
48万円以下	中間申告・納付は不要(任意の中間申告・納付(年1回)が可能)

(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。

制 度 の 概 要(続)

	消	費	税	
	(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に 関税の特例申告を行う場合に 内の納期限の延長あり)		納期限の延長あり) の翌月末日までに申告・納付(2ヶ月	月以
9. そ の 他	消費税の収入については、地、れた年金、医療及び介護の社会(ものとすることとされている。(2) 国、地方公共団体等に対する。国、地方公共団体、公共法人けられている。 (3) 総額表示の義務付け、課税事業者は、不特定かつ多達又は役務の価格を表示すると含む)を含めた価格を表示しな(注) 平成25年10月1日から令	保障給付並びに少子化に対 時例 等については、申告・納付 数の者に課税資産の譲渡等 きは、その資産又は役務に ければならない。 和3年3月31日までの間に 各であると誤認されないた	によるほか、毎年度、制度として確立 処するための施策に要する経費に充っ 仕入税額控除等につき、特例措置が を行う場合において、あらかじめその 係る消費税相当額(地方消費税相当額 ついては、総額表示義務の特例として めの措置を講じていれば税込価格を表	てが、か質をできる。

44. 主 要 間 接 税

区 分	た ば こ 税	たばこ特別税
課税物件	製造たばこ	同左
納税義務者	製造者又は引取者	同左
免税措置	輸出用	同左
主な税率	 喫煙用の製造たばこ	
	② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売 定価(消費税抜き)を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	
納税方法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	する。
備考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻こ税が課される。 (※) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上	

制 度 の 概 要(続)

 酒 (現	税 行)	同 (令和5年10	左 月1日以後)		司 左 和8年10月1日以後)
酒類		同左		同左	
製造者又は引取者		同左		同左	
輸出用・輸出酒類販売		同左		同左	
1 k化につき (1) 発泡性酒類 ・発泡酒 ・発泡酒 (麦芽比率25%以 ルコール分10度ま ・発泡酒 (麦芽比率25%未 分10度未満) ・その他の発泡性液 (いわゆる「新ジャン) (いわゆる「チューハ・	未満)134,250円満でアルコール	ルコール分10度 ・発泡酒 (麦芽比率25% 分10度未満)	134,250円 未満でアルコール 基づく酒類 (※)) :酒類 <u>80,000円</u>	1 1	酒類 <u>155,000円</u> の発泡性酒類 <u>100,000円</u> Dる「チューハイ」等)
(2) 醸造酒類・清酒・果実酒	120,000円 110,000円 90,000円	(2) 醸造酒類	100,000円	(2) 醸造酒	類
・ウイスキー, ブ ピリッツ(37度)	加算額10,000円) ランデー及びス]	(3) 蒸留酒類	同左	(3) 蒸留酒	類 同左
・リキュール及びt (1度当たりのt ・合成清酒 ・みりん及び雑酒(みりん	加算額10,000円)	(4) 混成酒類	同左	(4) 混成酒	
・粉末酒	390,000円]	【下糸	は見直し後の税率】		【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。 酒税の税率については、令和2年10月1日から令和8年10月1日までの間、段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

- ・ビール系飲料 (ビール・発泡酒・新ジャンル): 令和8年10月1日に1k&につき155,000円に一本化する (3段階で実施)。
- ・その他の発泡性酒類 (チューハイ等): 令和8年10月1日に1klにつき100,000円に引き上げる。
- ・醸造酒類: 令和5年10月1日に1klにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。
- ・混成酒類(20度): 令和 2 年10月 1 日に 1 k ℓ につき200, 000円(1 度当たりの加算額10, 000円)に引き下げる。
- (※) 発泡酒の定義に、①ポップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類と②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類を追加。これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

44. 主 要 間 接 税

			,	
区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油石炭税
課税物件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品, ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免税措置	 (1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用 	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線(ただし、国内輸 送を行う場合を除く。)	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼, コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びLNG (6) 苛性ソーダ製造業・イオン交換膜法による塩製造業用の自家発電用石炭(地球温暖化対策のための税率の特例により上乗せされる部分(以下「特例部分」)を軽減)
主な税率	1 keにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率) ※令和16年4月1日~ 1 keにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 l につき 9円80銭)	1 keにつき 13,000円 (令和4年4月1日~ 令和5年3月31日) ・沖縄島,宮古島,石垣 島,久米島若しくは下 地島と沖縄以外の本邦 の地域(離島を除く) との間又は沖縄県の区 域内の各地間を航行す る航空機の航空機燃料 1 keにつき 6,500円 (令和4年4月1日~ 令和5年3月31日) ・一定の離島路線を航行 する航空機の航空機燃料 1 keにつき 9,750円 (令和4年4月1日~ 令和5年3月31日)	 [地球温暖化対策のための税率の特例] (1) 原油,輸入石油製品 1 kℓにつき 2,800円(2,040円) (2) 天然ガス,石油ガス等 1 tにつき 1,860円(1,080円) (3) 石炭 1 tにつき 1,370円(700円) ※かっこ書きは本則税率である。

制 度 の 概 要(続)

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石 油 石 炭 税
納税方法	製造場から移出される ものについては、翌月末 日までに申告し、納付す る。 輸入揮発油について は、保税地域から引き取 る時までに申告し、納付 する。ただし、関税の特 例申告を行う場合には、 引取りの日の属する月の 翌月末日までに申告し、 納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては、保税地域から引きれては、保税地域から引きれていただし、関税の特別申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	翌月末日までに申告し、納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時(国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日)までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。
備考	バイオエタノール等揮 発油に対し、課税標準の 特例措置が講じられてい る。			国産石油化学用ナフサ等, 国産農林漁業用A重油,国産 アスファルト等及び非製品ガスについて,本則税率と特例 部分についての還付措置が講じられている。 内航運送用船舶等用の軽油 又は重油,鉄道用の軽油,国 内定期航空運送事業用の航空 機燃料,農林漁業用の軽油及 び苛性ソーダの製造に使用す る電気の発電の用に供する重 油,天然ガス又は石炭につい て,特例部分についての還付 措置が講じられている。

関 諸 45. 自 動 車 係 税 σ 概. 要

	,			
税 目	課税主体	課税物件	税 率	税収の使途
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl(当分の間の特例税率)	都道府県, 指定市 及び市町村(特別 区含む)の一般財 源として全額譲与 されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg(9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kℓ(当分の間の特例税率)	都道府県及び指定 市の一般財源であ る。
自動車税	都道府県	乗用 ウ , 等動 除 車 く。)	・種別割 (自家用) (営業用) (営業用) (例)・乗用車(2,000ccクラス) 36,000円(39,500)(年) 9,500円(年) トラック(4~5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) 14,500円(年) 14,500円(年) 38,000円(年) 38,000円(年) ※乗用車(自家用)の()内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2%	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割について市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽車, 車自 動型 二原付事事	・種別割 (例) ・軽乗用車 自家用10,800円 (7,200円)(年) ・営業用 6,900円 (5,500円)(年) ・軽トラック 自家用 5,000円 (4,000円)(年) ・営業用 3,800円 (3,000円)(年) ・小型二輪車 6,000円 (年) ※() 内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割取得価額の2%	市町村(特別区含 む)の一般財源で ある。 ※但し、環境性能 割は、当分の間、 都道府県が賦課 徴収等を行う。
自動車重量税	国	乗用車, トラット バス,車等 自動車等	(例) 車検期間 1 年ごと (本則税率) (当分の間の特例税率) (自家用) (営業用) 乗用車 車両重量0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 12.5トン超 車両総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1 両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円	569/1,000 は のを補し、のを補し、のを補し、のを補し、ののを補し、ののを補し、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。
 - 2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。
 - 3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に初めて受ける自動車 検査証の交付等について、減免措置が講じられている。

また、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。 4. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対して、重課する措置が講じられている。 5. 軽自動車税については、平成28年度以後、新規取得後13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に対して重課する措置が講じられている。

また、低公害車・低燃費車に対しては軽課措置が講じられている。

- 6. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は,燃費基準値達成度等に応じて決定。令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得し
- た自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。 7. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に 初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得について、 減免措置が講じられている。
- 8. 車両安定性制御装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和3年5月1日から令和6年4月30日まで の間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得に ついて、軽減措置が講じられている。

46. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(畄付 倍田)

							·	(単位	(億円)
		法人	源	泉所得税					
年 分	法人所得金額 (全体)①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額(全体)③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額	外国法人· 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成23年	368,086	2,226	0.60%	93,957	609	0.65%	128,477	2,847	2.22%
24	448,493	3,083	0.69%	98,884	789	0.80%	129,430	2,629	2.03%
25	528,512	5,183	0.98%	108,207	1,266	1.17%	146,260	3,322	2.27%
26	579,021	5,560	0.96%	110,291	1,346	1.22%	164,070	4,991	3.04%
27	610,409	7,014	1.15%	112,599	1,668	1.48%	178,243	6,390	3.59%
28	629,248	5,684	0.90%	111,060	1,220	1.10%	167,218	5,795	3.47%
29	702,340	6,367	0.91%	123,459	1,357	1.10%	180,541	6,835	3.79%
30	727,757	4,487	0.62%	126,579	877	0.69%	186,250	6,936	3.72%
令和元年	645,050	3,352	0.52%	114,378	609	0.53%	194,152	7,249	3.73%
2	696,559	3,626	0.52%	120,199	738	0.61%	188,655	6,640	3.52%

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。 法人税については、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した法定事業年度に係るものを集計しており、清算確定に係るものを含まない。

47. 外国法人・非居住者の課税状況(源泉所得税)の内訳

(単位 億円)

										(半)	业 限门/
区	分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
公社債・預貯金の)利子等	16	12	12	12	20	25	428	91	83	19
剰余金又は利益の	配当等	1,350	1,203	1,646	3,322	3,918	3,717	3,811	4,674	4,782	4,401
匿名組合契約に基	づく利益の分配	167	129	269	190	801	179	581	248	299	249
給与・賞与等		197	215	232	243	260	261	400	305	305	289
退職所得		36	37	48	76	74	71	81	82	110	109
役務の報酬		4	3	4	7	6	7	8	6	8	7
工業所有権その他 権利等の使用料又 る対価		380	338	395	390	399	537	371	366	369	362
著作権の使用料プ る対価	てはその譲渡によ	139	131	144	170	288	381	425	484	499	529
貸付金の利子		186	141	170	155	128	133	148	175	196	162
不動産,採石権の貸付,租鉱権の 設定又は航空機,船舶の貸付によ る所得		90	87	87	97	111	131	136	131	141	174
機械等の使用料		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
土地等の譲渡に。	にる対価	112	133	108	113	159	123	196	108	165	120
人的役務提供事業の対価		169	198	206	215	224	229	250	264	291	216
生命保険契約等は	こ基づく年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞金		0	0	0	0	1	0	0	2	2	2
合	計	2,847	2,629	3,322	4,991	6,390	5,795	6,835	6,936	7,249	6,640

⁽注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。

48. 我 が 国 の 締 結 し た

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

			限	度 税	率	柞	朱 式 譲 渡	益の課程	·	二重課税の 排除	相互協議
国	名	発 効 日	配当	利 子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	— 般	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
米	国	原 S 30. 4. 1 ① S 32. 9. 9 ② S 39. 9. 2 ③ S 40. 5. 6 ④ S 47. 7. 9 ① R 元. 8.30	10% 一定のもの 免税 その他 5%	免税	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	_	あり
スウェ	ーデン	原 S 32. 6. 1 ① S 40. 5.25 ② S 58. 9.18 ① H 11.12.25 ② H 26.10.12	- 10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	あり
デント	マーク	原S34. 4.24	15% (免税)	免税		不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
パキン	スタン	原S34. 5.14 ①S36. 8. 1 ②H20.11. 9	10% 一定のもの 5% その他 7.5%	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
ノール	ウェー	原 S 34. 9.15	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
イ :	ンド	原 S 35. 6.13 ① S 45.11.15 ② H 元.12.29 ① H 18. 6.28 ② H 28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
シンガ	゚゙ポール	原S36. 9. 5 金S46. 8. 3 ①S56. 6.23 金H 7. 4.28 ①H22. 7.14	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あ り (平12)	_
オース	トリア	原S38.4.4 全H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
ニューラント	ージード	原S38. 4.19 ①S42. 9.30 ②H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	_	あり
英 (国 (注1)	原 S 38. 4.23	10% (免税)	原則 免税 一定のもの 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	_	あり
Я	イ	原S38. 7.24	国内法の税率 /一定のもの 15% その他 20%	金融機関等 受取 10% その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課稅	a h	_
マレー	ーシア	原S38.821 (マラヤ連邦)	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平18)	_
カ :	ナダ	原 S 40. 4.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
フラ	ンス	原 S 40. 8.22 ① S 56.10.14 ②H 8. 3.24 ① H 19.12. 1	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
ド	イッ	原 S 42. 6. 9 ① S 55.11.10 ② S 59. 5. 4 ④ H 28.10.28	15% 一定のもの 免税 その他 5%	原則 免税 一定のもの 国内法の税率	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	あり
ブラ	ジル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あり	_
スリラ(セイ	ランカ ロン)	S 43. 9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 映画7イルム 特許権等 半額課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	_

租 税 条 約 等 の 概 要

		限	度 税	率		朱式 譲 渡	益の課程	 Я	二重課税の 排除	相互協議
国 名	発 効 日	配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
エ ジ プ ト (アラブ連合)	S 44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
ベルギー	原 S 45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27 ④H31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	あり
オーストラリア	原 S 45. 7. 4	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
オランダ	原 S 45.10.23 ①H 4.12.16 ②H23.12.29	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	_	あり
韓国	原 S 45.10.29	15% 平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あ り (平15)	_
ザンビア	S 46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あり	_
スイス	原 S 46.12.26 ①H23.12.30	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	_	_
フィンランド	原 S 47.12.30 ①H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
イタリア	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
スペイン	原 S 49.11.20	5% (免税)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
アイルランド	S 49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	_
ルーマニア	S 53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
旧チェッコスロヴァキア(注2)	S 53.11.25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
フィリピン	原S55. 7.20 ①H20.12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平30)	_
ハンガリー	S 55.10.25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
ポーランド	S 57.12.23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみで課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	_
インドネシア	S 57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (注4)	_
中 国	S 59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	
旧 ソ 連 (注3)	S 61.11.27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
バングラデシュ	Н 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あり	_
ブルガリア	Н 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平13)	_
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
イスラエル	Н 5.12.24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	

48. 我 が 国 の 締 結 し た

		限	度 税	率	村	朱式 譲 渡	益の課程	 Й	二重課税の 排除	相互協議
国 名	発 効 日	配当	利 子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
トルコ	Н 6.12.28	15% (10%)	金融機関等 受取 10% その他 15%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	あ り (平16)	_
ヴィエトナム	Н 7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	あ り (平22)	_
メキシコ	Н 8.11. 6	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等 受取等 10% その他 15%	10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	あ り (平17)	_
南アフリカ	Н 9.11. 5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	源泉地国課税	_	_
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
香港	H23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課稅	居住地国のみ で課税	_	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
クウェート	H25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	_	_
ポルトガル	H25. 7.28	10% (5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	_	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	_	_
アラブ首長国連邦	H 26.12.24	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
カタール	H27.12.30	10% (5%)	金融機関等 受取等 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
台 湾 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
チリ	H28.12.28	15% (5%)	金融機関等 受取 4% その他 10% (平成30年末 までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	あり
ラトビア	H29. 7. 5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
スロベニア	H29. 8.23	5%	5%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
リトアニア	H30. 8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみで課税	居住地国のみ で課税	_	あり
エストニア	H30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
ロシア	H30.10.10	10% (5%)	免税	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
アイスランド	H30.10.31	15% 一定のもの 免税 その他 5%	免税	免税	不動産所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	居住地国のみで課税	_	あり
クロアチア	R元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税		
エクアドル	R元.12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
ジャマイカ	R 2.9.16	10% (5%)	10%	設備の使用 2% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり

和 税条約等 の概要(続)

		限	度 税	率	t t	朱式 譲 渡	益の課程	兑	二重課税の 排除	相互協議
国 名	発 効 日	配当	利 子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
ウズベキスタン	R 2.10.17	10% (5%)	5%	著作権 免税 その他 5%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
~ N -	R 3. 1.29	10%	10%	15%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	
ジョージア	R 3. 7.23	5%	5%	免税	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
ウルグアイ	R 3. 7.23	10% (5%)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	あり
セルビア	R 3.12. 5	10% (5%)	10%	著作権 5% その他 10%	不動産所在地 国課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	_	_
モロッコ	R 4. 4.23	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地国課税	所在地国課税	居住地国のみで課税	居住地国のみ で課税	_	_

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、②は全面改訂を示す。
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の()書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
 4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
 (注) 1. 英国との当初の条約については、フィジーに適用される。
 2. 旧チェッコスロヴェキンとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
 3. 旧ソ連との条約についてはキルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、カクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
 5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両路会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)。

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- (H22. 8. 1) ・バミューダ (H23. 8.25) マン自 (H23 9 1) ケイマン諸島 ・リヒテンシュタイン (H23.11.13) ・リヒテンシュタイン (H24.12.29) ・サモア (H25. 7. 6) ・ガーンジー (H25. 8.23) (H25. 8.30) (H26, 522) ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
- ・バチマ (H29.3.12) (注1)() 内は発効日を示す。 (注2)バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

税務行政執行共助条約
 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、酸収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。
 合和4年4月1日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等145か国・地域(署名ベース)。
 欧州・NIS諸国地域:アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、英国(英)ガーンジー、(英)ジャージー、(英)ジブラルタル、(英)マン島、4タリア、ウクライナ・エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キブロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア・セルビア、チェコ、デンマーク、(丁)グリーンランド、(丁)フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー・ボーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボルトガル、北マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア・シンテスグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア・ウラ・ド・アラブ首長国連邦、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシェル、セネガル・チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ベーレーン、ブルキナファソ、ベナン、ボッワナ、南アフリカ、モリシェス、モーリタニア、モロッコ・カレドン・アンア、大洋州地域:インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガボール、タイ、中国、パブアニューギニア、(中)香港、(中)マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、(仏)ニューカレドニア、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、マーシャル諸島、マレーシア、モルディア、モンゴル・カー

- (注6) ニューカレドニアは、フランスにより適用拡張。

(4) BEPS 防止措置実施条約

BEPS 防止措置実施条約

BEPS (税源浸食及び利益移転) プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入するための多数国間条約。 令和4年4月1日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等97か国・地域(署名ペース)。

欧州・NIS 諸国地域:アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア・ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ(注2)、(美)ガーン
・ ジー、カザフスタン、北マケドニア、キブロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英) ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スローバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フインランド、ブランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェー ガンブ・スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フインランド、ブランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェー ゴビナ・ボーランド・ボルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア 中東、アフリカ地域:アラブで長国連邦・イスラエル、エジブト、オマーン、カクール、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、コートジボワール、サウジアラビア、ヒーシェル、セネガル、チェニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、南アフリカ、モーリシャス、モロッコ、ヨルダン、レットアジア、大洋州地域・インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガボール、タイ、中国(注3)、日本、ニュージーランド、バキスタン、バブアニューギニア、フィジー、ベトナム、マレーシア
北米、中南米地域:アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、バナマ、バルバドス、ベリーズ、ベルー、メキシコ(注1)オランダは、キキョウソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。(注2)オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。(注3)中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

49. 地 方 税 収 入 の

		番	昭和3	0年度	Λ	0	5	0	6	60	平 月	龙 7
	区 分	号	金額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
	府 県 税	1	1,471	38.6	7,823							41.3
市	町 村 税	2	2,344		7,671	49.5					197,660	58.7
地	方 税 総 計 (普 通 税	3	3,815 1,468		15,494 7,171	100.0					336,750 119,637	100.0
	道府県民税	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,604	32.1
	個 人 法 人	6 7	140 97		1,229 529						26,629 8,055	19.1 5.8
	利 子 割	8	_	_	_	_	_	_	_	_	9,919 —	7.1
	株式等譲渡所得割	10	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	事 業 税 「個 人	11 12	806 202		3,299 253						44,856 2,504	32.2 1.8
	1 法 人 地 方 消 費 税	13 14	604	41.1	3,046	38.9	14,535 —	37.6	38,072	37.3	42,352 —	30.4
道	不 動 産 取 得 税	15	52		414						7,876	5.7
~=	道府県たばこ(消費)税	16	96		440						3,783	2.7
	設利用)税	17	15		95	1.2			1,083	1.1	977	0.7
府	自 動 車 取 得 税 軽 油 引 取 税	18 19	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	特別地方消費(遊興飲食・料理飲食等消費)税	20	151	10.3	559	7.1	2,675	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0
県	自動車税	21	79	5.3	549	7.0			10,380	10.2	15,873	11.4
	[自動車税(~R1.9) 環境性能割	22 23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
税	【種 別 割 鉱 区 税	24 25	_ 5	- 0.3	- 8	- 0.1	- 6	0.0	_ 9	0.0	- 6	0.0
	狩猟者登録 (狩猟免許) 税	26	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0
	固定資産税(特例) 法定外普通税・その他	27 28	22 3		39 6	0.5 0.1					100 213	0.1 0.2
	目的税	29 30	0	0.0	652	8.3					-	14.0
	軽 油 引 取 税	31	_	_	649		1,750 1,940				6,112 13,322	4.4 9.6
	狩 猟 税 法定外目的税・その他	32 33	_ 0	0.0	_ 3	0.0	- 15	0.0	_ 20	0.0	_ 14	0.0
	旧法による税収入 東日本大震災による減免等	34 35	3		0					_	5	
	オロ本人展次による 成光寺	36	1,471	100.0	7,823							100.0
	普 通 税 市 町 村 民 税	37 38	2,334 740	99.6 31.6	7,273 3,046						1 80,670 88,061	91.4 44.6
	∫個人	39	575	24.5	2,200	28.7	13,596	31.7	45,028	34.3	65,324	33.0
	□ 法 人 固 定 資 産 税 □	40 41	164 1,104	7.0 47.1	846 2,773		6,207 14,899				22,737 83,627	11.5 42.3
	土 地 家 屋	42 43	433 465		655 1,210						34,892 32,218	17.7 16.3
	貸 却 資 産	44	206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4
市	軽自動車(自転車, 荷車)税 「軽 自 動 車 税 (~R1.9)	45 46	46 —	2.0	125	1.6 —	275 —	0.6	698 —	0.5	1,055 —	0.5
	{環 境 性 能 割 種 別 割	47 48	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
町	市町村たばこ(消費)税	49	192		732			5.6			6,691	3.4
	電気税・ガス税 鉱 産 税	50 51	215 17		540 24				5,271 46		22	0.0
村	木 材 引 取 税 特 別 土 地 保 有 税	52 53	15	0.6	25	0.3	29 1,028				- 1,208	- 0.6
1,1	法定外普通税・その他	54	5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0
	目	55 56	6 3	0.3 0.1	207 14				-		1 6,322 208	8.3 0.1
税	事 業 所 税	57	_	_	_	_	152	0.4	1,972	1.5	3,068	1.6
	法定外目的税・その他	58 59	3	0.1	190 3	0.0	3	0.0	3	0.0	13,045 2	
	旧 法 に よ る 税 収 入 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村	60 61	4	0.2	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
	「交 付 金	62	_	_	27						668	0.3
	│ │ │ 納 │ 付 │ 金 │ 東日本大震災による減免等 │	63 64	_	_	164 —	2.1	439 —	1.0	1,037 —	0.8 —	_	_
(農业)	合 計	65	2,344	100.0	7,671	100.0			131,125			100.0

^{1.} 令和2年度以前は決算額(計画外税収含む),令和3年度及び令和4年度は地方財政計画額である。なお、令和3年度及び令和4年度の地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分が策定されるが、上記は通常収支分と東日本大震災分を合計した税収である。
2. 昭和30年度の入湯税は法定普通税に含まれる。
3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって使途が特定されない普通税に改められた。
4. 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環 (備考) 1.

境性能割が創設された。

構 成 の 累 年 比 較

構	į	成	の	累	ļ	年	比	剪	Ż			(単位 位	意円, %))
1	7	2	7	3	0	 令和	元	 令和	12	令和3	(計画)	令和4	(計画)	番
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	号
152,269 195,775 348,044	43.7 5 56.3 4 100.0	210,763 390,986	46.1 53.9 100.0	183,280 224,235 407,514	45.0 55.0 100.0	183,437 228,678 412,115	44.5 55.5 100.0	183,687 224,570 408,256	45.0 55.0 100.0	383,448	55.1 100.0	189,892 223,181 413,073	54.0 100.0	1 2 3
136,796 35,854 22,543 9,661 1,774	23.5 3 14.8 6.3	61,105 47,932 8,435	33.9 26.6 4.7	183,165 56,976 45,404 8,349 558	31.1 24.8 4.6	183,316 56,611 45,442 8,212 303	99.9 30.9 24.8 4.5 0.2	183,601 55,025 45,935 5,480 325	100.0 30.0 25.0 3.0 0.2		28.8 25.3 1.5	189,941 52,714 45,007 3,426 267	1.8	4 5 6 7 8
786 1,091 49,142 2,158	0.5 0.7 2 32.3 3 1.4	1,898 1,887 37,034 1,939	1.1 1.0 20.5 1.1	1,447 1,218 44,505 2,074	0.8 0.7 24.3 1.1	1,670 984 45,966 2,114	0.9 0.5 25.1 1.2	1,522 1,763 42,983 2,160	0.8 1.0 23.4 1.2	1,566 1,673 34,255 1,722	0.9 1.0 19.9 1.0	1,614 2,400 46,170 2,258	0.8 1.3 24.3 1.2	9 10 11 12 13
46,984 25,512 4,767 2,752	2 16.8 7 3.1 2 1.8	35,095 49,742 3,768 1,530 475	27.6 2.1 0.8	42,431 48,155 4,036 1,389	2.2 0.8	43,851 47,955 4,042 1,395 431	23.9 26.1 2.2 0.8	40,823 54,238 3,743 1,335	22.2 29.5 2.0 0.7	57,496 3,791 1,424	33.4 2.2 0.8	43,912 59,167 3,911 1,446	31.2 2.1 0.8	13 14 15 16 17
— — —		1,373 9,246	0.8	1,982 9,584	1.1	1,039 9,449	0.6 5.2	9,101 –	5.0 –	_	_	9,307	-	18 19 20
17,528 - - -		15,428 - - -	_ _ _	15,504 — — —	_ _ _	15,881 15,303 458 120	8.7 8.3 0.2 0.1	16,234 - 932 15,302	8.8 - 0.5 8.3	- 932 15,134	- 0.5 8.8	16,765 — 1,482 15,283		21 22 23 24
164 453 15,473	0.1 3 0.3 3 10.2		- 0.0 0.2 0.1	3 - 109 488 115	- 0.1 0.3 0.1	3 - 80 464 121	0.0 - 0.0 0.3 0.1	3 - 94 452 86	0.0 - 0.1 0.2 0.0	- 72 - 7	0.0 - 0.0	3 - 51 - 7	0.0 - 0.0	25 26 27 28 29
4,528 10,859 25 60	7.1 5 0.0 0 0.0 0 0.0	- 9 89	0.0	- 8 107	0.1	- 8 113 -	0.0 0.1	- 7 78 -	0.0 0.0 -	_	_	- - 7 - -	_	30 31 32 33 34
152,269		- 180,222	100.0	- 183,280	100.0	- 183,437	100.0	- 183,687	100.0	△73 172,340		△56 189,892		35 36
179,142 81,555 56,985 24,570 87,547 34,058 37,651 15,839	5 41.7 5 29.1 0 12.6 7 44.7 3 17.4 1 19.2 8 8.1	193,554 95,480 72,237 23,243 86,639 33,952 36,911 15,776 2,003	45.3 34.3 11.0 41.1 16.1 17.5 7.5	206,406 105,324 81,057 24,268 89,958 34,478 38,498 16,982 2,581	47.0 36.1 10.8 40.1 15.4 17.2	210,466 107,203 83,251 23,952 91,988 34,853 39,578 17,556 2,692	92.0 46.9 36.4 10.5 40.2 15.2 17.3 7.7 1.2	206,398 102,393 84,267 18,126 92,936 34,793 40,403 17,739 2,854	91.9 45.6 37.5 8.1 41.4 15.5 18.0 7.9 1.3	80,225 10,749 90,628 34,852 39,201	43.1 38.0 5.1 42.9 16.5 18.6	204,907 98,753 82,890 15,863 94,198 35,524 40,895 17,779 3,118	44.2 37.1 7.1 42.2 15.9 18.3	37 38 39 40 41 42 43 44 45
8,453	 3 4.3	- - 9,361 -	- - 4.4	- - 8,502 -	- - 3.8	2,662 31 - 8,539	1.2 0.0 - 3.7 -	104 2,750 8,171	0.0 1.2 3.6	8,721 —	1.3 4.1 —	- 175 2,943 8,819 -	_	46 47 48 49 50
16		21 -	0.0	16 -	0.0	18 —	0.0	18 —	0.0	17 -	0.0	18 -	0.0	51 52
43 14 15,559 244 2,970 12,330 15	0.0 7.9 0.1 0.1 1.5 0.6.3 0.0	18 16,298 227 3,613 12,444	0.0 7.7 0.1 1.7 5.9 0.0	2 23 16,954 224 3,783 12,914 34	0.0 7.6 0.1 1.7 5.8	2 23 17,340 225 3,867 13,177 71	0.0 0.0 7.6 0.1 1.7 5.8 0.0	1 26 17,307 124 3,845 13,296 42	0.0 0.0 7.7 0.1 1.7 5.9 0.0	1 - 17,266 139 3,899 13,228 - -	0.1 1.8	1 - 17,641 158 3,913 13,570 - -	0.0 - 7.9 0.1 1.8 6.1 -	53 54 55 56 57 58 59 60 61
963 111		911 —	0.4	874 —	0.4	872 —	0.4	865	0.4	878 —	0.4	889 —	0.4	62 63
195,775	-	_	100.0	_	100.0	_	100.0	224,570	100.0	△268	△0.1	△256 223,181	△0.1 100.0	64

50. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円 %)

	昭和10	0年度	2			^	5			55			60		平	成	2	7	
区 分		_		_		·0		_	<u></u>		掛ポル			進出比					
	金額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金	頟	構成比	金	額	構成比	金	額	構成比	金 額	構成比
「税 収 入 専売納付金	10. 2.						137, 52 3, 40			6, 687 6, 124	61 2	381,	988 108	71 0	601	, 059	84 0	519, 30 16	
国 公 債	6.				1, 0					, 702	32	123,		23	73	, 120	10	212, 47	
その他計	3. 22.		.,		.,					, 894 , 407	5 100	34, 539 ,	749	6 100		, 745 , 035	6 100	73, 63 805, 57	
「税 収 入	6.				-					, 137	32	233,		39		, 504	39	336, 75	
地 地方譲与税	i .		-		5	01 1	2, 48	2 1	4	, 400	1	4,	615	1	16	, 627	2	19, 39	3 2
地方交付税 方 国庫支出金	2.	 9 11	1, 08 1, 26							, 140), 446	16 24	94, 120.	499 227	16 20		, 280 . 990	17 15	161, 52 176, 68	
地方債	6.	7 26	32	8 6	3, 2	09 7	32, 59	8 12	48	383	10	46,	079	8	64	, 163	8	171, 17	6 16
計その他計	9. 25.									, 451 ., 758	16 100	104, 603 ,		17 100		, 803 , 367	19 100	205, 42 1, 070, 95	
ſ税 収 入	2.									, 371	33	113,		37		. 532	40	157, 28	
道 地方譲与税	-		-		4	56 2	1, 49	1 1	1,	, 756	1	1,	831	1	8	, 021	2	8, 70	6 2
地方交付税 府 国庫支出金	1.	 3 16	71 78							3, 244 7, 632	17 27		896 982	17 23		, 896 , 652	18 17	84, 36 99, 94	
地方債果その他	1.									329	8		856	7		, 561	7	90, 61	
県 その他 計	2. 7.									, 238 , 090	14 100	307,	701 803	15 100		, 886 , 548	16 100	96, 38 537, 3 0	
「税」収 入	3.		1, 10							, 567	32	119,		41		, 972	39	179, 46	
市 地方譲与税 地方交付税			37			45 C 25 14				!, 644 !. 896	1 16		784 603	1 14		, 606 . 384	2 15	10, 68 77, 16	
町 国庫支出金	1.		47	8 19	3, 5	73 19	26, 62	9 21	52	, 814	22	49,	245	17	52	, 338	13	76, 73	6 14
地方債利その他	5. 7.									, 534 i, 213	11 19		223 891	8 20		, 602 , 917	8 23	80, 56 109, 04	
計	17.																		
		0 100	2, 40	0 100	18, 8	34 100	128, 90	4 100	243	, 668	100	295,	3/4	100	415	, 819	100	533, 65	4 100
	12		17		-, -	22	128, 90		令	和	元	295,	2	100	410	, 819	100	533, 65	
区 分	12	2	, -	7	2	2		7	令	和			2	帯成比	金	3	100 構成比		
	金 額 507,12	2 構成比 25 54	1 金 額	7 構成比 4 55	金 衮	1 2 頁 構成比 68 41	2	7 構成比 4 55	令金	和	元 構成比 54		2額	構成比	金	3 額 3,800	構成比	金 都 652, 35	i 構成比 60 61
, 税 収 入 専売納付金	金 額	2 構成比 25 54 05 0	1 金 額 490,65	7 構成比 4 55	金 額 414,8	12 有構成比 68 41 	2 金 額	7 構成比 4 55	令 金 584	和額	元 構成比 54 -	金	2 額 ¹ 216	構成比	金 638	3 額	構成比	金 都 652, 35	横成比
税 収 入 専売納付金 国 公 債 そ の 他	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24	2 構成比 25 54 05 0 0 35 0 10	490, 65 312, 69 86, 65	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10	金 名 414,8 423,0 167,4	12 積成比 68 41 30 42 48 17	全 新 562, 85 349, 18 109, 71	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11	令 金 584 365 141	和 額 , 415 - , 819 , 390	元 構成比 54 - 34 13	金 608, 1,085, 152,	2 額 216 - 539 033	構成比 33 - 59 8	金 638 656 13	3 額 3,800 - 0,550 3,064	構成比 45 - 46 9	金 額 652, 35 369, 26 54, 35	i 構成比 60 61 - 00 34 44 5
 	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61	2 構成比 25 54 05 0 40 35 40 10 0 100	490, 65 490, 65 312, 69 86, 65 890, 00	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 3 100	金 名 414,8 423,0 167,4 1,005,3	22 種成比 68 41 30 42 48 17 46 100	全額 562,85 349,18 109,71 1,021,75	構成比 4 55 3 34 6 11 3 100	令 金 584 365 141 1,091	和 額 , 415 , 819 , 390 , 624	元 構成比 54 - 34 13 100	金 608, 1,085, 152, 1,845,	2 額 216 - 539 033 788	構成比 33 - 59 8 100	金 638 656 13 1,066	3 額 3,800 - 0,550 3,064 6,097	構成比 45 - 46 9 100	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96	模成比 60 61 - 00 34 64 5 64 100
税 収 入 専売納付金 国 公 債 そ の 他	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24	25 54 95 0 90 35 90 100 0 100 0 4 33	490, 65 - 312, 69 86, 65 890, 00 348, 04	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 3 100 4 35	全 額 414,8 423,0 167,4 1,005,3	12 構成比 68 41 30 42 48 17 46 100 63 33	全 金 349,18 109,71 1,021,75 390,98	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35	令 金 584 365 141 1,091 412	和 額 , 415 - , 819 , 390	元 構成比 54 - 34 13	金 608, 1,085, 152, 1,845, 408,	2 額 216 - 539 033 788	構成比 33 - 59 8	金 638 656 13 1,066	3 額 3,800 - 0,550 3,064	構成比 45 - 46 9 100 42	金 額 652, 35 369, 26 54, 35	i 構成比 60 61
Tag	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76	25	490, 65 312, 69 86, 65 890 , 00 348, 04 18, 49 169, 58	7 構成比 4 55 0 3 35 8 10 3 100 4 35 0 2 7 17	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9	12 構成比 構成比 68 41 330 42 48 17 46 100 63 33 64 31 64 31 65 31 66	2 金 額 562,88 349,18 109,71 1,021,78 390,98 26,79 173,90	7 構成比 4 55 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16	令 金 584 365 141 1,091 412 26 167	和 額 , 415 , 819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 392	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15	金 608, 1,085, 152, 1,845, 408, 22, 169,	2 額 216 - 539 033 788 256 323 890	構成比 33 - 59 8 100 29 2 12	金 638 656 13 1,066 383 18 175	3 額 3,800 - 0,550 3,064 6,097 3,448 8,462 6,711	構成比 45 - 46 9 100 42 2 19	金 額 652, 38 652, 38 369, 26 54, 38 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60	i 構成比 i 構成比 ii 構成比 ii
Ta Ta Ta Ta Ta Ta Ta Ta	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73	2 構成比 25 54 05 0 0 35 0 10 0 100 64 33 02 1 04 20 05 16 05 16	490,65 312,69 86,65 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 3 100 4 35 0 2 7 17 2 14 4 11	全 金 和 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 129,9	構成比 構成比 構成比 17 48	全 \$62,88 \$49,18 109,71 1,021,78 390,98 26,77 173,90 192,27 107,18	7 構成比 4 55 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 3 17 2 10	令	和 額 ,, 415 ,, 819 ,, 390 ,, 624 ,, 115 ,, 138 ,, 138 ,, 392 ,, 003 ,, 697	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122,	2 額 相 216 — 539 033 788 256 323 890 255 837	蒂成比 33 - 59 8 100 29 2 12 30 9	金 638 656 13 1,066 383 18 175 149 112	3 額 額	構成比 45 - 46 9 100 42 2 19 17 12	金 額 652, 38 369, 26 54, 38 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08	i 構成比 0 61 - 0 34 4 5 64 100 13 45 18 3 17 20 8 17 16 8
A金債他 入税税金債他 入金債他 入税税金債他 入税税金債他 大税税金債他 大税税金債 大税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税税金債 大税金債 大人会 大税金債 大税金債 大税金債 大税金債 大税金債 大税金債 大税金債 大税金債 大人会 大税金 大税金債 大税金	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 220 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63	2 構成比 55 54 55 0 60 10 0 100 64 33 32 2 1 64 20 75 16 85 10 80 20	490,655 890,000 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13	7 構成比 4 55 0 3 35 8 100 3 100 4 35 0 2 7 17 2 14 4 11 4 21	全 金 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 129,9 200,4	12 構成比 68 41 330 42 448 17 46 100 63 33 992 2 336 17 73 17 48 13 89 19	2 金 額 562, 85 349, 18 109, 71 1, 021, 75 390, 98 26, 77 173, 99 192, 27 107, 18 216, 67	7 構成比 4 55 -3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 6 16 3 17 2 10 6 20	令 584 365 141 1,091 412 26 167 200 108 208	和額	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10 19	金 608, 1,085, 152, 1,845, 408, 22, 169, 420, 122, 255,	2 額 216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722	蒂成比 33 - 59 8 100 29 2 12 30 9 18	金 638 656 13 1,066 383 18 175 149 112 62	3 額	構成比 45 - 46 9 100 42 2 19 17 12 7	金 額 652,38 369,26 54,38 1,075,96 413,07 25,97 181,60 150,64 76,08 62,53	
大金債他入税税金債他大金債他入税税金債他大売大方庫大方庫大方庫大方庫大税税金債他	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19	25	490,655 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 3 100 4 35 0 2 7 17 2 14 4 11 4 21 1 100	全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 200,4 1,039,2	12 構成比 68 41 	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 77 1, 021, 78 390, 98 26, 79, 173, 90 192, 27 107, 18 216, 67 1, 107, 78	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 3 17 2 10 6 20 6 100	令 584, 365, 141, 1,091, 412, 26, 167, 200, 108, 208, 1,123,	和 額 , 415 - , 819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 138 , 957 , 392 , 903 , 957 , 191	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10 19	金 608, 1,085, 152, 1,845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 1,399,	2 額 216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282	構成比 33 - 59 8 100 29 2 12 30 9 18 100	金 638 656 13 1, 066 383 18 175 149 112 62 902	3 額 額	構成比 45 -6 46 9 100 42 2 19 17 12 7 100	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08 62, 53 909, 92	構成比 構成比 100 61 -
Tag Ta	金 額 507, 12 20 330, 044 96, 244 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32	25	490,65 312,69 86,65 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 3 100 4 35 0 2 7 17 7 17 2 14 4 11 4 21 1 100 4 35 6 2	全 全 414, 8 423, 0 167, 4 1, 005, 3 343, 1 20, 6 171, 9 172, 9 200, 4 1, 039, 2 159, 3 15, 9	12 構成比 68 41 330 42448 177446 100 63 33 92 2 93 2 1773 177 48 13 88 19 19 01 100 23 32 33 33	22 金 額 562, 88 349, 18 109, 71 1, 021, 78 390, 98 26, 79 173, 90 192, 22 107, 18 216, 67 1, 107, 78	7 構成比 4 55 3 344 3 100 6 35 2 2 2 10 6 100 6 20 6 100 6 39 8 4	令 金 5844 3655 141, 1,091, 412 26, 167, 200 108, 208 1,123, 207, 21,	和 額 , 415 , 819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 957 , 585 , 191 , 036 , 848	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10 19 100 41 4	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 1, 399, 205, 18,	216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282 246 000	养成比 33 	金 638 656 13 1, 066 383 18 175 149 112 62 902	3 額	構成比 45 -6 46 9 100 42 2 19 17 12 7 100	金 額 652,38 369,26 54,38 1,075,96 413,07 25,97 181,60 150,64 76,08 62,53	構成比 構成比 100 61 -
Tag 地方計 道 1	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32 117, 82	2 構成比 25 54 455 0 40 10 0 100 64 33 42 1 42 20 45 16 55 10 60 20 61 100 61 32 61 32	490, 65 312, 69 86, 65 890, 00 348, 04 18, 49 169, 58 141, 19 104, 28 210, 13 991, 73 171, 37 8, 53 92, 21	7 構成比 4 55 0 0 35 8 10 0 2 7 17 2 14 4 21 1 100 4 35 6 2 6 19	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 87,6	12 構成比 68 41 	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 71 1, 021, 75 390, 98 26, 77 173, 90 192, 27 107, 18 216, 67 1, 107, 78 201, 42 22, 57 88, 45	7 構成比 4 55 3 3 344 6 11 3 100 6 35 2 2 2 6 16 3 17 2 17 2 10 6 20 6 100 6 39 8 47	令 金 5844 3655 141, 1,091, 412 26, 167, 200 108, 208 1,123, 207, 21, 86,	和 額 , , 415 , , 819 , , 390 , , 624 , , 115 , , 138 , , 392 , , 003 , , 585 , , 191 , , 036 , , 848 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	売 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10 19 100 41 4 17	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 1, 399, 205, 18, 88,	2 額 2 216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282 246 000 781	333 - 59 8 100 29 2 2 12 30 9 188 100 33 3 14	金 638 656 13 1, 066 383 18 175 149 112 62 902	3 額	構成比 45 -6 46 9 100 42 2 19 17 12 7 100	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08 62, 53 909, 92	構成比 構成比 100 61 -
Tag Ta	金 額 507, 12 20 330, 044 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32 117, 82 62, 68	25	490,655 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53 92,21 66,30 57,09	7 構成比 4 55 0 0 35 8 100 3 100 4 35 0 27 7 17 2 14 4 11 1 100 4 35 6 2 6 19 9 14 5 12	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 129,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 87,6 62,9 78,0	22 構成比 68 41 	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 77 1, 021, 75 390, 98 26, 77 173, 90 192, 27 107, 18 216, 67 1, 107, 78 22, 57 88, 45 62, 99 55, 28	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 2 6 16 3 17 2 10 6 20 6 100 6 39 8 4 7 17 6 12 11	令 金 584, 365, 141, 1,091, 412, 26, 167, 200, 108, 208, 1,123, 207, 21, 86, 59, 56,	和 額 , 415 , 5819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 585 , 191 , 036 , 848 , 313 , 534 , 009	元 構成比 54 - 34 100 37 2 15 18 10 19 100 41 4 4 4 17 7 12 11	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 11, 399, 205, 18, 88, 123, 67,	2 2 2 216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282 246 000 781 801 063	33 - 59 8 100 29 2 12 30 9 18 100 33 3 14 20 11	金 638 656 13 1, 066 383 18 175 149 112 62 902	3 額	構成比 45 -6 46 9 100 42 2 19 17 12 7 100	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08 62, 53 909, 92	構成比 構成比 100 61 -
Tag 地 方 計 道 府	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 322 117, 82 96, 42	2 構成比 25 54 15 0 0 0 100 0 100 64 33 12 1 144 20 175 166 185 10 100 20 101 100 11 32 12 1 14 20 12 1 14 20 14 20 14 20 15 1 16 1 16 1 16 1 16 1 16 1 16 1 16 1	490,65 - 312,69 86,65 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53 92,21 66,30 57,09 91,41	7 構成比 4 55 0 0 35 8 100 4 35 0 2 7 17 2 14 4 11 1 100 4 35 6 2 6 2 9 14 5 12 6 19	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 87,6 62,9 78,0 96,6	12 構成比 68 41	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 71 1,021, 78 390, 98 26, 79 1173, 99 1192, 27 107, 18 216, 65 11, 107, 78 201, 42 22, 55 88, 45 62, 99, 76	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 6 16 6 100 6 39 8 4 7 7 6 12 11 11 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	令 金 5844 365, 141 1, 091, 412, 266, 167, 200, 108, 208, 208, 208, 207, 21, 86, 59, 56, 78	和 額 , 415 , 819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 392 , 003 , 585 , 191 , 036 , 848 , 313 , 534	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 8 10 19 100 41 4 4 17 12	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 1, 399, 205, 18, 88, 123,	2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	33 - 59 8 100 29 2 2 12 30 9 18 100 33 3 3 14 20	金 638 656 13 1, 066 383 18 175 149 112 62 902	3 額	構成比 45 -6 46 9 100 42 2 19 17 12 7 100	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08 62, 53 909, 92	構成比 構成比 100 61 -
Tag 地 方 計 道 府 県 「	金 額 507, 12 20 330, 044 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32 117, 82 62, 68 91, 32 544, 14	2 構成比 25 54 05 00 100 0 100 64 33 22 16 16 17 100 100 100 100 100 100 100 100 100	490,65 - 312,69 86,65 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53 92,21 66,30 57,09 91,41 486,94	7 構成比 4 55 0 0 35 8 100 3 100 4 35 0 27 7 17 2 14 4 11 1 100 4 35 6 29 6 19 9 14 9 19 9 19 9 19 9 19 9 19 9 19 9	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 129,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 87,6 62,9 78,0 96,6 500,6 183,8	では、	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 77 1, 021, 75 390, 98 26, 77 173, 90 192, 27 107, 18 216, 67 1, 107, 78 22, 57 88, 45 62, 99 55, 28 89, 76 520, 48	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 2 6 16 3 17 2 10 6 20 6 100 6 39 8 4 7 17 6 17 7 6 17 9 100 0 32	令 金 584, 365, 141, 1,091, 412, 26, 167, 200, 108, 208, 1,123, 207, 21, 86, 59, 56, 78, 509, 205,	和 額 , 415 , 819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 138 , 137 , 585 , 191 , 036 , 848 , 313 , 534 , 009 , 400 , 140 , 5, 679	元 構成比 54 - 34 100 37 2 15 18 100 41 4 4 17 12 11 15 100 33 33 33 34 35 36 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37	金 608, 11,085, 152, 11,845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 18, 88, 88, 123, 67, 116, 618, 203,	2 額 216 - 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282 246 000 781 801 063 0941 010	33 - 59 8 100 29 2 2 12 30 9 18 100 33 3 14 4 20 20 11 19 100	金 638 656 13,066 383 18 175 149 112 62 902	3 額	構成比 45 - 46 9 100 42 2 2 19 17 12 7 7	金 額 652, 35 369, 26 54, 35 1, 075, 96 413, 07 25, 97 181, 60 150, 64 76, 08 62, 53 909, 92	1
Tag 地 方 計 道 府 県 収納 の計 収譲交支方の計 収譲交支方の計 収譲交支方の計 原 方方庫 方方庫 方方庫 方方庫 方方庫 方方庫 おり	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 33 117, 82 96, 42 62, 68 91, 32 544, 14	2 構成比 25 54 15 0 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10	490,65 -312,69 86,65 890,00 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53 92,21 66,30 97,41 486,94	7 構成比 4 55 0 0 35 8 100 4 35 0 2 7 17 2 14 4 11 1 100 4 35 6 2 6 2 9 14 5 12 6 19 9 10 0 3 5 100 0 3 5 100	全 全 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 87,6 62,9 78,0 96,6 500,6 183,8 4,7	12 構成比 68 41	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 71 1, 021, 78 390, 98 26, 77 173, 99 192, 27 107, 18 216, 67 11, 107, 78 201, 42 22, 55 88, 45 62, 99 55, 28 89, 76 520, 48	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 6 16 6 20 6 100 6 39 8 4 7 7 6 12 1 11 1 11 0 17 9 100 0 32 4 1	令 金 5844 3655 141, 1,091, 412,266 167,200 108,208 208,11,123,207,211,866 59,566 78,509,205,4,4	和 額 415 ,415 ,390 ,624 ,115 ,138 ,392 ,003 ,585 ,191 ,036 ,848 ,313 ,009 	元 構成比 54 - 34 100 37 2 15 18 10 100 41 47 77 12 11 15 100	金 608, 11, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 169, 420, 122, 255, 18, 88, 123, 67, 116, 618,	2 額	33 - 59 8 100 29 2 2 12 30 9 18 100 33 3 14 20 111 19 100	金 638 656 13,066 383 18 175 149 112 62 902	3 額 3 8,800 -,550 3,064 4,62 6,711 7,544 8,462 8,489 8,478 8,489 8,478	構成比 45 - 46 9 100 42 2 2 19 17 12 7 7	413,075,96 413,075,96 150,64 76,08 62,53 909,92	1
Tag 地 方 計 道 府 県 市 町	金 額 507, 12 20 330, 04 96, 24 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 37 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32 117, 82 96, 42 62, 68 91, 32 544, 14 180, 90 4, 87 99, 93 71, 96	22 構成比 25 54 55 00 00 100 00 100 64 33 32 12 12 10 65 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	17. 金 額 490, 65- 312, 69- 86, 65- 890, 00 348, 04- 18, 49- 191, 43- 191, 73- 8, 53- 92, 21- 66, 30- 57, 09- 91, 41- 486, 94- 176, 67- 9, 73- 77, 37- 74, 88-	7 構成比 4 55 - 0 35 8 100 4 35 0 2 7 17 7 2 14 4 11 1 100 4 35 6 6 19 9 14 5 12 6 6 19 9 5 100 0 35 100 0 35 100 0 35 100 0 35 100 0 35 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	全 全 414, 8 423, 0 167, 4 1, 005, 3 343, 1 20, 6 171, 9 172, 9 200, 4 1, 039, 2 159, 3 15, 9 87, 6 62, 9 78, 0 96, 6 500, 6 183, 8 4, 7 84, 2 110, 0	12 構成比 68 41 330 4248 17746 1000 63 333 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	22 金 額 562, 88 349, 18 109, 71 1, 021, 78 390, 98 26, 79 173, 90 107, 18 216, 67 1, 107, 78 201, 42 22, 57 88, 45 62, 99 55, 28 89, 79 520, 48	7 構成比 4 55 33 344 3 100 6 35 2 2 2 10 6 20 6 100 6 39 8 4 77 17 9 100 0 32 4 11 7 22	令 金 584 365 141, 1, 091, 412 26, 167, 200 108, 208 1, 123, 207, 21, 86, 59, 56, 78, 78, 509, 48, 81, 140,	和 額 . 415 . 819 . 390 . 624 . 115 . 138 . 313 . 957 . 585 . 191 . 036 . 848 . 313 . 313 . 400 . 140 	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 18 10 19 100 41 4 4 17 12 11 15 10 10 10 10 11 11 11 11 11 11	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 255, 169, 420, 122, 255, 1, 399, 205, 18, 88, 123, 67, 116, 618, 203, 4, 81, 296,	2 額 216 539 033 788 256 323 890 255 837 722 282 246 000 781 801 063 050 941 010 323 109 454	333 - 599 8 100 299 2 122 300 9 18 100 333 3 144 20 111 119 100 26 1 10 38	金 638 656 13,066 383 18 175 149 112 62 902	3 額 3 8,800 -,550 3,064 4,62 6,711 7,544 8,462 8,489 8,478 8,489 8,478	構成比 45 - 46 9 100 42 2 2 19 17 12 7 7	413,075,96 413,075,96 150,64 76,08 62,53 909,92	1
Tag 地 方 計 道 府 県 市	金 額 507, 12 20 330, 044 933, 61 355, 46 6, 20 217, 76 168, 39 111, 73 212, 63 1, 072, 19 174, 56 1, 32 117, 82 96, 42 62, 68 91, 32 544, 14 180, 90 4, 87 99, 93	2 構成比 25 54 55 0 10 0 100 100 100 100 100	490,655 890,000 348,04 18,49 169,58 141,19 104,28 210,13 991,73 171,37 8,53 92,21 66,30 57,09 91,41 486,94 176,67 7,95 77,37 74,88 47,19	7 構成比 4 55 0 8 10 3 100 4 35 8 10 9 17 17 2 14 4 11 1 100 4 35 6 19 9 14 5 10 6 19 9 14 5 10 0 3 5 10 0 3 5 10 6 19 9 14 15 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	22 金 物 414,8 423,0 167,4 1,005,3 343,1 20,6 171,9 172,9 129,9 200,4 1,039,2 159,3 15,9 62,9 78,0 96,6 500,6 183,8 4,7 84,2 110,0 51,8	100	22 金 額 562, 85 349, 18 109, 77 1, 021, 75 26, 77 173, 90 192, 27 107, 18 216, 67 1, 107, 78 201, 42 22, 57 88, 47 55, 28 89, 76 520, 48 189, 56 4, 21 85, 42 192, 51 88, 42 193, 66	7 構成比 4 55 3 3 34 6 11 3 100 6 35 2 2 6 16 3 17 2 2 10 6 20 6 100 6 39 8 4 7 17 6 12 11 11 0 17 9 100 0 32 4 1 1 9 15 7 22 1 9 5 22 1 9 1 15 7 22 1 9 1 15 7 22 1 15 8 15 8 15 8 15 8 15 8 15 8 15 8 15	令 金 584, 365, 141 1,091, 412, 26, 167, 200, 108, 207, 218, 86, 78, 509, 205, 4, 81, 41, 41, 81, 81, 81, 81, 81, 81, 81, 81, 81, 8	和 額 , 415 , 5819 , 390 , 624 , 115 , 138 , 957 , 585 , 191 , 036 , 848 , 313 , 534 , 009 , 624 , 003 , 625 , 191 , 036 , 193 , 193	元 構成比 54 - 34 13 100 37 2 15 15 18 10 19 100 41 4 17 12 11 11 15 100 33 1 15 100 33 11 100 31 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	金 608, 1, 085, 152, 1, 845, 408, 22, 255, 169, 420, 122, 255, 1, 399, 205, 18, 88, 123, 67, 116, 618, 203, 4, 81, 296,	2 額 216 - 539 033 788 256 3890 2555 837 722 282 246 000 0781 801 010 323 3109 454 773 671	333 - 599 8 1000 299 2 2 122 300 99 188 1000 333 3 3 144 200 111 119 1000 266 1 100	金 638 656 13,066 383 18 175 149 112 62 902	3 額 3 8,800 -,550 3,064 4,62 6,711 7,544 8,462 8,489 8,478 8,489 8,478	構成比 45 - 46 9 100 42 2 2 19 17 12 7 7	413,075,96 413,075,96 150,64 76,08 62,53 909,92	1

⁽備考) 1. 国は令和2年度までは決算額、令和3年度は補正後予算額であり、令和4年度は予算額である。地方は令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は地方財政計画額である。令和2年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。
2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、令和2年度までについて、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれている。
3. 国の専売納付金のうち日本専元公社納付金は昭和60年度からたばこ(消費)税に移行している。
4. 地方交付税には、地方財政平衡交付金等を含む。
5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
6. 国の歳入合計においては、いわゆる「つな 筝国債」を含む。具体的には、汽岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債(平成 2 年度:9,689億円)、消費税率 3 %から 5 %への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債(平成 7 年度:28,511億円)を含む。
7. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

51. 地方税(道府県税)収入の都道府県別所在状況(令和2年度人口1人当たり指数)

(全国平均=100)

															<u>(</u>	ミ国平均 =	100)
	税	目	道	府県民種	兑	事	業	兑	地方消費税	不動産	道府県	ゴルフ	自	動車和	兑	軽 油	=1
都道	府県		個人	法人	計	個人	法人	計	消質税 (清算後)	取得税	たばこ 税	場利用 税	環境 性能割	種別 割	計	引取税	計
北青岩宮秋山福	海	道森手城田形島	70.1 70.7 78.8 70.7 71.0 79.9 86.8	67.0 52.5 69.1 102.8 58.7 62.7 79.8	69.8 68.9 77.8 73.9 69.8 78.2 86.1	56.2 44.8 55.2 79.9 49.0 60.2 62.8	69.9 55.9 62.0 97.8 56.0 58.5 88.4	69.2 55.3 61.6 96.9 55.6 58.6 87.1	105.1 106.2 104.9 108.6	54.9 71.9 86.0 54.9 66.9	117.3 104.9 109.9 102.1 92.9	33.8 64.3 90.0 48.2 32.5	110.5 94.4 93.2 98.2 95.5 96.1 99.3	119.9 107.7 119.1 119.1 113.6 123.0 134.5	119.3 106.9 117.6 117.9 112.5 121.5	146.5 173.1 154.4 132.4 120.1	90.8 94.5 90.5 96.8 84.6 87.9 105.3
茨栃群埼千東神	奈	城木馬玉葉京川	100.5 99.7 96.6 103.3 110.7 184.3 95.7	75.2 76.8 84.6 57.4 59.6 270.2 73.3	98.0 97.4 95.4 98.7 105.6 192.9 93.5	65.5 65.5 63.0 110.8 78.5 231.4 123.3	87.8 81.7 82.0 57.9 64.1 246.6 84.0	86.6 80.9 81.1 60.6 64.9 245.8 86.0	105.8 106.9 93.6 96.7 99.1	81.5 83.6 84.3 88.9 178.1	105.6 101.6 95.0 96.6 102.3	326.7 163.7 80.4 195.8 12.9	108.3 110.1 124.0 96.5 92.4 89.4 92.9	142.2 146.8 143.1 94.7 97.0 60.8 80.6	140.2 144.7 142.0 94.8 96.7 62.4 81.3	151.4 120.5 93.5 85.1 35.6	101.9 102.8 100.4 87.0 91.1 156.3 88.4
新富石福		潟山川井	69.2 99.7 99.8 99.1	71.1 80.2 95.1 90.8	69.4 97.8 99.3 98.3	60.1 71.3 87.9 83.0	77.8 88.5 89.5 109.1	76.9 87.6 89.4 107.8	108.3 108.6	83.8 82.6	94.3 97.7	76.5 132.8	90.4 101.1 114.5 119.2	116.8 132.5 128.6 128.8	115.2 130.7 127.8 128.3	139.5 115.8	91.5 102.8 102.9 114.1
山長岐静愛三		梨野阜岡知重	95.0 92.3 98.2 86.0 108.4 103.4	81.5 70.3 67.9 68.1 114.2 74.6	93.6 90.1 95.2 84.3 109.0 100.5	80.1 59.2 85.2 97.5 113.6 82.4	73.8 70.5 69.3 93.3 124.1 88.8	74.1 69.9 70.1 93.5 123.5 88.5	102.9 103.4 100.0	70.3 81.5 98.3 116.8	88.6 95.2 94.6	104.5 233.4 188.4 56.6	107.5 104.3 122.0 108.0 152.7 128.5	129.5 124.8 129.0 119.9 126.4 125.3	128.2 123.6 128.6 119.2 127.9 125.5	116.8 109.6 138.2 104.2	96.6 94.3 94.9 98.4 111.0 102.7
滋京大兵奈和	歌	賀都阪庫良山	102.9 78.5 88.7 98.5 103.6 84.5	77.9 96.0 138.4 65.2 46.3 60.7	100.4 80.3 93.7 95.2 97.9 82.1	69.7 98.7 107.2 79.6 61.8 74.5	86.5 91.6 125.4 77.0 42.6 58.4	85.7 92.0 124.5 77.1 43.6 59.3	97.3 95.0 89.9	114.9 125.2 92.3 53.2	89.8 112.0 87.8 79.5	90.0 45.7 189.7 195.8	109.4 99.7 95.9 97.3 89.1 94.3	105.4 81.2 72.7 91.2 92.1 96.7	105.6 82.2 74.0 91.6 91.9	74.2 69.8 98.4 67.0	97.0 89.0 99.4 90.5 79.7 82.8
鳥島岡広山		取根山島口	78.0 81.0 74.7 80.7 89.7	64.2 69.1 76.8 84.5 71.4	76.6 79.8 74.9 81.1 87.9	54.5 60.4 63.3 86.2 68.6	59.7 68.3 74.9 86.2 76.7	59.5 67.9 74.3 86.2 76.3	101.7 99.6 100.0	52.5 86.7 98.0	86.4 96.4 93.7	42.4 106.4 75.6	90.8 86.7 98.5 108.3 106.4	103.4 99.0 111.8 97.6 107.9	102.6 98.3 111.0 98.2 107.8	107.1 140.0 111.4	83.8 86.5 88.9 91.2 90.9
徳香愛高		島川媛知	87.3 93.0 82.4 79.5	74.2 93.7 74.1 56.7	86.0 93.1 81.6 77.3	44.6 54.8 58.1 69.6	75.9 89.1 75.0 51.7	74.3 87.4 74.1 52.6	102.3 99.0	94.9 71.5	97.8 95.2	108.4 78.8	88.6 86.4 80.3 74.2	113.0 110.2 <i>9</i> 5.0 <i>9</i> 0.8	111.5 108.8 94.1 89.8	129.8 103.8	89.0 97.5 87.6 81.1
福佐長熊大宮鹿沖	児	岡賀崎本分崎島縄	70.0 78.1 75.8 59.7 78.2 71.7 71.6 74.1	82.4 65.3 53.7 66.1 65.7 56.5 55.5 62.1	71.2 76.8 73.6 60.3 77.0 70.2 70.0 72.9	84.3 69.3 60.8 62.9 55.1 63.7 50.3 78.5	84.1 68.3 54.5 59.1 61.1 55.2 51.1 59.0	84.1 68.4 54.8 59.2 60.8 55.7 51.1 60.0	103.3 102.1 101.3 104.8 100.8	74.7 56.0 68.7 65.5 68.1 75.6	110.4 102.7 102.0 101.7 105.2 98.7	110.0 64.6 95.2 91.6 102.9 74.0	76.1 59.9 85.9 80.8 79.3 67.8	96.7 104.3 79.5 103.3 102.4 101.4 91.2 84.0	96.9 102.7 78.4 102.3 101.1 100.1 89.9 81.8	152.2 71.2 115.6 106.1 113.2 104.6	87.3 90.3 77.9 79.2 83.9 82.0 79.3 76.9
合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⁽備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口によった。 2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

^{3.} 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。

^{4.} 道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割,法人事業税,地方消費税,ゴルフ場利用税,特別地方消費税,自動車取得税,自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし,利子割交付金,配当割交付金,株式等譲渡所得割交付金,分離 課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割 交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

^{5.} 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

^{6.} 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。

52. 租税収入の国と地方団

			租	————— 税	内	訳			
区 分	番	租税総額	国 税	地	方	税	地 方 交付税	地 方 譲与税	地方特例 交付金等
	号			道府県税	市町村税	計			
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
昭和10年度…	1	18	12	2	4	6	_	_	_
16	2	58	49	2	7	9	4	_	_
19	3	136	127	4	5	9	7	_	_
25	4	7, 585	5, 702	782	1, 101	1, 883	1, 085	_	_
30	5	13, 178	9, 363	1, 471	2, 344	3, 815	1,600	221	_
35	6	25, 452	18, 010	3, 489	3, 953	7, 442	3, 110	362	_
40	7	48, 279	32, 785	7, 823	7, 671	15, 494	7, 162	501	_
45	8	115, 239	77, 732	21, 112	16, 395	37, 507	18, 097	1, 087	_
50	9	226, 591	145, 043	38, 692	42, 856	81, 548	33, 511	2, 482	_
55	10	442, 626	283, 688	73, 903	85, 035	158, 938	75, 809	4, 401	_
60	11	624, 667	391, 502	102, 040	131, 125	233, 165	98, 193	4, 615	_
平成 2	12	962, 302	627, 798	156, 463	178, 041	334, 504	158, 002	16, 627	_
7	13	886, 380	549, 630	139, 090	197, 660	336, 750	123, 030	19, 393	_
12	14	882, 673	527, 209	155, 850	199, 614	355, 464	143, 862	6, 202	9, 140
13	15	855, 172	499, 684	155, 303	200, 185	355, 488	163, 366	6, 240	9,018
14	16	792, 227	458, 442	138, 035	195, 750	333, 785	155, 755	6, 342	9, 036
15	17	780, 351	453, 694	136, 931	189, 726	326, 657	163, 926	6, 940	10, 062
16	18	816, 417	481, 029	144, 870	190, 518	335, 388	155, 227	11, 641	11, 048
17	19	870, 949	522, 905	152, 269	195, 775	348, 044	156, 666	18, 490	15, 180
18	20	906, 231	541, 169	163, 243	201, 819	365, 062	156, 551	37, 285	8, 160
19	21	929, 226	526, 558	186, 642	216, 026	402, 668	155, 538	7, 146	3, 120
20	22	853, 894	458, 309	179, 280	216, 305	395, 585	157, 272	6, 788	5, 391
21	23	754, 262	402, 433	146, 545	205, 284	351, 830	161, 113	12, 966	4, 620
22	24	780, 237	437, 074	140, 262	202, 901	343, 163	173, 948	20, 692	3, 832
23	25	793, 468	451, 754	137, 940	203, 774	341, 714	187, 884	21, 699	3, 640
24	26	815, 100	470, 492	141, 456	203, 152	344, 608	178, 482	22, 715	1, 275
25	27	866, 017	512, 274	147, 739	206, 004	353, 743	170, 979	25, 588	1, 255
26	28	946, 346	578, 492	156, 835	211, 020	367, 855	176, 900	29, 369	1, 192
27	29	990, 679	599, 694	180, 222	210, 763	390, 986	172, 967	26, 792	1, 189
28	30	983, 486	589, 563	181, 140	212, 784	393, 924	176, 854	23, 402	1, 233
29	31	1, 022, 847	623, 803	183, 967	215, 077	399, 044	164, 280	24, 052	1, 328
30	32	1, 049, 756	642, 241	183, 280	224, 235	407, 514	165, 601	26, 509	1, 544
令和元		1, 033, 866		183, 437	228, 678	412, 115	170, 528	26, 138	4, 683
2		1, 057, 586		183, 687	224, 570		178, 471	22, 323	2, 256
3	35	1, 098, 828			221, 470		172, 971	18, 462	3, 577
4		1, 122, 409		194, 649	227, 377		187, 177		2, 267
	<u> </u>	<u> </u>							

⁽備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税 (臨時地方特例交付金等を含む。) は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。
4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
5. 国税は令和2年度までは決算額、3年度は補正後予算額、4年度は予算額である。

体との配分の累年比較

(単位 億円. %)

							単位 億円,	%)
			構),		比		
	地方から国				配	後		番
国庫支出金		配 分	前	交付税・譲与税・	特例交付金配分後	交付税・譲与税・支 負 担 額	正出金·特例交付金 調 整 後]
	への負担額	国	地 方	玉	地方	国	地 方	- 号
(I)	(J)	(B) (A)	(E) (A)	$\frac{(\mathrm{B})-(\mathrm{F})-(\mathrm{G})-(\mathrm{H})}{(\mathrm{A})}$	$\frac{(E) + (F) + (G) + (H)}{(A)}$	$\frac{(B)-(F)-(G)}{-(H)-(I)+(J)}$	$\frac{(E)+(F)+(G)}{+(H)+(I)-(J)}$	
3	0	65. 5	34. 5	65. 5	34. 5	51. 6	48. 4	1
6	0	84. 5	15. 5				32. 8	
8	0	93. 4	6. 6				17. 6	3
1, 139	0	75. 2	24. 8	60.9	39. 1	45. 9	54. 1	4
2, 954	19	71. 1	28. 9	57. 2	42. 8	35. 0	65. 0	5
4, 771	276	70.8	29. 2	57. 1	42. 9	39. 5	60.5	
10, 898	692	67. 9	32. 1	52. 0	48. 0	30.9	69. 1	7
20, 930	1, 262	67. 5	32. 5	50.8	49. 2	33. 7	66. 3	8
58, 823	2, 668	64. 0	36.0	48. 1	51.9	23. 3	76. 7	9
105, 782	4, 601	64. 1	35. 9	46. 0	54. 0	23. 1	76. 9	10
105, 074	6, 579	62. 7	37. 3	46. 2	53. 8	30. 4	69.6	11
107, 311	11, 319	65. 2	34. 8	47. 1	52. 9	37. 1	62. 9	12
150, 758	14, 952	62. 0	38.0	45. 9	54. 1	30. 6	69. 4	13
144, 543	15, 467	59.7	40. 3	41.7	58. 3	27. 1	72.9	14
145, 501	15, 347	58. 4	41. 6	37.5	62. 5	22. 3	77.7	15
131, 748	14, 634	57. 9	42. 1	36. 3	63. 7	21.5	78.5	16
131, 421	12, 812	58. 1	41. 9	35.0	65. 0	19.8	80. 2	17
124, 598	12, 987	58. 9	41. 1	37. 1	62. 9	23. 5	76.5	18
118, 889	12, 731	60.0	40.0	38. 2	61.8	26. 0	74.0	19
105, 307	12, 749	59.7	40. 3	37. 4	62. 6	27. 2	72.8	20
103, 365	12, 657	56. 7	43. 3	38. 8	61. 2	29. 1	70.9	21
116, 890	11, 854	53. 7	46. 3	33.8	66. 2	21.5	78.5	22
168, 391	12, 836	53. 4	46. 6	29.7	70. 3	9.0	91.0	23
143, 052	8, 507	56. 0	44.0	30.6	69. 4	13. 3	86. 7	24
160, 304	7, 698	56. 9	43. 1	30. 1	69. 9	10.8	89. 2	25
155, 271	9, 308	57. 7	42. 3	32. 5	67. 5	14. 5	85. 5	26
165, 118	7, 676	59. 2	40. 8	35. 6	64. 4	17. 4	82. 6	27
155, 189	7, 054	61. 1	38. 9	39.2	60. 8	23. 6	76. 4	28
152, 822	7, 220	60. 5	39.5	39.9	60. 1	25. 2	74.8	29
156, 871	8, 072	59. 9	40. 1	39.3	60.7	24. 1	75. 9	30
155, 204	7, 344	61.0	39.0	42. 1	57. 9	27. 6	72. 4	31
148, 852	7, 477	61. 2	38.8	42.7	57. 3	29.3	70.7	32
158, 344	8, 555	60. 1	39.9	40.7	59.3	26. 2	73.8	33
374, 557	9,560	59. 5	40. 5	39. 1	60. 9	23. 9	76. 1	34
149, 544	5, 725	61. 0	39.0	41.5	58. 5	27. 2	72.8	35
157, 222	5, 594							36

^{6.} 地方税は令和2年度までは決算額、3年度は最近の実績を加味して算出した実績見込額、4年度は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加 ⇒ た額である

えた額である。 7. 地方交付税, 地方譲与税, 地方特例交付金, 国庫支出金, 地方から国への負担額は令和2年度までは決算額, 3年度及び4年度は地方財政計画額である。

53. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

	区	分	平成27年度	28	29	30	令和元	2
国	税	徴税コスト(税収百円当たり)	1.30円	1.30円	1.24円	1.22円	1.28円	1. 19円
	道府県	徴税コスト(税収百円当たり)	1.44円	1. 43円	1.40円	1.38円	1.38円	1.38円
地方税	市町村	徴税コスト(税収百円当たり)	2.06円	2.11円	2.02円	1.98円	2.07円	2.00円
	計	徴税コスト (税収百円当たり)	1.82円	1.85円	1.78円	1.74円	1.80円	1.76円

⁽備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

54. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

									(半)	刀八)
	区 分	所得税の	納税者数	į.	住民税所得害	の納税者数	就	業者	ŕ 総	数
所得税· 就業者	住民税		指	数		指数			指	数
昭和45年	昭和46年度…	2, 484		100.0	2, 985	100. C)	5, 094		100.0
50	51	2, 960		119.2	3, 458	115. 8		5, 223		102. 5
55	56	3, 725		150.0	4, 040	135. 3		5, 536		108. 7
60	61	4, 155		167. 3	4, 387	147. C		5, 807		114. 0
61	62	4, 245		170. 9	4, 485	150. 3		5, 853		114. 9
62	63	4, 290		172.7	4, 533	151. 9		5, 911		116. 0
63	平成元	4, 373		176. 0	4, 593	153. 9		6, 011		118.0
平成元	2	4, 369		175. 9	4, 569	153. 1		6, 128		120. 3
2	3	4, 592		184. 9	4, 768	159. 7		6, 249		122. 7
3	4	4, 752		191.3	4, 917			6, 369		125. 0
4	5	4, 881		196.5	5, 046	169. C		6, 436		126. 3
5	6	4, 935		198.7	5, 100	170. 9		6, 450		126. 6
6	7	4, 973		200. 2	5, 105	171. C		6, 453		126. 7
7	8	4, 941		198.9	5, 171	173. 2		6, 457		126. 8
8	9	5, 005		201.5	5, 245	175. 7		6, 486		127. 3
9	10	5. 019		202. 1	5, 246	175. 7		6, 557		128. 7
10	11	4, 999		201. 2	5, 232	175. 3		6, 514		127. 9
11	12	4, 867		195. 9	5, 163	173. C		6, 462		126. 9
12	13	4, 847		195. 1	5, 126			6, 446		126. 5
13	14	4, 796		193. 1	5, 081	170. 2		6, 412		125. 9
14	15	4, 702		189.3	4, 997	167. 4		6, 330		124. 3
15	16	4, 691		188.8	4, 996	167. 4		6, 316		124. 0
16	17	4, 856		195.5	5, 136	172. 1		6, 329		124. 2
17	18	5, 228		210.5	5, 504	184. 4		6, 356		124. 8
18	19	5, 282	2	212.6	5, 563	186. 4		6, 389		125. 4
19	20	5, 268		212. 1	5, 609	187. 9		6, 427		126. 2
20	21	5, 233	2	210.7	5, 611	188. C)	6, 409		125. 8
21	22	5, 052		203. 4	5, 477	183. 5		6, 314		123. 9
22	23	5, 028		202. 4	5, 468	183. 2		6, 298		123. 6
23	24	5. 099		205. 3	5, 485	183. 8		6, 293		123. 5
24	25	5, 147		207. 2	5, 535	185. 4		6, 280		123. 3
25	26	5, 182		208. 6	5, 558	186. 2		6, 326		124. 2
26	27	5, 212	2	209.8	5, 588	187. 2		6, 371		125. 1
27	28	5, 289		212.9	5, 679	190. 3		6, 402		125. 7
28	29	5, 353		215. 5	5, 759	192. 9		6, 470		127. 0
29	30	5, 406		217. 6	5, 828	195. 2		6, 542		128. 4
30	令和元	5, 468		220. 1	5, 895	197. 5		6, 682		131. 2
令和元	2	5, 503		221.5	5, 940	199. C		6, 750		132. 5
2	3	5, 505		221.6	5, 951	199. 4		6, 710		131. 7

⁽備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。
2. 就業者総数は、「労働力調査報告」(総務省統計局)による暦年平均数である。平成22年から平成29年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載している。平成17年から平成21年までの数値については、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

^{3.} 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

経 済 日 誌

(4 月 中)

- 1日 ○日本銀行, 短観(概要, 2022年3月調査)を発表 業況判断DI(現状)は全規模全産業0で前回調査 2に比べ下落, 大企業全産業11(前回調査14), 大 企業製造業14(前回調査17), 大企業非製造業9 (前回調査10)
 - ○自販連, 3月の国内新車販売台数を発表 国内新車販売台数(含む軽)は,51万2,862台で前 年比△16.3%と9か月連続の減少
 - ○米労働省,3月の雇用統計を発表 非農業部門の雇用者数は前月比43.1万人増,過去2 か月分は修正(2月分は同75.0万人増に上方修正 (+7.2万人),1月分は同50.4万人増に上方修正(+ 2.3万人))

失業率は3.6%と前月(3.8%)から低下

○米供給管理協会, 3月のISM景況指数(製造業)を 発表

総合指数は57.1%と前月(58.6%)から低下

- 5日 ○総務省,2月の家計調査(二人以上の世帯)を発表 実質消費支出は前年比+1.1%と2か月連続の増加, 季調済前月比は△2.8%と2か月連続の減少 基調判断は「1年前と比べて+1.1%。前年の消費 水準が,緊急事態宣言が発出されていたこと等により低かった反動等によるもの。また気温が低かった ため灯油等も増加。一方,季節調整値で消費支出を 前月と比較すると△2.8%。新型コロナウイルス感 染症の影響は継続しており,今後の動向を注視して いく。」
 - ○厚生労働省,2月の毎月勤労統計(速報)を発表 現金給与総額(共通事業所系列)は前年比+1.0% (うち所定内給与は同+0.6%,所定外給与は同+ 4.5%,特別給与は同+9.2%)となり12か月連続の プラス
 - ○米商務省、2月の貿易・サービス収支を発表 貿易・サービス収支(国際収支ベース)は△892億 ドルとなり、前月(△892億ドル)から赤字額は横 ばい
- 7日 ○内閣府, 2月の景気動向指数(CI)(速報)を発表 先行指数は100.9(前月差△1.6ポイント)で2か月 連続の低下,一致指数は95.5(前月差△0.1ポイント)で2か月連続の低下,遅行指数は96.5(前月差 +2.2ポイント)で2か月ぶりの上昇,基調判断は 「足踏みを示している」とし据え置き
- 8日 ○内閣府,3月の景気ウォッチャー調査を発表 景気の現状判断DIは前月差+10.1ポイントの47.8と なり3か月ぶりの上昇,先行き判断DIは前月差+ 5.7ポイントの50.1となり2か月連続の上昇 景気現状の基調判断は「新型コロナウイルス感染症 の影響は残るものの,持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、ワクチン接種の進展等もあり,感 染症の動向への懸念が和らぐ中,持ち直しへの期待 がある一方,ウクライナ情勢による影響も含め、コスト上昇等に対する懸念がみられる。」とし上方修正
 - ○財務省,2月の国際収支状況(速報)を発表 経常収支は1兆6,483億円,前年比△1兆2,177億円 で3か月ぶりの黒字
 - ○東京商工リサーチ, 3月の全国企業倒産状況を発表

倒産件数は593件(前年比△6.4%) と2か月ぶりの前年比マイナス,負債総額は1,696億円(同+19.9%),倒産企業の従業員数は3,230人(同+3.0%),上場企業倒産は0件

- 12日 ○日本銀行, 3月の企業物価指数(速報)を発表 前年比+9.5%となり, 13か月連続のプラス
 - ○米労働省,3月の消費者物価指数を発表 総合指数は前年比+8.5%,前月比+1.2%,食品と エネルギーを除いたコア指数は前年比+6.5%,前 月比+0.3%
- 13日 ○内閣府, 令和 4 年第 4 回経済財政諮問会議を開催 議事:(1) 地方活性化
 - (2) 経済·財政一体改革(社会保障)
 - ○内閣府, 2月の機械受注統計を発表 民需(除く船舶・電力) は季調済前月比△9.8%と 2か月連続の減少

基調判断は「持ち直しの動きに足踏みがみられる」 とし下方修正

- ○日本銀行, 3月のマネーストック(速報)を発表 M2は前年比+3.5%, M3は同+3.1%, 広義流動 性は同+4.2%
- ○中国海関総署、3月の貿易収支を発表 貿易収支は+474億ドル、輸出は2,761億ドルで前年 比+14.7%、輸入は2,287億ドルで前年比△0.1%
- 14日 ○国土交通省, 2月の建設工事受注動態統計を発表 公共工事受注額は前年比△11.8%で6か月連続のマ イナス
 - ○欧州中央銀行 (ECB), 政策理事会を開催
 - (1) 政策金利:据え置き 主要リファイナンスオペ金利0.00%, 預金ファシリ ティ金利△0.50%
 - (2) 資産買入れの規模:変更
 - ・資産購入プログラム(APP)での買入額 4月:月400億ユーロ,5月:月300億ユーロ,6 月:月200億ユーロ,第3四半期:データは,買入 れが終了されるべきであるという期待を強めるも の。データ次第で調整
 - ○米商務省,3月の小売売上高を発表 総合は前月比+0.5%,自動車・同部品を除くと前 月比+1.1%
- 15日 ○東日本建設業保証会社等,3月の公共工事前払金保証統計を発表 公共工事請負金額は前年比△4.3%で9か月連続の
 - ○米連邦準備制度理事会 (FRB), 3月の鉱工業生産 を発表

総合は季調済前月比+0.9%

- 18日 ○中国国家統計局, 2022年1-3月期のGDPを発表 実質GDP成長率は前年比+4.8%と前期(同+ 4.0%)から上昇
- 20日 ○財務省,3月の貿易統計(速報)を発表 輸出は半導体等製造装置,鉄鋼等が増加し,前年比 +14.7%の8兆4,609億円,輸入は原粗油,石炭等 が増加し,同+31.2%の8兆8,733億円,貿易収支 は△4,124億円で8か月連続の赤字

終 涾 H 誌 (続)

月 中) (4

- 21日 ○政府, 4月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感 染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直し の動きがみられる。」とし上方修正
 - ○国土交通省、2月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年比△14.9%で、8か月連続の マイナス
- 22日 ○総務省, 3月の消費者物価指数を発表 生鮮除く総合は前年比+0.8%となり、7か月連続 のプラス
- 26日 ○総務省、3月の労働力調査を発表 完全失業率(季調済前月比)は2.6%で前月 (2.7%) から0.1ポイント低下 雇用者数 (原数値) は6,025万人で前年比14万人の 増加 完全失業者数(同)は180万人で前年比9万人の減
 - ○厚生労働省, 3月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率(季調済)は1.22倍となり,前月 (1.21倍) から上昇、都道府県別の有効求人倍率 (季調済) は東京、神奈川、大阪、沖縄において1 倍を下回る水準

雇用情勢の基調判断は「求人に持ち直しの動きがみ られ、求人が求職を上回って推移しているものの、 求職者が引き続き高水準にあり、厳しさがみられ る。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等。新 型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、よ り一層注意する必要がある。」

- 27日 ○内閣府, 令和4年第5回経済財政諮問会議を開催 議事:(1) グローバル経済の活力取り込み
 - (2) 人への投資、官民連携による無形・有形 資本の価値向上
- 28日 ○日本銀行、金融政策決定会合を開催:(27日~) 金融政策の現状維持
 - ① 長短金利操作(イールドカーブ・コントロー ル) については、以下の方針を継続

短期金利:日本銀行当座預金のうち政策金利残高に △0.1%のマイナス金利を適用する

長期金利:10年物国債金利がゼロ%程度で推移する よう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れ を行う

② 資産の買入れについては、以下の方針とする ・ETF及びJ-REITについて、それぞれ年間約12兆 円,年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを 上限に、必要に応じて、買入れを行う

- · C P等、社債等については、感染症拡大前と同程 度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡 大前の水準(CP等:約2兆円、社債等:約3兆 円)へと徐々に戻していく
- ○経済産業省, 3月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比+0.9%で2か月ぶりの増加. 季調済前月比は+2.0%で2か月ぶりの増加 基調判断は「横ばい傾向にある小売業販売」とし現 状維持
- ○経済産業省、3月の鉱工業指数(速報)を発表 生産は季調済前月比+0.3%、出荷は同+0.5%、在 庫は同△0.6%

基調判断は「持ち直しの動きがみられる」とし据え

- ○国土交通省、3月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数 (原数値) は、76,120戸 (前年 比+6.0%)と13か月連続の増加、季調済年率は 92.7万戸(前月比+6.3%)と2か月連続の増加
- ○米商務省、2022年1-3月期のGDP(1次速報) を発表 実質GDP成長率は前期比年率△0.4%(前期は同△ 1.4%)
- 29日 ○EU統計局, ユーロ圏の2022年1-3月期GDP(1 次速報) を発表 実質GDP成長率は季調済前期比+0.2% (年率+
 - ○独連邦統計局,2022年1-3月期のGDP(速報)を 発表 実質GDP成長率は季調済前期比+0.2% (年率+ 0.8%
 - ○仏国立統計経済研究所, 2022年1-3月期GDP(1 次速報) を発表 実質GDP成長率は季調済前期比△0.0% (年率△
- 30日 ○中国国家統計局, 4月の製造業PMI (購買部担当者 指数) を発表

製造業PMIは47.4ポイントと前月(49.5)から低下

東証株価指数 (TOPIX) 第1部 (終値) 1,953.63 (4日)

月間最高値 / 最安値 1,860.76(27日)

日経平均株価 (終値)

0.2%

月間最高値 27,787.98円 (5日) 最安值 26,334.98円 (12日)

東京外為市場 (ドル・円相場, 銀行間直物, 17時時点) 122,64円 (1日) 130,60円 (28日) 月間最高値

〃 最安値

(令和4年4月) 丰 疝 灰 鰲 翢 州

#政策金 #	海人海 (120, 2027 (120, 2027 (144, 1792) (144, 1792) (1	本		が (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	所	報 語 知 中 母 中	国内銀行実質預金残高	国内銀行勘定(注) 頁金残高 貸出残高		コール市場 発高 平	貸出約定
株式	法人施 (100,000,000,000,000,000,000,000,000,000	展 日 17.748	Ms	勝 (東京 大学	政等 資金	部	実質預金残			_	:均金利
株文文所 本令 本令 本令 本 本 本 本 本 本	五人表 25,672 26,672 27,354 1137,354 1137,354 1149,1792 1104,937 1104,937 1119,953 1119,953 1119,953 1119,953 1119,953 1119,953 1119,953 1119,953	本 (1) 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	21.04 8.00 1.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	副体	対	配品 二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲				m 3	内銀行
(年度	E 25, 672 279 28, 672	T 4278 2323 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	の下 2 第 − 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7 06, 490 010, 405 10, 915	四四個小佐	Š	未残前	年比 末 残	オーバー ナイト物 (末値)	平天	数 ストック (注)
24, 459 172, 958 100. 8 221, 650 187, 527 102. 2 46, 527 381, 988 100. 1 176, 503 519, 988 100. 1 176, 503 519, 989 100. 1 344, 674 657, 125 101. 6 344, 674 657, 125 101. 6 354, 684 42, 674 95. 3 364, 688 422, 674 95. 3 364, 688 422, 674 95. 3 364, 688 329 101. 9 1, 334, 706 414, 388 1105. 1 371, 381, 344 538 1105. 1 371, 381, 344 538 101. 9 1, 398, 107 104. 3 1, 398, 107 104. 3 1, 398, 107 104. 3 1, 356, 652 608, 264 110. 3 286, 107 888, 805 684, 110. 3 287, 822 149, 247 57, 415 288, 805 684, 110. 3 287, 822 149, 247 57, 43 287, 822 149, 247 57, 43 287, 822 149, 247 57, 43 287, 872 291, 646 110. 3 287, 872 291, 646 110. 3 287, 872 291, 646 110. 3 287, 872 291, 646 110. 3 3 234, 647, 152 288, 23, 84, 99 234, 647, 152 288, 23, 83, 83, 83, 84, 99 234, 647, 152 288, 23, 83, 83, 83, 83, 84, 89	25, 672 89, 1279 120, 2027 1137, 3536 1137, 3536 1147, 44, 179 106, 937 1104, 937 1109, 288 1119, 288	2748 2748 2748 2748 2748 2748 2748 2748	ΦΓσωπ-ποιω 4Γ-4ωπ 4 πποιω ΦΤσωπ-ποιω 4Γ-4ωπ 4 πποιω ΦΤσωπ-ποιω 4Γ-4ωπ 4 πποιω Φου ποιω ποιω 4 πω 1 ποιω Είπω αποίσ στη στη στη στη στη στη στη στη στη στ	6, 490 10, 405 1, 915	億田		十億円	米億円	%	億円	% 田歩銀
28, 603 268, 687 99.0 46, 503 198 100.1 176, 503 519, 988 100.1 176, 503 519, 988 100.1 176, 503 519, 988 100.1 176, 503 519, 988 100.1 176, 503 519, 988 100.1 177, 136, 469, 529 103.5 11, 316, 344, 534, 544, 568 104.7 104.3 11, 316, 344, 534, 314 105.1 1316, 344, 534, 314 105.1 1316, 344, 534, 314 103.5 11, 316, 344, 534, 314 103.5 11, 316, 344, 534, 314 103.5 11, 316, 344, 534, 344, 344, 344, 344, 344, 344	86, 227 130, 227 14, 354 14, 472 100, 14, 472 100, 100 100,	2222 22222 222222222222222222222222222	- 000 - 000 00 4 - 1 - 000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		24, 387 \Qquad 14, 224	11, 444	39, 204	17.0 41,175	18.6	17, 837 7.	663 2, 066
24, 527, 381, 988, 100.0 24, 525, 601, 059, 100.0 176, 503, 519, 308, 100.0 344, 674, 507, 125, 101.6 477, 654, 490, 691, 97, 12 384, 706, 414, 886, 104, 7, 104, 3 1, 371, 981, 348, 331, 103, 1 384, 706, 334, 331, 103, 1 386, 386, 386, 496, 530, 101, 9 1, 316, 346, 586, 399, 381, 103, 1 1, 239, 494, 554, 686, 999, 8 1, 239, 494, 554, 686, 999, 8 1, 552, 652, 608, 216, 110, 3 885, 223, 608, 216, 110, 3 287, 872, 231, 646, 110, 3 287, 872, 231, 646, 110, 3 287, 872, 231, 646, 110, 3 287, 872, 231, 646, 110, 3 287, 872, 231, 646, 110, 3 287, 872, 232, 233, 333, 34, 49, 247, 57, 43, 287, 314, 316, 310, 31, 310, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31	123, 838, 836, 113, 838, 836, 113, 838, 836, 114, 114, 114, 114, 115, 116, 116, 116, 116, 116, 116, 116	23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.23.2	8-0084-4004-0000 4-00-0004-1004-000 0080408004	FI > 10 SEE	18, 809	546 1,	- 822	2	-	95	
76, 503 519, 308 102. 5 344, 674, 577, 125, 101. 6 477, 654, 490, 681 197, 12 384, 688, 442, 674, 125, 101. 6 384, 688, 442, 674, 195, 1 384, 706, 114, 898, 1105, 1 384, 706, 114, 898, 1105, 1 384, 706, 114, 898, 1105, 1 384, 706, 114, 898, 1105, 1 384, 706, 110, 100, 1 385, 723, 100, 100, 1 388, 805, 686, 816, 110, 3 887, 223, 149, 247, 57, 43 1, 552, 652, 668, 216, 110, 3 1, 552, 652, 668, 216, 110, 3 287, 872, 149, 247, 57, 43 287, 872, 291, 646, 110, 3 3, 287, 872, 291, 646, 110, 3 450, 752, 298, 238, 23, 83, 83, 83, 83, 83, 83, 83, 83, 83, 8	183,835 117,4354 146,4354 100,104 100,104 100,105 100,	2232 2442 2442 2527 2527 2527 2527 2527 252	- M M M 4 M M M M M M M M M M M M M M M	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	△42, 749 △55, 604	334 1,	971	<u></u>	<u>. 00</u>	52, 609	
244, 674, 674, 674, 674, 674, 674, 674, 6	10, 289 112, 472 117,	2327 2327 2327 2327 2327 2327 2327 2327	000044000000000000000000000000000000	2 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	4, U39 >55, 924	. 5	223	nα	~ - c	412, 888	
74, 654 490, 691 97. 2 364, 784 387, 331 105. 1 364, 784 387, 331 105. 1 343, 706 414, 888 104, 7 253, 292 439, 314 101. 9 386, 636 439, 314 101. 9 1, 071, 136 456, 229 101. 9 1, 239, 494 554, 686 99. 3 982, 107 587 875 101. 9 885, 582 603, 564 101. 9 885, 582 603, 564 101. 9 885, 582 603, 564 101. 9 887, 223 1, 552, 652 608, 216 110. 3 867, 223 217, 653 13, 547 57, 4 217, 653 119, 247 57, 4 217, 655 119, 248 23, 8 217, 655 119, 248 23, 8 218, 218, 228, 23, 8	149, 179 147, 444 100, 106 63, 564 89, 574 93, 514 97, 583 104, 937 108, 274 103, 283 110, 983 107, 971	941 941 977 977 977 977 973 973 974 977 973 974 974 974 974 974 974 974 974 974 974	84 × 4 0 0 4 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 0 15, 543	△327, 488 △343,	125,	855	0	- 4	234, 611	2.047
344, 688 442, 674 97. 343, 784 88, 478, 484, 674 98. 105. 384, 784 88, 784 88, 105. 1, 1071, 136 45, 629 103. 5, 1, 239, 494 554, 686 99. 3, 982, 107. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	147, 444 100, 106 63, 554 89, 577 97, 583 110, 316 108, 274 103, 289 119, 953 107, 971	75222 75222 7522 7522 7522 7522 7522 75	4749848888	9	△387, 928 △397,	△ 195,	550		7 0.	208, 983	- 83
364, 788 42, 501 9.5 3 364, 784 387, 311 105.1 3 343, 706 414, 868 1104.7 3 386, 636 439, 336 1101.1 9 1, 071, 136 449, 327 1101.3 5 1, 058, 641 562, 854 99.3 7 1, 239, 494 554, 686 99.3 8 1, 239, 494 554, 686 99.3 8 1, 239, 494 554, 686 99.3 8 1, 252, 825 608, 216 110.9 8 88, 805 584, 15 90.7 7 1, 552, 652 608, 216 110.3 8 217, 577 57, 43, 38, 44, 57, 47, 57, 43, 38, 44, 57, 47, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 48, 57, 58, 58, 58, 58, 58, 58, 58, 58, 58, 58	63,564 89,564 89,564 93,514 97,587 110,316 110,328 110,953 110,953	25277 25277 25277 2527 2527 2527 2527 2	-4004-00000	$\stackrel{\triangle}{\circ}$ 671	△390, 085 △395,	3,53	333	∞	4.0	231, 144	1.88
343, 764, 301, 102, 103, 103, 103, 103, 103, 103, 103, 103	93, 304 93, 514 93, 514 97, 583 110, 316 110, 274 110, 289 1119, 953 112, 180	2227 2237 2332 2423 245 257 257 257 257 257 257 257 257 257 25	400440000 10101000000000000000000000000	74,364	○369, 451 △373,	Σ, t	74/	∞	<u> </u>	202, 488	96
253, 292 428, 326 101.9 386, 636 439, 314 103.1 1, 316, 344 539, 707 104.3 1, 236, 641 562, 884 99.8 1, 239, 494 554, 686 99.9 982, 107 584, 815 101.9 888, 805 584, 415 90.7 1, 552, 652 608, 216 110.3 1, 552, 652 608, 216 110.3 1, 552, 652 137, 547 57, 43, 547 57, 43, 57, 75, 43, 57, 75, 74, 57, 43, 57, 75, 74, 57, 74, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75	93,514 97,583 104,937 110,316 108,274 103,289 119,953 107,971	732 732 732 732 732 732 747 75 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	10000000000000000000000000000000000000	24,24	>342,886 >378	5,5	7 7 7 7 7 7 7 8 4	ာ ဝ	<u>ა ი</u>	167 265	023
1, 071, 136, 636, 436, 314, 103.1 1, 071, 136, 469, 529, 103.5 1, 058, 641, 562, 854, 99, 8 1, 239, 494, 554, 686, 99, 3 985, 107, 687, 687, 101, 9 885, 582, 603, 564, 101, 9 886, 582, 608, 216, 101, 9 556, 622, 608, 216, 101, 3 556, 723, 149, 247, 57, 4 450, 752, 149, 247, 57, 4 227, 787, 223, 646, 110, 3 227, 787, 223, 646, 110, 3 227, 787, 223, 646, 110, 3 227, 665, 21, 646, 110, 3 234, 647, 152, 228, 23, 8, 9	97, 583 104, 937 110, 316 108, 274 103, 289 119, 953 1173, 180	282 2388 247 2001 247 25.5.5.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	47070000 10101010101010101010101010101010	200	>253 800 >252 >253 800	2 8	202	2		176 039	428
1, 071, 136 469, 529 103.5 1, 316, 344 537 707 104.3 1, 239, 494 564, 686 99.3 982, 107 587, 875 110.9 885, 582 603, 564 100.7 688, 805 584, 415 90.7 1, 552, 652 608, 216 110.3 556, 723 1, 552, 652 149, 247 57, 4 567, 723 57, 450, 752 57, 450, 752 587, 872 587, 872 587, 872 587, 873 587, 8	104, 937 110, 316 108, 274 103, 289 119, 953 123, 180	2328 2001 2001 2004 2004 300 300 400 400 400 400 400 400 400	00000000000000000000000000000000000000	8 \25.354	417	236,	262	ე თ	90	187, 432	. 325
1, 316, 344 559, 707 104. 3 1, 036, 494 554, 686 99. 3 1, 038, 494 554, 686 99. 3 1, 038, 107 587, 875 101. 9 888, 582 608, 216 110. 3 886, 805 584, 156 970. 7 1, 552, 652 608, 216 110. 3 857, 223 450, 722 149, 247 57, 4 227, 727	110, 316 108, 274 103, 289 119, 953 123, 180 107, 971	732 947 001 004 7.5.	3000 -107 -07	2 232, 525	△1, 083, 578 △1, 116,	705	751	2	^	179,	1.234
1, 058, 641, 562, 884, 99, 8 1, 239, 494, 554, 686, 99, 3 885, 582, 603, 604, 100, 7 688, 805, 584, 415, 97, 1 1, 552, 652, 608, 216, 110, 3 857, 223, 137, 547, 26, 3 287, 872, 244, 57, 4 450, 752, 149, 247, 57, 4 287, 872, 291, 646, 110, 3 287, 872, 282, 282, 283, 283, 893, 893, 893, 893, 893, 893, 893, 8	108, 274 103, 289 119, 953 123, 180 107, 971	947 000 004 7 .5 .4	3.50	1 \20,422	△1, 321, 457 △1, 351,	728,	336	ω	_		- 128
1, 239, 494 554, 686 99.3 885, 582 603, 584 101. 9 88, 582 603, 564 101. 9 68, 805 584, 415 97. 1 688, 805 584, 415 97. 1 552, 652 608, 216 110. 3 526, 029 137, 547 276, 3 227, 772 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 274, 577 475, 577 47	103, 289 119, 953 123, 180 107, 971	004	3.1	5 \259, 210	△1, 074, 083 △1, 133,	738,	814	7	=		
985, 582 603, 564 1101.9 985, 582 603, 564 1101.9 688, 805 584, 415 97.1 1, 552, 652 608, 216 110.3 867, 223 9 526, 029 13, 226, 231 450, 752 149, 247 57, 45 287, 872 221, 646 110.3 287, 872 221, 648 110.3	123, 180 107, 971	904		9 42,050	$\triangle 1,306,094 \triangle 1,348,$	673,	497	~	4 (
688, 805, 584, 415 1, 552, 652, 608, 216, 110, 3 857, 223 1, 260, 029 1, 260, 0	107, 971		3.57	1 △41,999	$\triangle 1,058,295 \triangle 1,100,$	45,	244	50	٥٥		
1, 552, 652 608, 216 110.3 857, 223 137, 547 25.4 5, 526, 137, 547 57.4 3, 287, 872 291, 646 110.3 6, 217, 665 31, 393 4, 9 6, 217, 665 31, 393 4, 9 9, 234, 647, 152, 228, 23, 83	5	165 20 20 20	4.0	> 53,53	>738 126 >758 >738 126 >758		77 08 08 4	οσ	0 0		0.0
857, 223 9 526, 029 137, 547 26. 3 12, 450, 752 149, 247 57. 4 3 287, 872 291, 646 110. 3 9 234, 647 152, 238 23. 8	112, 346	116	6.7	9 63,950	$\triangle 1,487,090 \triangle 1,551,$	273,	872	က	2		0.0
9 526 029 137, 547 26. 3 12 450, 752 149, 247 57. 4 3 287, 872 291, 646 110. 3 9 234, 647 152, 228 23. 8		707 3.	3 4.4 5.	3 △38, 588	△839, 557 △878,			Н	Н	i	
. 10-12 450, 152 143, 241 51, 44 . 1 3 287, 872 291, 646 110.3 4-6 217, 065 31, 393 4. 9 7-9 234, 647 152, 228 23, 8	3,847	728	7.1	2 \2,950	△578,002 △580,		866, 640	9. 3 553, 321	6. 3 \0.061	118,039	0.816
7-9 234, 647 152, 228 23.8	50, 102	116 5.	0.0	7 41,332	> 5504, 945 > 550 116 > 550		000, 100	٥	- 0		
234, 647 152, 228 23.8	9,-	926	6.0	7 25,100	△206, 110 ○202, 975 ○208		902,800	20	10		
	8, 748	875 2.	4:22	2 01.948	△279, 275 △281.	37,	900,081	0	10		
10-12 181, 672 163, 372 25. 6	43, 285	637 3.	0 3.5 4.	8 \\ \(\infty \) 761	$\triangle 186,058$ $\triangle 237,$		692,706	9	7	- 1	
223, 839	,	707 3.	1 3.2 3.	3 20,931	△171, 249 △150,	201		١,	3	- 1	0
. 2 149,737 51,373 76.7	272 11, 452 1,	089	8. L	<u>√</u> (27.	△142, 703 △144, 971 1	124, 660 \\ \times 20, 311	893	٦,	<u> </u>		0.803
24 000 155, 646 110. 5	630 \ \ 1 \ 517 1.	110 577 5	700	2 1 2 1 2 1 2	/ T, 784 09,		7700	10	<u>7-</u>		0.00
146 523 10 774	634 2409 1.	643	.00	25.	△150 527 △136	105 633 \230 961	090	-	10		0.00
45, 543 24, 204 4. 9	453 3,3701,	926 3.	5.2 5.	9 \	△32,924 △39,	118,658 79,451	800	6	2		0.805
113, 231 62, 587 14.7	874 1,38611,	569 2.	8 4.6 5.	5	△100,695 △104,	114, 028 9, 691	315	9	3 00		0.804
69, 349 54, 313 23. 2	198 4, 875 1,	955 2.	8 4.1		△87, 979 △88,	92, 623 4, 258	657	0	07		0.802
52, 067 35, 328 28. 7	904 2, 487 1,	875	3.7	00	△90, 601 △88,	112, 086 23, 565	081	5,	<u>.</u> 00		000
94, 556 42, 702 35. 4	908 4,8991,	%I7	3.7.7.	500	597	76,091	737	7) 		0000
19 \13 275 \ 38 677 \ 54 3 \ 14 813	302 33, 720 1, 176, 813 2 666 1 219	637	 	2 2 43,6 43,6		00 820 53 064		3.6 561 137	1.9 50.048	176,064	0.792
156, 775 64, 330 64, 4	006 3.345 1.	687	3.33		$\triangle 129.402 \triangle 100.$	60,777 △39,675	943	9	16	180, 425	0.796
2 154,601 P 56,467 73.2	983 15, 278 1.	174 3.	3.2		△90, 234 △91.	98, 052 6, 332	105	4	50	201,855	0.793
3 $\triangle 87,537$	1,	707 3.	2P 3.1P 3.	∆6,		192, 856 234, 710				208, 131	
発表機関 財 務	細		Ш		*	剱		-2.	行		
(

財務省大臣官房総合政策課 租税収入支援。4月及び5月税収のうち前年度分については、前年度3月に加えて調整 マネーストック:2003年度以前は、マネーサブライの計数で、M3は旧M1、M2は旧M2+CD(ただし1979年5月以前は旧M2) 国内銀行勘定:1992年度以前は毎国銀行勘定である。なお、金融機関の合併、相銀の普銀転換、第2地銀路加盟行(各相銀)の編入等の事由により、不連続の年次がある。1986年度以降、オフショア勘定を含む。貸出約定平均金利:1992年4月以降、当座貸越を含む。

有配平均利回り:月と四半期は末現在の数値 株式 (日経平均):2000年4月24日に構成銘柄の大幅な入替えが行われている。 東証株価指数 (期中平均):四半期は当課試算

[生産・出荷・在庫・稼働率]

原指数 前年比 指数 前期比 資本財 建設財 10.8			鉱	半米	生産指数			特殊分	類生	産指数		生産者出荷指数	1荷指数	生産者製品在庫指数	日在庫指数	生産者製品在庫率	品在庫率	製造社	製造工業
Marrier Marr	1975 1975				浥	树		*	噩	短			ガロボ	*	村田県	指数	中田田田	出 相 数 数	泰
1985 1985	100 20 20 20 20 20 20 20			前年比		前期比		建設財	黄	非耐久消費財	生産財	(季 節) 調整済)	(前年比)	甃	(調年比)	翻	(前年比)	(末) (原指数)	(季調済)
17.2 2.2 2.4	100 100										Ш	_							
10.00 1.00	10.2.2 2.5 2.4 2.4 2.5 2	0年度	49. 5	10.8	I	I	I	Ι	I	I	Ī	46.9	9. 2		24.	76.		I	'
10.00 1.00	100.0 1.	ر م	53.9	△4. 4	Ī	1	'					53.			0.0	98		1 3	
11 12 12 12 12 12 12 12	1980 2.5	0 4	72.7	2.0	I	I	71.3			75.	60. 7	9 9	0.4		. <	87.		o. c	
10.00 1.00	100.00 1.00	Ω	80.0	2.0	I	I	80.8			Ş Ş	0.77	S	., 4		4, <	9 8	4. 0		
10.00 1.00	10.2 4.2	- L	0.00.	o c			140.0			5 5	9.0	20.00	7.0		4. c	<u>.</u> 6	4 0		
1,1,2,	1983 1.6	0.0	103.3	, <u>,</u> _			115.0			5 5	9.00	S 5			უ c	9 S	4. <		
14.2 1.4	10.00 1.00		7.00+	4, <u>+</u>			117.4			3 9	99.	95	4, c		vi c		7.00		
11.2 1.2	17.5 2.7	0 (0.6.				4.00			2, 5	14.00.	9 -	7.0			6 9	, , ,		
100 100	102.8		2. t	4.0	1	l	120.9			9. 9	11.1	4. 6	4. ი ა ი		<u> </u>	S	0.0		
100.0 100.	10.10 1.		11/.5	7.7	I	I	123.2			S	115. 2	. i	3.5		<u> </u>	80.			
100.5 A. C. B.	100.5	~	102.8	△12. 7	I	1	103.3			S	98. 5	102.	△12. 6		∴ 55	105.	21.2		
100.5	101.2	•	93.0	△9. 5	ı	1	79.3			89	92. 8	93.	△9.2		△10.	101	₽.4		
10.05	10.05 △2.07 −	_	101.2	Θ	Ī		95.5			97.	101.9	100	8.4		₫.	88	△12.2		98
101.1 3.4	101.1 3.4		100.5	△0. 7	Ī	I	100.9			88	98. 6	.66	△1.5		12.	96	8.6		98
100.5 2.0 2.	101	0.1	97.8	△2.9	Ī	I	93.9			88	97. 2	97.	△1.8		\ \ 3.	101.	5.0		95.
100.6 \$\insightarrow{0.6}{\text{c}} = - 0.00 \text{c} 1.00 \text{c}	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	~	101	8	Ī	ı	97.4			100	1001	102	4		4	6	6 2		101
100 100	100 20 20 20 20 20 20 20		100.	; c	Ī	I	1001			8	100.	9	> + <		: u	. 00			. 5
103.6 0.08	100.6 0.8 0.8 0.0 0.		5 0) <			200			5 5	0.00	38	1 <		j c	500	o c		9 6
103.6 2.9 -	103.6 C. 9		0.00	900			90.0			5 5	99.0		1		٠ ‹	7 100.			9 6
103.8 0.3 0.3 0.4 0.	103.5 0.2 0.		000.0	9 0	1		97.3			2 5	100.	3 5	9 0						9, 6
10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10,	103.0 0.3 0.3 0.4 0.		0.00	, i c			102.			20.5	104.	2 5	400		ဂ ဂ		- 0		20.5
10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10,	99.3 △3.8 − − 98.0 99.7 100.8 103.7 99.3 99		03.8). ()	I	l	102.4			104	104. 3		0.0			5.5	n in		
9.3. 0 2.2. 0 3.3. 0 3.4. 0	9 90.3 29.0 20.3 29.0 20.3 2		9 9 9 0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ı	I	20.00			103	99.00	S	\$ 0.0 0.0		N Ç		- 0		2 6
Column C	6 73.8 △20.3 88.9 △10.8 88.9 →88.9		90.0 20.0	\ 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.	' 5		9			S	89. 5	888	δ (ς (ς)		0.	122.	2.6		δ,
1-3 96.4 \$\tilde{-1.5} 98.7 98.7 99.8 99.7 99.7 99.7 99.8 99.7 99.7 99.8 99.7 99.7 99.8 99.7 99.8 99.7 99.8 99.7 99.8 99.7 99.8 99.7 99.8 99.7 99.8 99.8 99.7 99.8	7-9 88.4		79.8	△20.3 ↑	8I.	DI6.				35. 36.	0.00	96.5	△16.9		7.4	142.	21.3		رن د ا
10-12 96.4 -0.45 96.5 96.5 97.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.2 97.3 97.3 97.4 96.5 97.5	10-12 96.7 △35.9 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.1 97.7 97.2 98.2 98.4 97.7 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 98.2 98.2 98.4 1.0 94.2 98.2 98.2 98.4 1.0 94.5 97.9 99.2 98.2 98.4 1.0 94.5 99.2 98.8 96.0 99.4 90.2 94.5 99.2 98.6 99.4 99.6 94.5 99.9 99.6 94.5 99.7 99.6 99.7 99.6 99.7 99.7 99.6 99.7 99.6 99.7 99.6 99.7 99.6 <th< td=""><td>D (</td><td>88.4</td><td>△13.0</td><td>× ×</td><td>ي ا بع</td><td>. 85.</td><td></td><td></td><td>99</td><td>0.78</td><td>87.</td><td>20.0</td><td></td><td>7.</td><td>124.</td><td>△12.7</td><td></td><td>S</td></th<>	D (88.4	△13.0	× ×	ي ا بع	. 85.			99	0.78	87.	20.0		7.	124.	△12.7		S
4-6 956 10.2 96.3 91.6 97.7 97.8 97.8 97.8 97.8	1-3 96.4 △1.2 96.3 2.6 94.1 89.3 91.6 97.7 97.2 94.5 1.6 94.5 4-6 93.2 5.4 96.5 0.2 100.2 100.2 97.5 90.1 77.8 98.2 98.4 95.3 0.8 95.7 97.9 1-7 97.6 0.9 94.9 0.2 97.5 90.1 77.8 99.0 96.2 92.4 0.2 97.9 2 97.6 0.9 94.9 98.5 96.0 92.2 0.2 97.9 90.1 77.8 99.0 96.2 92.4 0.2 97.9 99.1 98.1 96.0 92.2 0.2 99.9 99.0 9	10-1	96. 7	△3.5	93.	5.	90			.8	94. 2	93.	5.9		□	114.	△7.6		35.
4-6 9.56 11.8 9.65 10.2 9.2 9.8 9.5 1.3 10.0 1.5 9.6 9.7 9.6 9.7 9.6 9.7 9.6 9.7 9.6 9.7 9.6 9.7 9.6 9.7 9.7 9.6 9.7 9.7 9.6 9.7 9	4-6 956 198 965 198 923 892 984 95.7 0 89.7 99.9 99.2 0.8 95.7 99.9 99.9 99.2 0.8 95.7 99.9 99.2 0.8 95.7 97.9 94.9 96.2 92.2 0.2 97.9 94.9 96.8 96.0 96.2 92.2 0.2 97.9 94.5 99.1 96.8 96.7 94.7 1.9 94.5 96.8 96.7 94.7 1.9 94.5 96.9 96.8 96.7 94.1 0.0 94.5 96.8 96.7 94.1 0.0 94.5 96.8 96.7 94.7 1.0 94.5 94.5 96.8 96.7 94.1 1.0 94.5 94.5 96.8 96.7 94.1 1.0 94.5 94.5 96.8 96.7 94.1 1.0 94.5 94.5 96.8 96.8 96.7 94.1 1.0 94.5 94.5 96.8 96.9 9	 	96. 4	$\triangle 1.2$	96.	2	94.			97.	97.2	94.	1.6		\triangleright 1.	109.	△4.3		95.
7-9 93.2 5.4 94.7 △1.9 98.5 91.2 71.9 97.9 23.3 114.2 4.7 96.2 99.9 92.4 0.2 99.9 2.0 114.2 4.7 96.2 99.0 99.2 0.2 99.9 96.2 99.4 94.5 96.2 99.7 1.0 94.5 94.5 96.2 99.7 1.0 94.5 96.2 97.1 1.9 94.5 97.1 96.2 94.5 0.0 100.7 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 94.5 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.1 96.2 97.2 96.2 97.2 96.2 97.2 96.2 97.2 96.2 97.2 96.2 97.2 97.2 96.2 97.2 96.2 97.2<	7-9 93.2 5.4 94.7 △1.9 98.5 91.5 71.9 97.1 96.0 92.2 △3.3 97.9 1 88.4 △5.3 97.5 90.1 78.8 98.0 96.0 94.7 1.9 94.9 2 92.0 △2.6 95.7 1.0 94.9 88.1 88.7 96.8 96.6 94.7 1.9 94.5 3 108.9 3.6 97.3 1.7 93.1 88.7 96.8 96.6 94.7 1.9 94.5 4 98.6 15.6 98.4 1.1 100.6 91.3 91.4 96.8 96.6 94.7 94.5 94.5 5 86.5 21.0 98.9 7.2 100.4 98.6 95.6 93.9 96.0 1.3 94.7 94.5 96.9 96.9 96.0 1.3 94.7 94.5 96.9 96.9 96.0 96.0 96.0 96.0 96.0 96.0	4- 6	92.6	19.8	98	0.	100.			&; &;	98.4	95.	0.8			109.	∨0.5		95.
10-12 97.6 0.9 94.9 0.2 97.5 90.1 78.8 99.0 96.2 92.4 0.2 99.9 2.0 115.6 1.2 96.2 94.1 96.2 94.1 94.1 95.2 94.1 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 94.1 94.1 94.1 95.2 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 94.1 95.2 9	10-12 97.6 0.9 94.9 0.2 97.5 90.1 78.8 99.0 96.2 92.4 0.2 99.9 99.9 99.0 99.2 99.9 99.0 99.2 99.9 99.0 99.2 99.9 99.0 99.4 99.8 99.0 99.2 99.8 99.0 99.4 99.8 99.0 99.4 99.8 99.0 99.8 99.0 99.4 99.0 99.8 99.0 9	7- 9	93.2	5.4	94	□.	86			97.	0.96	92.	△3.3		2	114.	4.7		8
	1 88.4 △5.3 95.8 1.9 94.2 89.5 93.5 98.3 96.6 94.7 1.9 94.8 2 92.0 △2.6 95.7 △0.1 94.9 88.1 88.7 96.8 96.7 94.1 ○0.6 94.5 4 98.6 95.7 △0.1 94.9 88.1 88.7 96.8 96.7 0.7 94.5 5 86.5 21.0 98.4 1.1 100.6 91.3 91.4 99.6 98.4 94.8 94.5 5 86.5 21.0 98.3 △6.2 97.9 93.1 98.2 99.8 96.5 3.2 94.2 6 101.6 22.9 98.9 7.2 102.2 92.6 90.7 98.2 99.8 96.5 3.2 95.7 7 100.0 11.1 98.1 △6.5 97.1 91.3 88.6 93.6 92.6 93.5 △2.6 95.3 9 93.0 △2.2 97.0 90.5 97.7 90.9 98.9 96.7 </td <td>10-1</td> <td>97.6</td> <td>0.9</td> <td>94.</td> <td>0.</td> <td>97.</td> <td></td> <td></td> <td>.66</td> <td>96. 2</td> <td>92.</td> <td>0.2</td> <td></td> <td>2</td> <td>115.</td> <td>1.2</td> <td></td> <td>94.</td>	10-1	97.6	0.9	94.	0.	97.			.66	96. 2	92.	0.2		2	115.	1.2		94.
2 92.0 △2.6 95.7 △0.1 94.9 98.8 96.7 94.1 △0.6 94.5 △0.3 110.4 0.6 97.1 93.1 3 108.9 3.6 97.3 92.7 98.0 98.4 94.8 0.7 94.5 △0.0 100.0 97.1 97.0 4 98.6 98.6 1.6 94.2 △0.5 97.0	2 92 0 △2 6 95.7 △0.1 94.9 88.1 88.7 96.8 96.7 94.1 △0.6 94.5 94.5 98.0 98.4 94.8 96.7 94.8 96.8 96.7 94.8 96.8 96.7 94.8 96.8 96.8 96.7 94.8 0.7 94.5 94.5 96.8 96.8 96.8 96.8 96.9 96.0 0.7 94.5 94.5 96.8 96.8 96.9 96.9 96.0 0.7 94.5 94.7 96.9 96.9 96.0 0.7 94.5 94.7 96.9 96.9 96.9 96.0 0.7 94.7 94.7 94.1 96.9 96.9 96.9 96.0 0.7 94.7 94.7 94.1 96.9 96.9 96.9 96.0 0.7 94.7 94.7 96.9 96.9 96.9 96.0 97.2 95.7 96.9 96.9 96.9 96.0 97.2 95.7 96.9 96.9 96.9 96.0 97.2 95.7 97.0 90.9 86.9 96.5 97.2 97.0 90.9 86.9 96.9 96.0 97.2 97.0 90.9 86.9 96.1 ○2.5 98.4 96.8 97.7 94.1 97.0 97.9 97.9 98.5 98.5 98.3 93.9 ○7.2 97.0 90.9 86.9 97.2 97.0 97.9 98.9 98.5 98.3 93.9 ○7.2 97.0 97.9 98.9 98.5 98.3 93.9 ○7.2 97.0 97.0 97.9 98.5 98.3 93.9 ○7.2 97.0 97.0 97.0 97.0 97.0 97.1 97.0 97.0 97.0 97.0 97.0 97.0 97.0 97.0	-	88.4	△5.3	95.	_;	94.			98	96.6	94.	1.9		\triangle 1.	109.	△4.0		95.
108.9 3.6 97.3 1.7 99.1 99.2 92.7 98.0 98.4 94.8 0.7 94.5 0.0 109.0 △1.3 97.0	3 108 9 3.6 97.3 1.7 93.1 90.2 99.2 98.6 98.4 94.8 0.7 94.5 4 98.6 15.6 98.4 1.1 100.6 91.3 91.4 99.6 99.9 96.0 1.3 94.7 5 86.5 21.0 92.3 △6.2 92.6 93.1 85.4 96.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 97.6 99.8 96.1 △2.6 95.4 8 86.5 8.4 96.2 △1.9 97.8 91.7 74.8 96.6 97.2 98.9 96.1 △0.4 95.4 10 92.8 △4.3 91.8 △4.3 91.9 97.0 90.5 61.5 101.0 92.6 89.1 2.5 10 92.8 △4.3 94.3 94.3 ○2.1 97.7 89.7 87.1 97.6 98.5 98.3 93.9 1 87.7 △0.8 96.4 5.0 97.9 87.9 98.5 98.3 93.9 1 87.7 △0.8 94.3 △2.4 96.6 89.7 89.7 89.7 89.7 99.1 1 87.7 △0.8 94.3 △2.4 96.6 97.7 99.0 2 92.5 ○5.5 96.5 ○5.7 99.7 99.0 8 8 99.0 97.5 97.7 99.5 8 8 8 99.0 97.5 97.7 99.5 9 9 9 9 9 9 10 9 9 9 9 9 10 9 9 9 9 11 9 9 9 9 9 12 9 9 9 9 13 9 9 9 9 14 9 9 9 9 15 9 9 9 16 9 9 9 9 17 74.8 9 9 9 18 9 9 9 19 9 9 9 10 9 9 9 10 9 9 9 11 9 9 9 12 9 9 9 13 9 9 9 14 9 9 9 15 9 9 9 16 9 9 9 17 74.8 9 9 18 9 9 9 19 9 9 10 9 9 11 9 9 9 12 9 9 13 9 9 14 9 9 9 15 9 9 16 9 9 17 74.8 9 18 9 9 18 9 9 19 9 9 10 9 9	0	92.0	$\triangle 2.6$	95.	₽0.	94.			96.	96. 7	94.	O .0 O		₽0.	110.	9.0		93.
4 98.6 15.6 98.4 1.1 100.6 91.3 91.4 99.6 99.9 96.0 1.3 94.7 0.2 108.3 △0.6 96.9 97.8 96.0 1.3 94.7 0.2 108.3 △0.6 96.9 97.8 96.5 22.6 94.2 △0.5 109.4 96.5 97.9 98.9 96.5 93.5 △2.6 94.2 △0.6 96.5 97.8 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 96.5 97.7 97.9 96.5 97.7 97.9 97.7 97.9 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7 97.7	4 98.6 15.6 98.4 1.1 100.6 91.3 91.4 99.6 99.9 96.0 1.3 94.7 5 86.5 21.0 92.3 △6.2 97.9 93.1 85.4 96.9 96.6 0.2 94.2 6 101.6 22.9 98.9 7.2 102.2 92.6 90.7 96.9 96.5 3.2 94.2 7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 96.6 99.8 96.1 △0.4 95.4 9 93.0 22.5 89.9 7.7 90.6 90.7 90.8 96.6 90.8 96.7 97.9 10 92.8 △4.3 91.8 2.1 97.7 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 96.9	က	108.9	3.6	97.		93.			98.	98.4	94.	0.7		0.	109.	$\triangle 1.3$		97.
5 86.5 21.0 92.3 △6.2 97.9 93.1 85.4 96.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 △0.5 109.4 △0.2 96.5 93.9 96.5 93.5 △2.6 94.2 △0.5 109.4 △0.2 96.5 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 96.5 97.2 <th< td=""><td>5 86.5 21.0 92.3 △6.2 97.9 93.1 85.4 96.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 6 101.6 22.9 98.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 95.8 96.5 3.2 95.7 9 93.0 △2.5 89.9 △0.1 9 97.1 91.7 74.8 96.6 97.2 96.5 95.4 9 93.0 △2.5 89.9 △6.5 97.1 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 △7.2 96.9 96.7 96.9 96.9 97.0 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 98.7 98.7 98.7 98.7 98.7 98.7 98.3 99.0 97.1 97.1 99.2 99.9 10</td><td>4</td><td>98.6</td><td>15.6</td><td>98</td><td></td><td>100.</td><td></td><td></td><td>99</td><td>99.9</td><td>.96</td><td>1.3</td><td></td><td>0</td><td>108.</td><td>0.0</td><td></td><td>97.</td></th<>	5 86.5 21.0 92.3 △6.2 97.9 93.1 85.4 96.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 6 101.6 22.9 98.9 95.6 93.5 △2.6 94.2 7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 95.8 96.5 3.2 95.7 9 93.0 △2.5 89.9 △0.1 9 97.1 91.7 74.8 96.6 97.2 96.5 95.4 9 93.0 △2.5 89.9 △6.5 97.1 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 △7.2 96.9 96.7 96.9 96.9 97.0 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 97.9 98.7 98.7 98.7 98.7 98.7 98.7 98.3 99.0 97.1 97.1 99.2 99.9 10	4	98.6	15.6	98		100.			99	99.9	.96	1.3		0	108.	0.0		97.
6 101.6 22.9 98.9 7.2 102.2 92.6 90.7 98.2 99.8 96.5 3.2 95.7 1.6 109.4 △0.2 96.6 96.9 96.9 10.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 74.8 96.6 97.8 96.1 △0.4 95.4 △0.3 111.1 1.6 96.5 94.9 96.1 □0.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 74.8 96.6 97.2 93.6 △2.6 95.3 △0.1 113.2 1.9 96.3 92.9 11.1 1.6 96.5 94.1 95.8 □0.1 113.2 1.9 96.3 92.9 □0.1 113.2 1.9 96.3 92.9 □0.1 113.2 1.9 96.3 92.9 □0.1 113.2 1.9 96.2 94.1 □0.2 98.6 98.3 93.9 5.4 99.8 □0.1 114.8 △0.3 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1 96.1	6 101.6 22.9 98.9 7.2 102.2 92.6 90.7 98.2 99.8 96.5 3.2 95.7 7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 97.6 99.8 96.5 3.2 95.7 9 93.0 △2.1 97.8 100.7 74.8 96.6 97.2 96.9 86.9 △2.2 97.9 96.9 86.9 △2.2 97.9 96.9 86.9 △2.2 97.9 90.9 86.9 △7.2 97.9 96.9 98.4 96.4 96.9 97.9 98.9 98.4 98.4 98.4 98.4 98.4 98.4 98.4 98.9 98.9 97.9 98.4 98.4 98.4 98.9 98.5 98.4 98.9 98.4 99.8 98.9 98.4 99.8 98.9 98.4 99.8 98.9 98.4 99.9 98.2 7 99.2 7 99.2 99.9 98.9	5	86.5	21.0	92.		97.			96	95.6	93.	$\triangle 2.6$		0○	109.	1.2		91.
7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 97.2 96.1 △0.4 95.4 △0.3 111.1 1.6 96.5 94.9 9 86.5 8.4 96.2 △1.9 97.8 91.7 74.8 96.6 97.2 93.6 △2.6 95.3 △0.1 113.2 1.9 96.3	7 100.0 11.1 98.1 △0.8 100.7 91.6 88.6 97.6 99.8 96.1 △0.4 95.4 9 86.5 8.4 96.2 △1.9 97.8 91.7 74.8 96.6 97.2 93.6 95.3 10 92.8 △2.5 89.9 △6.5 97.0 90.5 86.9 △7.2 97.2 11 92.8 △4.8 96.4 5.0 97.9 90.0 87.9 98.5 98.3 98.9 △7.2 97.9 12 100.0 2.2 96.4 5.0 97.9 90.0 87.9 98.5 98.3 93.9 5.4 99.8 12 100.0 2.2 96.6 97.7 89.7 87.7 98.1 2.1 99.0 98.4 99.0 98.4 99.0 98.4 99.0 99.0 98.4 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 99.0 </td <td>9</td> <td>101.6</td> <td>22.9</td> <td>98</td> <td></td> <td>102.</td> <td></td> <td></td> <td>98</td> <td>99.8</td> <td>.96</td> <td>3.2</td> <td></td> <td>I.</td> <td>109.</td> <td>△0.2</td> <td></td> <td>96.</td>	9	101.6	22.9	98		102.			98	99.8	.96	3.2		I.	109.	△0.2		96.
86.5 8.4 96.2 2 21.9 97.8 91.7 74.8 96.6 97.2 93.6 △2.6 95.3 △0.1 113.2 1.9 96.3 92.3 10.0 10.0 0 92.8 △6.5 97.1 97.0 90.9 88.9 △7.7 94.1 0.2 97.9 116.9 △1.8 3 4.5 96.2 94.1 116.1 □1.8 □1.8 □1.8 □1.8 □1.8 □1.8 □1.8 □1	8 86.5 8.4 96.2 △1.9 97.8 91.7 74.8 96.6 97.2 93.6 △2.6 95.3 97.9 11 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 ○7.2 97.9 97.9 11 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 △7.2 97.9 97.9 11 92.5 98.4 97.8 11 91.0 92.8 △7.2 96.6 0.2 97.7 87.1 97.6 99.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 87.1 97.6 97.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 87.1 97.6 97.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 87.1 97.6 97.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 94.1 0.2 99.9 99.9 97.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 △1.5 99.2 ₹	7	100.0	11.1	98	V	100.			97.	99.8	.96	△0.4		0.	111.	1.6		94.
9 93.0 △2.5 89.9 △6.5 97.1 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 △7.2 97.9 27 118.3 4.5 96.2 84.	9 93.0 △2.5 89.9 △6.5 97.1 91.3 52.2 97.0 90.9 86.9 △7.2 97.9 10 92.8 △4.3 91.8 2.1 97.0 90.6 61.5 101.0 92.6 89.1 2.5 98.4 12 100.0 2.2 96.6 0.2 97.7 89.7 87.9 98.3 93.9 5.4 99.8 2 92.5 0.5 94.3 △2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.1 97.7 94.1 0.2 99.9 E機関 ※ 96.2 2.0 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 △1.5 99.7	∞	86.5	8.4	96		97.			96.	97.2	93.	$\triangle 2.6$		0○	113.	1.9	96.3	92.
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	10 92.8 $\triangle 4.3$ 91.8 2.1 97.0 90.5 61.5 101.0 92.6 89.1 2.5 98.4 11 99.9 4.8 96.4 5.0 97.7 9 90.0 87.9 98.5 98.3 93.9 5.4 99.8 12.1 90.0 0.2 96.6 89.1 0.2 96.6 89.7 $\triangle 7.2$ 96.6 89.7 7 94.1 0.2 99.9 98.7 $\triangle 7.2$ 90.0 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 $\triangle 1.5$ 99.2 $\triangle 1.5$ 99.3 $\triangle $	ത	93.0	$\triangle 2.5$	83	V	97.			97.	90.9	86.	$\triangle 7.2$		2	118.	4.5	96.2	8.
11 99.9 4.8 96.4 5.0 97.9 90.0 87.9 98.5 98.3 93.9 5.4 99.8 1.4 115.1 \triangle 1.5 96.1 96.1 96.1 1 10.0 0 2.2 96.6 0.2 97.7 89.7 87.1 87.7 \triangle 0.8 94.3 \triangle 2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.1 92.7 \triangle 1.5 99.9 0.1 114.8 \triangle 0.3 96.2 96. 96. 97.7 94.1 0.2 99.9 0.1 114.8 \triangle 0.3 96.2 96. 96. 97.7 \triangle 1.5 97.7 \triangle 1.6 \triangle 1.7 \triangle 1.6 \triangle 1.4 95.8 99.9 \triangle 2.9 97.5 97.7 \triangle 1.5 97.7 \triangle 1.5 97.7 \triangle 1.5 97.7 \triangle 1.6 97.7 \triangle 1.6 97.7 \triangle 1.6 97.7 \triangle 1.6 97.7 \triangle 1.7 \triangle 1.8 \triangle 2.9 97.7 \triangle 1.8 \triangle 2.0 97.7 \triangle 2.0 97.7 \triangle 2.0 97.7 \triangle 3.0 97.7 \triangle 4.8 \triangle 5.1 \triangle 5.1 \triangle 5.2 \triangle 5.3 \triangle 5.4 \triangle 5.4 \triangle 5.5 \triangle 5.4 \triangle 5.5 \triangle 5.5 \triangle 5.5 \triangle 5.5 \triangle 5.6 \triangle 5.7 \triangle 5.8 \triangle 5.8 \triangle 5.9 \triangle	11 99.9 4.8 96.4 5.0 97.9 90.0 87.9 98.5 98.3 93.9 5.4 99.8 1.0 1.0 $\frac{12}{2}$ 92.5 $\frac{96.6}{2}$ 94.3 $\frac{97.7}{2}$ 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 $\frac{97.7}{94.1}$ 95.7 $\frac{99.7}{95.7}$ 98.1 $\frac{99.7}{95.7}$ 99.0 $\frac{99.7}{95.7}$	9	92.8	△4.3	91.		97.			101.	$92.6_{ }$.68	2.5		0.	116.	△1.2	96. 1	91.
- 12 100.0 2.2 96.6 0.2 97.7 89.7 87.1 87.7 94.1 0.2 99.9 0.1 114.8 △0.3 96.2 96. 96. 97.7 ○0.8 94.3 △2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.7 △1.5 99.2 △0.7 116.4 1.4 95.8 92. - 1 87.7 △0.8 94.3 △2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.1 92.7 △1.5 99.2 △0.7 116.4 1.4 95.8 92. - 92.5 0.5 96.2 2.0 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 ○1.0 101.3 2.1 118.7 2.0 95.7 94. - 6表表 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	12 100.0 2.2 96.0 97.7 89.7 87.1 97.6 97.7 94.1 0.2 2 92.5 0.5 96.2 2.0 96.6 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 0.15 E機関 88.4 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 0.0	= !	99.9	4.8	.98		97.9			86.	98.3	93.	5.4			115.1	△1.5	96. 1	98.
- 1 87.7 △0.8 94.3 △2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.1 △1.5 99.2 △0.7 116.4 1.4 95.8 92. - 92.5 0.5 96.2 2.0 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 ○1.0 101.3 2.1 118.7 2.0 95.7 94. 接機関	- 1 87.7 △0.8 94.3 △2.4 96.6 89.5 74.8 101.9 95.1 92.7 △1.5 2 92.5 0.5 96.2 2.0 95.7 88.4 83.8 99.0 97.5 92.7 ○0.0 接機関 辞		100.0	2.2	.56		97.7			97.	97. 7	<u>2</u> ,	0.2		0. 1	114.8	△0.3	96. 2	.93
2 92.7 0.3 30.4 30.4 83.8 第 33.0 34.7 0.0 101.3 2.1 118.7 2.0 35.7 34.7 34.7 34.7 34.7 34.7 34.7 34.	2 92.5 0.5 90.4 53.8 93.1 0.0		87.7	000	¥, 8					10I.	3. S	. 62.			∑.0 2.7	116.4	4.0	S. 15	92.
	皮機関 経 経 産 活	7	92.5	0.5	20.		95.7			99.	97.5	92.			Z. I	118.7	Z. U	95.7	94.
		表機関			菜	,,,,		洍			祵			継		√m	4m		

2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は,2015年基準指数に接続させたものである。 年度の指数については原指数

居 * \blacksquare 貨 田 至 ※ 裖 前期. 済数 I I I I I料器 李宝 搽 111 濡 数 Ц 温 (50社) 5500 5203 围宅 建設工事受注 民非 0001 100 逦 期比 温 非製造業 船舶・電力を除ぐ 田 10, 112, 113, 113, 113, 113, 前期比 9.6.2.9.9.9 (季節調整済 期比 (280社) 温 炟 1986年度以前は178社ベース EX 舥 被 $\begin{array}{c} 4884986 \\ 288468 \\ 28864 \\ 2886$ 此 嫠 004181104998818G 調比 % 0440 04488 04949 049 蹈 機械受注 発表機 日 970 年 1970 年 1988 日 1988 日

[設備・住宅]

2005年度以降は, 「携帯電話」の受注額は含まない

19 19 19 19 19 19 19 19	4 1 9 2 1 2 0 1 5 4 12 3 7 3 1 2 0 1 5 4 1 3 3 1 3 6 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 2 0 1 2 0 1 2 0 1 2 0 1 2	H H		₩ #	────────────────────────────────────	据	用数用数光素	H を 人数 	H A A A A A A A A	数 物 完 水 下 一 一
Color	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	調済 全産業 期比	前年比 製造業	前年比 李調約 前年比 前期5						
Color Col	17.2 18.1 79.4 - 132.0 3. 4 1.9 39.1 9.9 80.4 △1.4 121.6 △5. 1 1.1 56.4 3.1 84.7 1.6 117.3 1.	_				日	\prec	·		ഘ
0.9 0.121.9	0 51.7 57.3 7.1 84.7 1.6 117.3 1.	130.	.8.7 55.	∆7. △8.			3, 340	104	1.	- 0
10	2 XX X X X X X X X X X X X X X X X X X	105.	92.	\ \ \ \			3, 997	118	0.0	÷.
0.0 100.6 0.0.2 0.0 100.6 0.0.5 0.0		145	3 102.	j '	ب د: .		4, 328	134	o -	ن <i>د</i>
1, 1, 1, 1, 1, 2, 2, 2, 2, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3,	1.2 92.0 2.5 85.5 0.6 134.4	107.9	105.	9,0	6,672		5,279	216	- 0.0	1 — -
10	1.2 98.6 0.9 84.2 0.1 106.5 \triangle 0.	115.9	, 6 135.	<u>-</u>	- 6,655 - 6,655		5, 372	289	. က	
2.5 107.4	0.3 99.6 1.0 85.0 1.0 107.0 0.	00	140.	က်	6, 669		5, 493	271	-	-
0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	9 ~	140.	0, 4	- 6,686 - 6,674		5, 539	255	∞ -	. -
0.2 1020	△1.6 93.6 △5.2 89.5 0.5 104.4 △2.	2 4	1 97.	1 (0,0/4		5, 488	343	- 2	<i>-</i> o
0.2 102.0 0.0.0	1.2 97.0 3.6 89.7 0.2 103.6 \triangle 0.	000	119.	22.	6, 631		5, 508	328	O	o,
1.2 10.5 □ 1.0 □ 1.	○ 3 98.8 2.0 89.9 0.2 10Z.9 ○0.7 ○ 10Z.9 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1	اوام	121.	- <	6,584		5,506	288	ى د د د	
1.1 99.5 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△1.1 97.9 0.0 90.7 0.7 100.5 △1.	n <\	130.		0,307		5, 579	256	, o	
1.1 98.4 ○1.1 18.9 ○1.6 133.1 ○0.6 -6.683 6.446 5.771 202 3.3 1.23 1.2 1.2 1.2 2.3 2.3 1.2 2.3 2.3 1.2 2.3 2	$\triangle 2.9 99.4 1.6 91.8 1.2 99.5 \triangle 1.$	ιω	134.	2	6,616		5, 627	233	5	-
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	△0.1 100.0 0.5 92.8 1.1 98.4 △1.	<u>ი</u> ი	133.	0, <	6,633		5,686	218	<u></u>	- . α
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	△0.2 102.3 1.6 96.4 2.3 98.5 0.	10	136.	ှ် က <u>ဲ</u>	- 6, 764		5, 861	183		i <
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.0 103.8 1.5 97.5 1.2 99.1 0.	<u></u>	7 135.	0.0	6,868		5,975	167	4	ici
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	○ 0.00 0.	50	000	0	0,923		5,046 5,098	200	4 o	- iv
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\triangle 1.7$ 97. 5 $\triangle 4.6$ 99.7 0.9 100.7 0.4	1 87.8	83.	\trianslate{\gamma}{33.8}	50		5, 954	186	7	-
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\triangle 1.5 100.3 \triangle 3.7 100.1 0.6 100.1 0.2$	1 95.9	6 89.	△26.8 > 11.7	. 00		5, 981	203	00	-i -
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	103.5	6 110.	△5.5	9		6,017	199	1	ijŗ
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$1.8 100.6 3.3 101.2 1.5 99.6 \triangle 1.2$	104.6	111.	32.6	9,0		6,002	500	9	C) (
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.7 102.3 2.1 101.4 1.4 98.8 △1.4 △0.5 120.3 1.8 101.7 1.1 98.4 △1.3	110.7	3 115.	9.72	0,0		6,023	26.28	<u>~ ~ ~</u>	νi σ.
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	△0.5 83.6 0.1 100.5 0.6 99.1 △0.6	100.2	0 103.	△6.1 26.1	900		6,012	206	00	i
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1.0 87.3 1.7 99.9 0.7 98.8 \triangle 0.7	108.3	9 115	7 7 8 7 8 7 8	0.0			187	7 g	-i
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2.9 85.5 2.3 101.1 1.2 99.8 \triangle 1.2	5 110.0	2 116.	15.9	6 6			197	8	;
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	3.1 84.3 2.7 101.2 1.8 99.6 $\triangle 1.0$	0 100.2	6 104.	40.5	9,		5,994	202	9 1.	27
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.5 132.1 4.2 101.3 1.6 99.4 △1.2	106.5	191.	47.3	οʻ (701	90 oc	. i c
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1.0 131.9 1.3 98.8 4.3	36	112	7 5 6 7 8 7	<i>5</i> ©			192		
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	0.0 83.8 1.8 101.3 1.2 98.7 $\triangle 1.3$	0 102.4	4 111.	14.6	. 6		6,019	190		
1.2 98.2 -1.4 -0.2 111.1 2.1 124.8 9.5 -3.3 6.879 6.706 6.029 187 2.7 1.17 2. 0.6 97.7 -0.14 -0.2 104.3 4.1 114.3 10.1 4.7 6.830 6.646 5.977 191 2.8 1.20 2. 0.5 97.4 -0.15 -0.2 106.5 5.1 125.2 12.4 -1.8 6.838 6.658 6.005 188 2.7 1.21 2. 4	0.1 83.6 1.1 101.6 1.1 98.6 △1.3	1 106.7	1 113.	0.0 0.1	9,0		6,026	184		
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	○.1 30.3 1.8 101.4 1.2 38.3 △.1.4 ○.1.4 ○.1.3 186.8 2.0 101.8 1.2 98.2 ○.1.3	0 112.2	1 124.	9. Q.			6, 014 6, 029	187	70	vi (\c)
	0.5 84.0 0.5 101.1 0.6 97.7 \triangle 1.4 0.0 83.0 0.6 100.8 0.5 97.4 \triangle 1.5	2 104.3	1 1 125.	10.1	0,0			191	7.8	2,2
	厚生游	₩			5		200			i 架

[賃金・労働]

・物価]

前期比 生鮮食品を除く 4867980-前年比 前期比 ĆΠ 年比 疐 私 前期比 生鮮食品を除く 前年比 前期比 ⟨ı́□ (#) 前年比 平均消費性向の年) 雷 前期比 連鎖方式による 国内(参考) 年比 した変動調整 湟 前期比 4.6.0.0.0.0.0.1.4.0.0.0.0.0. 赘 「編E」 前年比 靐 479 囯 変動 期比 による ĦΚ 前年比 調査方法の影 編圧 뀨 前期」 年比 及び2019年 N 9 8 8 1 6 0.14 0.14 0.15 0.11 0.15 0.44 0.44 0.44 0.2.0.1.1.0 ーパー額 2018年7 40/88/0-0-080//0 012270 徻 8491023669382 ・スー 売 百貨店 23.7 210.0.3.9 24.3.0.7.7 貅 合む 淵 丑 世 産 百販 滋 業額 6.0.24 小売売売 **主** 74.20 74.20 74.20 75 2173304387333 衛 (動労者 (世帯) (以上の事) 之 件 消 行 済 63. 653. 663. 664. 665. 663. 62. 65. 64. 子鹊季 質 807.7.10 調 世帯) 4508575975 費 支 以上のt 7.00114.0.0100.0.0.2 湿 2000年1月. 6688 0041 0041 0041 0057 007 007 007 007 007 007 007 007 168 040 411 671 797 077 451 8800 043 063 063 710 638 801 8801 887 ※||淮门 <u>∞√</u>ω∞∞√ω√∞√∞∞01−√∞ 発表機関 - 0 - 4 - 0 - 法 神

業動態統計:舗調整済による。

費者物価指数:2021年8月基準年次改訂 商業動態統計: 企業物価指数: 消費者物価指数

鼠

統計

影器

141

次得支

第近以

次得支

第所収

サービ ス収支

鎥 田漁

讏

%

 \mathbb{H}

壍

神林

至
際収
蔨

国 浬

## 出 ## 入	970曆年 975		1				4.X	
# 出	970暦年 975		٠ -		,		(画 画	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	970暦年 975		`			前年比		前年比
### 52.7	970暦年 975			1	П	_	%	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	975	52.7		Ι				20. 7
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		77.8		Ι				↑ ↑
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	280	 	147.9	1) () ()
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	000	09.4	131.1					
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	39C	7.0.0	7.09	117 5				
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	800	71.1	63.7	111.6	96.1		82.0	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	906	84.1	85.6	98. 2	118.4		100.4	; -
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	200	89.5	93. 1	96. 1	124.1		100.2	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	800	87.7	101.1	86. 7	122.2	△1.5	96. 6	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	600	79.9	77.0	103.8	89. 7	△26. 6	85.3	
80.9 87.2 92.8 107.2 $\triangle 3.8$ 99.6 2 82.7 88.4 93.6 102.0 $\triangle 4.8$ 102.0 0 99.7 106.5 89.9 101.1 0 100.0 100.0 100.0 100.0 0 92.2 85.3 108.1 100.5 0.5 98.8 $\triangle 1.0$ 98.8 95.9 101.1 0 99.4 88.6 112.2 91.0 $\triangle 1.0$ 100.1 99.7 100.4 107.7 1.7 105.8 $\triangle 1.0$ 100.2 92.4 88.6 112.2 91.0 $\triangle 1.0$ 100.4 00.5 0.1 0.5 98.9 $\triangle 1.0$ 100.5 100.1 0.3 0 $\triangle 1.0$ 100.1 99.7 100.4 $\triangle 1.0$ 100.2 90.4 113.1 96.4 105.1 1.3 104.8 10.2 1 100.9 90.4 111.6 90.9 $\triangle 1.0$ 100.1 93.5 107.1 14.4 12.8 105.1 16.5 1.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 100.1 100.5 1	010	80.0	79.8	100.3	111.4	24.2	97. 1	13.9
82.7 88.4 93.6 102.0 $\triangle 4.8$ 102.0 2.9 95.7 96.7 100.0 100.0 100.0 100.0 0.0	11	80.9	87.2	95.8		≥3.8	9.66	2.6
91.8 101.3 90.6 100.5 $\triangle 1.5$ 102.3 0. 100.6 100.0 100.0 $\triangle 1.0$ 100.1 100.1 $\triangle 1.0$ 100.1 $\triangle 1.0$ 100.1	112	82.7	88. 4	93. 6			102.0	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	13	91.8	101.3	90. 6	100.5		102.3	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$)14	95.7	106.5	89. 9	101.1		102.9	0. 6
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	115	100.0	100.0	100.0	100.0	0.1√	100.0	ď
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	116	92.2	85.3	108.1	100.5	0.5		△1.2
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	117	97.8	93. 4	104. 7	105.9	5.4		4.2
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	118	100.1	99. 7	100.4	107.7	1.7	105.8	2.8
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	119	98.8	95.9	103.0	103.0	△4.3	104.6	□.1
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	20	99. 4	88.6	112.2	91.0	△11.7		
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	121	107.7	105.1	102. 5	102.1	12.		5.1
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	-4 1	98.4	86.1	114.3	76.6	△25. △14	96.9	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	10-10	100.4	80.0 7.00	110.1	103.7	<u>+</u> ; -	103.3	\ \ \ \ 3.9
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2 +	101	00.00 03.00	107.9	1001	; 1	100.0	1 - 1 -
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	- 4	106.1	101. G	101.2	103.0	34	101.	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		110.1	107 9	102.3	99 7	13.9	102.4	- ×
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	_		117.1	96.4	105.1	-	104.8	2. 1.
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		100.9	90.4	111.6	6.06	5.	104.1	△4.1
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2	100.1	93. 5		95.7		95.9	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	က		97.5		114.4		106.2	3.8
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	4		100.0	105.3			106.5	1.1
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2	106.0	102.0		93.8		97. 1	6.8
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	9	107.0	102.7		107.1		102.1	8 2
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	7	110.4			105.7	Б.	0.66	2.0
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	00	110.2			95. 1	3	103.6	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	6	110.6	109.5	101.0	98.2		104.5	7.5
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	10	111.0	113.1	98. 1	102.7	αi		△3.0
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	=		117.3		103.0	4.7		6.1
. 1 115.2 119.7 96.2 87.3 $\triangle 4.0$ 109.1 4. 2 116.1P 126.5P 91.8 98.3 2.7 P 95.1 P $\triangle 0.$	-	114.1	120.8			2.0	107.4	
116.1 P 126.5 P 91.8 98.3 2.7 P 95.1 P \triangle 0.		115.2	119.7			0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	109.1	
		116.1	F 126.5	Ξ.	8		F 95.1 1	- 1

881 (156,6,6) (15,6) (1

\$\text{Constraints}\$\text{Constr

6.60 1.20

88922 88

ი ი <u>ი</u> ი ი ი <u>ი</u>

4-0-4-0

2021

2021

004040000146807

- 2 8 4 5 9 7 8 6 0 1 5

110,677 110,67

| 135,894 | 128,295 | 129,388 | 129,388 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,389 | 129,

N \(\text{Q} \) \(

2018年8月基準年次改訂 2021年暦年は確々報

IMFの国際収支マニュアル第6版

(世

発表機 дΔ 2022.

						国	以	支	況 (1	I MF統言	MF統計ベース)	(注)						- 3	র্	4		
			御	虚	収	女				榝		疶	以	TPV	支 (季節調整済	胃整済)		大漁	計画	毎〜	<u>_</u>	
	(2) (2) (4) (4) (4)					(誤			阿	#	ービス」	収支		無	※	\ \ \		(179-	ンターバンク米	*
	太 表 大		但投 按資	証投	派 生	く か の 他 で	外準質情	脱漏				質響用用	以 文	響入	14	1 パ 円 売		等士	ドシェ・エ	、ドル直物	平心型	湯
												-	前期比		期比 ス	K	¥	_		最高~最低	田	平均
			ə			E				讏	E		%	(第日	%	ə	E	百万	デドル	1ドル	いっき	E
1970年度		-	I			Ī	I	I	Ι	Ι	Ι	I	1	I	I	I	I	I	5, 458		I	Ι
	1	_	Ι		I	I	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	1	82	\sim 09	85	299. 01
1980	 	_	I			Ī	T	I	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	ı	Τ		2	~ 00	20	
1985	 -	_	Ι			Ī	T	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	I	Τ		17	~ 8		221.68
1990	 	_	I			Ī	T	I	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	ı	Ι		34	~ ⊛	9	41.52
1995			I			Ī	T	I	I	Ι	I	I	Ι	I	I	ı	Ι	7	21	~ ⊛	9	36.30
0000	A6.517		261	64	00	≥28	34	3 646	I	I	I	ı	ı	I	ı	ı	1	1	2	~	9	10.45
2006	5,086 5,086	193, 171	78, 693	△151 887	△3.455	230, 259	39, 452	20,02	ī	Τ	Ι	T	Ι	ī	I	ī	ī	ි 	908 958 10	17	21.98	116.89
2007	△3,856		36	20		100	40	15, 701	I	I	I	ı	I	I	ı	ı	ı	-	34	~	95	14.33
2008	△4, 940		8	250	0.	△ 	24.	66, 500	I	Ι	Τ	ı	1	1	1	ı	T	1		22 23	8	20.64
600	△4, 886		538	131	\d	△35	33	5,934	I	I	I	I	I	I	ı	ı	T	1	715	~ 00	8	32 85
2010	□ 04.804		83	633	0.00	8,48	52.	30, 529	I	I	I	ı	I	I	1	ı	T		025	~ 88	8 8	35. 73
2011	2, 561		889	₽	□ 14	≥20	114	2,668	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	T	T	I	I	- 1 2	288, 703 7	~ 98	9	79.05
2012	△3,710		583	△135	34	42	△23	△24, 066	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	ı	Ι	1.2	356	~ 22	20	82.89
2013	$\triangle 5.838$		269	△209	31	△27.	46.	△27, 921	I	Ι	Ι	Ι	ı	Ι	ı	ı	T	1.2	346	~ 20	30	00.16
014	707		913	2	46	8	(57, 804	T	I	I	ı	ı	I	ı	ı	1	1 2		. ~ 55	6	99 66
015	\rangle 1008		054	300	25.5	△220	î c	66, 885	I	I	I	I	I	I	I	ı	I	1,2	660	30 ~ 1	35	6
016	△2, 486		614	21	7	7.	5	35, 679	T	Τ	Τ	T	Ι	I	I	I	I	1.2	. 230, 330	$99.80 \sim 11$	8	33
017	$\triangle 3,055$		206	66	8	△49	22.	△12, 767	I	ī	Ι	T	I	Ι	ı	ı	T	1.2	268, 287 10	90 ~ 1	37	10.81
018	△1,649		537	66	<u>-</u>	△95,	33,	24, 024	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	I	Ι	1,2		89 ~ 1	8	10.90
019	△4,604		802	223	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	△226,	20,	22, 460	I	I	T	T	I	Ι	T	ı	T	1.3	36, 177 102.	10~1	9	38.65
020	△2, 090		022	△153, 297	27,	167,	12,	△22, 307	Ι	Ι	Ι	Τ	Τ	Ι	Ι	Τ	Ι	1,3	465	80 ~ 1		96.09
													- 1					1,3	356, 071 107.	88 ~ 1	ର	12.38
2020. 7- 9			20,039	$\triangle 54,690$		82,950	\ ∆,		36, 324		264	165, 063		200		105 44,	618 △10,	453 1,	779	. ~ 99	69	106.20
- 1			17, 259	$\triangle 81,616$	- 1	¥,	V	_ ∆ -	279		2	81,669		375	3.6 \(\sigma \)	155 48,	763 ∆6,	324 1,	394, 680 103.	$20 \sim 1$		104.49
2021. 1- 3			40, 225	△14, 699		4,	∞ í	△11, 265	884		179	92, 678		499	12. 1	763	938 △6,	100	368, 465 10	$2.80 \sim 11$	0. 70	
4-6	•		29, 404	△51, 892		8, 18	က <u>(</u>	△24, 589	730		915	06, 732	~ -	817	$\frac{10.9}{2}$)69 51,	782 \\ 55.	599	376, 478 10	$7.88 \sim 10$		109.50
-/ -	72,044	54, 359	34, 911	△3,331 > 150,919	2, 152	٦ -	48,032	14,005	29, 202 2	△13, 343 ²	△Z, Z19 Zl	209, 024	I. I ZII,	243	7.3 \\ \ 1.5 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	524	/8/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	747	409, 309 109.	6	2 5	110.09
			coc ,67	210, OCI		100,	у,	721, 304	000		3	14,000		600	4. / △11	70 .	200 70,	1/	956 071 11	0.92 7		10. 70
2022. 1- 3			0 0 0	A18 780		16		>19	406	V1 377		33 185	cr	376	cr	187 99	<	258	70 419 104	010	3 8	105.32
			13,682	66 252		Ş. 		△2,753	0.55	4.366		36 477	00	263	16. U	548 13	461	222	368 465 10	48 ~ 1	3 8	
4	34		21,835	$\triangle 2,337$			98	△14	14, 198	△785	3,835	57,827		991	3	17,		-	378, 467 10	$88 \sim 1$	10, 79 10	
5			9,687	$\triangle 6,744$		13,			542	845		712	3	645	0	16,		i,	208	$108.80 \sim 10$	8	109.19
9			$\triangle 2,118$	$\triangle 42,811$		32,			066	△1,214		193	2	181	2	18,		Ļ,	76, 478 109.	$40 \sim 1$	90 .	
7			18, 287	△85, 704		74,				△2,213		842	6	171	0	16,		г,	504	~	99	110.29
Φ (15,612	19, 442		△61,			019			370		259	2	15,		,	284	$109.04 \sim 11$		109.84
တင့			1,012	62, 932		△40,758	\\2748	18,200	899	△7,373 [∠]		218	9	813	1 0c	372 16,		- -	409, 309 10	$9.22 \sim 10$	1.91	110.17
2 ;			7, 940	△00,085		S			0.00			1004	n (070	- (16,		٦٠	404, 520 11	$0.92 \sim 1.0$	3 2	113.10
<u> </u>	0720	4, 111	11,048	△65,79Z	3,717	49,		ر 4. د	027.77		> \2436 > 2 083	74, 129	9.0 4.4	202	5. 6 2. 6 3. 6 3. 6	χįα	$226 \land 207$	- i -	405, 754 11	$2.85 \sim 1.00$	3 8	114. 13 112 97
2022. 1	Ъ	:	2, 143	16,653		△4.612	◁	24,370	840	△10,085 △	1	009	4	587	000	097 13.		i	385, 932 11	`	1	14.83
2	Д		5,009	△28, 399		26,	4,	$\triangle 6,363$	166			290	\sim	339	4	156 19,		⊢	573	~	69	15.20
က														$\frac{1}{2}$	\dashv	$\frac{1}{2}$		1, 3,	356, 071 11	>	2	118.51
発表機関						附			務				条							日本銀行		当課
(注) IMF	の国際収支さ	IMFの国際収支マニュアル第6版ベース	6版ベース	0																		

[国際収支]

[国内総支出·国民総所得]

					-	-113						<u> </u>	Ŧ		405	+		=		(4.7.4H	(+)			Γ
	国内参対田(CDE)	松	単	₩		国下約月(水空)	c総所得(GNI))i 本笛調敷浴) ((I) 成長率((注)	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	14 44	中無	<u> </u>	2	Œ	格匹	X	_) 8	(华野盟制)	(起題)	(H)		4	
						-	Mark M	ì	K	五		∃	4	K #					÷ {	4	€ 4	D)		1.
	節調整済)(3	名目	;	実質	1	名目	₩ ₩		1		期日	名 華 下 田	Ħ	米温温	以別	2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	Ħ	単		名 田	Ħ	前期上	7 4 4	\11 ===
	10 6 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		ر د د		۲	اد		١		Ψ Ψ	大三三人		10倍日	8	実質 ~	図	10億日	8日	実質 1	灰比	10億日	名目	実質 構] 0%	对
1	- É –		7		+	-	۹	-	TOTAL	1			_			†	10101		۹	-	1 1 1 1	\mid	<u> </u>	
1970年度 1975	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1			1 1	1 1	1 1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	248, 375, 9 287, 366, 4	I	Ι	T	T	ı	ı	ı	- 134, 506.	<u>ග</u>	T	54.2	88	T	Τ	16.0	011.	I	Ι	- 00	148.	Τ	1	6. 1
	330, 396. 8 355, 096. 2	7.	7.4			7.3	7.6		9	7 5.	7 4.4	54. 1	54, 556.0	14.3	15.1	16.5	2, 320.0	* *	* *	_		3.8		4.5
	451, 683. 0 453, 603. 9	∞.	8.0			8. 4	7.9		$\overline{}$	89	1 5.4	52.	92, 096. 7	14.1	11.5	20.4	1,951.1	* * *	* *	4	990	9.6	5.5	5.5
	525, 304. 5 462, 181. 7	ς,	2.1			2.7	2.1	9	0	2.	0 2.4		85, 897. 5	9.	8.4	16. 4	1, 264. 9	* * *	* * *	~	132.	△5.5	4.6	5.5
	537, 616. 2 485, 624. 8	÷.	1.4		∞		1.6		2. 7 287, 986.	- 0			.996	4.	6.1		537.1	* * *	* * *	-	274.	9.0		4.7
	527, 408. 4 482, 111. 5	₫;	0.7	\ 0.7	4 (0.10 0.10 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	∆ 0.6	0.8	0. 4 288, 899.	0.0	0.0	% 1	499	9, 1	0.6		△1,013.3	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* · * ·		23, 605. 1	· ·	Ġ,	4.5
	523, 466. 0 486, 545. 6	₫,	∑ .		0 1		4.		0 288, 839.	000	<u>.</u> ;		78, 221.9		0.0	14.9	△955. 7	* * *	* : * :	N .	054.		<u>.</u> ;	4.4
	526, 222. 6 495, 925. 2	0.0	0.1	0.7		∞ c			288, 063.	<u>∞</u> °	0. +	54. 7	. 786	0.7	ლ <		772. 6	* ; * ; * ;	**		23, 155. 8	4 .0	0.2	4.4
	524 400 7 616 427 6	<i>-</i>	- c	- 0) -	o		202,020.	÷ ا			07,000,0	7 6	7.0	0 0 0	1,440.4	() () ()	() () ())) (00 00 00		- : -	4, <i>-</i> О п
	527 264 0 697 137 67 6	<i>-</i>	9 0				o c		0.0000000000000000000000000000000000000		<u> </u>	¥ 2	00,000.0	. c			001.4	() () ()	() ()		0,090,0			4, -
	538 484 0 527 570 0		o o	 	4 r				ה מ	<i>-</i>		¥ 15		, <	, i <		923.0	6 3 6 3 6 3	() ()	7 0		 		4, <i>-</i>
	516 174 0 508 261 0	≥ ≤	o -	- « <	2 0	<u>ا د</u>		> -) +	; -	; ç	3 2	704) <			1,013.5	6 3 6 3	+ + + +	2 0	11, 332. 1 2			j
	497 366 8 495 877 5	- 6 1 <	- C - C - C) <	. 7	1 <		1 < 5 c 1 7		1 <	7 0 7	3 5	71 813 2	; \		14.6	_, , 587.0	÷ *		0.0	16 501 2	20.00	3 0	. c.
	504 872 1 512 063 7	; 	2 -	i co	-) 			ט יכ	- 1	<i>-</i>	22	72 530 8		0		1 105 8	*	* * *	0	7 239 7			; c.
	500 040 5 514 679 9	: [- G	0 0	- 0	- 6		9	0		: c		74 920 1	. c.	9		1,600.5	* *	* *	1 00	7 986 7	. 4 . c.	. 4	. c
	499, 423, 9 517, 922, 8	0	0.6	9	4	0.1			0	0.0	; —	22	75, 794, 8		. 1	15.2	307.2	* *	* *	, –	8, 680, 7	6	4.5	2 0
	512, 685, 6 532, 080, 4	α,	1.6	2.7	0	က			2, 5 298, 780.		2		80, 547. 3	6.3	5.4		△1,431.4	* *	* *	3	90, 777, 5	11.2		4.
	523, 418. 3 530, 191. 6	2.1	2.0	0.4		4	2.3				\2	26.	83, 792.6	4	2.7	16.0	217.7	* *	* * *	0	9, 768.3	△4.9		က်
	540, 739. 4 539, 409. 3	က	3.7	1.7		3.4			3. 2 299, 839.		o.	53	86, 962. 4	w.	3.4	16.1	1, 402. 7	* * *	* * *	က	20, 396. 3	3.2		က်
	544, 827. 2 543, 462. 5	0	1.2	0.8		0.4	0.7	0.8	1. 3 298, 333.	5	5 00.3	54.	87,000.6	0.0	0.8	16.0	210.2	* * *	* * *	0.0	21, 251. 1	4.2		ა ი
	555, 721. 9 553, 214. 8	2.0		 		- 6					<u>.</u> .	¥. 5		ന [്] (N,	16.2	1, 748. 2	* · * ·	* · * ·	m •	21, 255. 1	0.0		က က်
	556, 303. 7 554, 260. 3			0.0		o o	0.0				j ₹	¥. ½	92, 031.8	~i <	<u>.</u>		2, 220. 2	* ; * ; * ;	* ; * ; * ;	9 0	20, 527. 9	∆ 4.5 4.5 5.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	4. ر ی م	~ ი
2020	535, 546, 2 525, 766, 9	7 o. c	0. 0. 0. 0. 0. 0. 0. 0.	↑ 0. √ ↑ 4. 5	↑0.∠ ↑4.5 ∠	0. z 0. 4. 2	o 60 0 00 1 ∨ 0	4 6 5	3. 9 286. 978.	4 CU.	5 0.0	23.0	84, 495, 8	ა ნ 2 \ 2 \	0.0 □ 7.5	0. 0. 0. 0. 0. 0. 0.	, 313. 4	6 *		10	9.831.6	4. ∠ △7. 3	0 %	ი
見込み(注	544, 900. 0		I	2.6	I	2.2	Ι	1.4	- 293, 200.	0 2.	2		300	4.	2	I	400.0	*0.1	*0.1	-		5.6 △		Ι
(法)	564, 600.0	w.	Τ	3.2	Τ	3.9	Ι	3.1	- 307, 300.	0 4.	8 4.0	Ι	93, 400.0	5.	5.	T	0.009	*0.1	*0.1	-	1, 500.0	2.8	6.0	Ι
2018. 4- 6	559, 716. 2	0	I	0.4	ı	0.6	1	0.4	- 304,852.	3	0.		92, 765. 1			16.6			* * *	က	20, 151.0	△2.5	3.1	3.6
6 - 2	554, 857. 2 553, 131. 0		I	∑0.7 0.7	1	0.9	7 '	^I.0	- 305, 529.	4.0.0	22 00.1	55.1	90,306.8	D. 6 0. 6	∑2.7 2.7	16.3	<u>.</u>	* -	* · * ·	0.4	20, 261. 5		0.3	
10-12	222, 270.	j -	1	70.0		10.0 10.0	7	70.0	- 304, U69.	4 6	j 0		92,309.3			16.7	3, 212.3	* ; * ; * ;	* ; * ; * ;	0.0	20, 363. /	J. 0	1.0	ر د د د
 	569 554 7			Э п	1) o		0.0	306,602	- ra	<i>-</i>	, L	02,010.0				410.		÷ +		21, 137. 3	0 0) () ()
7-7	562 300 S	5	1	900	1	0.0	1		- 308 419	. d	0.0	, 75 5 0	94, 342. 0		2.0	16.0	145.8		÷ *			. O	+ ×	ن د د
10-12	550, 097. (2	1	22.7	-	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1	22.7	- 298, 109.	6	23	54.2	88, 543, 2	7.90	\(\frac{1}{2}\)		822.5		* *	0.0	21, 653, 8	△ △	6.17	6 6
2020. 1- 3	553, 878, 2	7 0.7	I	0.4	T	0.7	ı	0.6	- 301, 134.	5 1.	0.8	54.4	91,004.8	2.8	2.7	16.4	696.2	* * *	* *	0.11	30, 669, 8	△4.5	4.9	3.7
4- 6	512, 525. (\triangle 7.	Ι	0.7△	-	△7.8	7	27.3	- 275, 163.		\$	53.7	84,021.3	△7.7	0.9		1,487.3	* *	* *	0.3	20, 469. 8	△1.0	v0. 1	4.0
7- 9	538, 980. 4	5.	ı	5.3	Ι	5.1	1	2.0	- 289, 479.	3		53.7	83,713.9	1 △0.4	△0.4	15.5	$\triangle 1.2$	* *	* *		19, 548. 5	△4.5	7.4	3.6
10-12	546, 104. 8		Ι	1.9	ı	1.6	ı	2.1	- 291,880.	7 0.	8 1.6	53.4	84,605.1	1.1	1.2	15.5	△885.4	* * *	* *	△0.2	19, 467. 6	△0.4	≥0.1	3.6
$^{\circ}$	543, 564. 5	Q	T	△0.5	Ī	△0.4	7 –	1.0	- 291,117.	5 △0.	3 △0.8	53.6	85, 427. 7	7.0	0.4	15.7	△374.3	* * *	* * *	△0.1	19, 902. 5	2.2	0.9	3.7
P 4- 6	693. 4		I	9.0	I	0.3	1	0.2	- 291,898.	0	3 0.7	53.6	87, 863. 0	2.9	2.0	16.1	△469.6	* * *	** ** *	∑0.1 20.1 20.1	20, 552. 9		1.0	က တ (
P 7- 9	538, 923, 3 534, 176, 4] 	I	7.0	· 		7	^I. 6	- 289, 524.	00	8 0 i 0	53.7	86, 342. 6	\[\]	→ . - - - - - - - - - - - - -	16.0	△150.4 △747.5	* : * :	* : * :	0.00	20,887.8	9.F	9.I.	
	7.CF/	-i		1.1		0.0		0.0		7	9 4.4	34.0	01, 210.0	1.0	0.0	10.1	△/40.0	*	k k	ZU. 1 ¹	21, 091. 0	7.0 Z	N. U	ن. س
発表機関						K						W						併						
(注) 国内総古田	5 日日総所得: 2008 S N A	ANSS		2021年10-2月期	明り冷凍報信	昭備 (連針	当七十	1993年月	F + 7 (12000)	医年基進	1994年	年い路はら	2015歷年基	七洲 (半)	1 Z.									

(注) 国内総支出,国民総所得:2008 S N A, 2021年10-2月期2次速報値(連鎖方式、1993年度までは2000暦年基準、1994年度以降は2015暦年基準)による。 2021年度実績見込み、2022年度見通し:令和4年1月17日閣議決定。なお、*書きは、寄与度である。

[国内総支出・国民所得・貯蓄率]

		野		%	I	1 4	, rc	5 5	10	<u> </u>	. c.	i ۸	; c	iο	10	iα	j c	; <	i <	ŕα		; -	-	0.0	o.	. .			ľ		Ι	9:18	0.5 v	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	3.7	0.1	11.5	0.12 0.63		2.0.0					
	에 ቱ	Ş	I 人当 9	千 用	Ι																			2, 961							I	I		ı	I	I	1	I	I						
	K H			10億円		. 878	550	98	380 158 1	2 6	3 8	247	647. 555	776		394 989 7	213	. age	200	000	739.	15.0	570	376, 677. 6	629.	293.	400, 516. 4	2007	607.	500.	800	101, 391. 9	900	282	031.	97, 557. 3	231.	96, 827. 7	87, 474. 3	89, 035. 4	105, 155. 7 06, 059, 0	30, 002.			
	(控除)	公	構成足		Ι		5 0	io	. v	΄ σ	i o	σ	o o	. .	. 0	<u>5</u> 4	<u>, </u>	. .	5 5	1.		. e	6	19.5	17.	15	- 4	7 œ	. 7.	<u>'</u>	Ι	17.	xi o	17.	17.	17.	17.	16.					19.7		
	の輸入	期比	ful.	%	I		4	j 	4	ĖÇ	<u>-</u> 6	4	ŕς	iσ	o c	o c	i o	; <u> </u>	j <	1	1 rc	ാ് ന	; ~	: m	Ö	٥ 0	n c	უ c	ب ا	j	4	0.3	0.4	33	;	2	\bigcirc	Q .	₫;		o c	0 00 0 01 0 01	4	0.4	
	ービスの	湿					15	<u>i</u> o	. C	÷		· (*)	; -		, t	- 5	<u>i</u> o	; <	15	17	. ∈	5	. 6	4.	⊘ 8	%; ;	= '	· <	j <u>c</u>	27.	ωi	1.7	Ni ≂	ř	-	0.	Ď3.	, D3	<u> </u>	4. 1	ni o	. o	.0.	9	世
	財貨・サ			10億円	I	930	32,801.3	, 50 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	497	50 243 7	478	8	96	50,077,7	. 00	78 186 8	85, 768, 8	81,700.0	240.5	70,00	78 /01	82,026.5	97, 527, 3	102, 031. 1	93, 126. 8	84, 814. 3	94, 647. 9	07, 666, 3	84 544 0	107, 500, 0	116, 500. 0	99, 825, 5	524.	200	062	429.	202	478.	370	02, 200. 6	3 5	615.	082	112, 626. 2	
_	H		構成比		Ι																			17.7							Ι	18.3											18.8	19.4	
(世) (出	スの輸出	五	5417	%	I		^	i«	. ⊿	iσ		12:	<u>i</u>	: =	ġ	က်α	jσ	; c	<u>i</u> 0	7 .	<u> </u>	<u>;</u> <	4	÷∞		ന് ദ	ن د د	N C	j (: 	5	0.8	₫-	1	O	0.	9	₹;	△17.	xi ⊆	.9	i თ	0.	o.	
節調整済	・サービ	消			Ι	Π	>3.5) (- œ	o o	5.0	0 00				100	100		> 1. > 1.	1	- -	; c	14.2	11.5	△0.6	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0.0	, i.c.	12 - 1	20.8	7.9	0.7	0.2	0 8	△0.7	$\triangle 1.2$	0.0						1.6	4.0	
(季)	財貨			10億円	Ι	33 501 3	44 396 3	100	46, 887, 1	8 8 8	270	879	576	200	745	966	900	65.4	66, 27 8	5 6	250.	890.	015	92, 572. 1	.600	244.	69Z	06, 708, 7	125	600	109, 600. 0	102, 224, 4	963	98 826 6	98, 114, 2	96, 893. 2	96, 015. 7	174.	859	80, 60I. 4	630	99, 495, 9		105, 084. 9	
H			名 構成比		Ι																			5.6							Ī	5.1	о. П	. rc	5.1	5.2							5.5		整
		(半)	男 元 実質 権	%	-		7	1		; <	. 5	. 4	;	1 <	1 <	; (; e	; [] {	j o	, ,	1 <	<u>-</u>	· 00	; < <u>;</u>	₫	9,6	Ni c	-	٦.	33	0	·	₫ <	i –	0.	1.0				. i -		1 4		△3. 6	
łX			名田		I				် ဇ	-					-					-			9	<u>i</u> —	₫	Q 0.0	က် c	νiα	י נכ		· · ·	2.5	₫ <	1 -	i	ı.i	2.	0.0	%i -	-i -	∹ <	1 <1	\triangleright 2.		
線	母	海	(含 (在庫変動)	10億円	1	23 222	22, 22,	20, 220,	48 140	4,0	37, 262	35,060	20,00	30, 153	, ac	26,000.	25, 017.	25, 914. OF 917	23, 217.	24 7 70	24, 743,	24, 520.	27,081	27, 422.	26, 970.	26, 803.	2/, //6.	28, 319.	30,883	30,500	30, 600.		28, 384.	28 465	28, 769.	29, 117.	29, 708.	29, 469.	30, 260.	30, 764.	21, 27.5.	30, 324.	29, 594.	78, 899. 6	
			名 構成比		I		<u>~</u>	<u>; ç</u>	5 7	<u>.</u>	<u>-</u>	17:		- 1	17.	17.	17.	. œ	<u>.</u>	ġç	<u>, 0</u>	2.5	6	9 6	19.	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>5</u> 6	3 5	. '	_	19.5	2.0	. 6	19	19.	8	8,5	2.2	7. Z	3 5	21.	21.8	71.	
K		#Pmt o	期 比 実質	%	ı		-		: m	ġα	; c	i	. c	νi⊂	o c	<i>i</i> c	- i	· <	1	ic			-		2	o .		<u> </u>	, ,	1 <	io	0.1		Ö	; - -i	0	Ö	0.	O 0	Ni C	; <			0.0	
		浜	名田				4	ř r	. 6.	j c	1 ~	i c	<i>i</i> c	<i>-</i>	5 0	<i>i</i> <	-	· <	- -	-				. 2.	.2	o 0	۰ ن	-, c	, -			0.2					Ö.	9.	<u></u>	2,0		5 -	1.8	~l	K
Ħ		最終		10億円	ı	34 936 6	45 961	60, 301.	79, 149, 3	80 401	92, 354	92,662	92, 602.	93, 302.	07 787	94, 46.	04, 52	07,00	94, 035.	07, 07, 07	97, 735	99, 455	101, 443	104, 157.	106, 285.	106, 798.	107, 706.	109, 092.	113 706	117, 400.	118,000.0	108, 953. 6	108,805	109 695	111, 125.	111, 568.	112, 448.8	112, 207.	111, 633.9	114, 435. 1		115,	117, 732. (116,658.3	
	及	1	名 構成比		I	23.4	20.7	10.0	24.2	24 1	24.	24.4	. 60	38	3.5	3 5	18	25.00	27.0	. 10	24.0	24.0	25.5	25. 1	24. 6	24. 5	24. 4	24. /	27.0	5.1	I	24.6	24.7	24.7	24.9	25.0	25.8	25.6	27. 7	20.00	20. 7 26. 8	26.8	27.3	26.9	
	A		期 比 実質	%	I		<	j -		i <			; c			<u>;</u> <		; -	<u>-</u>	r c	-		· (r)	0.3		<u> </u>	9.0		i c	io	o.		0.0	Ö		0	Ö.	0.	_; ,	-i ⊂) <	1 0	0.	₫	
			名目		ı				. 4											<	- -	<u> </u>		i ci		o.		<u> </u>	10	1 <	io	0.7	3 5		;	0	ij	9,	0.0	Ni C	j <		0.	ď	
				10億円	I	58 159 1	68 284 6	80,407.0	127 290 0	120, 627, 6	129, 627. 0	127 723 6	105 807 5	123, 027. 5	100 180 0	120, 402. 0	121 496 4	120, 430, 4	120, 110. 0	100 407 7	103 769 5	124 496 A	128 524 2	131, 580. 6	133, 256. 1	133, 601. 7	135, 483. 1	13/, 412. 2	144 589 4	147, 900. 0	148, 600. 0	137, 620. 5	137, 189.	138, 252	139, 895.	140,685.	142, 156.	141, 676.	141,894.	145, 199.	142, 050. 145, 569	145, 967, 7	147, 326.	145, 558.0	
					1970年度					Ť					T					T											2022年度見通し(注)		0 - 0	2019 1- 3	4- 6	7- 9	10-12	2020. 1- 3	4-6	0 - 0	2021 1- 3	Р 4- 6	P 7- 9	7	発表機関

[企業収益]

	法 人全	金業	※ 注 計		<u>—</u> —	国企業	金産業,	題	(注)
	売 手 年 光	経常利益 前 年 比	設備投資 前 年 比	売 年 年 元	大 製	森 清 利 年 万 千	大製金油業業	元上高経常利益率	大製 造光 崇楽
1990年度	9.5	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	0.10	3.41	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
2010	1.3	36. 1	△0.2	4.5	6.9	38.3	67.9	3.61	4.68
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52
2018	0.0	0.4	8. 1	2.5	2.9	0.4	0.0	5.71	8.21
2019	△3.5	△14.9	△10.4	4.1△	△3.2	⊳9.6	△17.5	5.23	7.00
2020	△8.1	△12.0	△5.0	△7.8	△7.8	△20.1	△1.4	4.53	7.48
2021	[4.0]	[24.2]	(2.5)	* 4.3	*10.0	*32.0	*42.0	*5.75	*9.70
2022	(3.2)	[0.9]	[8.1]	*2.1	*2.4	* △0.9	* △2.9	*5.59	*9.21
2018. 10∼12 2018·下 2019. 1∼ 3 2018·下	3.7	△7.0 10.3	5.7	1.7	1.6	△2.3	△8.5	5.24	6.77
4∼ 62019·±		△12.0 △5.3	1.	0.8	△1.1	△5.1	△15.9	5.84	8. 28
2020. $10 \sim 12 2019 \cdot \text{F}$	△6.4 △7.5	∆4.6 ∆28.4	∆ 0.	△3.4	△5.1	△14.6	△19.7	4.64	5.73
4∼ 6 2020·± 7∼ 9 2020·±	△17.7 △11.5	△46.6 △28.4	$\triangle 11.$ $\triangle 10.$	△13.0	△15.7	△42.0	△36.3	3.89	6.25
2021. $10^{\sim}12_{\ \ 3}_{\ \ 2020\cdot \ \ \ }$	∆4. 5 ∆3. 0	△0.7 26.0	∆4.8 △7.8	△2.7	△0.1	6.8	48.0	5.09	8.50
4∼ 6 2021·±	10.4	93.9 35.1	5.3	6.5	16.2	69.8	110.5	6.23	11.30
2022. $10 \sim 12 2021 \cdot \text{F}$	5.7	24.7	4.3	*2.3	*4.9	*6.6	*0.8	*5.31	*8.24
4∼ 6 2022·±				*2.7	* 2.8	* △2.5	* △4.3	*5.92	* 10.52
2023. $10 \sim 12 \times 12$				*1.5	*2.1	* 0.9	* △1.0	*5.28	* 8.00
発表機関	超	務	細			H	銀行		

⁽注) 法人企業統計:金融業、保険業を除く。なお: [1は「法人企業気子測調査」(金融業、保険業を除く)の年度見通しの計数である。日銀短額:*印は2022年3月調査による計画である。

最近の財政金融政策(2022年4月26日現在)

- 2020. 1.20 | 施政方針演説・財政演説
 - √ 令和元年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)(国会提出)
 - √ 令和2年度予算(国会提出)
 - √ | 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議決定)
 - 1.30 令和元年度補正予算(第1号,特第1号及び機第1号)成立
 - 3.16 | 「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化 | の決定(日本銀行政策決定会合)
 - 3.27 令和2年度予算成立
 - √ 令和2年度税制改正法成立
 - 4. 7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(閣議決定)
 - √ 令和2年度補正予算(第1号)(閣議決定)
 - 4.20 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更(閣議決定)
 - √ 令和2年度補正予算の変更(第1号)(閣議決定)
 - 4.27 財政演説
 - √ 令和2年度補正予算(第1号, 特第1号及び機第1号)(国会提出)
 - 〃 | 「金融緩和の強化」の決定(日本銀行政策決定会合)
 - 4.30 令和2年度補正予算(第1号,特第1号及び機第1号)成立
 - 5.22 │「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定(日本銀行政策決定会合)
 - 5.27 令和2年度補正予算(第2号)(閣議決定)
 - 6. 8 財政演説
 - √ | 令和2年度補正予算(第2号, 特第2号及び機第2号)(国会提出)
 - 6.12 令和2年度補正予算(第2号、特第2号及び機第2号)成立
 - 7.17 経済財政運営と改革の基本方針2020 (骨太の方針) (閣議決定)
 - √ まち・ひと・しごと創生基本方針2020 (閣議決定)
 - √ 成長戦略実行計画(閣議決定)
 - 10.26 所信表明演説
 - 12. 8 令和3年度予算編成の基本方針(閣議決定)
 - √ 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(閣議決定)
 - 12.15 令和2年度補正予算(第3号)(閣議決定)
 - 12.18 | 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議了解)
 - 12.21 令和3年度一般会計歳入歳出概算について (閣議決定)
 - √ 令和3年度税制改正の大綱について(閣議決定)
- 2021. 1.18 施政方針演説・財政演説
 - √ | 令和2年度補正予算(第3号及び特第3号)(国会提出)
 - √ 令和3年度予算(国会提出)
 - √ 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について (閣議決定)
 - 1.28 令和2年度補正予算(第3号及び特第3号)成立
 - 3.19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定(日本銀行政策決定会合)
 - 3.26 令和3年度予算成立
 - 令和3年度税制改正法成立
 - 6.18 経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針) (閣議決定)
 - √ まち・ひと・しごと創生基本方針2021 (閣議決定)
 - 〃 成長戦略実行計画(閣議決定)
 - 7.7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)
 - 10.8 所信表明演説
 - 11.19 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(閣議決定)
 - 11.26 令和3年度補正予算(第1号)(閣議決定)
 - 12.6 所信表明演説・財政演説
 - √ 令和3年度補正予算(第1号)(国会提出)
 - 12.20 令和3年度補正予算(第1号)成立
 - 12.23 | 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議了解)
 - 12.24 | 令和4年度一般会計歳入歳出概算について (閣議決定)
 - √ 令和4年度税制改正の大綱について(閣議決定)
- 2022. 1.17 施政方針演説・財政演説
 - √ 令和4年度予算(国会提出)
 - √ | 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議決定)
 - 3.22 令和4年度予算成立
 - √ 令和4年度税制改正法成立
 - 4.26 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(関係閣僚会議決定)

財政金融統計月報編集案内

- 1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考 と一般の利用に供するものです。
- 2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りして おきます。
- 3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計 画の内容が前後することがあります。
- 4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省主税局調査課(TEL. 03-3581-4111, 内線5916番)へ、編 集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部(内線5314番)へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第 1号~ 99号は第100号 第100号~165号は第168号 第166号~199号は第200号 第200号~250号は第252号第251号~299号は第300号 第300号~350号は第352号 第351号~399号は第400号 第400号~450号は第452号 第451号~499号は第500号 第500号~559号は第560号 第560号~599号は第600号 第600号~649号は第650号 第650号~699号は第700号 第700号~749号は第750号 第750号~799号は第800号 各 巻 末 年 譜 参 照

第828号 玉 内 経 特 済 令和3年度予算特 第829号 集 第830号 税 特 集 租 第831号 国 際 経 済 特 集 第832号 関 税 特 集 収 支 集 第833号 玉 第834号 投 融 沓 集 財 特 政 法人企業統計年報特集 第835号 第836号 国 庫 収 支 集 第837号 対 内 外 民間投 資 特 集 第838号 玉 有 財 特 集 産 第839号 地 域 経 済 特 集

《令和4年度特集内容(予定)》(特集内容は予告なく変更することがあります)

第840号 令和4年度予算特集

第841号 和税特集

第842号 国際経済特集

第843号 関税特集

第844号 国際収支特集

第845号 財政投融資特集

※編集上の都合により第842号は既に発行しています。

第846号 法人企業統計年報特集 第847号 国庫収支特集 対内外民間投資特集 第848号 第849号 国有財産特集 第850号 地域経済特集

定価:1,331円(税込)

次 予 告

第842号 国際経済特集

世界経済の現状と見通し T リカ・欧州・中 玉

> 統 計-

人 □ . 牛 産 雇 用 物 価 貿 易 融 金

算

そ 予 0 他・

財政金融統計月報 第841号

令和4年11月21日 発 行

完価は

表紙に表示してあります。

財務省財務総合政策研究所

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話 (03) 3581-4111代

印刷発行 中和印刷株式会社 〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14

電話 (03) 3552-0426代

各 県 の 官 報 販 売 所 販売所 政府刊行物センター

霞が関 **T100-0013** 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階 TEL(03)3504-3885

FAX (03) 3504-3889

仙台 ₹980-0014

仙台市青葉区本町3-5-22 (宮城県管工事会館1階) TEL (022) 261-8320 FAX (022) 261-8321